

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 6 日開会
平成 2 8 年 3 月 1 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 6 日

平成28年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成28年 2月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第5号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第6号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第7号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第8号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第9号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第10号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第11号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第12号 北杜市法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 北杜市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第19 議案第15号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 北杜市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う
山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 農地耕作条件改善事業（箕輪地区）土地改良事業計画について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 農地耕作条件改善事業（山高地区）土地改良事業計画について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 農地耕作条件改善事業（原長澤地区）土地改良事業計画につ
いて
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 字の区域の変更（明野町浅尾）について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 字の区域の変更（白州町白須）について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

2.出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

11番	清水進	12番	野中真理子
14番	坂本静		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	大泉総合支所長	浅川正人
小淵沢総合支所長	高橋一成	白州総合支所長	赤羽久
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

平成28年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには年度末を控え大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

世界的な金融市場の混乱の中、日銀はマイナス金利の導入を決定しましたが、不安定な市場の動きは解消されていない状況であります。景気回復のためには地方創生のための政策の実行が重要であります。

このような中、国では地方創生のための新型交付金を創設し、創生事業の地方負担について地方財政措置が講じられたところであります。地方創生なくして一億総活躍社会の実現はあり得ませんので、国の継続的な財政支援と地方においてはしっかりと施策を推進する必要があると考えております。

さて本定例会は平成28年度各会計の当初予算をはじめ補正予算や条例の制定、一部改正など多くの議案が提案されており、1年の中でも最も重要な議会であります。

議員各位におかれましては健康に十分にご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分な審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げます。

本日の出席議員数は20人です。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告1件、承認1件、議案50件です。

次に監査委員会から平成27年11月から平成28年2月実施分の例月現金出納検査、定例監査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に2月4日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町において開催され、議員18名が参加いたしました。

次に2月9日に全国市議会議長会第100回評議委員会が、2月18日には第155回建設運輸委員会が東京都において開催され、私が出席いたしました。

次に1月21日に広報編集委員会研修が実施されました。

ここで広報編集委員長から研修報告をお願いいたします。

広報編集委員長、秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

広報編集委員会は去る平成28年1月21日に視察研修を行いました。

朗読をもって報告をさせていただきます。

平成28年2月26日

北杜市議会議長 千野秀一様

広報編集委員会委員長 秋山俊和

広報編集委員会行政視察研修報告書

当委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日 時 平成28年1月21日(木)午前10時30分から12時

出席委員 秋山俊和、上村英司、齊藤功文、福井俊克、岡野淳、中山宏樹
中嶋新、小尾直知、内田俊彦、以上9名、全員出席でございます。

視察研修先 山梨県南アルプス市

研修テーマ 南アルプス市議会だより編集全般について

研修の概要

(編集方針・理念)

市長の所信表明は掲載していない。

すべて横書きで1行22文字を基本としている。

代表質問は会派共通の1ページ、一般質問は半ページである。

「市民のひとこと」欄を募集告知としている。

配布方法は新聞折り込みとしている。

以上、考察しますと横書き、左側止めで会派人数に関係なくスペースが同じであるが、記事ごとに多彩な文字の大小と文字種を変えることで、紙面として記事内容が分かりやすい。

質問者の写真についてはリアルタイムで撮影しているので臨場感がある。

政務活動の報告は、会派ごとに成果や提言を掲載してより参考となった。

配布方法は新聞折り込みであるため、購読できない世帯への考慮は必要であると考える。

次に同じく1月21日の午後2時から3時30分。

出席委員は午前と同じで、研修先は山梨県笛吹市。

研修テーマ 笛吹市議会だより編集全般について

研修の概要

(編集方針・理念)

市長の所信表明は掲載していない。

代表質問は3月・9月でありページの制限はなし。一般質問は1人当たり半ページである。

質問と答弁の色分けは一般質問のみで、代表質問はしていない。

審議内容は要点のみ掲載することから全案件の採決結果を一覧で掲載している。

市民の関心の高い百条委員会の設置、途中経過、調査結果を掲載している。

以上、考察しますと委員会での議論を大きく載せるなど議員間の討論や議会基本条例による報告会など市民に開かれた議会を目指していることがよく分かる。

議会側の広報を重視しているため、市長の所信の掲載はあいさつ程度に留めているのは市政の背景が見えなく、議会全般の動きが伝わらないように感じた。

両市の議会だよりはともに文字を大きく気軽に見やすい面もあるのに対し、本市における議会だよりは関連写真等の掲載が多いことなどがあり、答弁の色分け、「声の広場」、「輝く市民」等は改めてよい企画である。市民の皆さまが手に取ってみたいという紙面づくりを今後も継続していきたい。

広報に対する考え方の違いがそれぞれあり、地方議会が地方自治の推進に向かうことの難しさと多様な市民ニーズを議会だよりが果たす使命について、改めて考えていかなければならないと感じました。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

次に峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合 中嶋新君、報告をお願いいたします。

○15番議員（中嶋新君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をいたします。

平成28年第1回議会臨時会が1月29日に開催され齊藤功文議員、福井俊克議員、岡野淳議員、中山宏樹議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の9人が出席し、加藤紀雄議員は一身上の都合により欠席いたしました。

審議しました議案の概要についてであります。

提出された議案は条例案件3件、その他案件1件、補正予算案件5件の計9案件であります。

まず、条例案件についてであります。

はじめに議案第1号 峡北広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の内容は独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、峡北広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正するものであります。

次に議案第2号 峡北広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の内容は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の施行に伴い、峡北広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

次に議案第5号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の内容は一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第4号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

案件の内容は、山梨県市町村総合事務組合が新たに入札参加資格申請処理および審査事務を共同処理するため組合規約を変更しようとするものであります。

次に補正予算案件であります。

はじめに議案第3号 平成27年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億770万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,113万円とするものであります。

補正の主な内容は、新庁舎整備事業における建築確認申請手数料および建設工事費を計上したものであります。

次に議案第6号 平成27年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,

896万1千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の給与改定に伴い給与等を増額補正したものであります。

次に議案第7号 平成27年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億3,405万1千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の給与改定に伴い給与等を増額補正したものであります。

次に議案第8号 平成27年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,581万4千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の給与改定に伴い給与等を増額補正したものであります。

次に議案第9号 平成27年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億637万5千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の給与改定に伴い給与等を増額補正したものであります。

以上9議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長(千野秀一君)

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 上村英司君、報告をお願いいたします。

上村英司君。

○1番議員(上村英司君)

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

平成28年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月17日に山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案はその他案件1件、条例案件4件、補正予算案件2件、当初予算案件2件の計9件であります。

まず、その他案件であります。

議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合第3次計画の策定についてであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合が地方自治法第291条の7の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年の第3次広域計画を策定するものであります。

次に条例案件であります。

はじめに議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は平成28年、29年における保険料率の改定および高齢者の医療の確保に関する施行令の一部を改正することに伴い、被保険者均等割額を軽減する所得判定基準を改定する

ため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は行政不服審査法の全面改定に伴い、審理員による審理手続きに関する規程の適用除外について定めるとともに審査請求にかかる関係規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は行政不服審査法の全面改正に伴い、審理員による審理手続きに関する規程の適用除外について定め、審査請求にかかる関係規定について整備するとともに個人情報保護審査会および情報公開審査会との整合を図るため条例の一部を改正するものであります。

次に議案第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は人事院勧告および県内市町村の状況を鑑み、職員の通勤手当について改めるため条例の一部を改正するものであります。

次に補正予算案件であります。

はじめに議案第6号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ増額・減額せず、歳出予算の組み替えをするものであります。

次に議案第7号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,062万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を983億5,064万1千円とするものであります。

次に当初予算案件であります。

はじめに議案第8号 平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,244万5千円とするものであります。

次に議案第9号 平成28年度山梨県広域高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ973億417万9千円とするものであります。

以上9議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長(千野秀一君)

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第86条の規定により、

11番議員 清水 進君

12番議員 野中真理子君

14番議員 坂本 静君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（千野秀一君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月26日から3月18日までの22日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第54 議案第50号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算までの52件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案について説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成28年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の冬は記録的大寒波があった一方、春一番が吹き夏日目前の陽気を記録するなど異常気象が心配されるところであります。三寒四温と申しますが、春の訪れを待ち遠しく感じるところであります。

さて国ではGDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという3つの的を掲げ新しい三本の矢を放つため、本年を一億総活躍元年の幕開けと位置づけ、挑戦する一年としております。

また、県の総合戦略においては産業基盤の構築による雇用の創出など5つの基本目標を定めるとともに東京オリンピックを契機とした経済、スポーツなどの振興および継承をはじめ産業振興等へ取り組むダイナミックやまなし総合計画を策定しました。

本市では国・県の動向を注視する中で情報を共有しているところではありますが、平成28年度当初予算編成に当たっては北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏に基づく施策を具現化し、優先順位をつけ重点的に実施するとともに、本市の重要課題にも的確に対応することにより若者

が魅力を感じる地域づくりを推進してまいります。

なお、国の一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等の方針に基づく地方創生加速化交付金にスピード感を持ち対応するため、世界に誇る水の山ブランドの推進やフードバレー構築プロジェクト、日本版DMOの推進を計画しているところであります。

また、山梨大学など県内11大学と横浜市立大学で地域志向の人材育成を目指して4つの教育プログラムを行う地(知)の拠点大学による地方創生推進事業がスタートしました。

本市においてもツーリズムや子育て支援、生涯活躍のまちの3つのコースでフィールドの提供や講師派遣などで連携してまいります。

学習を通して学生が北杜市の魅力を感じ市内へ就職することに期待するとともに「第2、第3のふるさとは北杜市だ」という若者をたくさんつくりたいと思います。

ところで今年も冬のスポーツで、北杜の子どもたちの優れた活躍に喜んだところであります。全国高校スケート選手権大会や国体スケート競技大会などで北杜高校の石川将之さん、帝京第三高校の北原もえさん、宮嶋未奈美さんが優勝し、日本代表としてジュニアワールドカップと世界ジュニア選手権に参加しました。

子どもたちの際立つ活躍に大きな拍手を送るとともに、ご指導されてきた方々に心より感謝申し上げますところであります。

一方、山岳遭難救助活動に尽力された小淵沢町の竹内敬一さんがJ P生きがい振興財団の第8回地域安全功労賞を受賞しました。八ヶ岳・編笠山の青年小屋管理人であり、北杜警察署山岳救助隊長として遭難者の人命救助と署員の技術向上への貢献が評価されたものであります。

12月5日には北杜市食生活改善推進委員会が健やか山梨21推進大会において、健康づくりや食生活の改善に貢献した団体として知事表彰を受賞しました。減塩普及活動や食の伝承などの取り組みが評価されたものであります。

また毎年、高い評価をいただいております梨北米が平成27年産の食味ランキングにおいて4年連続して最高ランクの特Aの称号をいただきました。

関係者の皆さまのたゆまぬご努力、ご苦勞に敬意を表するとともに「安全・安心 日本の台所 北杜市」において、農業施策を進めている本市にとって大変喜ばしく誇りに思うところであります。

次に市政の状況について申し上げます。

はじめに寄附についてであります。

本市に思いを寄せる多くの皆さまからご寄附をいただいております。

高根町出身の故内田米雄様からは高根町のために役立ててほしいと多額の金銭をご遺贈いただきましたので、高根統合小学校の整備に充てたいと考えています。大変尊く、慈愛の念に耐えないところであります。心よりお礼を申し上げますとともにご遺徳を偲んでまいりたいと思います。

このほか多くの企業や個人からご支援いただいている環境保全協力金や芸術文化スポーツ振興協力金、ふるさと納税におきましても大変ありがたく、心より感謝を申し上げますとともに北杜市への熱い思いと大きな期待に身が引き締まるところであります。

これらのご寄附は、しっかりとした目的によりふるさと北杜の発展のために活用させていただきます。

次に、第2次北杜市総合計画の策定についてであります。

総合計画は本市の魅力をも十分に生かしたまちづくりを行う上で、非常に重要な役割を担っております。計画の策定に当たりましては市民アンケートの実施、各地域委員会からの意見聴取、企業・各種団体からのヒアリングの実施など、多くの市民から第1次総合計画の検証や市の将来に向けての夢と思いをいただいたところであります。

計画に当たりましては全庁的な体制である北杜市総合計画策定本部で検討し、北杜市総合計画審議会においてご審議いただき、来年度中に策定してまいります。

次に、第4次行財政改革大綱の策定についてであります。

市の財政状況は少子化による人口減少、高齢化の進行、交付税の段階的縮減等により今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。

これまでも財政の健全化を一丁目一番地として、行財政改革大綱に基づく取り組み等を推進することにより、来年度末における市債残高はピーク時の1,009億円から683億円に、基金残高は合併時の50億円から149億円に、合わせた改善額は425億円となる見込みであります。

市民の皆さまに痛みも伴ったことと思いますが、ご理解・ご協力に感謝申し上げます。

このように一定の成果を上げてまいりましたが、来年度、第3次行財政改革大綱の計画期間が終了することから平成29年度からの第4次の大綱を策定し、将来をしっかりと見据えた中で健全財政を維持し将来に負を残さない安定的な行財政運営に努めることとしております。

次に、移住定住に向けた取り組みについてであります。

ふるさと回帰支援センターが過日発表した2015年の移住希望先ランキングでは、山梨県は昨年に続き上位に付け、その中でも大多数が北杜市への希望でありました。

このような状況において昨年12月以降、首都圏、名古屋市および大阪市等において延べ10回開催した移住定住セミナーには全国各地から多くの方々に関心を持っていただき、保育園・小中学校など詳しい相談も数多くあったところであります。

今後もやまなし暮らし支援センターを活用した北杜市相談ウィークや移住・交流情報ガーデンおよび甲斐適生活応援隊相談会とも連携を図り、各種相談会等を通じて本市の魅力を伝えてまいります。

なお、セミナー等に参加いただいた子育て世代など5組の方々が、空き家や市営住宅に移住していただくこととなりました。

次に空き家バンクの活用についてであります。

空き家の利用希望登録者が200名を超えたところでありますが、本年度7回開催した現地見学会には首都圏を中心に毎回10組前後の方々が本市を訪れていただき、これまでに18件の成約につながりました。一方、空き家の物件は昨年、行政区長を通じ調査していただいたものを含め、現在26件が登録されております。

また空き家バンク登録物件清掃費等補助金には4件の利用があり、好評をいただいているところであります。

しかし空き家登録数は十分ではないため、清掃等の費用負担を軽減する補助金の周知を図り、移住定住希望者のニーズに応えるよう空き家の確保に努めてまいります。

次に、就業促進住宅整備事業についてであります。

本市は市外からの通勤者が多いことから夜間人口よりも昼間の人口が多く、また県外からの転勤世帯への社宅や新規採用社員のための民間アパートおよび社員寮等が、不足している状況

にあります。

このような中で社員の市内定住と雇用の促進を図るため、また白州町地域委員会などからの住宅建設の要望もあることから所得制限なく入居できる、企業向けの就業促進住宅を白州町に整備することとし、平成29年度から工事着手を目指しているところであります。

次に、子育て支援住宅整備事業についてであります。

現在建設中の子育て支援住宅大泉団地は来年1月の入居開始に向け、本年6月に入居の募集をする予定であります。また武川団地は来年度から整備工事に着手し、平成30年1月の入居を計画しております。

なお、ありがたいことに須玉団地は入居者から大変好評をいただいております。

次に、保健センター改修事業についてであります。

市保健センターは妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援をする日本版ネウボラとして子育て世代包括支援センターを併設するため、施設全体の大規模改修を実施してまいります。

次に、保育料第2子以降無料化についてであります。

本市において独自の子育て支援策として、平成21年度から実施している第2子以降無料化については、すべての児童を対象としているところであります。

国では子育て世代の経済的な負担を軽減し、少子化に歯止めをかけるため来年度から第3子以降の保育料無償化の対象を拡大する方針が示されたところであります。

また、県においても多子世帯支援の一環として、第2子以降が3歳になるまでの間、保育料を無料にする事業を本年4月から実施するところであります。

さらに国においては、ひとり親世帯等に対する優遇措置も併せて拡充させることから、保育料負担軽減においても見直しを行っている状況にあり、児童扶養手当については第2子以降の加算額を引き上げることとしたところであります。

今後もこれら国の動向を注視し、円滑な制度改正に取り組んでまいります。

次に、保育園等の入園申込状況についてであります。

保育園、認定こども園において、来年度の入園申込書を提出された児童は市外施設への広域入所分を含め現在1,104名で、すべての児童の受入を決定したところであります。一方、子どもたちが集団生活の中で学び、成長することができる環境を整備するための保育所型認定こども園については、本年4月から須玉保育園、長坂保育園小泉分園および白州保育園の3園を開設してまいります。幼稚園部門に3園で19名の申込をいただき、受入を行うこととしたところであります。

今後も子どもたちが健やかに育ち・学ぶことができる子育て環境づくりを進めるとともに子どもたちの声が響くまち北杜を目指してまいります。

次に結婚支援についてであります。

昨年、総合戦略の一環として開設した出会いサポートセンターでの見合いにより、これまでに5人が成婚しております。またハケ岳定住自立圏共生ビジョンの出会いイベント開催事業において、首都圏の独身女性が利用できる首都圏発ハケ岳定住自立圏行き直行バスを試行的に運行し、圏域内を訪れる機会の提供と婚活イベントにおいて首都圏女性と圏域内男性との出会いの場を創出したいと考えております。

次に、山梨県トラック協会との協定締結についてであります。

一般社団法人山梨県トラック協会の社会貢献事業による備蓄庫が長坂町内に設置され、先月15日に使用に関する協定を締結したところであります。備蓄庫には非常食・飲料水・簡易トイレが保管され、災害時には地元区長の判断で使用が可能となるため、身近な備蓄庫の存在が地域の皆さまの安心に大きく役立つものと期待しております。

次に、自治体情報システム強靱化事業についてであります。

インターネット環境があらゆる業務に不可欠な現状において、昨年、日本年金機構における個人情報流出事案は、住民情報を扱う地方自治体に重大な警鐘となりました。

国においては自治体情報システム強靱性向上モデルを示し、その取り組みについて支援する事業が創設されたところであります。

本市では巧妙化しているサイバー攻撃等のリスクを低減するとともに、マイナンバー制度の本格運用に向け万全を期するため、国・県等と連携し庁内情報ネットワークの構成を変更するなどの対応を行い、なお一層の情報セキュリティ対策を確実に実施してまいります。

次に、臨時福祉給付金についてであります。

国は来年度前半に個人消費の下支えに資するよう、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低所得の65歳以上の高齢者に3万円を給付することとしておりますので、本市でも準備を進めているところであります。

なお、10月以降には消費税8%による影響を緩和するため臨時福祉給付金の対象者へ3千円、障害・遺族基礎年金を受給している方には3万円が支給される予定であります。

次に、企業型農業生産法人の参入についてであります。

本市では「安全・安心 日本の台所 北杜市」を実現すべく北杜市フードバレー構想を推進しております。その実現に向け大きな力を発揮しているのが企業による農業参入で、新たに2社が本市へ参入することが決定しました。武川町山高地区には、大規模施設によるホウレン草の養液栽培を、須玉町江草地区には栄養価の高い野菜を栽培し、ジュース等に加工して東京などの直売店で販売をする法人であります。

両法人とも雇用の創出など地域活性化を期待しており、今後、連携協定を結び国・県の事業や制度資金を活用しながら、農業経営がスムーズに開始できるよう県等関係機関と連携し参入を進めてまいります。

次に、南アルプスユネスコエコパークの推進についてであります。

昨年立ち上げた北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会では、来年度は各専門部会の事業計画に基づき研修や環境保全事業、調査研究事業、PR事業等を予定しております。市としても、開山200周年の甲斐駒ヶ岳を中心とした世界に誇れる貴重な資源を再認識するとともに優れた自然環境の持続的な利活用を図る地域づくりを推進するため、地域連絡会と連携し次世代につながる活動を支援してまいりたいと考えております。

次に市内小学校施設等の整備、改修についてであります。

須玉小学校は建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから児童の教育環境を整えるため、平成29年度にかけて改修工事を行う予定であります。また、平成31年度に開校する高根地区統合小学校については、本年度において基本設計を行うとともに、高根地区新しい学校づくり会議から要望のありましたスクールバス乗降所等を整備するため、高根東小学校の校舎や屋内プールの設計、スクールバス等による通学の安全対策のための周辺整備を実施してまいります。

なお、高根地区統合小学校の校名などを検討する委員会等を設置し、検討・協議を進めてまいります。

次に芸術文化・スポーツ振興事業についてであります。

先月31日に日本の伝統芸能に触れる機会を創出するため、第10回長坂まちなか寄席を開催しました。このイベントは開催10周年を記念して、芸術文化スポーツ振興基金を活用したもので、上方落語協会会長の桂文枝さんと門下の噺家さんの落語には大きな笑い声に包まれました。

一方、先月6日には第63回峡北スケート大会を開催し小学校、中学校の2部門に128人が参加し、日ごろの練習の成果を競いました。

また、先月23日には八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン事業の取り組みとしてオリンピック銅メダリストの橋本聖子さんや岡崎朋美さんを指導された長田照正先生をお招きして、スケート教室を開催しました。

このように県立八ヶ岳スケートセンターを積極的に活用することにより利用者が増加し、センターの存続が延長となりますので、この貴重な施設を市民の皆さまも多にご利用いただきたいと思っております。

次に、無形民俗文化財の県指定についてであります。

市指定無形民俗文化財である白州町の下教来石の獅子舞と道祖神祭りが他にない特色や獅子舞と併せて地域を挙げて行っていることが評価され、今月22日に県指定の文化財となりました。長い間、保存されてきた地元の方々に敬意を表するとともに、未永く継承されていくことを願うところであります。

次に平成28年度の主な施策と予算について、北杜市総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

学校教育環境の向上を図るため、小学校施設等中長期保全化計画策定事業費として1,714万円を計上し、計画的に小学校の施設改修等を実施することにより効率的な教育環境の改善を進めるとともに情報化を推進するためICT環境整備中長期計画を策定してまいります。

また老朽化が進む須玉小学校大規模改修事業費として9億5,433万1千円を統合に伴う新たなプール整備の設計などを行う高根統合小学校整備事業費として8,460万1千円を計上しております。

一方、生涯スポーツの充実としては国民体育大会関東ブロック大会ビーチバレーボール競技が白州体育館サンドバレーボールコートで開催されることから、競技規則の規格を満たす施設への整備費として1,590万9千円を計上しております。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

ふるさと創生において雇用の確保は重要な課題であるため、引き続き市の立地条件を生かした基盤整備や耕作放棄地の解消を進め、企業や農業生産法人の誘致に取り組んでまいります。

主な事業としては就労者の住環境の向上や移住定住人口の増加を図るため、社員寮を建設する企業や就業者等の賃貸住宅などを建設する事業者への助成として2千万円を計上いたしております。

また道の駅こぶちさわの駐車場整備事業費として1億5千万円を、新たに創業する事業者を関係機関が連携して支援する創業促進支援事業費として661万2千円を計上しております。

第3に安全・安心で明るい杜づくりであります。

災害に強く誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域防災力を強化するとともに安心して子どもを産み・育て、子どもたちが安全に元気で生活できる地域づくりに取り組みます。

主な事業としては市立2病院の自主的な取り組み方針を示すとともに経営の黒字化・安定化を目指すための新北杜市立病院改革プラン策定事業費として1,080万円を計上し、安全・安心な医療が提供できるよう経営改善を図ってまいります。

また、第3次北杜市地域福祉計画策定に当たりましては地域社会が抱える問題の多様化や地域福祉ニーズの変化に呼応した施策を織り込んでまいりたいと考えております。

なお後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中で地域密着型サービスの基盤整備を進めるため、認知症高齢者グループホームの施設整備および開設準備等を支援してまいります。

一方、子育て世代包括支援センターの充実を図るため、保健センター改修事業費として1億6,856万8千円を、住宅取得費用などの一部を助成する子育て世代マイホーム補助金として1億1,100万円を計上しております。

また本市独自の保育料第2子以降無料化を継続するとともに保育事業費に6億8,936万1千円を計上し、認定こども園や病児・病後児保育園の設置運営など充実した保育を進めることとしております。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

上下水道事業については平成32年度からの地方公営企業会計への移行に向け、固定資産台帳の整備を進めるとともに、上下水道施設の長寿命化や耐震化を踏まえた投資計画を把握するためのアセットマネジメントの策定や下水道等処理施設の効率的な更新計画を把握するための設備情報のデータベース化などを行います。

また本市の観光の玄関口である小淵沢駅の駅舎、駅前広場などの整備とともに長坂駅のエレベーター設置等によるバリアフリー化に向けた設備等の調査・検討に要する経費、合わせて14億3,515万7千円を計上しております。

一方、災害時などにおける迅速な飲料水供給体制を実現するため、災害対策給水車整備事業費として1,412万2千円を、子育て支援と定住促進を図るため武川町の子育て支援住宅整備事業費に5億7,033万1千円を、市内企業の雇用促進と社員の市内定住を図るため白州町の就業促進住宅整備事業費に7,965万1千円を計上しております。

第5に環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギービジョンに基づき「災害に強い安全・安心のまちづくり」、「世界に誇れる再生可能エネルギー先進自治体を目指して」、「豊かな自然の恵みを分かち合う」の3つを基本方針として取り組みます。

来年度は須玉保育園への太陽光発電設備や主要施設へのソーラー街路灯の設置等に要する経費5,326万9千円を計上し、環境にやさしく、かつ災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また子どもたちが南アルプスの地域資源や歴史文化などを調査・発表を行うこども公民館劇場や本年、甲斐駒ヶ岳が開山200年を迎えることから開山200周年記念事業を地域連絡会等と連携し開催する予定でありますので、南アルプスユネスコエコパーク推進事業費に1億2,089万9千円を計上しております。

第6に交流を深め躍進の杜づくりについてであります。

本市の国際交流において、特に韓国抱川市とは職員の相互派遣を行うとともに双方の伝統民俗芸能などの文化交流も積極的に取り組んでまいりました。

来年度は訪日外国人の誘客を目指し、韓国国内での本市の観光PRを推進する観光客誘客事業費として472万円を計上しております。

また昨年、韓国の新聞社などが選定した韓国を輝かせた世界の70人の中に浅川巧が選ばれたことから、韓国内においてその活躍が改めて評価され、関心が高まっておりますので今後も日韓が共に近くて近い間柄となるよう一翼を担ってまいります。

一方、結婚支援事業費として627万7千円を空き家バンク清掃費補助金、移住定住相談員の設置、都内への移住定住臨時相談所の開設などにより移住定住の促進を図る定住促進対策事業費として1,457万3千円を計上しております。

第7に品格の高い感動の杜づくりについてであります。

本市の地域資源を生かした多様な観光振興を展開するに当たり、八ヶ岳観光圏は日本の顔となる観光地ブランドの構築に向けて、住んでよし・訪れてよしの観光地域づくりに取り組んでいます。

来年度は環境保全と観光客の受け入れ態勢の充実として、八ヶ岳青年小屋へ環境対応型トイレの整備や川俣川渓谷獅子岩橋の吊り橋整備などを行う観光施設管理事業費として1億3,393万4千円を計上しております。

また芸術・文化を育む教育や普及活動として質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供するため、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンにおけるショパン国際フェスティバルプレ事業のヴァイオリンコンサートをはじめ、親子のためのクラシックコンサートや一流の演出家による演劇、雅楽のコンサートなどを行う芸術文化自主・共催事業費として2,190万円を計上しております。一方、史跡梅之木遺跡の竪穴住居の復元などを行う文化財環境整備事業費に9,481万5千円を計上しております。

第8に連帯感のある和の杜づくりについてであります。

行政機能の充実としてスマートフォンなどあらゆる情報端末に対応し、情報発信機能を充実するためのホームページリニューアル事業費として1,012万3千円を、また市内ネットワークを再構築してセキュリティを強化する自治体情報システム強靱化向上事業費として1億6,594万9千円を計上しております。

一方、ふるさと納税については寄附される方の便宜性を図るため来年度からインターネットで納付手続きが可能となる、ふるさと納税電子決済代理収納システムを導入するとともに多くの方が本市を訪れたくなるような魅力ある返礼品を加え、一流の田舎まち北杜市をPRしてまいります。

人口減少が進む中、国においては地方創生を最重要課題としております。

自治体の知恵比べの時代でもあります。自分たちのふるさととは自分たちで考え、自分たちの責任の中でふるさと創生を進めてまいります。

これら8つの杜づくりを政策の柱に本市の強みを前面に出し、これまで以上に創意工夫を重ね、未来に誇れる北杜市を築いてまいります。ベンチャー自治体北杜市として市民の目線で市政運営に当たってまいりたいと思います。

続きまして、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

本定例会に提出しました案件は報告案件1件、承認案件1件、補正予算案件11件、条例案件10件、平成28年度当初予算案件22件、その他案件7件の合計52案件であります。

はじめに報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）については、地方自治法の規定により専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては地方自治法の規定により専決処分をしましたので議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に平成28年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと歳入面では地方交付税の段階的縮減が進む中、市税収入は固定資産税の増加が見込まれ、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では高齢化等による社会保障、福祉関係費の義務的経費の継続的な増加、上下水道事業の法適用化対応や小淵沢駅舎整備など大型事業の本格実施に加え、北杜市総合戦略および八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策を重点的に実施することから大幅な増加となりました。

平成28年度はこうした所要の財源を確保するとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、引き続き減債基金を活用して18億6千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

努力と工夫を重ねられた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債の繰上償還を積極的に行いながら、一般財源で本年度に比べ3億1千万円以上を節減するなど交付税の段階的縮減に対応した予算としたところであります。

以上のような考え方にに基づき当初予算を編成しました結果、平成28年度北杜市一般会計予算の総額は325億8,340万5千円となっております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第1号の平成27年度北杜市一般会計補正予算（第4号）については7億481万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318億3,368万5千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市税、地方交付税、寄附金、繰越金などの増額と市債などの減額であります。

歳出については、県支出金の内示に伴う水田農業構造改革対策事業費の増額と繰上償還の財源とするための減債基金積立金などを計上しております。また、公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に議案第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は高度医療および肝炎新薬給付対象者の増加に伴い療養給付費の増額等が見込まれるため、増額補正をお願いするものであります。

次に議案第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は事業額の確定に伴う不用額の精査によるものであります。

次に議案第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）は事業の確定に伴い、支払準備基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第5号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの3案件について

ては、いずれも額の確定および不用額の精査などによるものであります。

次に議案第8号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)および議案第9号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)については事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第10号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)については事業費の確定に伴い、減額補正を行ったものであります。

次に議案第11号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)については、分譲地4区画売却に伴う歳入の増額によるものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第12号 北杜市法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてから議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの3案件については行政不服審査法の施行に伴い、法務専門職員の任用や行政不服審査会の設置を規定するほか、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

次に議案第15号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については平成27年の人事院、山梨県人事委員会勧告に鑑み市議会議員、市長・副市長・教育長および職員の期末・勤勉手当の改正のほか所要の改正を行うものであります。

次に議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の職務の責任等の度合いに基づく明確な給料額の幅を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例については、市の防災行政無線整備事業完了に伴い電波体系が統一されたため、固定系親局等の規定を改めるほか所要の改正を行うものであります。

議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法に規定する地域支援事業にかかるサービス利用料の徴収方法について新たに規定するほか、所要の改正を行うものであります。

次に議案第19号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例については、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築するため、訪問リハビリテーションを北杜市立診療所で行うことができるよう所要の改正を行うものであります。

次に議案第20号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については15歳までの障害児およびその保護者の負担軽減を図るため、窓口無料方式に変更することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例については、北杜市景観計画の変更に伴い、景観計画区域内で届出を要する行為に建築物に設置するものを除いた事業用太陽光発電施設の設置の規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第22号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、法の失効期限が5年間延長されたことから新たな北杜市過疎地域自立促進計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第23号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町

村総合事務組合規約の変更の件であります。

同総合事務組合で共同処理する事務に新たな事務を加えることに伴い、組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により構成団体の議会の議決を求めるものであります。

次に議案第24号から議案第26号までの3件、農地耕作条件改善事業土地改良事業計画については山梨県知事に農地耕作条件改善事業土地改良事業計画の協議をするに当たり、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第27号および議案第28号の字の区域の変更については、区画整理工事の実施に伴い、行政遂行上および土地の維持管理上支障があることから新字界を定める必要があるため議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（千野秀一君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩にしたいと思います。

再開は11時30分。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております52件のうち承認第1号、議案第16号から議案第21号までの6件および議案第23号から議案第50号までの28件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例について総括質疑を行います。

平成27年12月2日、北杜市議会12月定例会において北杜市議会は全会一致で地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書を可決、国の関係機関に意見書を提出いたしました。

提案理由は昨今の市内の状況は日照時間日本一の恵まれた環境により、山林等に地上設置型太陽光発電施設が数多く設置されることとなり、住民の皆さまからは防災、自然景観保護の観点から今後の太陽光発電施設のあり方について懸念する声があがり、住民の安心・安全と北杜市の美しい景観を守るためでありました。

国に太陽光発電施設の適正な導入が図られるように1. 地方自治体と連携し許可事業者の情報共有と指導の強化。2. 建築基準法および関連法整備を行い規制強化を図る。3. 国において防災および自然景観保護のためにさらなるガイドラインを設ける。以上の3項目を国に求めました。議会は上位法の厚い壁に阻まれ、指導要綱の策定および条例を制定しても北杜市の権

限ではこれ以上の規制ができないと判断し、議会として権能を発揮したものと鑑みるところであります。

そこでいくつかお聞きいたします。

1. 地上設置型太陽光発電施設の設置における許可、認可、電気事業契約、届出に至るまでのプロセスはどうなっているのでしょうか。
2. 北杜市の権限について。
3. 県のガイドライン策定の影響、ならびに景観条例改正に至るまでの経緯。
4. 審議会におけるパブリックコメントの反映について。
5. 条例改正により事業者に求めることができる内容は。
6. 罰則等の適用。
7. 指導要綱の適用により今後北杜市が事業者、地元住民、地権者との協議や調整に関することは可能か。
8. 本来厳しい規制強化は、建築基準法に基づく工作物として定めることが必要ではないか。
9. 地上設置型太陽光発電施設設置に限定した条例や規制を検討すべきではなかったか。
10. 施行日の考え方について、上位法との整合性を含め答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員から議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例につきまして、いくつかご質問をいただきました。順を追って答弁をさせていただきます。

まず届出に至るプロセスということでございますけれども、議員ご承知のとおり太陽光発電施設につきましては、経済産業省が許認可を行っているという状況であります。本市にかかる許認可権限というのは今のところないというのが実情であります。

続きまして2点目でありますけれども、北杜市の権限についてということであります。太陽光発電設備の許認可権限がないということは今、申し上げたところでありますけれども、太陽光発電設備の設置を規制する法令がない。あるいは各種関連法令の手続きを行うものということとなっております。例えばでありますけれども、森林法でいうところの1万平方メートルを超える林地開発、これにつきましては県の許可が必要であります。本市におきましては、あくまでも設置する上で各課題等に対応した、今ある指導要綱の範囲内で指導を行っているというふうな状況であります。

また今回の景観条例の改正につきましても、景観に配慮を求めた設置を指導していくということになるかと思えます。

続きましてガイドライン策定等、今回の景観条例改正に至る経緯ということであります。山梨県が昨年11月4日、策定をいたしました適正導入ガイドラインにおきまして太陽光発電事業者には防災あるいは景観、地域との合意形成に配慮しつつ適正導入を図ることを目的に作成をされているということであります。その中に関係法令といたしまして市町村の景観条例が位置づけられたと。このようなことから今回、景観条例に届出対象行為を加えるということで整合性を図りたいということで、景観条例の改正を行いたいということで議会をお願いをしてい

るということであります。

続きまして、パブリックコメントの反映ということであります。

パブリックコメントにつきましては1月から2月にかけてさせていただいております。パブリックコメントの意見を踏まえた内容を盛り込みまして、審議会でご了承をいただいたと。そして答申をいただいたというふうを考えております。

続きまして、事業者に求められることのできる内容ということであります。

これにつきましては届出対象、今までなかった工作物につきまして事業用太陽光発電施設で10キロワット以上、面積換算をいたしまして約150平方メートルくらいにはなるかと思えますけれども、これ以上のものについて対象に加えるというものであります。

続きまして、罰則の適用ということだと思います。

届出された計画が例えば景観形成基準がございますけれども、それに適合しない場合は変更命令、または勧告が行えると。景観条例では今言ったように勧告、命令に従わなかった場合は氏名の公表ができるというふうな罰則規定になっております。

続きまして届出をしなかった場合、または虚偽の申告をした場合、国の上位条例であります景観法によりまして30万円以下の罰金が科されることがあると。これにはいろんな手続きが必要になりますけれども、罰金が科されることがあるというようなことでもあります。

続きまして事業者、地元住民、地権者との協議や調整にかかることはということだと思います。事業者には現在、指導要綱で事業者の責務等で事業を行うよう指導しているところであります。市としましてはその後、調査・指導を指導要綱によって行っていくということになるかと思えます。

続きまして建築基準法に基づく工作物として定めることだと思いますけれども、ご指摘のとおり建築基準法に基づく工作物に該当が現在されておられません。設置に当たって規制強化を図る上では建築基準法に含めていただくと。国の制度のほうになりますけれども、含めていくことが必要であるというふうにかように考えております。

続きまして、独自条例の検討をしなかったのかということでもあります。

現在の現行法令におきまして太陽光発電施設を規制する法令がないと。条例法令がない中で独自条例を制定した自治体の例を見ましても、条例を制定しても効力を発揮することができないのではないかと、かように考えております。

また12月の議会におきましては、中山宏樹議員発議によります地上設置型の太陽光発電設備の設置抑制を求める意見書が全会一致で可決をされたと。また昨日の山日新聞でありますけれども、質問で景観トラブルなどに対応するため整備を規制する条例制定を検討すべきではないかという質問に対しまして、後藤知事は太陽光発電施設のみを対象とした規制の条例には課題があると。昨年11月に適正導入ガイドラインをつくったと。ガイドラインの周知徹底をし防災や景観、地域の合意形成に配慮した適正導入を指導していくというふうなことを答弁されております。

続きまして施行期日の問題でありますけれども、施行期日につきましては景観条例が一番はじめに制定された、平成22年なんですけれども、6カ月間の周知期間を設けております。そんなことで10月施行というふうにさせていただいております。しかしながら今回につきましては一部改正ということもあり、3カ月間の周知期間ということで7月1日とさせていただいたということでもあります。

以上だと思われませんが、よろしくお願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかにありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号、議案第16号から議案第21号までの6件および議案第23号から議案第50号までの28件につきましては、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第1号 専決処分の報告について、内容説明を担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので報告するものであります。

提案理由は損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

なお、報告案件は2件でございます。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

専決第1号

公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成27年12月26日。

損害賠償の額 14万2千円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成27年9月15日、午前7時55分ごろ、北杜市小淵沢町上笹尾3332番地17付近の市道交差点において市の職員が運転するスクールバスが交差点を左折したところ、前方に自動車が停止していたためスクールバスを後退させた際に後方の確認不十分により相手方の軽トラックと接触し破損させたため、市がこれに対する損害賠償を行うものであります。責任割合は市100%でございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

1ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

専決第2号

公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成28年1月21日。

損害賠償の額 15万2,723円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住の女性であります。

損害賠償の理由 平成27年10月9日、午前7時56分ごろ、北杜市長坂町白井沢1478番地1付近の県道小荒間長坂停車場線において市の委託業者の運転する市民バスが直進中にカーブで対向車とすれ違う際に停止中の相手方普通自動車と接触し破損させたため、市がこれに対する損害賠償を行うものであります。責任割合は市100%です。

支払い方法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、公有自動車に係る2案件をご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

以上で報告第1号の報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に日程第19 議案第15号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

議案第15号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成27年の人事院勧告および山梨県人事委員勧告に鑑み市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当等について所要の改正を行うこととするため北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例、北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例および北杜市職員給与条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましてご説明いたします。

概要書が1ページから4ページまでございますけども、そのうしろに議案第15号の説明資料を添付してございます。それにつきまして、ご説明申し上げたいと思います。

説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。改正の内容でございます。

北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を第1条および第2条に規定しており、北杜市議会議員の期末手当の年間支給月数を現行の3.00月から0.10月引き上げ3.10月とするものです。

平成27年度は12月期末手当支給分として1.55月から1.65月とするもの。平成28年4月以降の支給月数は6月支給分が1.50月、12月支給分を1.60月とするものでございます。

次に第3条および第4条では、北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について規定しており、第5条および第6条では北杜市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容につきましては両条例とも同様でございます。市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を現行の4.05月から0.10月引き上げ4.15月とするものです。

平成27年度は12月期末手当支給分として2.125月から2.225月とするもの。平成28年4月以降の支給月数は6月支給分が1.975月、12月支給分を2.175月とするものでございます。

次に北杜市職員給与条例の一部改正を第7条および第8条に規定しております。

(1)の月例給、アの給料表の改定についてであります。

山梨県職員の給料表に準じて行政職給料表、医療職給料表、福祉職給料表、教育職給料表の引き上げ改定を行うものであります。今回の改定では若年層に重点を置いた改定を行い、平均で0.40%引き上げることといたします。

2ページをご覧くださいと思います。

初任給を例にしますと初任給は民間との格差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げることとし、高等学校卒業の者が採用され勤務した場合の行政職初任給給与額は現行の14万2,100円から14万4,600円に変更となります。

また参考欄にありますけども北杜市職員、一般行政職の平均年齢の41.8歳の職員を例にとりますと年間5万6,808円の引き上げとなります。

次に月例給のもう1つの改正としましてイの初任給調整手当の改正を行います。医師、歯科医師等の手当の限度額の引き上げ改定を行うものであります。

次に(2)の特別給期末・勤勉手当に関する改正であります。

改正の内容につきましては職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.10月から4.20月とするものであります。平成27年度は12月勤勉手当支給分として0.75月から0.85月とするもの。平成28年4月以降の支給月数は6月、12月ともに0.80月とするものでございます。

なお、表中の括弧書きにつきましては特定幹部職員に対する支給月数となります。

なお、附則では実施期間を規定しておりますが月例給初任給調整手当は平成27年4月1日に遡及。期末・勤勉手当は平成27年12月1日から適用。平成28年度以降の期末・勤勉手当支給率の改定は平成28年4月1日からとすることとしております。

以上、条例の一部改正につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月11日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 1 日

平成28年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成28年 3月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成27年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |

2.出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	大泉総合支所長	浅川正人
小淵沢総合支所長	高橋一成	白州総合支所長	赤羽久
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 坂本静君、報告をお願いいたします。

○14番議員（坂本静君）

平成28年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会の報告を行います。

平成28年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が3月2日に企業団事務所において開催され小野光一議員、原堅志議員、野中真理子議員、小尾直知議員、渡邊英子議員、中村隆一議員と私の7名が出席しました。

今定例会は昨年10月に行われた葦崎市議会議員選挙後の議会構成の改変に伴う議長選挙が行われ、指名推薦により葦崎市議会選出の一木長博議員が企業団議会における議長に当選されました。

今定例会に企業長から提出された案件は条例案件4件、予算案件2件の計6件でありました。

まず、条例案件についてであります。

議案第1号 峡北地域広域水道企業団情報公開条例の一部改正について、議案第2号 峡北地域広域水道企業団行政不服審査会条例の制定について、議案第3号 峡北地域広域水道企業団法務専門職員の任用等に関する条例の制定について、議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての4件につきましては、改正された行政不服審査法の施行に伴う条例の新規制定および一部改正を行うものであります。

次に予算案件であります。

はじめに議案第5号 平成27年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算は収益的収支においては収入を603万9千円増額し、総額14億6,698万1千円とし、資本的収支においては事業費確定に伴い支出を404万7千円減額し総額2億5,974万9千円とするものであります。

次に議案第6号 平成28年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてであります。

平成28年度予算につきましては、3条予算では収益的収入の予定額を14億6,040万円とし、これに対して収益的支出の予定額は12億7,972万9千円となっております。

また4条予算では資本的収入の予定額を2,848万9千円とし、前年度に比較し789万8千円の減額とする一方、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた資本的支出の予算額は4億8,728万3千円であり前年度に比較し2億2,348万7千円の増額となっております。

以上、今回、白倉企業長から提出された議案等につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 議案第1号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第1号 平成27年度北杜市一般会計補正予算書（第4号）をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億481万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を318億3,368万5千円とするものでございます。

次に8ページの第2表 継続費補正をご覧ください。

変更といたしまして8款土木費、5項都市計画費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業、総額4億4,108万8千円について、JRに委託して実施している駅舎改築事業の進捗の遅れなどに伴い、駅前広場整備事業の一部を平成29年度に実施する必要が生じたことから継続費の設定年度を平成29年度まで延長し、年割額を変更するものでございます。

次に9ページの第3表 繰越明許費補正をご覧ください。

追加といたしまして2款総務費、1項総務管理費、須玉町若神子地内建築物撤去事業534万6千円は確定判決に基づく行政代執行による建築物撤去について関係機関との調整等に不測の日数を要することから繰越明許費を設定するものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、重度心身障害児医療費助成システム改修事業222万8千円は県の制度改正が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、分別収集袋作成事業741万5千円は生産終了間近のため入荷遅延により年度内での納品が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業3,010万8千円は換地に関する関係者との交渉や用地交渉などに不測の日数を要したため、農地耕作条件改善事業および農業基盤整備促進事業について年度内での事業完了が困難となったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項県営土地改良事業2,253万5千円は、県営土地改良事業7地区におきまして関係機関等との調整に不測の日数を要し、県営事業が繰り越しになることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項道の駅はくしゅう駐車場整備事業500万円は、事業認定に関する関係機関との調整等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったことから繰越明許費を設定

するものでございます。

次に7款1項商工費、地域経済循環創造事業費補助金5千万円は補助事業者が行う対象施設の整備について年度内での事業完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業6,007万2千円は市道高根清里57号線ほか3路線の道路工事におきまして用地交渉等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項道整備交付金事業928万7千円は市道浅尾新田浅尾線道路工事におきまして用地交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災安全社会資本整備交付金事業(交安)385万7千円は、市道須玉藤田5号線道路工事におきまして用地交渉および物件補償交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災安全社会資本整備交付金事業(修繕)1,150万円は、中央自動車道にかかる横針橋撤去の設計におきまして関係機関との協議、不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款5項都市計画総務費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業2億5,764万5千円はJRに委託して実施する駅舎改築におきまして、関係者との協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、3項中学校費、中学校スクールバス運行事業967万4千円は関係者との調整に不測の日数を要したことによりスクールバスの年度内の納入が困難となったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業(改築)の5,700万円を1,749万8千円増額し、7,449万8千円とするものは市道白州台ヶ原8号線道路工事におきまして用地交渉および物件補償交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を変更するものでございます。

続いて10ページをご覧くださいと思います。第4表 地方債補正でございます。

変更といたしまして合併特例事業債を1億3,720万円減額し限度額を19億7,980万円に、過疎対策事業債を20万円減額し限度額を2億9,690万円とし、臨時財政対策債10億600万円を全額減額するとともに緊急防災・減災事業債を350万円増額し限度額を1億7,140万円とし、発行限度額の計を24億4,810万円とするものでございます。

合併特例事業債と過疎対策事業債の減は事業費の確定および不用額の整理に伴う減で緊急防災・減災事業債の増は当初、国庫補助金の充当を予定していた耐震性防火水槽について補助採択されなかったことから緊急防災・減災事業債の充当事業としたことによるものでございます。

また臨時財政対策債につきましては、今年度の事業に充当する一般財源の総額を市税などの臨時財政対策債以外の財源で確保できる見込みとなったことから、その全額を減額するものですが、交付税措置につきましては本市に配分された発行限度額に基づき行われるものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります2ページ、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

はじめに歳入でございます。

1 款市税、1 項市民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項市たばこ税、6 項入湯税、合わせて2億7,169万1千円の増額につきましては決算見込み額による補正でございます。

6 款1 項地方消費税交付金5,649万5千円の増額は、2 月補正予算編成時点における交付金の決定見込み額に伴うものでございます。

1 0 款1 項地方交付税につきましては普通交付税の増、3 億8,806万3千円および特別交付税の増3 億5 千万円で補正後の額を1 2 1 億2,495万3千円とするものでございます。

1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金4,757万5千円の減額は団体営土地改良事業および県営土地改良事業の受益者分担金の減によるものでございます。

2 項負担金1 5 0 万3 千円の増額は学校給食費負担金が4 2 3 万4 千円の減となる一方、保育所運営費負担金などの児童福祉費負担金が4 4 1 万6 千円の増、文化財保護費負担金も1 3 2 万1 千円の増となることによるものでございます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料1 8 4 万1 千円の減額は高等学校授業料などの学校使用料を1 9 7 万4 千円増額する一方、住宅使用料が3 5 8 万3 千円減額となることなどによるものでございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金1,578万7千円の増額は保育所運営費負担金など児童福祉費負担金が1,735万4千円の減となる一方、保険基盤安定負担金などの社会福祉費負担金が3,346万円の増となることなどによるものでございます。

2 項国庫補助金7,758万1千円の減額は地域子ども・子育て支援事業補助金などの児童福祉費補助金が1,276万3千円の増。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などの総務管理費補助金も990万4千円の増となる一方、活力創出基盤整備交付金などの社会資本整備総合交付金が6,585万9千円の減。臨時福祉給付金事業費補助金などの社会福祉費補助金も1,755万9千円の減となることなどによるものでございます。

1 5 款県支出金、1 項県負担金2,477万2千円の増額は児童手当負担金などの児童福祉費負担金が191万8千円の減となる一方、保険基盤安定負担金などの社会福祉費負担金が2,818万1千円の増となることなどによるものでございます。

2 項県補助金1,918万3千円の減額は、活力ある水田農業支援事業費補助金などの農業費補助金が782万1千円の増となる一方、重度心身障害者医療費助成事業補助金などの社会福祉費補助金が1,062万1千円の減。放課後児童健全育成事業費補助金などの児童福祉費補助金も1,052万2千円の減となることなどによるものでございます。

3 項県委託金722万1千円の減額は、委譲事務委託金などの総務管理費委託金が331万6千円の増。徴税費委託金として県民税徴収取扱費交付金も320万円の増となる一方、選挙費委託金として山梨県議会議員選挙委託金が975万7千円の減。農業費委託金として圃場整備換地委託金も260万円の減となることなどによるものでございます。

1 6 款財産収入、2 項財産売払収入114万6千円の増額は不動産売払収入でございます。

1 7 款1 項寄附金9,007万3千円の増額は、個人や企業からの指定寄附金などでございます。

1 8 款繰入金、1 項特別会計繰入金763万7千円の増額は新エネルギー事業特別会計繰入金1,231万円の減となった一方、土地開発事業特別会計繰入金1,994万7千円の増となったことによるものでございます。

2 項基金繰入金2,207万2千円の減額は、子育て世代マイホーム補助金に充当するまち

づくり振興基金繰入金が3千万円の増となった一方、須玉小学校仮設校舎などに充当する公共施設整備基金繰入金が3,500万円の減。里山整備事業などに充当する環境保全基金繰入金1,572万9千円の減。須玉町、白州町、武川町における公共施設の指定管理料などに充当する過疎地域自立促進基金繰入金も100万円の減となったことなどによるものでございます。

19款1項繰越金8億6,198万6千円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものでございます。

4ページをお願いします。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料500万円の増額は市税の延滞金でございます。

5項雑入5,360万2千円の減額は、本年度に実施を予定している行政代執行に伴う弁償金が608万1千円の増。県環境整備事業団からの交付金が3,427万1千円の増となっている一方、山梨県農地中間管理機構からの補助金が9,106万6千円の減となったことなどによるものでございます。

21款1項市債11億3,990万円の減額は事業費の確定や不用額の整理に伴い、合併特例事業債を1億3,720万円減額し、過疎対策事業債も20万円減額し、また臨時財政対策債を発行しなくても財源が確保できることから10億600万円の全額を減額し、さらに当初は補助事業として整備する予定であった耐震性防火水槽について補助採択されなかったために緊急防災・減災事業債を充当することとし、350万円を増額するものでございます。

次に5ページの歳出でございます。

1款1項議会費1,809万6千円の減額は、議場システムの事業費の確定などに伴う補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費8,546万1千円の減額は財務会計システムなどのシステム関係経費や子育て世代マイホーム補助金の事業費の確定や市民バス運行費の不用額の整理などに伴う補正でございます。

2項徴税费1,790万3千円の減額は市税賦課徴收費の不用額でございます。

4項選挙費983万3千円の減額は県議会議員選挙費の不用額でございます。

5項統計調査費234万6千円の減額は国勢調査費の不用額などでございます。

6項監査委員費166万4千円の減額は、職員給与費の確定に伴う不用額の整理に伴う補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費3,168万6千円の増額は医療扶助の減少などにより障害者福祉費が減となった一方、国民健康保険の基盤安定繰出金や財政安定化支援事業繰出金などの増加により社会福祉総務費が増となることなどによるものでございます。

2項児童福祉費1億1,609万3千円の減額は、児童措置費として児童手当支給費が減となったことや保育所費の不用額の整理などに伴う補正でございます。

4款衛生費、1項保険衛生費1,627万9千円の減額は予防接種者数の精査による感染症予防事業費の減などによるものでございます。

5款労働費、1項労働諸費1,150万円の減額は就労者等のための賃貸住宅建設助成の事業費の確定によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費2億7,902万2千円の減額は県支出金の内示に伴い水田農業構造改革対策事業費が増となる一方で団体営土地改良事業費、県営土地改良事業費および

農業振興費の減によるものでございます。

6ページをお開きください。

2項林業費441万9千円の減額は、松くい虫防除対策事業費の減などによるものでございます。

7款1項商工費3,978万円の減額は、産業立地事業費助成金の事業費確定による減。指定管理施設費の不用額の整理などに伴う補正でございます。

8款土木費、1項土木管理費390万6千円の減額は職員給与費の確定に伴う土木総務費の不用額の整理に伴う補正でございます。

2項道路橋梁費1億214万5千円の減額は、事業費の確定に伴う交付金道路新設改良費の減によるものでございます。

4項住宅費6,879万6千円の減額は、子育て支援住宅整備事業費の確定に伴う住宅建設費の減などによるものでございます。

5項都市計画費1,682万2千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

9款1項消防費3,348万4千円の減額は事業費の確定などに伴う消防団活動費、消防施設整備費および防災対策費の減などによるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費898万円の減額は事業費の確定に伴う教育推進事業費の減などによるものでございます。

2項小学校費7,007万7千円の減額は事業費の確定などによる小学校施設整備費、高根統合小学校事業費および小学校スクールバス運行経費の減などによるものでございます。

3項中学校費360万円の増額は、事業費の確定などにより中学校施設整備費などが減となった一方、昨年事故にあったスクールバス車両の更新を行うため中学校スクールバス運行経費が増となったことによるものでございます。

4項社会教育費2,583万円の減額は、職員給与費の確定に伴う社会教育総務費および生涯学習推進費の不用額の整理や事業費の確定に伴う埋蔵文化財調査事業費の減などによるものでございます。

5項保健体育費2,373万2千円の減額は、各給食センター費の不用額の積み上げなどでございます。

6項高等学校費344万5千円の減額は、甲陵高等学校費の事業費確定に伴う不用額でございます。

7ページをご覧ください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費450万円の減額は国の災害査定等に伴う農地農業用施設災害復旧費の減などによるものでございます。

12款1項公債費1,270万6千円の減額は、市債借入額の確定に伴う償還利子の減などでございます。

13款諸支出金、2項基金費16億4,681万6千円の増額は繰上償還等の財源とするための減災基金への積み立てが11億2,109万9千円の増。公共施設整備等の財源とするための公共施設整備基金への積み立てが5億3,218万1千円の増。芸術文化スポーツ振興基金への寄附金などの積み立てが344万8千円の増。環境保全基金では寄附金等の減で393万2千円の減。明野永井原太陽光発電設備基金が543万6千円の減などとなったもの

でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第1号 平成27年度北杜市一般会計補正予算書(第4号)に反対の立場で討論します。

アベノミクスの下で深刻になっているのが貧困と格差の拡大です。日本の相対的貧困率は全世帯で16.1%、子どものいる世帯で16.3%(2012年)です。日本は6人に1人が貧困ラインを下回る社会になっています。とりわけ女性と子どもの貧困は深刻です。ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%(2012年)、経済協力開発機構(OECD)加盟34カ国で最悪です。日本が世界有数の貧困大国であります。

平成27年度剰余金16億4,681万6千円のうち11億2,109万9千円を減債基金積立金に積んでいます。繰上償還に全部使うのではなく、この剰余金の一部を使って子どもの貧困解消のための就学援助金の拡充、子どもの医療費窓口無料を高校3年生まで拡充するなど市民の暮らしを支えることが今、求められています。

以上を述べて討論を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第1号 平成27年度北杜市の一般会計補正予算(第4号)につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億481万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318億3,368万5千円とするものでございます。

主な歳入を見てみますと、まず地方交付税が約7億3千万円ほど増加しているわけでございます。そして特筆すべき点につきましては、臨時財政対策債が約10億円あったわけでござい

ますが、第4表の地方債補正によりまして、これを0円にしました。ということは臨時財政対策債を本年度借りずに、簡単に言うと27年度の予算が執行できるということとなったわけでございます。そしてそれらの影響を考えさせていただきますと、向こう20年間におきまして地方交付税に算入される。また2千万円以上の利子等のさらに追加の分も入ってくるということございまして、北杜市のさらなる財政基盤に資するわけでございます。

鑑みますと北杜市が誕生したときに借金、起債につきましては1,009億円がございました。そして平成26年、非常に頑張りまして決算ベースでは約724億円となったわけでございます。しかし、本市におきましては平成28年度の予定では683億円ということになるわけでございますが、これを実現するためにはやはり先ほどの中の基金の繰り入れ、繰り出しということになっていくわけでございます。減債基金に約11億円、そして公共施設整備基金に約5億3千万円を積み立てるわけでございます。そしてそれらを平成28年度におきまして繰上償還の財源に充てるということになります。社会保障費の伸びは年々大きくなっておりまして、国民健康保険におきましても今回もこのあとに出てきますが、補正が増額になっております。またそれに伴う社会保障費も増額になっているわけでございます。社会保障につきましては、国の制度においてやっているわけでございますが、本市におきましても保育園の第2子以降の無料化をいち早くやったり、ほかにも素晴らしい子育て支援をしているわけでございます。ひとり親家庭につきましても本市は非常に早くから取り組みました。国もそれらの経緯の中で今後も、平成28年度においても予算化をされているというふうに思っております。

あらゆる総合的な見地から立ちますと、今回の一般会計補正予算(第4号)につきましてはそれは年度末の精査ということの中で、できる限り決算剰余金を残さず、それを年度内に消化し、次の年度の財源に充て、そして平成28年度の予算がより組みやすく、そして今後さらに北杜市の将来を見ました中で、地方交付税が削減されるという中で将来を見据えた、これは補正予算だというふうに考えるのが妥当だというふうに思っているところでございます。

それらの理由によりまして、本案件につきまして賛成をいたします。

○議長(千野秀一君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第2 議案第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第3 議案第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第4 議案第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)

の以上の3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

それでははじめに議案第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご覧いただきたいと思います。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,586万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ73億7,689万6千円とするものであります。

2ページをご覧ください。はじめに歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1億83万4千円の減額は、被保険者の減少などに伴う減額になります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金6,596万9千円の減額は療養給付費等国庫負担金の確定によるものです。

2項国庫補助金5,149万5千円の減額は普通調整交付金、特別調整交付金の確定によるものです。

4款1項療養給付費等交付金2,904万4千円の減額は、現年度分交付金の確定によるものでございます。

5款1項前期高齢者交付金4,037万4千円の増額は交付金の確定によるものです。

6款県支出金、1項県負担金104万1千円の増額は高額医療費共同事業負担金の確定によるものです。

2項県補助金2億1,307万7千円の減額は調整交付金の確定によるものでございます。

7款1項共同事業交付金1億9,761万9千円の増額は、高額医療費共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金1億466万8千円の増額は保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金など事業費確定に伴う一般会計からの繰入金の増額によるものです。

2項基金繰入金5,528万8千円の増額は、事業費確定に伴い財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

10款1項繰越金2億7,693万7千円の増額は、26年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に4ページをご覧ください。歳出になります。

2款保険給付費、1項療養諸費1億4,800万円の増額は一般被保険者療養給付費の見込み額の不足分を増額するものでございます。

2項高額療養費250万円の増額は、退職被保険者等高額療養費の見込み額の不足分を増額するものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等4,846万3千円の減額は、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。

7款1項共同事業拠出金9,090万3千円の増額は、高額医療費共同事業および保険財政共同安定化事業の拠出金の確定によるものでございます。

11款諸支出金、3項繰出金2,292万8千円の増額は塩川病院医師住宅、ならびに塩川病院、甲陽病院の医療機器整備に対する国からの特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出

すものでございます。

続きまして議案第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万8千円を減額し、予算の総額を5億4,675万9千円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料145万9千円の減額は、保険料徴収見込み額の減少による減額になります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金190万8千円の減額は広域連合共通事務費などの確定による減額になります。

4款1項繰越金179万4千円の増額は26年度繰越金を全額充当するものでございます。

3ページをご覧ください。歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金150万8千円の減額は、後期高齢者医療広域連合への事務費納付金など額確定による減額になります。

続きまして議案第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第3号)をご覧ください。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万9千円を追加し、予算の総額を39億5,488万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入になります。

1款保険料、1項介護保険料2,177万3千円の減額は保険料徴収見込み額の減少による減額になります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金445万円の減額は地域支援事業交付金の確定による減額になります。

4款1項支払基金交付金287万9千円の増額は、介護給付費交付金および地域支援事業交付金の確定による増額になります。

5款県支出金、3項県補助金222万5千円の減額は地域支援事業交付金の確定による減額になります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金222万5千円の減額は地域支援事業繰入金の確定による減額になります。

8款1項繰越金3,791万3千円の増額は、26年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費1,780万円の減額は介護予防・生活支援サービス事業費の確定による減額になります。

6款1項基金積立金2,791万9千円の増額は、事業費確定に伴う剰余金を介護給付費支払準備基金に積み立てるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いいたします。

すみません、訂正があります。議案第2号の国保の特別会計、2ページの歳入になります。

6 款の県支出金、1 項県負担金の補正額でございますけども 1 0 4 万 1 千円と申しましたが、正しくは 1 4 0 万 1 千円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 2 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第 3 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第 4 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第5 議案第5号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第6号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第7号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第8号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

議案第5号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書、1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,165万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億5,020万3千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。

1款2項施設管理費940万7千円の繰越明許費は1月18日の大雪により高根、大泉町内の水道量水器の法定交換工事が年度内での事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に第3表 地方債補正でございます。

これは簡易水道事業債等の借入れ限度額を630万円減額し、限度額を3億5,040万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入であります。2款1項負担金802万6千円の減額補正は新規給水にかかる加入負担金の減によるものであります。

次に3款1項国庫補助金2,013万円の減額は、国庫補助金の額の確定によるものであります。

次に5款1項繰入金4,372万8千円の減額は、水道管移設工事費など他会計からの繰入金および上水道施設維持管理費など歳出の減に伴う基金繰入金の減によるものであります。

次に6款1項繰越金1,727万8千円の増額補正は、前年度決算によるものであります。

次に7款3項雑入1,075万円の減額補正は、県工事等による水道管の移設補償費などの減によるものであります。

次に8款1項市債630万円の減額は事業費確定によるものであります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

はじめに1款1項総務管理費2,300万円の減額は消費税確定に伴うものであります。

次に1款2項施設管理費の730万円の減額は不用額の精査などによるものであります。

次に2款1項水道施設建設費の5千万円の減額は、国庫補助金の減額交付決定および県事業による補償工事の減により不執行となる事業費を減額するものであります。

次に4款1項基金積立金の864万4千円の増額補正は、地方財政法に基づき繰越金の2分の1に当たる額を簡易水道事業基金へ積み立てを行うものであります。

続きまして議案第6号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算書(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,859万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億6,171万8千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。

下水道事業債の借入限度額を4,750万円減額し、借入限度額を6億1,930万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入であります。3款1項の国庫補助金は事業費の確定に伴い400万円を追加補正するものであります。

次に6款1項の繰入金、施設管理費の不用額および事業費等の確定により1,643万2千円の減額であります。

次に7款1項の繰越金は前年度決算により1,133万4千円を追加するものであります。

次に9款1項の市債は事業費確定により4,750万円の減額補正であります。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項の総務管理費は3千万円の減額補正であります。これは消費税確定に伴う納付額が主なものであります。

次に2款1項の事業費は委託料や工事費等の額の確定に伴い1,859万8千円の減額であります。

続きまして議案第7号をお願いいたします。平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算書(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,364万4千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正であります。

下水道事業債の借入限度額を740万円減額し、借入限度額を2億240万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入であります。2款1項の使用料は417万5千円減額するもので使用水量の減少に伴うものであります。

次に6款1項の繰入金、施設管理費の不用額および事業費の確定により1,260万円の減額補正であります。

次に7款1項の繰越金は前年度決算により617万5千円を追加するものであります。

次に8款1項の雑入は2,800万円の減額であります。これは県道改良事業に伴う下水道施設移設補償費の減によるものであります。

次に9款1項の市債は事業費確定により740万円の減額補正であります。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項の総務管理費は消費税確定に伴う500万円の減額補正であります。

2款1項の事業費は県道および市道の整備にかかる事業費確定に伴う工事費の減により4,100万円の減額となるものであります。

続きまして議案第8号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算書(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,073万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,657万5千円とするものであります。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入の主なものにつきまして説明いたします。

7款1項の繰越金3,072万4千円は前年度繰越金であります。

3ページの歳出でございます。

1款1項総務管理費1,681万円の減額補正でございますが、消費税確定による減額等でございます。

次に4款1項基金積立金4,754万2千円の増額補正は、新エネルギー事業基金へ積み立てを行うものであります。

以上、議案第5号から議案第8号までよろしくご審議の上ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第8号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第6号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第7号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第8号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第9 議案第9号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第10号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
以上の2件を一括議題といたします。
内容説明を求めます。
平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

それでははじめに議案第9号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。
予算書の1ページをお願いいたします。
歳入歳出予算の総額にそれぞれ821万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,496万6千円とするものであります。
2ページをご覧ください。歳入になります。
1款診療収入、1項外来収入420万円の減額は後期高齢者診療収入の収入見込み額の減少による減額になります。
5款1項繰越金1,245万2千円の増額は、26年度繰越金を全額充当するものでございます。
次に3ページをご覧ください。歳出になります。

3款諸支出金、1項基金積立金821万4千円の増額は事業費確定に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

続きまして議案第10号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書(第1号)をご覧ください。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ727万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,976万2千円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳入になります。

1款診療収入、1項外来収入1千万円の減額は後期高齢者診療収入の収入見込み額の減少による減額になります。

4款繰入金、2項基金繰入金489万1千円の減額は事業費確定による減額になります。

次に5款1項繰越金762万1千円の増額は、26年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費300万円の減額は事業費確定による減額になります。

2款1項医業費456万3千円の減額は、事業費確定による減額でございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号および議案第10号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号および議案第10号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第11 議案第11号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長(神宮司浩君)

議案第11号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算書(第1号)であります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,987万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,018万9千円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正でご説明申し上げますので2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入であります。

1款財産収入、1項財産売払収入1,994万7千円の増額であります。これにつきましてはみずきタウン4区画の売払収入であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

1款土地開発費、1項土地開発事業費1,987万9千円の増額であります。これにつきましては売払収入を一般会計に繰り出すものであります。

以上であります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成28年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成28年 3月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 上村英司君
明政クラブ 相吉正一君
市民の声 齊藤功文君
市民フォーラム 野中真理子君
公明党 小尾直知君

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(44人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	地域課長	仲嶋敏光
税務課長	岩波信司	管財課長	中山晃彦
介護支援課長	中嶋登美子	福祉課長	平島長生
子育て支援課長	小澤章夫	環境課長	早川昌三
上水道課長	井出良司	下水道課長	小尾民司
農政課長	小澤隆二	林政課	手塚清作
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	生涯学習課長	山内一寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会では、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ほくと未来、60分。2番 明政クラブ、45分。3番 市民の声、30分。4番 市民フォーラム、30分。5番 公明党、30分。6番 日本共産党、30分。7番 北杜クラブ、75分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、1番議員、上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

ほくと未来を代表して質問をさせていただきます。

まずは3月11日、東日本大震災の発生から5年が経過いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また行方不明者の身元がご家族のもとに届きますこと、そして一日も早い復興がなされますことを心からお祈り申し上げます。

このたび北杜市の移住ナビの取り組みで、総務省から北杜市が総務大臣賞を受賞・表彰されたということでございます。本当におめでとうございます。日々の移住に対する成果だというふうに思います。職員の皆さまのご努力に敬意を表したいと思います。

また先日、甲陵中学校のスーパーサイエンスハイスクールの発表を見てまいりました。子どもたちのプレゼンが大変立派で、子どもたちの将来に無限の可能性を感じたところでございます。財政が厳しい中でありながら、北杜市が続けてきた原っぱ教育の成果が着実に表れていることを実感いたしました。これからもチャレンジ精神旺盛な子どもたちを育てる教育を大事にしていかなければいけないというふうに思います。

北杜市は合併以来、財政健全化に取り組み平成26年度決算においてもその取り組みの成果は顕著に表れ、県内13市の中でも上位の財政状況にまで改善しております。そしてさまざまな課題がある中で他の自治体に先駆けて少子高齢化問題を北杜市の最重要課題に位置づけ、子育て支援住宅の整備や子育て世代、マイホーム補助金など他に類を見ない施策に果敢に取り組んでおられることは市内だけでなく、市外からも高い評価を受けております。市長の先見性を高く評価するところであります。

少子化対策はまさに今、取り組まなければいけない大きな課題であります。ふるさと北杜市の存続を左右する問題であります。子どもの声が近所から聞こえることは誰もが願うことであり、その実現に議会と執行、市民が丸となって取り組んでいかなければいけないと思います。

また全国的に急速に設置が進む地上設置型太陽光発電設備については、自然との調和も考えなければいけない問題です。自然は先代の方が守り育てたものであり、私たちはお借りしているものであり、将来世代に引き継いでいく責務があります。北杜市ではいち早く指導要綱を作成し、また今議会でも景観条例の一部改正が議会に提案されておりますが、適宜指導体制を強化しております。議会でも国にいち早く意見書を提出しておりますが、早急な国による地上設置型太陽光発電設備抑制の法整備が待たれるところであります。

北杜市は世界有数の自然景観を有し、その恩恵により多くの観光客が北杜市を訪れてくれます。雄大な山々やおいしいお米や水、野菜や温泉など地元の方が思う以上の魅力が都会から訪れる方にはあると聞きます。この北杜市の宝の数々を多くの人に知っていただき愛していただくように、そして北杜市が魅力的なふるさとであり続けますように私たちほくと未来の議員4人も行政と両輪となって努力していく所存でございます。

本日は市政について、5項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、平成28年度当初予算について質問をさせていただきます。

一般会計の予算規模で325億8,340万5千円、前年比11.5%増という平成28年度の当初予算が議会に提出されております。歳入面では普通交付税の合併算定替えが平成26年度で終了し、平成27年度から段階的に縮減され、平成32年度には約32億円の減額が予想されます。将来の財源不足に備えていかなければいけない状況であります。

また歳出面では合併特例債の発行期限も平成32年までと期限が迫る中、公共施設やインフラの老朽化を見据え、前倒して整備を加速するなどの将来へ投資をする大事な当初予算編成にしなければいけないと思います。

また高齢者が増えている状況で、国・県の医療や介護制度への変更にも柔軟に対応して高齢者が安心して暮らせることも大切であると思います。

また北杜市総合計画や北杜市総合戦略に掲げた施策を果敢に実行し、人口減少の克服や定住促進に全力で取り組まなければならない状況であると思います。

平成28年度当初予算編成について以下、質問いたします。

- 1．当初予算編成方針はどのようになっているでしょうか。
- 2．新規事業はどのようなものがあるでしょうか。
- 3．平成28年度末時点での基金残高と市債残高の予想は、どのようになっているでしょうか。
- 4．合併特例債の起債の期限が平成32年と迫っております。老朽化した公共施設への対応はどこの自治体も悩んでいるというふうに思いますが、合併特例債の活用はどのように実施していくお考えでしょうか。
- 5 北杜市には橋梁がたくさんございます。特に橋梁のインフラ整備の方針はどのようになっているでしょうか。
- 6．自主財源として、ふるさと納税がございます。現在1,200万円ほどであると思いますが、ふるさと納税による自主財源を増やしていく今後の対応はどのようになっているでしょうか。

2項目めは、北杜市総合戦略についてお聞きいたします。

人口減少・少子高齢化の課題解決に向けて、平成27年度9月に策定されました北杜市総合戦略を着実に実施し、若者世代の定住を増やし観光客などの交流人口を増やし北杜市を持続的で活力ある地域にしていかなければいけないと思います。また国の地方創生交付金に柔軟、かつスピード感を持って対応しながら北杜市総合戦略の施策を実行していかなければいけません。北杜市総合戦略の計画に対する現状の進捗と今後の方針についてお聞きいたします。

1．若者の定住促進を目指して計画されました北杜市総合戦略において、国の地方創生交付金の対象となった事業はどのようなものがあるのでしょうか。また今後、交付金措置される可能性がある事業はどのようなものがあるのでしょうか。また交付金によって総合戦略へどのような影響があるのか、お伺いいたします。

2．人口ビジョンについてお聞きいたします。

過去3年間の北杜市から転出先で多いのが韮崎市、甲斐市、甲府市などの近隣自治体でございます。転出人数と年齢構成、また要因を把握できているのでしょうか、お聞きいたします。

3．住宅についてお聞きいたします。

住宅政策は若者が定住するために最も重要な要因であります。計画に対する進捗状況、特に子どもの移住者の増加状況をお聞きいたします。

4．産業、企業について6点ほどお聞きいたします。

起業の支援体制はどのようになっているのでしょうか。

地域おこし協力隊として北杜市でたくさんの方が活動されております。地域おこし協力隊の方が活動を終えたあとの起業支援はどのようになっているのでしょうか。

北杜市企業交流会でもたくさんの要望が出ていると思います。要望への取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

現在、農業生産法人が17社、北杜市に進出して雇用などに貢献してくださっているということでもあります。農業生産法人の現況と今後の進出状況はあるのでしょうか、お聞きいたします。

技術者が少ないという声がありまして研究機関の誘致が望まれるところであります。医療がいいとか、バイオがいいとか、水素がいいとかいろいろな意見があると思いますが、やはりターゲット、目的が重要なというふうに思っております。今後の方針についてお聞きいたします。

地元に戻って就職すれば免除されるような奨学金免除制度を導入している自治体もございまして、Uターン就職のインセンティブにもなると思います。企業と連携しながら導入を検討するべきだと思っておりますが、見解をお聞きいたします。

5番目としまして、観光についてお聞きいたします。

非常に地域活性化に期待が持てる分野が観光分野でございます。観光客を376万人から451万人にする計画であります、その根拠はどのようなものなのでしょうか。

国でも進めております外国人観光客を呼ぶ、いわゆるインバウンドでございますが具体的な計画についてお聞きしたいと思います。呼ぼうとしている国や人数、方法など具体的に計画されているのでしょうか、お聞きいたします。

世界に誇る水の山プロジェクトが昨年から始まりました。今後の展開方針と八ヶ岳観光圏事業、南アルプスユネスコエコパーク事業との連動はどのようになっているでしょうか、お聞きいたします。

東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されます。多くの地域がこれまでの友好都市関係などの関係で合宿への誘致へ手をあげ始めております。北杜市の合宿誘致への対応はどのようになっているでしょうか、お聞きいたします。

6番目としまして子育て、教育について2点お聞きいたします。

中学生の学習の習得にはどうしても差が出てしまうというふうに思っております。先生も部活などで大変、時間的な余裕がないというふうに聞いております。中学生を対象に放課後など学習を支援する仕組みを導入するべきだというふうに思います。見解をお聞きいたします。

小学生3、4年生から外国語活動の授業が広がるということで予定されております。小学校1年生から外国語を学ぶモデル校を選定して、まずその前に取り組みを始めるべきではないかというふうに思っております。見解をお聞きいたします。

総合戦略については以上で終わります。よろしくお聞きいたします。

3項目めは、北杜市再生可能エネルギービジョンについてお聞きいたします。

北杜市は再生可能エネルギーのトップランナーとして、大規模太陽光発電事業や公共施設や住宅への太陽光発電設備の設置、村山六ヶ村小水力発電所の設置などを積極的に進め平成27年度までに公共施設で3.7メガワット、住宅用太陽光発電で4メガワットの導入が図られております。今後も地球温暖化防止やCO₂削減を積極的に行うことは大変重要であり、世界に誇る再生可能エネルギー先進自治体を目指すべきだと思います。

しかしながら、民間業者が設置する地上設置型太陽光発電の急速な普及により大規模な森林伐採や防災上の問題、景観との調和という新たな問題も出ております。無秩序な開発で北杜市の豊かな自然や景観が失われてはいけません。しっかりしたルールのもとに再生可能エネルギーが導入され、自然環境や生物多様性との調和を図っていくビジョンを示すことが重要です。今後の再生可能エネルギービジョンについて以下6点、質問いたします。

1. ビジョンの目的と施策はどのようなものでしょうか。
2. 再生可能エネルギービジョンの基本方針についてお聞きいたします。
3. 豊かな自然と再生エネルギーの調和を図るための景観条例などの今後のルールづくりへの取り組みはどのように行っていくでしょうか、お聞きいたします。
4. CO₂削減対策として節電への取り組みはどのように行っていくでしょうか。
5. 先導的な研究拠点づくりの考え方はどのようなものでしょうか。
6. 再生可能エネルギーを通じた環境教育の推進についてお聞きいたします。

4項目めは、高齢者福祉についてお聞きいたします。

北杜市は高齢者の割合が33%を超えるなど高齢化が進んでおります。また在宅ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者も増えている状況にあります。しかしながら国の借金が積み上がり続けている状況では、介護費や医療費に対応できる財源も限られているのが現状であります。

そのような状況ではありますが、北杜市は地域のコミュニティがしっかりしていることに大きな可能性があるというふうに考えております。行政だけでなく家族、地域、NPO、民間企業などオール北杜で高齢者を見守る社会となることが喫緊の課題であると思っております。

住民や地域が担えるボランティア活動もたくさんありますが、行政からの発信が非常に大事になると思います。また現在、地域で芽生えている住民のボランティア参加、NPOの活動を北杜市全域に水平展開していくことやNPOの育成も大事になってくると思います。介護予防事業も北杜市に移管されました。地域支援活動の重要性がますます高まっておりますが、地域で高齢者を支える取り組みについて、以下質問をいたします。

1. 福祉活動全般を大きく担っている社会福祉協議会の活動内容は、どのようなものがあるでしょうか。
2. 高齢者支援において地域で活動するNPOの活動内容は、どのようなものがあるでしょうか。先進的な取り組みを他地域へ水平展開することはできるのか、お伺いいたします。
3. 市民の介護ボランティアなどへの参加状況はどのようになっているのでしょうか。
4. 災害時に高齢者を把握できる災害時要援護者支援制度の登録状況は、どのようになっているのでしょうか。また行政区や民生委員さんとの連携状況はどのようになっているのでしょうか。
5. サービス付き高齢者住宅の現状と課題、今後の展開はどのようになっているでしょうかお聞きいたします。

5項目でございます。投票率を上げる取り組みについてお聞きいたします。

選挙権を得られる年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げられました。夏の参議院選挙から施行になります。有権者になった18歳、19歳が投票所に背を向けることがないようにしなければいけないと思います。そのためには高校生を対象にした主権者教育の充実を急がねばなりません。若者がこの国や地域の将来を自ら考えるよいきっかけになると思います。

以下、3点質問いたします。

1. 高校生が政治参加するための主権者教育などの取り組みは、どのように行っていくでしょうか。
2. 投票率を上げるために人が賑わう場所での投票所の設置を検討すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。
3. 郵便などで行うことができる投票や投票所に行けないお年寄りへの対応はどのように実施していくでしょうか、お伺いいたします。

以上5項目、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成28年度当初予算について、いくつかご質問をいただきました。

はじめに、当初予算編成方針についてであります。

来年度の財政状況を見ますと歳入面では地方交付税の段階的縮減が進む中、市税収入は固定資産税の増加が見込まれ、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避することができたところでもあります。

歳出面では高齢化等による社会保障、福祉関係費の義務的経費の継続的な増加、上下水道事業の法適用化対応や小淵沢駅舎整備など大型事業の本格実施に加え、北杜市総合戦略および

八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策を重点的に実施することから大幅な増加となりました。

来年度はこうした所要の財源を確保するとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、引き続き減債基金を活用して18億6千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

努力と工夫を重ね限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債の繰上償還を積極的に行いながらも一般財源で本年度に比べ3億1千万円以上を節減するなど交付税の段階的縮減に対応した予算としたところであります。

次に新規事業についてであります。

来年度の当初予算の主な新規事業としては、まず市内に新たに創業者を関係機関が連携して支援し、創業費用などを助成することや市内企業の雇用促進と社員の市内定住を図るため、白州町への就業促進住宅の整備に着手するなど北杜市総合戦略に基づく施策を重点的に計上しております。

また、八ヶ岳観光圏の玄関口となる道の駅こぶちさわの駐車場整備や南アルプスコネスコエコパークの推進など、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策についても積極的に実施することといたしました。

さらに計画的に小学校の施設改修等を実施することにより、効率的な教育環境の改善を進めるとともに情報化を推進するための計画の策定、認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域密着型サービスの基盤整備を進めるための認知症高齢者グループホームの施設整備や開設準備等への支援、災害時などにおける迅速な飲料水供給体制を実現するための給水車の整備、環境にやさしく、かつ災害に強いまちづくりを進めるための須玉保育園への太陽光発電設備や主要施設へのソーラー街路灯の設置など、市政各般にわたる重要課題に対応する予算も計上したところであります。

次に、平成28年度末時点での基金残高と市債残高の予想についてであります。

基金残高は合併時の50億円から99億円の増加となる149億円と見込まれます。一方、市債残高はピーク時の1,009億円から326億円の削減となる683億円、基金と市債を合わせた全体の改善額は425億円となる見込みとなっております。

次に、北杜市総合戦略における住宅施策についてであります。

総合戦略において、子育て世代の住まいづくりを支援する北杜市子育て世代マイホーム補助金についてはこれまでに83件、補助金額1億1,300万円を超える計画書の提出をいただいております。

内容については新築、建売・中古住宅の購入が対象となる子育て住宅購入費補助が74件であり、本年度計画の50件を大きく上回っている状況にありますが、子育て住宅リフォーム費補助および住宅ローン利子補給においては、計画の30件を下回っている状況にあります。移住者は市外から18世帯、55人の予定であり高校生以下の子どもの数は19人です。

また子育て支援住宅については須玉団地に18世帯、70人に入居いただいております。そのうち9世帯、35人が市外からの転入者で高校生以下の子どもの数は17人です。大泉団地は来年1月の入居開始に向けて建設工事を進めており、6月から入居者の募集を行います。また武川団地については平成30年1月の入居に向け、準備を進めております。

次に、北杜市再生可能エネルギービジョンにおける基本方針についてであります。

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策としてCO₂削減に資する重要なクリーンエネルギーであり、また東日本大震災の教訓から災害に強いまちづくりを目指すため活用の推進は重要であります。

そこで再生可能エネルギーの技術向上のための先進的研究開発拠点づくりに貢献することや活用によるCO₂削減対策を推進することで本市のブランドイメージを高め、加えてそれから得られる恵みを多くの市民に分かち合えるまちづくりを目指し「災害に強い安全・安心のまちづくり」、「世界に誇れる再生可能エネルギー先進自治体を目指して」、「豊かな自然の恵みを分かち合う」の3つの基本方針を掲げ、引き続き公共施設等への太陽光発電設備の導入や住宅用太陽光発電システム設置費補助金を継続しながら小水力、木質バイオマスや地中熱利用の導入を検討するなど施策を推進してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北北市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、東京オリンピック・パラリンピック合宿への対応についてであります。

合宿誘致は、世界トップレベルの競技を身近で見ることによって市民のスポーツや健康への関心を高められるとともに、子どもたちには将来のアスリートを目指す契機となるなど本市のスポーツ振興に大きく寄与するものと期待しているところであります。

また、諸外国の選手が本市を訪れることで観光面などの活性化にもつながることも考えられることから本市ではバレーボール、バスケットボール、自転車モトクロス、いわゆるBMXの3つの競技種目について合宿受け入れの意思表明を県教育委員会を通して公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に行っております。

現在、市は国内キャンプ候補地ガイドへの掲載に向け、練習施設にかかる基準要件の適合確認を進めているところであり、今後、基準要件の適合が確認された練習施設について情報を配信するとともに県などと連携して関連事業の検討や課題整理を行い、合宿誘致の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学生対象の放課後などの学習支援の仕組みづくりについてであります。

学習が遅れがちな中学生に対して、基礎学力の定着や学習習慣を確立させることは重要であると考えております。現在、中学生については放課後や夏休みなどを利用し、教員による学習指導や学習相談等を実施しております。

また来年度において教育委員会が実施する新規事業として、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会を設置し、今日の教育課題への対応や地域の特色を生かした学校教育の実現に向けコミュニティスクールを導入し地域と共にある学校づくりを推進してまいります。

こうしたことも踏まえ、学習支援の仕組みづくりに関しましても教員OBや大学生などの協力体制づくりや課題について整理し、検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校1年生から外国語を学ぶモデル校等の取り組みについてであります。

文部科学省においては、平成32年度から現在の5・6年生が行っている外国語活動を3・4年生に導入し、また5・6年生は英語を教科化することとしております。現在、市内の小学

校5・6年生においては担任が英語補助教員、いわゆるALTと連携して音声や表現に慣れ親しませることを目標に外国語活動を行っており、1年生から4年生においても歌やあいさつ、ゲームの中で簡単な英語を使った活動を取り入れているところでもあります。また英語の絵本や図書を購入し、児童に貸し出しを行い外国語に触れる機会も提供しております。

モデル校の導入につきましては今後、校長会とも協議し、原っぱ教育指定校の事業の一環として検討してまいりたいと考えております。

次に投票率を上げる取り組みにおける高校生への主権者教育についてであります。

選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、文部科学省では政治や選挙権に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を昨年11月に全国の高等学校に配布いたしました。甲陵高校ではこの教材を全校生徒に配布し指導の重点項目を設定した上で、2・3年生には政治・経済において「選挙と政治参加」をテーマに授業を行ったところでもあります。

また4月には新2・3年生を対象に県選挙管理委員会から講師を招き、「選挙権年齢の引き下げに関して」と題して選挙違反やネット選挙などの講演を行う予定となっております。

今後、授業や生徒会役員選挙などを通して主権者として自ら考え自ら判断し行動できる生徒の育成を目指し、指導の充実に努めてまいります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成28年度当初予算における、ふるさと納税への対応についてであります。

寄附者の便宜性を図るため、これまでの申し込みをいただいたあとに金融機関で入金していただく方法に加え、来年度からインターネットで納付手続きが可能となるふるさと納税電子決済代理収納システムを導入することとしております。

また、市内の特産品生産者などからの提案を随時受け、多くの方が本市を訪れたいくなるような魅力ある返礼品を加えるなどの工夫をしながら、さらなる制度のPRを行い自主財源確保へ努めてまいりたいと考えております。

次に北杜市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地方創生関連の交付金についてであります。

国の平成26年度補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型において結婚支援事業、移住定住促進事業、防災体制強化整備事業、助産所開業支援事業、世界に誇る資源のブランド化推進事業、観光誘客事業、空き店舗を活用した交流促進事業、海外販路開拓支援事業費補助金事業等の各種事業に取り組み、移住定住の促進につなげたところであります。

また地域消費喚起・生活支援型において、プレミアム付き商品券発行事業により子育て世代をはじめとする多くの市民に好評をいただきました。

さらに同交付金の上乗せ分として昨年秋に子ども医療費助成事業、就労支援賃貸住宅等建設促進事業費補助金事業、空き家バンク清掃費等事業費補助金事業の3事業を国に提案し交付決定がされました。

また国の平成27年度補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として地方創生加速化交付金が創設されたことから世界に誇る水の山ブランドの推進、フードバレー構

築プロジェクト、日本版DMOの推進の3事業を提案し、平成27年度の繰越明許予算として取り組むこととしております。

今後は平成28年度において事業費ベースで2千億円、複数年度事業も対象となる地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金が創設されることから策定が義務づけられる地域再生計画と併せて、北杜市総合戦略に掲げる事業をもとに先駆性があり既存事業の横展開のできる事業を国に提案してまいりたいと考えております。

次に人口ビジョンについてであります。

近隣自治体への転入・転出数、性別、年代等については地域経済分析システム、RESASの人口マップから把握、分析しております。

転出の要因としては、本市の借家数が韮崎市や甲斐市などの近隣の市と比較して著しく低いことが主たるものと考えております。

また年齢構成は民間アパート等が少ないためか、20代から30代の若い世代が多く見られます。

次に投票率を上げる取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人が賑わう場所での投票所の設置についてであります。

本市では公民館や集会所など40カ所に投票所を設置し、さらには選挙期日に仕事や旅行等で投票できない有権者のために総合支所8カ所で期日前投票を行い、身近な場所で投票できる環境の整備を図っております。

最近ではいくつかの自治体において、利便性の高い大型商業施設や若年層の投票率の向上を狙い大学等で期日前投票を行うなどの取り組みが報告されています。こうした有権者が投票しやすい環境を整備することは投票率の向上を図る有効な1つの手段ではありますが、一方で不特定多数の人が出入りする場所での投票は、より厳正さが求められる選挙執行において安全面・費用面などの課題もあることから、本市においては公的な施設以外での投票所の設置については慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、郵便等による投票や投票所へ行けない方への対応についてであります。

投票は原則投票所で行うこととされていますが、身体障害者や介護認定で介護度の高い方など投票所へ出向くことが困難な有権者は、不在者投票として郵送による投票が可能となる制度がありますので、今後も制度の周知に努めてまいります。

また投票所へ出向くことができない高齢者等の投票機会の確保については高齢化が進む中、全国的な課題でもあることから、他の自治体の取り組み事例等を参考に検討してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成28年度当初予算における合併特例債の老朽化した公共施設への活用についてであります。

合併特例債は、普通交付税の算定において元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される有利な起債であり、新市建設計画に基づいた公共施設または公用施設の建設事業に充当できることとされています。

このため老朽化した公共施設についても、例えば近い将来に大規模改修が必要になる主要施設について、合併特例債の活用が可能なものは前倒して実施するなど、平成32年度までの発行期限を見据え、有効に活用してまいります。

また、通常では起債の対象とならない公共施設の解体に要する経費についても現在策定している公共施設等総合管理計画に基づいて行われる場合には合併特例債の対象とすることが可能となるため、今後、計画に基づく公共施設の整理統合に伴う解体の財源としても活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者支援で活躍するNPO法人の活動内容と他地域への水平展開についてであります。

市内で活動している2つのNPO法人は介護保険事業の指定を受けていないことから、介護保険対象外の訪問サービスや福祉有償運送などが主な活動となっております。

NPO法人の地域への水平展開については、立ち上げから実際の活動を行ってきた尊い経験を今後活動を予定している団体等への相談支援や後継者の育成、新たな担い手育成のための講習などに生かしていただける体制づくりを考えております。

次に、介護支援ボランティアなどへの参加状況についてであります。

平成28年2月現在の介護支援ボランティア登録者数は147名、介護予防サポートリーダーは66名、認知症サポーター養成を行うキャラバン・メイトは57名であります。

昨年度、介護支援ボランティア活動を実施した人は49名で老人保健施設など30施設においてボランティア活動を行い、介護予防サポートリーダーは公民館カフェを21施設において開催し、キャラバン・メイトは認知症サポーター養成講座を市民および市内小中学校の児童生徒を対象に2月までに20回実施しております。

次にサービス付き高齢者住宅の現状と課題、今後の展開についてであります。

サービス付き高齢者住宅はバリアフリー構造等を有した高齢者向けの賃貸住宅で、市内には5棟94戸があり、今月1日現在の入居戸数は87戸になっており、県全体の約8%が市内に設置されている状況であります。

整備にあたっては国土交通省が補助金交付を行うなどして推進をしており、高齢化により全国的には今後急増していくことが予想されますが、入居費用が高額という課題があります。

また今後の展開については本市の高齢者は持ち家の方が9割と多く、ひとり暮らしになったときや家族の介護力が期待できない場合に、見守りや生活支援が提供できることからサービス付き高齢者住宅は住み替えに適した施設であるといえます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、社会福祉協議会の活動内容についてであります。

社会福祉法に基づく社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉法人であります。北杜市社会福祉協議会は市民参加の地域福祉を推進することから、市民等からの会費と市からの福祉活動専門員設置費補助金、介護や福祉サービス事業に関わる委託事業等で運営を行っております。

社会福祉協議会の活動内容は小中学校での福祉体験学習、高齢者に対する傾聴ボランティア養成講座や自身で金銭管理がうまくできない方々を支援する日常生活自立支援事業を行うとともに北杜市老人クラブ連合会等の事務局も担うほか、介護保険事業を行っております。

次に、災害時要援護者支援制度の登録状況や行政区等の連携状況であります。

北杜市災害時要援護者支援制度では75歳以上の高齢世帯の方、身体障害者手帳2級以上の方や要介護3以上の方等、避難するためになんらかの手助けを希望する方の登録をしております。現在270名であります。それぞれの行政区長や民生委員が災害時要援護者支援台帳を保管し、災害時に活用することとなっております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市再生可能エネルギービジョンについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに目的と施策についてであります。

市では平成18年3月に北杜市地域新エネルギービジョンを策定し10年が経過しました。その間、東日本大震災や再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の開始などエネルギーを取り巻く社会情勢が変化しております。

このため本年度に策定した北杜市総合戦略における具体的施策、環境にやさしいまちづくりに位置づけ、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の基本理念に基づき、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの方向性を示すことを目的に、北杜市再生可能エネルギービジョンを策定したところであります。

次に、今後のルールづくりへの取り組みについてであります。

本ビジョンの3つの基本方針の1つである豊かな自然の恵みを分かち合うとして、アクションプランに自然環境に配慮したルールを掲げ、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては地域との協調を図り、自然環境等に配慮しながら進めていくこととしており、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインおよび北杜市景観条例を踏まえ、地域環境に配慮した取り組みが併せて行われるよう示しております。

次にCO₂削減対策とした節電への取り組みについてであります。

東日本大震災以降、節電への取り組みが行われており、さらなる省エネルギー対策として、省エネルギー診断の実施や高効率な省エネルギー機器などの導入を進めてまいります。このため、来年度は公共施設へのLED街路灯の設置を計画しております。

なお、国においても地球温暖化対策として、地方公共団体と連携したCO₂排出抑制対策促進事業を実施することとしており、本市においても事業導入の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、先導的な研究拠点づくりについてであります。

市営北杜サイト太陽光発電所は、大規模太陽光発電の実証サイト太陽光発電実証の杜として現在でも多くの視察者を、また独立行政法人国際協力機構を通じて海外からの視察も受け入れております。

世界的にも知名度のある北杜サイト太陽光発電所を中心に、今後、農業用水路を活用した小水力や地中熱利用など、さまざまな再生可能エネルギーの実験・研究を行う機関や企業を誘致するなど、先進的な研究フィールドとして本市の取り組みに対するブランドイメージの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーを通じた環境教育の推進についてであります。

再生可能エネルギーは言うまでもなく持続可能なエネルギーであり、地球温暖化対策に対する理解を深め、地域社会全体での環境に対する意識向上を図ることは必要不可欠であると考えております。

再生可能エネルギーを活用する創エネとエネルギー使用量を少なくする省エネを両輪に持続可能な社会の実現に向けて今後も積極的に環境教育に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、起業支援体制についてであります。

市では、総合戦略の日本の機関車（雇用創出）プロジェクトにおけるチャレンジできる杜づくりの中で、新たに事業展開を行う企業や起業を行う個人に対して積極的な情報提供を行うとともに関係機関と連携してサポートしていくこととしております。

来年度から新たに創業促進支援事業を創設し、北杜市商工会や北杜市企業交流会、金融機関等と連携して、本市で新たに創業する事業者や個人に対して創業時の初期投資費用の一部の補助や金融機関からの融資に対する利子補給等において、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊が活動を終えたあとの起業支援についてであります。

農業地域おこし協力隊員は平成21年度事業開始後13名が北杜市に定住しており、定着率は60%となっております。また観光地域おこし協力隊員は、本市への定住を要件に募集しており、市としても3年間の活動期間中に隊員が活動している支援先で業務の習得や人間関係を築き観光事業者等に就職することを想定しております。

今後も協力隊員の定着率の向上を図るため、地域おこし協力隊事業で認められている国からの定額の起業支援や青年就農給付金事業などを活用し協力隊員の支援を行ってまいります。

次に、北杜市企業交流会からの要望に対する取り組み状況についてであります。

企業交流会からの要望については昨年6月の総会で会員からの要望をまとめることとし、事務局で要望調査を行ったところ、道路等の周辺整備や技術者の確保への要望と交流会事業の研

修事業や婚活事業への意見がありました。

市としては各担当課と連携して要望に対し、できる限り対応をしてみたいと考えております。

次に、農業生産法人の現況と今後の進出状況についてであります。

現在操業を開始している法人は、おおむね計画どおり農業経営を行っていると考えております。進出状況については武川町山高地区に大規模施設による野菜の養液栽培、須玉町江草地区に土耕栽培による野菜の栽培・加工、高根町箕輪地区に単棟ハウスによる土耕の野菜栽培を行う3法人の参入がこのたび決定しましたので、合わせて20社となりました。

今後とも地域の活性化のため耕作放棄地等を再生しながら農業参入を推進してまいります。

次に、研究機関誘致の方針についてであります。

市内企業等の課題として、技術者の確保に苦慮している状況があります。

また昨今は新分野での事業展開を図るためには大学等の研究機関と連携し、新たな技術の開発を行い大型プロジェクト等に参加していく必要もあるため、研究機関等が近くにあることは大変望ましいことと考えます。

このため本市の首都圏からの利便性や自然環境、水資源等を活用して北杜市商工会や北杜市企業交流会、北杜市農業企業コンソーシアム等からの情報収集を図る中で、今後進めていく技術分野等の方向性を見据え、県等の協力もいただきながら研究機関や企業の研究部門の誘致を模索してまいりたいと考えております。

次に、企業と連携した奨学金免除制度の導入の考えについてであります。

本市への就業と定住等を条件に奨学金の返済にかかる補助を行い、本市への就業と定住を促すことは、産業人材の確保につながります。しかしながら財源の確保や効果等、検討しなければならない課題もたくさんあります。

なお、来年度から山梨県ではものづくり人材就業支援基金積立金事業で奨学金の返済に対する補助制度を始めることから、この制度を積極的に活用できるよう周知を図るとともに活用状況を注視する中で市単独で実施できるか、市内企業との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光客376万人を451万人とする計画の根拠についてであります。

北杜市の平成22年から平成26年までの過去5年間の観光客入込客数の伸び率は9%で大幅な増加は得られていない状況にあります。しかし、総合戦略の魅力ある観光まちづくりの推進では入込客数を増加させるために地域の稼ぐ力を創出し、新たな観光施設等の産業を生み出す計画であります。

計画では八ヶ岳観光圏が観光地域づくりプラットフォームを構築し、滞在プランやイベントの知名度が上がってきたこと、全国13の観光圏と連携した周遊ルートのPRを行っていること。南アルプスがユネスコエコパークに登録され、地域連絡会を組織して市民が中心となった交流人口の増加策を図ること。八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンにおいて、八ヶ岳観光圏の2次交通整備や情報発信、ユネスコエコパークエリアの駐車場やトイレの整備などにより、5年間で20%の観光客の増加を計画したところであります。

外国人を呼ぶための具体的な計画についてであります。

市では宿泊施設等に対し、来訪している外国人の情報や実際に外国人を招き、本市のどのエリアに魅力を感じるかなどを調査し、事業を計画しております。

具体的には台湾、香港を中心に現地での旅行博覧会への出展、現地旅行雑誌への掲載など情報発信をしております。

また日本への来訪者は中国に次いで韓国が多いことから、浅川巧の関係もありますので韓国ソウル市と連携した観光誘客事業を実施していくこととしております。

受入態勢の整備としては言語の壁がある施設でも受け入れやすい環境を整備するため、翻訳機能を有した観光案内用情報ソフトを作成し、配布する計画であります。

さらにこれらアジア諸国の誘致に加え、欧米系外国人に魅力のある南アルプス周辺や増富ラジウム温泉などの情報発信を検討してまいります。

世界に誇る水の山プロジェクトの今後の展開方針と八ヶ岳観光圏事業、南アルプスユネスコエコパーク事業との連携についてであります。

昨年5月に世界に誇る水の山宣言を行い、市民と行政、そして水資源を利活用する企業が連携し、環境保全活動に加え水資源のブランド化も行っていくことで地域課題の解消に向け、協働で活動する仕組みを構築し、事業展開を開始したところであります。

来年度はさらにパートナーとして協働で事業実施するとともに、取り組みを発信できる企業を増やし、本市の水資源のブランド力を高める計画であります。

この計画は、八ヶ岳観光圏で計画している日本型DMO事業としても世界に発信していく中心的なコンテンツとなるものでありますので、八ヶ岳観光圏、南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会と一体的な事業として積極的に連携し、事業展開を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成28年度当初予算における橋梁等のインフラ整備の方針についてであります。

市では1,092キロメートルの市道、483橋を維持管理しているところであります。これらの橋の多くは昭和50年代から高度経済成長期に集中して建設されており、建設年次が判明している238橋のうち建設後50年以上を経過した橋梁が38橋あり、建設年次不明の橋を含めるとこれ以上の高齢化橋梁があると推察しております。

市では平成20年度までに5メートル以上の橋梁の遠方目視点検を実施し、平成22年3月に橋梁長寿命化実施計画を策定し、これに基づき国の交付金事業等を活用しながら補修・補強を実施しているところであります。

また平成26年の道路法等の改正による2メートル以上の橋梁の近接目視点検を平成26年度から年次計画により実施しているところであります。来年度では竣工後40年が経過し損傷度レベルの高い中央自動車道に架かる横針橋の撤去および橋梁点検を実施しております。

今後は全橋梁の点検結果に基づき橋梁長寿命化実施計画の見直しを行い橋梁の安全性の確保とライフサイクルコストの平準化および将来負担の縮減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

大変申し訳ありません。

先ほどの答弁でありますけども、2点訂正をお願いしたいと思います。

先ほど昭和50年代から高度成長期という趣旨の答弁をさせていただきましたけども、昭和30年代の誤りであります。

もう1点でありますけれども、橋梁点検を実施しておりますというふうな答弁をさせていただきましたけれども、橋梁点検を計画しておりますということでありました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（千野秀一君）

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

平成28年度当初予算について3点、質問をさせていただきます。

この当初予算編成には、市長が少子化対策を絶対にやり抜くんだという強い決意を感じます。また18億6千万円という引き続き大きな繰上償還によって、将来世代にツケを残さないんだという意志も感じます。子育て支援住宅やマイホーム補助金、保育料第2子以降無料化、医療費中学3年生まで無料化の拡大と少子化対策に本気で取り組み、将来世代にツケを残さない予算編成方針であるという理解でよろしいかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、橋梁のインフラ整備についてご答弁をいただきました。483本を管理しているということでございます。点検補修に関して大変な負担がかかっているというふうに思います。現在、分かっているだけで建設から50年以上経った橋梁が38本あるということでございます。今後この38本についてはどのような対応をしていくのか、具体的にお聞きしたいというふうに思います。

3点目といたしましては、ふるさと納税についてお聞きいたします。

ふるさと納税については35億円にのぼる自治体もあります。たしかに返礼品競争はよくないと思いますが、自治体間競争も始まっているのが事実であります。ふるさと納税上位の自治体は返礼品にもさまざまなアイデアを駆使しております。カタログで選べるようなものですが、ポイントが貯められるなど工夫が凝らされております。

北杜市でも北杜市に訪れていただくような企画、また乗馬体験などなどまだまだ増やす余地があるのではないかとこのように思います。まず1億円を目指して取り組みを強化していくべきではないかなというふうに思うわけでございますけども、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

上村議員から再質問をいただいております。

最初に私のほうからふるさと納税に対して北杜市に訪れてもらうような企画など、まだ増やす余地があるのではないかとということで取り組み強化したらどうかというご質問でございます。

平成28年度から市内生産者等からの特産品の提案を随時受けまして、北杜市の魅力を伝えられる特典を現在考えて検討しております。また北杜市へ訪れていただける品として宿泊施設とか飲食店、市内施設利用券を特典として加えて寄附者に訪れてもらう、知っていただくということを考えながら本市の魅力を体験していただける特典についても今現在、検討しているところであります。

先ほど議員のほうからも申し上げられましたが、生まれ育ったふるさと、あるいは心のふるさと、第2のふるさとというふるさとを応援するという本来の趣旨を理解しながらも貴重な自主財源の確保についてこれからも努めてまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

当初予算編成方針についての取り組み内容等の再質問でございます。

来年度の当初予算におきましては本市の最重要課題であります人口減少、あるいは少子化対策に全力を挙げて取り組むために子育て支援住宅の整備や保育料第2子以降無料化、従来から実施している本市の先進的かつ効果的な人口減少や少子化対策を継続するとともに子育て世代マイホーム補助金、子ども医療費窓口無料化の中学3年生までの拡大、就労者のための賃貸住宅建設の助成、新たな就業促進住宅の建設など総額で3億8千万円にのぼる総合戦略関連事業を計上したところであります。

またこれらの人口減少・少子化対策を積極的に実施することによりまして、将来の税財源や交付税の減少の抑制を図るとともに、次の世代が償還することとなる市債の残高を削減するために18億6千万円にのぼる繰上償還を実施するなど、議員ご理解のとおり持続可能で後世に負を残さないための施策を盛り込んだ予算であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

上村英司議員の再質問にお答えをしたいと思います。

建設後50年以上を経過した橋梁が38橋あるということで、状況はということであります。

これにつきましては、緊急対応が必要な橋梁はないというふうに考えております。橋梁長寿命化実施計画で5メートル以上の橋梁につきましては損傷度でありますとか、あるいは耐震性などの判定結果および重要度でありますとか交通量などを勘案して、優先的な指標を定めて年

次計画で随時補修、補強の対策を講ずることとなっております。これまでも三村橋でありますとか高川橋、あるいは流川橋というふうな橋の補修・補強を実施したところであります。道路改良工事におきましても大武川線の塩沢橋というところを架け替えするという事で現在、行っております。現在、行っている全橋梁の近接目視点検の結果を踏まえまして国・県の技術支援を受けながら計画を見直しまして安全・安心な暮らしのため、適切な対応を今後取ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

続きまして、総合戦略について再質問をさせていただきます。何点がございませう。

住宅支援に関しましては市長からのご答弁で子育て世代マイホーム補助金に関しましては83件の計画があがっており、移住される方が市外から55人増えているということでございませう。子育て支援住宅におきましても須玉団地で市外から35人が移住されたということで、若者が非常に増えているなということが実感できる内容でうれしく思うところでございませう。

その中でやはり移住される方が増えてきますと、家を建てるための住宅地の確保ということがやっぱり心配になってくるわけでございませうけれども、学校のそばなどにあまり住宅地がないということも聞かれるわけでありませう。市有地などを利用して住宅地の確保を努めてくださったと思ひますが、現在の進捗についてお聞きしたいと思ひませう。

続きまして仕事関係について4点、お聞きしたいと思ひませう。

農業生産法人の誘致を積極的に進めていただいておりますが、参入が20社になったということで、大変雇用に貢献しているかなというふうに思ひしております。そういう状況の中でフードバレー構想を立ち上げたということでございませう。地元の農家も農業団体もやはり販路が非常に望まれるところでありませう、大手の企業の販路というのは非常に魅力的だというふうに思ひしておりますけれども、そういう小規模な農業者に販路が適用されるようなそういう構想であるというふうな理解でよろしいかどうか、そのあたりをお聞きしたいというふうに思ひしております。

続きまして創業に当たって、初期投資を補助して下さる制度をつくるということでございませうけれども、まず金額についていくらなのかというのをお聞きしたいと思ひませう。

また秋田県なんかでは、コンペ方式で優勝者の方にまとまった300万円を補助してありませう、優れたアイデアに、少数の方に多くの金額を補助するような制度をつくっているところもございませう。

今後どのような制度になっていくのか、柔軟に対応していただきたいと思ひますが、そのあたりのお見解をお聞きしたいというふうに思ひませう。

また北杜市に縁があつて来た地域おこし協力隊の方の支援でございませうけれども、地域おこし協力隊の方の中にはデザインやITという非常に専門性の高い能力を持った方が多くいらつしゃいませう。ぜひ北杜市で起業したいという方も多いと思ひますので、物心両面で手厚い支援をして、帰ってしまわないように北杜市に留まっていただくようにぜひしたいというふうに思ひませう。3年という期間であると思ひますので、もうあと1年ちょっとしか、たぶんだいとい

うふうに思いますけども、観光業に専念するがあまり自分の起業ができないというようなことがあってはいけないと思いますので、そのあたりぜひ支援をしていただきたいなというふうに思うわけでございますけれども、見解を伺いたいと思います。

また企業と連携した奨学金の件でございますけども、現在150万人の方が奨学金を利用されているというふうに言われておまして、地方創生関連でふるさとに就職したら免除されるという制度を取っている自治体も4自治体あるというふうに言われております。

山梨県もUターン就職が20%台と非常に低い状況でございますので、一部でもいいのでそういう制度を北杜市でも早急につくっていただきたいというふうに思うわけございまして、再度改めて見解をお聞きしたいと思います。

続きまして観光について2点、お聞きいたします。

国は外国人の観光客3千万人を目指すという目標を掲げておまして、約3倍という目標を掲げております。北杜市は1.2倍ということでございましたけれども、やはり北杜市は観光資源たくさんございますし、大きな目標を持って取り組むべきではないかというふうに思っております。主に台湾、香港、韓国からお客さまを呼ぶということでございましたけれども、現地のPRが非常に大事だというふうに思っております。現地の例えば旅行者などにツテがあるのかどうか、どのようにPRしていくのかどうか、そのあたりを含めて具体的な見解についてもう一度お聞きしたいと思います。

続きまして、水の山プロジェクトについてでございます。

昨年度からの取り組みだと思っておりますけれども、具体的に昨年度取り組んだ事業があると思っておりますけれども、そのあたりを教えていただければということと、あと具体的に今年度からどのような取り組みをしていくのか、そのあたりが分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

教育・子育て支援について、2点質問させていただきます。

お隣の富士見町でも放課後、中学生を対象に学習支援をしているということでございます。受験時の3年生は塾に行かなければなかなか希望の高校に入れないというような、今、現状がございまして、なかなか親の経済的負担も非常に大変だということであります。コミュニティスクールの取り組みを今年からやっていくということでございますけれども、ぜひそういう学習支援をしていただくような取り組みを早期にやっていただければというふうに思います。おそらく退職された方々も地域に貢献したいという気持ちも非常に強くあると思っておりますので、ぜひそのような仕組みをつくっていただければというふうに思います。

また外国語教育でありますけれども、多くの学校がモデル校として1年生から外国語を学ぶ仕組みをつくって、それをモデルとして市内全校に英語教育を普及していくような仕組みを取っているというふうに思いますので、3・4年生から外国語の学習が広がっていくということもございまして、ぜひ早期にモデル校を1校つくっていただきたいなというふうに思うわけでございますけども、改めてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

総合戦略における産業、それと観光について6点いただいたと思います。

最初にフードバレー構想について小規模農家の販路というご質問だと思いますけど、フードバレー構想につきましては、本年度地方創生の加速化交付金におきまして北の杜フードバレー構想プロジェクト事業を実施する予定でございます。この事業は地域の稼ぐ力を向上させるため参入企業を核として集落営農組織、それと新規就農者等を有機的に連動させて、その地域の運営のネットワークを構築する計画でございます。

この中で企業が中心となり本市の地域資源を生かした情報発信、それと収集力、経営能力を生かし顧客ニーズの共有、消費者へのきめ細やかな農畜産物の生産、販路の拡大等の推進を実施することとしております。

2点目といたしまして起業支援の創業費用の内容というご質問だろうと思いますけど、北杜市の創業促進支援事業につきましては、初期投資の直接補助をもう少し、80万円からアップできないかというご質問であると思います。

新規に起業する場合の初期投資費用は、全国的な統計水準で見ますと自己資金が160万円、借入金が540万円、合計700万円ということであります。このため支援策として自己資金の2分の1の80万円を手当し、借入金の540万円につきましては5年間の利子補給を行う支援を行うこととしております。

今後、利用状況、利用者の意見を参考にする中で必要に応じて改善を図ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、地域おこし協力隊のご質問でございます。

地域おこし協力隊の起業支援や就農の支援についてであります。市といたしましても観光事業者等、それとスキルに合わせて就業の紹介は積極的に行ってまいりたいと考えております。また隊員からの提案を考慮する中でしっかり支援し、市内の定住人口の拡大を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、市内へ就職した場合の奨学金の免除制度というご質問だろうと思います。

こちらにつきましては、先ほどの答弁と繰り返しになりますが今後、県の制度の動向や市内起業家との意見交換と行う中で今後、市単独での補助制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に観光についてのご質問でございます。

総合戦略における目標指数の計画の根拠というご質問でございますが、本市におきましては宿泊施設が少なくトップシーズンにおいては一杯ということで、オフシーズンでの対応の誘客数の増加を図る必要があるものと考えております。

少子化や国内旅行の冷え込む中で、外国人観光客をターゲットとした誘客策を図っておりますが、全国旅行者数の中で外国人旅行者の比率が低い状況もございますので、倍増するような計画はなかなか難しいのかなというふうなところでございます。

それにおきまして観光誘客を図る戦略でございますが、このエリアの持つ魅力を世界に発信し、外国人旅行者のさらなる誘客を図ることでこのエリアの旅行者数の増加を図ることを当面の目標として事業を進めてまいりたいと考えております。

最後の6点目の水の山のプロジェクトというご質問でございますが、水の山プロジェクトにつきましては昨年からはじめたということもあり、具体的に成功した取り組みをあげるのはなかなか難しい状況であります。企業と共同としてブランドのイメージをつくり、市内外に広く配信し多くのメディアに取り上げられ、市の1つのブランドイメージの構築ができたことが1つの成果なのかなというふうに考えます。

来年度の事業につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたがパートナー企業をさらに増やし、一緒に水の山ブランドの醸成と発信を行い、市内企業等による水の山サポーターの登録を推進する中でこのエリアの魅力や水にかかる商品の提供を行うことで、誘客を図ってまいりたいと考えております。

またこのエリアの森や水を守りながら観光や経済につなげるための取り組みで、ユネスコエコパークに登録されたということもあわせて、水の山プロジェクトのほうを南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会とも積極的に連携して、このエリアの自然を守り、また発信するための人材育成を行いながらプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

上村英司議員の再質問にお答えをいたします。

市営住宅の跡地利用ということであります。

現在、長寿命化計画の見直し作業をさせていただいております。その中で木造戸建て住宅、現在59件の方が入居をされているというふうな状況でありますけれども、建築後すでに30年以上経っているということで、期限を定めまして用途廃止をさせていただきたいということで各戸を職員と委託業者でまわりまして、どういう状況なのかということを確認させていただいて、期限までに移っていただいて取り壊しをしたいというふうなことを考えております。

本年度、27年度であります。木造戸建ての住宅については14棟を解体させていただいたというふうな状況であります。今年度も解体をするという状況であります。

いずれにいたしましても59戸の皆さんのご意思を確認させていただいて、順次、別の市営住宅に移っていただいて取り壊しに掛かりたいと。そのあと用地については、子育て支援等々で活用をしてみたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

ほくと未来、上村議員の再質問にお答えをいたします。2点伺ったと思います。

まず中学生への放課後などの学習支援ということでございます。

放課後、それから夏休みなどを利用した学習支援につきましては教育委員会としても実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。来年度は実施する教科、それから指導していただける教員、OB、また大学生のボランティアなどの確保といったものが課題になると思いますので、そうしたものの課題に取り組むと同時に継続的に対応できるような体制といったものも考えていきたいと考えているところでございます。

次に外国語のモデル校の取り組みということでございます。

小学校低学年においては、学校の中で英語を学ぶ時間を確保するというは大変な状況ではありますけども、現在でも総合的な学習、それから特別活動、また余った時間などを活用して各学校独自に英語に触れる機会を設けているというふうな状況でございます。

今後、正式な教科として文科省から3年生から6年生までの授業の取り組みということが昨日も新聞の中で報道されまして、週1時間、一コマずつ増えていくということを示されております。その確保というものもやはり課題になっているという状況でございます。そうした状況が今後示される中で、低学年の対応についても校長会等で原っぱ教育などのモデル校などで指定して、そうしたモデルとしてうまく活用できないかということは考えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

昨年、天然水かき氷が非常に市内で大ブレイクしておりまして、それも水の山プロジェクトの成果なのかなと思ひまして聞いてみたんですけれども、期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして再生可能エネルギービジョンについて4点、再質問をさせていただきます。

自然に配慮したルールにより、施設の安全に配慮を求めることは非常に重要であるというふうに考えております。太陽光発電は国の経済産業省で設備認定されますと、市ではどこに設置されるのか分からない状況であります。法律に違反し設置工事を進める業者への指導から法律や条例に違反しないが地域住民との十分な合意ができないという指導まで、民間では解決が難しい問題などさまざまあり、行政の指導力に期待されるところであります。それらを含めて行政での指導について、今後の方針について再質問をさせていただきたいと思ひます。

またCO₂削減のためにはLEDや電気自動車などへの取り組みが欠かせません。電気代や燃料代の削減にも寄与いたします。具体的に市庁舎や公共施設にLEDを導入していく計画、行政区が導入しやすいような補助金の創設、電気自動車を導入する計画はどのようになっているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

また、研究機関では市内でも高い蓄電技術を持つ企業などがございます。北杜サイトなどへの実証実験はできないでしょうか。県の米倉山では市内企業が参画して実証実験を実施しているということを知っております。市内企業と連携して太陽光施設などで蓄電池研究などを積極的に行うべきだと考えておりますけれども、見解をお聞きいたします。

4点目といたしまして小水力、木質バイオマス、地中熱を利用して再生可能エネルギー導入を検討していくという旨の答弁がございました。再生可能エネルギーの導入には専門的な知識が不可欠であります。国では水素発電なども進めております。専門的な知識のある機関との連携が不可欠だと思いますけれども、今後の再生可能エネルギーの導入方針について再質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

上村議員の再質問にお答えします。

4点の内容ということで、まず1点目ですが自然に配慮したルールについてですが、該当する法令はもちろんのことでありますが、地域との協調を図り自然環境に配慮しながら進めていく必要があると考えております。特に地上型太陽光発電については、答弁でも申し上げましたが市の指導要綱、また県の適正導入ガイドラインや北杜市景観計画等に基づいて今後も指導を行ってまいりたいと考えております。

なお、民間同士での問題に対しましては、法令等に基づくほかは慎重に対応すべきものと考えております。

2点目ですがLEDの導入、また行政区が導入しやすい補助金等の質問であります。LEDを導入していく計画につきましては、防災拠点となる主要な公共施設をまず段階的にLED照明に切り替えていきたいと考えております。国の補助事業などを活用してまいりたい、そのように考えております。

またLED照明につきましては、補助金の創設について、防犯面の関連も踏まえ今後、庁内で検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、電気自動車であります。市では現在2台導入しております。災害時にも活用が可能でありますから、導入台数の増加の検討も行っているところであります。

また電気自動車の普及には当然、充電スタンドの整備が必要であります。現在、急速充電器につきましては市役所、また道の駅3カ所に設置がしておりますが、民間事業者による市内への設置も見られておりますので、今後、市内の設置状況を確認して検討してまいりたいと考えております。

3点目ですが、蓄電池研究を積極的に行うべきかという内容かと思えます。

北杜サイトの太陽光発電所を実証研究フィールドとして、東京工業大学が研究を行っております。昨年から本年まで東京工業大学と共同で、地元企業が太陽エネルギーを利用した蓄電技術にかかる研究を行ったところであります。市としましても今後の蓄電技術向上は大いに期待しているところであり、地元企業と連携した研究についても今後検討していきたいと考えております。また国においても再生可能エネルギーおよび蓄電技術にかかる実証研究を行うとの情報が入っておりますので、これに対しても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後、4点目ですが専門的な知識のある機関との連携等についてですが、本市では新エネルギー事業に精通する方、電気自動車、また金融機関の方、環境事業推進団体等で構成する北杜市新エネルギー推進機構がありますので、さらに連携を図り施策を推進してまいります。

なお、水素利用については危険度も高く専門的な技術を要すことから推進を前提に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

高齢者福祉について3点、お聞きいたします。

介護サポートリーダーが開催している公民館カフェが21施設で開催されているということでございました。お年寄りが週に一度とか気軽に集まれる場所づくりが非常に大事だというふうに思っております。さまざまな取り組みをやっていらっしゃると思いますが、行政区に今後任せていくのか、社会福祉協議会主導でやっていくのか、今後の取り組み方針についてお聞きしたいと思います。

またNPOが行っている活動に、介護保険事業以外の訪問サービスや福祉有償運送などがあるというご答弁でございました。訪問サービスでは買い物代行なのかというふうに思っております。今、買い物難民が増えているということもございますので買い物代行や、また高齢者をスーパーや病院に連れて行く取り組みなどが大事になってくると思います。NPOを立ち上げて運営していくのは大変なご苦労があると思いますが、NPOに対する相談支援や講習などを支援していくということですが、現在多くの相談が寄せられているのかどうか。また実際に事業をできるNPOが立ち上がりそうなのかどうか、そのへんを改めてお聞きしたいと思います。

3点目ですけども、災害時要援護者支援制度についてはどういう方が登録されているか、地域の市民にも分からないという課題がございます。個人情報保護のためだと思われそうですが、例えば隣近所、消防団などと情報共有できなければいざというときに助けられないんじゃないかなと思います。制度の改良を考えているのかどうかお聞きいたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。私のほうから2点いただいています。

はじめに公民館カフェの今後の取り組みというようなことでよろしいのでしょうか。公民館カフェにつきましては介護予防活動支援事業というものに位置づけられており、専門の研修を受けました介護予防サポートリーダーに事業を展開していただいております。

開催場所につきましては、地区の公民館を利用しておりますので行政区のサポートは必要でございまして。現在21カ所の地区で行っておりますけども、これを今後市内全域に広げていきたいというふうに考えておりますので、介護予防サポートリーダーの養成に力を入れていきたいというふうに思っています。

次に2点目のNPOから相談が寄せられているか、立ち上がったNPOがあるかというところでございますけども、NPOに関する相談につきましては山梨県ボランティアNPOセンターというのを山梨県ボランティア協会が運営しておるんですけども、そこで相談支援を行っております。介護支援課ではそのような相談があればこちらのほうを紹介しているという状況でございますけども、現在のところそのような相談もございませんし、立ち上がったNPOというのありません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

災害時要援護者支援制度についてということのご質問でございます。

要援護者の名簿でございますけれども、災害が起きたときに手助けを必要とする方のお名前や連絡先、近所で支援してくれる方などをあらかじめ市に登録していただくことにより、災害時に支援者、行政区、消防団、民生委員、児童委員などと連携して支援をするというものでございます。名簿については日ごろから地域で見守り等を行っていただくために行政区長と民生委員さんに配布をさせていただいております。また地域においては有事に備え、日ごろから地域の中で支援方法などを話し合っておくことが非常に重要であるため、今後も機会あるごとに制度の周知、地域での取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

今後は個人行動計画を作成しなければならないということもありますので、今、台帳整備を行っておりますけれども、それをもっと突っ込んだ中での個人計画というものを策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

最後、投票率を上げる取り組みについて1点お聞きいたします。

北杜市での甲陵高校の授業の取り組みについてお聞きいたしました。例えば国政だけでなく市政についても市民の生活に議会や行政がどのように関わっているのか分かりづらいということもよく言われておりますので、ぜひ選挙だけでなく若者に社会性や公共性を高めるような教育をやっていただきたいと思っておりますし、今後の北杜市や日本を担っていく若者をぜひこの教育によって育てていただきたいというふうに思いますので、ぜひ主権者教育について今後、市内でどのように広めていくのか、改めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えをいたします。

主権者教育ということで、現在、甲陵高校においても先ほど答弁したような内容で活動を、昨年11月に副読本といいますか、教本が公表されたというふうなことで、それをベースにまだ3カ月、4カ月という段階でできる範囲の部分をやっているというふうな状況であります。

こうしたことから今後ある程度、その主権者教育の中で話し合いや討論の手法、それから模擬的な選挙、請願、それから議会といったふうな形で社会に通じるような授業といったものの取り入れ方も当然進めていくということは考えているところでございます。

以上です。

○1番議員（上村英司君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

上村英司君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

(な し)

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時30分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員(相吉正一君)

明政クラブを代表して質問をさせていただきます。

さて、北杜市が合併してから早いもので12年目を迎えました。こうした中で私たち議員の任期も残すところわずかとなりました。

さて今、国会では本年度予算案が衆議院を通過し、現在、参議院で集中審議が行われています。安倍政権は一連の閣僚や自民党国会議員の不祥事や不適切な発言により、話題は事欠きません。そうした中にもかかわらず、安倍総理は強気な発言を続け憲法改正までも言及をしています。

一方、景気の動向ですが世界的な原油安による資源国の動揺、ヨーロッパでの金融不安、アメリカや中央経済の失速の影響で国内では急激な円高ドル安が進み、株価の変動が激しく初めての日銀のマイナス金利政策によりお金が借りやすくなった半面、景気がよくなるのか依然として不透明であります。

そうした中でも、庶民にとってよかったことはガソリンや灯油が安くなったことです。所得格差が進む中で少しでも社会が明るくなるような政策が求められています。

さて北杜市の最重要課題は急激に増え続け、自然環境や景観・生活環境を破壊している地上型太陽光発電施設に対する適切な導入を図るための行政指導の強化と適切なルールづくりです。国の再生可能エネルギー政策としての太陽光発電施設の推進と本市の貴重な財産である自然環境と景観・生活環境を脅かしている問題、相反するこの問題を解決しないで北杜市の将来のまちづくりは語れないほど大きな問題を投げかけています。

以下、太陽光発電に関わる問題を中心に5項目の質問をいたします。

最初に景観計画と景観条例の一部改正について。

山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインが示されたことにより、本市でもまちづくり審議会で審議がされ、事業用太陽光発電施設が工作物として届け出の対象になり、景観形成基準に位置づけがされました。景観計画の素案を示しパブリックコメントを求めたところ、多くの市民の皆さまから意見が寄せられました。このことを踏まえて、以下伺います。

1点目ですが、景観計画に関するパブリックコメントについて。市民の意見は主にどんなも

のがあったのでしょうか。263件に及び市民の意見を景観計画にどのように反映させましたか。またパブリックコメントされた市民に対して返答は考えているのでしょうか。

2点目ですが、景観計画の考え方について。太陽光パネルの高さ、道路境界、敷地境界からの後退距離緑化率を数値化できなかった理由は何か。数値化をしないで適正な指導ができるのでしょうか。

3点目ですが、景観条例の施行時期について。周知期間があるので7月1日から施行とのことですが、できる限り速やかに施行すべきと考えますがいかがでしょうか。併せて県内市町村の施行状況も同じかどうか伺います。

2項目めですが、太陽光発電施設にかかる諸問題について。

北杜市が速やかに解決すべきことは自然環境と景観、生活環境を阻害している太陽光発電施設にかかる設置事業者と住民との問題点の解決です。行政として強い指導力を発揮し、解決を図っていくことが喫緊の課題として求められています。以下、見解を伺います。

1点目ですが小淵沢町住民の太陽光発電訴訟について。市としてはどのように受け止めていますか。自然環境と景観、生活環境の悪化に対して行政としての指導責任はないのでしょうか。

2点目です。大滝湧水付近のメガソーラー計画について。地域住民の不安に対し市としての対応について伺います。名水百選など湧水地付近への設置は水源を守るために避けなければならないと考えます。この場所は山梨県のガイドラインで定める八ヶ岳南麓湧水群の1つで立地に慎重なエリアとして指定がされています。設置を規制していく考えはあるか伺います。

3点目です。太陽光発電施設の設置により伐採された森林面積と農地転用面積、その他の面積はどのくらいありますか。森林の伐採などにより生態系に影響は出ていないのでしょうか。

4点目です。議会では、国および関係機関に地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書を提出しましたが、市としての対応状況は。

3項目めです。太陽光発電設備設置に関する指導要綱の充実と指導体制の強化について。

平成27年10月現在、本市における太陽光発電施設認定件数は4,650件、導入件数は1,091件で月に約50件の勢いで増え続けています。

このままの状態ですら3,550件増えれば、本市は一体どうなってしまうのでしょうか。適正な導入を図るためには山梨県のガイドライン、ならびに指導要綱に基づく強力な指導体制が必要です。指導の現状と課題について、以下伺います。

1点目ですが、指導要綱に基づく指導の現状と課題について。届出件数、市内と市外事業者の内訳と面積、指導について。届出の際に指導要綱別表に掲げる地区住民等に対して事業内容の周知に努めること。水害防止対策、自然環境、風景および風土を重視し、これらの環境との共生に努めること。適度な距離の確保、植栽により遮蔽、事業者の連絡先の表示等、9項目の要件について具体的にどのように指導をしているのか。また課題があれば課題は何か伺います。

2点目ですが、指導要綱を実効性のあるものにしていく考えはありますか。太陽光発電施設の設置を巡るトラブルの原因は、事前に行政区や住民に事業の説明がされていないことにあると思います。行政区と住民との合意形成を図ることを義務化する考えはありますか。

3点目です。景観条例の一部改正により指導要綱はどのように見直しがされますか。

4点目、現状の指導体制は担当者が少ないと思います。景観条例と指導要綱にかかる指導体制を強化、充実していく考えはありますか。

5点目ですが、昨年12月の明政クラブ代表質問の答弁では、県のガイドラインに準じて事

業者を指導していくとのことでしたが、ガイドラインに基づく具体的な指導の内容についてはどのように指導をしていますか。本市でも近隣の韮崎市、甲斐市、南アルプス市のようにゾーンを設ける考えはありますか。

6点目ですが、分譲式太陽光発電施設については特に電柱の乱立や太陽光パネルが異常に高く圧迫感があるケースが多く見受けられます。今後どのように指導をしていくのか伺います。

4項目めですが、土地改良事業の受益者負担金の見直しについて。

北杜市の基幹産業である農業を巡る環境は、高齢化や消費動向の変化などにより厳しさを増しています。その結果、生産規模の縮小、非農家化、耕作放棄などさまざまな問題が生じています。

このような状況の中で北杜市は国、県の支援を受けながら農業基盤整備事業や担い手の育成および支援、新規就農者の確保などハードおよびソフト事業に積極的に取り組んでいます。

効率的な農地活用のため農道や用排水路、ため池などの整備・改修等を行う土地改良事業は将来を展望したスピード感ある取り組みが求められています。

土地改良事業には受益者負担が伴い、北杜市では分担金徴収条例により一律10%から15%を受益者が負担する仕組みになっています。

また土地改良事業では多額の事業費がかかるため、地元負担金が捻出できず事業を断念するケースがあります。そうした中、国営および県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針によると県営事業によっては、地元負担がゼロの事業や5%以下と定められている事業もあります。

本市でも近隣市町村の地元負担金の状況を調査して現状の一律10%の地元負担金の軽減、見直しに向けて早急に取り組むべきと考えますが、以下見解を伺います。

1点目ですが、近隣市町村の土地改良事業に伴う分担金の状況は。

農道・農業用排水路・圃場整備等、区分して設定がされていればその工種ごとの設定状況について伺います。

2点目ですが、北杜市が県営土地改良事業において国の指針に準拠できない要因は为什么呢。

3点目ですが北杜市土地改良事業分担金条例を一部改正し、受益者分担金を見直す考えはありますか。

最後、5点目、長坂駅および周辺の整備事業について伺います。

長坂駅のバリアフリー化については昨年度調査委託費が予算化され、利用者へのアンケート調査などを行い、利便性の向上を図った上で今年度からエレベーター設置等の調査を行い、順次整備する計画になっています。長年の懸案事項が実現に向けて大きく前進し地域関係者一同、感謝をしているところであります。

ところで長坂駅は八ヶ岳南麓4カ町村の中心駅として栄えてまいりましたが、近年、駅前商店街に空き店舗が多く見受けられます。今回の整備計画に合わせ、地域の活性化を図るために駅西口への乗降口の検討や駅前公衆トイレのバリアフリー化、跨線橋の改修など駅周辺の環境整備が必要になっています。

長坂駅は北杜市の中心駅であり、玄関口を整備することにより駅前商店街の活性化を図ることができます。小淵沢駅前整備同様にJR東日本鉄道と協議をしていただき、長坂駅および周辺の整備事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。見解を伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設にかかる諸問題における、地上設置型太陽光発電施設の設置抑制への対応についてであります。

議会では国に地方自治体と連携し、許可事業者の情報共有と指導の強化を行うこと、建築基準法および関連法整備を行い規制強化を図ること、防災および自然景観保護のためさらなるガイドラインを設けることを要望していただきました。

市では昨年10月に県市長会を通じて、山梨県に対し都市計画法や建築基準法において法整備するよう国に働きかけるとともに、県として太陽光パネルの設置基準や規制を義務付ける条例の制定を要請したところであります。

次に、太陽光発電施設設置における指導體制についてであります。

景観条例については届出が義務化されることとなり、指導要綱についても併せて指導を行う必要があることから分掌事務等の見直しを検討しているところであります。

次に、長坂駅および周辺の整備事業についてであります。

長坂駅はホームまでが急な階段であるため、高齢者をはじめ子育て世代などの利用者にとって課題となっていることから、エレベーター設置は生活基盤の整備を図り、暮らしやすいまちづくりを進めるためにも重要であり、長坂町区長会、長坂地域委員会からも要望をいただいております。

来年度についてはエレベーターの設置場所等、現況の把握や地形測量を行うための設備調査検討業務をJR東日本と協議してまいります。

長坂駅周辺整備についてはすでにまちづくり交付金事業で駅前駐車場整備、駅前ロータリー舗装整備などを行ったところでありますが、今後とも状況を把握した上で国・JRなどと協議してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設にかかる諸問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小淵沢町住民の太陽光発電訴訟についてであります。

これまで近隣住民からの相談を受けたことから、事業者に対して北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき指導を行ってまいりましたが、近隣の住民は事業者の対応に納得しないことから事業者を被告に太陽光発電施設の建設禁止等を目的に提訴したものであります。市としましては、今後の経過を見守ってまいりたいと考えております。

次に、大滝湧水付近の規制についてであります。

大滝湧水付近は現在、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出はなく、県

においても林地開発行為の許可申請もないと伺っております。

県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおいて、立地に慎重な検討が必要なエリアとなっていることから、地元の意向を踏まえながら今後も指導要綱により慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電施設の設置における平成24年7月から平成28年2月末までの伐採等の面積および生態系への影響についてであります。

伐採された面積は84.04ヘクタール、農地転用面積は29.92ヘクタールであります。その他については経済産業省からの情報がなく、面積を把握することは困難な状況ではありますが、パトロール等を行うなど状況把握に努めているところであります。

また伐採による生態系への影響については太陽光発電設備設置のみならず、すべての開発を伴う行為は生態系に影響を与える行為であるものと考えております。

次に太陽光発電設備設置に関する指導要綱等の充実と指導体制の強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに指導要綱に基づく届出件数と面積、指導内容および課題についてであります。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく、本年2月末時点での届出件数は652件であり、市内事業者が386件、市外事業者が266件、面積は178.87ヘクタールとなっております。

また、具体的な指導内容については届出書提出時に事業者等の責務に掲げる具体的事項に関して聞き取りやパトロール等による状況確認を行い、指導要綱による取り組みがなされていない場合には指導を行っております。

なお、課題については建築基準法など法令に基づく義務的事項ではないため、行政指導であることから事業者等の理解、協力が必要となることとあります。

次に、指導要綱の実効性および地域との合意形成についてであります。

法令、条例に基づく規制のほか法令等に規定のない事項については、引き続き指導要綱において指導を行ってまいります。

また行政区、住民との合意形成の義務化については、宅地開発など他の開発行為についても義務ではないことから、太陽光発電設備のみを対象に義務化することは難しいものと考えております。

次に、景観条例の一部改正に伴う指導要綱の見直しについてであります。

景観条例の一部改正に伴い、事業者等の責務に掲げる事項について条例と整合性を図る必要がありますので、県のガイドラインも踏まえ、景観条例の施行に併せ北杜市新エネルギー推進機構および北杜市環境審議会のご意見を伺いながら見直しを行う予定であります。

次に、県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づく具体的な指導内容等についてであります。

これまで県の林地開発行為に該当する案件、また地区住民からの要望がある案件等については、県と連携して事業者に指導を行っております。

また近隣の市のようにゾーンを設けることについてですが、設置の制限を課せるのは一定の範囲の景観において、そのエリアの市民、土地所有者および関係者の景観合意の上、実施できるものでありますので、慎重に対応する必要があるものと考えております。

次に、分譲式太陽光発電施設に対する今後の指導方法についてであります。

分譲式太陽光発電施設については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の改正により、平成26年3月までに国の設備認定を受けたものが該当となります。

設備認定に関する情報は国から得ることができませんので、北杜市景観条例に基づく届出や北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出および林地開発行為の許可申請等により確認を行い、必要な指導を行ってまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

土地改良事業の受益者負担金（分担金）の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、近隣市町村の土地改良事業に伴う分担金の状況であります。

韮崎市では圃場整備事業については工事費の10%を分担金としており、それ以外の事業についてはありません。

南アルプス市では用排水施設、道路整備、圃場整備事業とも国・県の補助金を除いた工事費の10%を、甲斐市では圃場整備事業については工事費の10%としており、それ以外の事業についてはありません。

次に、分担金を国の指針に準拠できない要因であります。

土地改良事業の負担割合については、国の国営および都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について、事業ごとに標準的な費用負担の水準を示しておりますが、北杜市においては合併時に旧町村により異なっていた負担割合を統一しました。これは分担金のなかった旧町村もあることから、受益者負担金について農家の理解を得て浸透させるためには、地域や事業によらず負担割合を一律にすることが公平であるとされたことから国の指針には準拠しておりません。

次に、受益者負担金の見直しについてであります。

土地改良事業については受益者の申請に基づいて行う事業であり、一定の負担は受益者に求めるものと考えております。

北杜市においては土地改良事業の申請件数も多いことから、負担割合見直しについては財政負担の影響を考慮する中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

景観計画と景観条例の一部改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、景観計画に関するパブリックコメントについてであります。

地上設置型太陽光発電施設に関しての景観計画の一部改正については、北杜市まちづくり審議会を昨年11月から計3回開催しご審議をいただき、素案のご承認をいただくとともに市民

の皆さまのご意見をいただくため、本年1月8日から2月1日までの間、パブリックコメントを行ったところであります。

主なご意見としてはパネルの具体的に高さの制限を設定すべき、具体的に道路等からの後退距離の制限を設定すべき、説明会と住民の同意・合意を義務化すべきなどでありました。また、これらのご意見を踏まえ2月10日開催の審議会においてご審議いただき、景観形成基準(案)の「できるだけ」を「できる限り」に、「必要に応じて」と一部の「配慮する」を削除することとし、審議会でご了解をいただきました。

なお、パブリックコメントの内容は市ホームページに掲載しております。

次に、景観計画の考え方についてであります。

建築基準法においても太陽光発電施設は除外されているなど、上位法がないため数値化については基準となるべきものがないため困難な状況にあり、まちづくり審議会においてもご審議いただきましたが、法的根拠がないことからご了解をいただいたところであります。

今後は、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱や山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに沿って指導してまいります。

次に景観条例の施行時期についてであります。

県内市町村の施行期間につきましては、甲府市では景観条例改正時に約2カ月程度の周知期間としていましたが、今回の条例改正は市民への周知も必要なことから3カ月として7月1日としたところであります。

以上であります。

○議長(千野秀一君)

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○10番議員(相吉正一君)

最初に景観計画と景観条例の一部改正について、再質問をさせていただきます。

パブリックコメントについてですが、263名の市民のパブリックコメントが提出されました。今、答弁にありましたようにパネルの高さ、道路・敷地境界からのセットバック、そして住民との合意形成、事業説明について多かったという答弁だと思います。住民の意見を聞いたパブリックコメントでありまして、もっと住民の意見を景観条例に反映すべきではなかったのでしょうか。今、数値化されていませんけれども、事業者にとっても住民にとっても曖昧な基準では混乱するだけではないのでしょうか。

そして具体的な設置基準を定めずに、太陽光施設の設置に対して効果的な規制ができるのでしょうか。具体的な設置基準を定めずに、市ではどのようにして景観に配慮していると判断するのでしょうか。

先ほど法的な根拠がないという答弁もありましたけれども、例えば市の景観形成基準では塀・垣根には高さ1.5メートル、建築物の配置については敷地の許す範囲で幹線道路の境界から5メートル以上、後退するものと規定してあります。また緑化については山岳景観地域では30%、田園景観地域では20%以上の緑地を確保するなど数値化が現実に行われています。また南アルプス市ではパネル面積が100平方メートル以上の場合には、道路や周囲の住宅からパネルが見える場合、土地の境界線より2メートル以上後退し、植栽等で目隠しを行うなど周囲の景観と調和させることとしています。本市ではなぜできなかったのか、改めて伺います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

まず規制はできないのかというふうなお話ございましたけども、あくまでも自然と調和した設置をお願いするというものだと思います。それとここに再生エネルギーの固定買い取り制度のガイドラインというものがあるんですけども、例えば出力10キロワット以上、かつ20%以上の出力の減少、これについては従来、契約をしていた金額ではなくて、その変わった時点で新しい買い取り価格になるんですよというふうなガイドラインでございます。ということは、今申し上げましたように極度の後退距離を取ることによって、事業者が42円で契約していたものが現行27円ぐらいだと思いますけども、27円で契約をしなければならなくなってしまう。それが果たして市の説明責任として説明ができるのかということであります。

いずれにいたしましても、ご意見の中には5メートルというふうな具体的な例が多かったでありますけども、南アルプス市で、言うように例えば2メートル、この間の経済環境常任委員会でも申し上げましたけども、中標津については1万平方メートル以上のものについて2メートル程度の後退距離を取りなさいということで、非常にあいまいな数字ばかりであります。そういうことも含めまして、われわれといたしましては現場、あるいは事業者の責務において後退をしていただくと、そういうことでこういう文言にさせていただいたということであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今の建設部長の答弁では私はよく理解ができません。例えば景観法施行令第5条のイですか、口、そこにも規定されています。これは読むと、そこを解釈すればできないことはないように私は解釈しています。建設部長は今できないということですから、ぜひ、北杜市は今、太陽光発電が26年4月から今年の10月まで約1,100件ですよ。事業用発電です。地上型が。やはりそこを指導する中で、やはりそういう、例えば3メートル以上とか5メートル以上、大きい場合には、メガソーラークラスになれば5メートル以上セットバックとか、今、南アルプス市に2メートル以上、やっぱりそこで例えばいろいろ問題が生じていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に景観条例の一部改正の施行時期の案ですが、今7月1日となっていますけども、私は法的な根拠がないと思います。周知期間は30日あれば私としては十分であると思います。景観条例に基づく対象行為の届出は着手する30日前までとなっています。今、無届の悪質な事業者がいる中で90日の周知期間、これは3月18日に議決すれば100日を超えます。やはりそのへんは、今、先ほどの答弁では650件ぐらいですか、指導要綱が制定してから650件ということは半年間ですよ、今年の9月1日に指導要綱が施行されてから2月までで6カ月間、それが今、600何件ですか、110件近い勢いで建設がされています。やっぱりそういうのを鑑みますと90日以上、1カ月に100件ですよ。例えば90日、3カ月置けば300件が

増えるようになりますので、ぜひそのへんについて、私はなぜ5月1日にしなかったのか伺いたいと思います。

それともう1点は景観条例が今度議決されれば、設置事業者10キロワット以上の届出が義務化されるわけですが、どのような成果、効果があると考えていますか。この2点伺います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず施行期日の件でありますけども、これにつきましては景観条例を23年に公布したときに、7月公布の11月1日施行ということで3カ月間の周知期間を取らせていただいております。いろんなことを考えまして、先ほども甲府市だと2カ月程度だということで今回は7月1日というふうな施行期日にさせていただきました。

なお、先日の経済環境常任委員会の附帯決議も重く受け止めております。そんなことがありまして、現在、執行のほうで検討をさせていただいているという状況であります。ご理解をいただきたいというふうに考えております。

それとあと景観条例が公布されて、施行されてどういふことがあるのかということでもありますけども、再三の答弁で申し訳ありませんが、景観条例につきましては形態、意匠と色彩というものが主であります。それに付け加えて植栽でありますとか、そういうものを努力義務として付けさせていただいております。再三の答弁で申し訳ありませんが、太陽光の設置に関する指導要綱と県の適正導入のガイドライン、それと景観条例、三本の矢と申しますか、三位一体で指導をしてまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に太陽光発電施設にかかる諸問題について、再質問をさせていただきます。

最初に小淵沢町の太陽光発電訴訟の件について。

新聞報道によると、事業者が3月1日から太陽光発電施設の建設を強行着工したことについて事業者から市への届出は出されていますか。また指導要綱に基づく事業者への指導はどのようになっていますか。

2点目として大滝湧水の隣接地にかかるメガソーラー計画案ですが規模は約3ヘクタール、1万5千枚のパネルということ聞いています。それについてですが、大滝湧水は北杜市水資源の確保と保護に関する条例第8条に規定する水資源保護地域、この条例を見ますと水源周辺およびその上部区域としての指定を受けているのかどうか。受けていませんか。条例の第8条で指定している資源、水資源保護地域はどこなのか分かれればお伺いしたいと思います。

なお、大滝湧水が指定されていないとすれば今後、水資源審議会で審議をする考えはあるか伺います。

3点目ですが現在、山林が84ヘクタールですか、農地転用が約80ヘクタールぐらいですが、114ヘクタールの膨大な土地が太陽光施設となっています。先ほど生態系への影響があ

るという答弁だったと思いますが、今後、北杜市はやっぱり自然環境の素晴らしいまちであります。ある程度、環境アセスメント調査との検討をしなければならない事態にもなっていると思いますが、そのへんについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、小淵沢の訴訟の関係でよろしいですか。市への届出については平成27年、昨年8月に届出書が提出されております。指導につきましては指導要綱第5条、事業者等の責務について指導を行っております。

なお現在、訴訟を行っている原告からの指導の要望も市のほうにあったことから重ねて指導を行ってきたところであります。

次に2点目ですが、大滝湧水関係で水資源の条例関係についてであります。

まずこの条例、北杜市水資源の確保と保護に関する条例であります。この中で第2条において規制対象施設としては1つ、産業廃棄物処理施設、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する施設をいいます。あと1つとして協議対象施設のうち水質の汚濁、または汚染をもたらす恐れがあると認定された施設と定義されております。協議対象施設とは工場、または事業所のうち汚染、または廃液を公共用水域へ排出し、または地下へ浸透させることのあるものをいうとありますので、この条例の解釈、または客観的な判断として太陽光発電設備が明らかに水質の汚濁、または汚染をもたらす施設とは判断することはできないと考えております。

また審議会の設置ですが北杜市合併以降、産業廃棄物処理施設など特に重要事項はありませんでしたので設置はしておりませんでした。

続きまして3点目ですが、生態系への影響ということですが、先ほど答弁の中で山林および農地について、それぞれ面積のほうを申し上げましたが、当然、答弁の中でもお答えいたしました。いかなる開発についても大なり小なり生態系への影響はあると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今、答弁をいただいたわけですが、市で水資源の確保と保護に関する条例がありますよね。小淵沢はそれには該当していないということだと思いますけども、この条例によりますと水資源保護地域は水源周辺およびその上部地域をいうと定義されています。そして8条において水資源保護地域の指定ということに記載されています。市長は水資源を保護するために水資源保護地域を指定することができる。これは先ほど審議会もありますので、大滝湧水は本当に市の大切な観光資源でもありますし、また3ヘクタールの森林、上部の山林はやっぱり水源が将来的に、すぐには枯れないと思いますがそういう可能性も十分あると思いますし、大滝湧水は簡易水道の水源にもなっています。そのへんよく精査して、審議会で検討していただきたいと思っております。

あと生態系の調査については、しょうがないというふうなこともかもしれません。今、北杜市には4,650件、あと3,550件、たしかあるわけです。今、東京電力がまた高圧線を増強して、今、2月に受け付けたのかな、10月からまたメガソーラークラスを受け付けるという話も聞いています。やはりそういうことを鑑みますと自然環境の素晴らしい北杜市、景観、やっぱり私は大事にしていかなければいけないと思っています。

そうした意味で急増する事業用太陽光の問題点は、現状ではどこにでも設置ができる感じがあります。それが自然環境を阻害しているのではないのでしょうか。そして事前に住民との合意形成、説明があれば私は別に推進していいと思っています。やはりそれが見えないように植栽して、見えないようにする。そういうことが環境創造都市北杜市の役割だと思っていますので、そのへんについてぜひ検討をしていただきたい。そして事業者には設置基準をしっかり守るような体制づくり、これは先ほど県のガイドラインでも植栽をして、セットバックして植栽する絵が20何ページかにあります。やはりそれは11月4日から施行されていますから、指導しているという答えでしたけども、そのへんをよく見てやっぱり指導体制も強化していただきたい。ぜひ区長の同意を取れば別に問題は、私は解決すると思っています。そのへんについての見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

まず大滝湧水関係であります。実は施工業者は急ぎですけど今月3月10日、地元自治会区長および農業水路関係、行政区長、これは隣の長坂町の区長さんも説明会へ急ぎ参加しました。小淵沢の総合支所内で開催したわけであります。その以前に県のほうには施工業者が行って、県のガイドラインの内容について県と協議したあと地元の小淵沢のほうへ赴き、説明したとのことであります。

当然、業者は本計画について、以前に地元区長さんらとお話をした中で大滝湧水への影響を心配しているという連絡をいただいて計画を変更し、例えば発電容量を少なくしたりとか、残地森林を多く設けた計画書を今回持ってきて説明してきた、そんな状況であります。

今後、各行政区、総会での話し合いの機会を持っていただくよう区長さん、班長さんには市のほうではお願いをしたところであります。そして相吉議員おっしゃるとおり、当然、市では今後、各行政区からの意見を伺い、またその意向等については大変重く受け止めていくと考えておりますし、またこれらについても今後、慎重に県とも当然、情報を交換しながら共にこの課題に対して対応してまいりたいと、そのように考えております。

あと2点目ですけど、先ほど現在、約1千件、これから3千件という、以前の議会でもそういうお話があります。これから当然、月に30、40件ですか、この最近の経済産業省の統計を見ますと月に30件から40件増えているのは以前に許可されたものが実質、北杜市内で稼働していると。そんな実際は内容のようです。最近の東電の関係もありますので、月に、現実に許認可している数というのは内訳をちょっと調べてみましたが、10件あるかないかというような状況です。しかしながら、経済産業省のほうもこれらの具体的な情報は自治体のほうには当然いただいておりますので、パトロール等で把握するということですが、当然、市としましても今後も市の指導要綱、また県のガイドライン、景観条例ですか、それらによって

対応する、そのような考えであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

3項目めの太陽光発電設備設置に関する指導要綱等の充実と指導体制の強化について、再質問をさせていただきます。

隣の葦崎市内で見る太陽光発電施設は北杜市と比べて全体的にパネルの高さが低く、圧迫感が感じられません。そういう中で指導の仕方があるのではないかと私は思っていますので、そのへんもよく近隣ですからよく聞いていただいて、指導に生かしていただきたい。

あと2点目としては指導要綱による指導の結果、適正に設置されている個所はどのくらいあるのか。また指導要綱の中で、9項目の中で事業者の連絡先等の表示はほとんどの個所、メガソーラーはありますけども、小さい個所では設置がされていないと思います。そのへんについてはなぜなのでしょう。結果として指導がまた不足しているのではないかと推察しますけども、そのへんについて伺います。

あと1点、3点目ですが先ほど市長の答弁で、今度、指導体制は事務分掌を見直すとの答弁がありましたけども、今回、景観条例の施行により指導体制はまちづくり課と環境課になりますけども、まだ林政課、1万平方メートル以上については県のほうに、森林開発許可で林政課にも協議が必要になります。また農転については農業委員会、課税については税務課など多岐にわたる課、5課は関係すると思いますが、そういう意味でこういった指導をしていく考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけど、葦崎の件ということでよろしいでしょうか。はい。葦崎のほうはゾーンのほうも、これは県のガイドラインにゾーンを設定しております。その概要ですが、葦崎のほうも当然、私たちも参考に見ております。以前から、これは景観計画の届出対象行為に追加するとか届出の対象規模を500平方メートル、または1千平方メートルとゾーンによって設定すると。市では10キロワット以上、約150平方メートル以上が対象であります。それと太陽光発電施設等に関する景観形成基準を新設するというような内容であります。葦崎、隣の市であります。この中でも景観形成基準において県ガイドラインに指定されたエリアにつきましても周囲の景観に違和感を与えないよう特に配慮すること。眺望場所からできるだけ避けて設定し、やむを得ず視認できる場所に設置する場合は周辺景観と調和するよう位置、形態、意匠、色彩等について特に配慮することとしており、設置自体を禁止できるものではないと考えております。

2点目であります。指導要綱について適正に順守しているかどうかということですけど、これは答弁させていただきましたが、届出の際、チェックシートによりその内容についてこちらのほうで届出の際に指導していると。順守している件数とはということですが、これについては

統計を取っていませんのでお答えすることはできません。

3点目であります。表示について当然、指導要綱の中で表示に対してもお願いをしているわけであり。事業者の責務として。この表示について当然、50キロワット以上については、以前から説明していますとおり電気事業法によって義務付けられております。50キロワット未満についての表示の件であります。市としても事業者の協力が必要だというふうに考えておりますが、中にはこういう事例もあります。その表示を個人の住所、名前、連絡先を表示すると逆にいたずらとか、そういうことをされる恐れがあるからあえて表示はしていないと。当然これらも理解できるようなことではあります。できる限り市としましても指導要綱により今後指導してまいりたいと考えております。

4点目ですけど、組織の統一の件であります。現在、指導要綱と景観条例の両届出の一元化等について庁内で検討しているところであり、市長の答弁にもありましたが現在、検討していると、そのような内容であります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問ですが、ちょっと重複するかもしれませんが・・・。

○議長（千野秀一君）

相吉議員、ちょっともう少しマイクを。

○10番議員（相吉正一君）

山梨県のガイドラインと指導要綱の別表を事業者周知徹底を図るためには、指導マニュアルと9項目のチェックシートの作成が必要だと思います。そのへんについての考えを伺います。

あと最後に市はこれまでの答弁の中で上位法で規制する法令がない、法的根拠がないから条例では規制することができないという答弁をたしか2年間、繰り返していたと思います。そして26年の9月に要綱、昨年9月に指導要綱が一部改正されましたが、指導の成果や効果が見られなかったということはマスコミ等ですごくこういうトラブル記事が掲載されています。そして上黒沢の、あれは林地開発許可ですが5メートルぐらい高さの開発分譲地があります。そして国道141号線の高根消防署の上のやっぱり分譲式の太陽光発電、たぶん林地開発だと思いますけども、やっぱりそういうところをいかに指導するか。それがなければ、高ささえ守ってくれば私は問題ないと思っています。

そうした意味で、これから3,550件が立たる可能性があります。やはりしっかりと指導をしていただきたい。これは市民憲章の中でも自然を大切にするとか再生可能エネルギー、先般説明がありましたが、そこにおいても人と自然と文化が躍動する環境創造都市、市長が常々言っている一流の田舎まち、やはりそうした意味でしっかり、国の上位法や県の基準を待っていたのでは本市の恵まれた自然環境・景観はすべて私は、4,650件が万が一建設されれば失われる可能性があるとしてすごく危機感を持っています。改めて市長に事業用太陽光発電の推進と自然環境と景観と市民の生活環境を守る姿勢について、市長に見解を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目ですが県の導入のガイドラインとまた市の指導要綱、これらのチェックシートのお話ですけど、以前にも答弁の中でお話ししておりますが、届出の際ですね、チェックシートを指導要綱の中で詳細に作成しております、これによって事業者には事業者の責務として守っていただくよう、協力していただくようお願いしてある状況でありますので、これからも、また具体的に良い方法があればまたそれらも検討して取り入れていきたいと考えております。

2点目ですけど、当然、市のほうでもこの太陽光発電設備と景観の課題については、一つ、相吉議員が申し上げましたが上位法がないということも、これは市のほうとしましても当然ですね、強い規制とかということについては踏み切ることが当然できない状況かと思えます。あえて申し上げれば、過日、2月県議会で県知事も答弁の中で課題があるからということで県のガイドラインで指導していくと、そういう答弁をしているところであります。かといって市としましても当然、この北杜市の豊かな自然、これは大事な財産と考えておりますので、今後とも答弁と同様になります。指導要綱、また県のガイドライン、そして景観条例、これらで対応していくと、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に土地改良事業の受益者負担金の見直しについて、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で財政の影響を考慮して検討したいというような答弁があったと思います。国・県の指標、ガイドラインについては12年前に合併があったから、合併時に8町村で分担金を取る町村と取らない町村があったということで今日まできていると思います。先ほどの県の指標、ガイドラインについては近隣市町村の韮崎市、甲斐市、南アルプス市の例がありました。韮崎市はたしか圃場整備で10%、その他は取っていないということでした。南アルプス市については国県補助を引いた中の10%、甲斐市でも圃場整備工事の10%、その他は取っていないというような答弁だったと思いますけども、そろそろ合併10年以上経ちました。やはり農業者も高齢化しています。負担金を捻出するのが厳しい地区もあると聞いています。できればその指標見直しを計画的に、財政は厳しくともやはり近隣市町村、県内の状況も調査していただいて、できるだけ早い機会に見直しをしていただきたいと思います。その考えはあるかどうか再度お伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたんですけど、国のガイドラインについては事業ごとに標準的な費用負担の水準ということを示しております、合併して10年になりますけど、ガイドラ

インに準拠しますと同じ地区内でも費用負担の差が出るということで、市民の理解は得にくいということもございます。北杜市におきましても財政の健全化ということも第一に考えなければいけない問題でございますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の答弁で分かったわけですが、ぜひやっぱり今後の検討課題として早急に検討していただきたいと思えます。

もう1件だけ、今、圃場整備事業で田んぼとか畑の圃場整備がされて30年近く経過した圃場整備、またそこに農道があります。農道でも人通りが多いところは市道として管理されていますから負担はないわけですが、ある程度、不特定多数が通る農道もかなりあると思えます。そうした場合について今の10%だとちょっと違うかなと。やっぱり調査をしていただいて、可能な限り国県の補助金を有効活用していただきたいと思えますが、そのへんについての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

圃場整備して30年ぐらい経つということの中で農道等を市道にするようなお考えというような質問でよろしいかと思えますけど、農道で整備してきたという経過もございます中で、あと市道にするということになれば関係部局と調整するなり、またその道路の交通量ということもございますので、それらについては今後、関係部局と調整し検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後に長坂駅および周辺の整備事業について。

先ほどお答えをいただいて感謝をしております。なお、今回の整備についてエレベーターの設置、私も現地を詳しく見ました。先ほど市長の答弁でまちづくり事業で駅前整備、広場、駐車場はたしかにまちづくり事業で、当時、私が担当していました。しかし今回の場合はエレベーターを2基付けると。跨線橋近くも、跨線橋もかなり老朽化して腐食しています。そのへんも併せて。またトイレがあるんですが、これは長坂町でやったんですね、公衆トイレ。駅に隣接してあります。これもかなり古くて洋式化されていません。ぜひ跨線橋、トイレのバリアフリー化も検討課題として、先ほども状況を把握して検討したいという答弁がありました。再度そのへんについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほども市長が答弁させていただきましたように、現在はもう整備済みだということであり
ます。しかしながらお話のように跨線橋、あるいはトイレ等が老朽化しているということであ
ります。今後の状況を把握した上で国、あるいはJR等々と協議しないと事が進みませんので、
そういうところと協議をさせていただきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

いいですか。

（ な し ）

関連質問はありませんか。

（ な し ）

ないようです。

これで質問を打ち切ります。

以上で、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民の声の代表質問を許します。

市民の声、3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

市民の声を代表して質問いたします。

はじめに今年は8町村が合併して12年目を迎えました。北杜市は多くの自然的・社会的資
源にも恵まれていて夢多い地域でもありますが、一方、少子化、超高齢化、介護、医療、教育、
環境をはじめ課題も山積しております。

私は生まれ育ったこの北巨摩の地域の発展と、この北杜市が住んで誇れる地域だとみんなが
胸を張って言えるようなまちづくり、地域づくりを掲げ取り組んでまいりました。私が言うま
でもありませんが、行政はそこに生活する人々へのサービスを公平に執行することが一番の基
本であると常々考えております。私たち議員の任期も1年を切りました。市民のために全力疾
走いたします。

私たち会派市民の声は志を同じくする人たちと連携し、市民の皆さんの声をしっかりと受け
止め市民目線に立ち、これからも議会活動の中でなお一層、深めてまいります。

今議会でも会派市民の声に寄せられたご意見・ご提案等を踏まえ、皆さんの声を市政に反映
すべく次の4つの項目について質問いたします。

まず第1は、地上設置型太陽光発電施設にかかる北杜市景観条例の一部改正と固定資産の課
税についてであります。

景観豊かな自然環境、安全・安心な生活環境などを守るために地上設置型太陽光発電施設の

景観条例への適用を含め、しっかりとしたルールづくりや指導体制の取り組みについて、私たち会派市民の声は、北杜市政の中でも喫緊の課題であると今までにも議会でもただしてまいりました。

2月10日開催の第4回北杜市まちづくり審議会において、北杜市景観計画の一部改正が審議され、263件に及ぶ制度始まって以来、最大のパブリックコメントが寄せられました。太陽光パネル設置は建築基準法の適用外だからでは済まされない問題がここにあるわけでありませう。景観、防災、課税、その他多くの問題があります。

そこで以下、質問いたします。

- (1) パブリックコメントを改正条例に生かすことができたのは、どのような改正点になったか。
- (2) 地上設置型太陽光発電施設建設に関わる住民監査請求、近隣住民等5名による訴訟、水源池周辺におけるメガソーラー建設反対の動き等々がある中で、改正条例施行前に設置された発電施設への適用はどうなるのでしょうか。
- (3) また今後、改正条例、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドライン(27年11月4日)の事業者への順守の効力のある方策をどのように今後進めていくのか。
- (4) 太陽光発電設備にかかる固定資産の課税についてであります。平成23年から27年まで、年ごとの推移はどうでしょうか。

課税対象施設を市はどのようにして把握しているのか。

用地(敷地) 太陽光発電設備(償却資産)の課税の実態は。件数・面積など。

未申告、滞納の実態と今後の対応策は。

一昨年、移住希望地日本一となった北杜市ですが、昨年は移住希望地域のランキングで首位の座に長野が2年ぶりに返り咲いたとの報道がありました。北杜市の生活環境、北杜市の誇れる自然環境、里山景観などとの調和を図るために、また後世に禍根を残さないためにも早急に改正条例を施行し指導要綱、県のガイドラインの厳正な適用と事業者への順守を徹底することを強く求めます。ご所見を伺います。

第2は、北杜市里山整備事業および地域林業振興への取り組みについてであります。

市役所発行のパンフレット「森林整備を進めましょう」の冒頭あいさつで、市長は次のように述べておられます。「森林は水源涵養や国土保全、生物多様性保全など極めて重要な機能を有しており、市民生活に欠かせない大切なものであります。市はこの大切な森林を守り育て次世代へと引き継いでいくため北杜市里山整備事業を実施していき、これにより手入れ不足森林が解消され、未来へとつながる夢のある杜づくりが可能になるものと考えております」と。そこで北杜市の平成23年度から平成27年度、今日までの5年間の推移について以下質問いたします。

- (1) 北杜市里山整備事業の利用実態について。年度ごと、件数、面積、補助金額等。
- (2) この事業を活用した山林の他用途への転用実態は。年度ごと、転用目的、件数、面積、補助金返還額等。
- (3) この事業を活用した山林で、県の林地開発許可により太陽光発電施設等に転用した実態は。年度ごと、転用目的、件数、面積、補助金返還額等。

(4) 近年、直交集成材の技術が開発され、今後地元のカラマツ材を公共工事等へ生かす施策の構築も地域林業振興にとって重要施策と思うがお考えは。

第3は、公共施設等総合管理計画策定および公共施設老朽化問題への取り組みについてであります。

人口減少社会、超高齢社会の到来する中でどのように今ある公共施設を生かしていくのか、北杜市政の中でも喫緊の課題であります。

また2012年12月2日に、中央自動車道の笹子トンネルで天井板が落下して走行中の車が複数巻き込まれ、多くの死傷者を出す事故が発生しております。この事故を契機に公共施設、それも特に土木系インフラの老朽化が世間の注目を浴びるようになりました。そこで以下質問いたします。

(1) 公共施設等総合管理計画策定の進捗状況は。

(2) この計画策定を踏まえ、今後の施策にどう生かすのか。

(3) 市道はじめ農道、中央自動車道にかかる道路橋など橋梁、トンネル、水路等の点検の実態は。上下水道などインフラ施設の老朽化対策への取り組みは。

第4は、市役所職場環境および機構改革等についてであります。

従業員が抱えるストレスの状況を定期的に検査することを50人以上の事業所に義務付けるストレスチェック制度が昨年12月1日にスタートしました。そこで以下質問します。

合併以降の実態についてであります。

(1) 市役所保健室への相談件数および相談内容は、年度ごとに。

(2) 内規等による定年前退職の実態は、年度別人数、職種、職階、退職理由などは。

(3) 年度別新規採用職員の実態は。

(4) 機構改革等についてであります。

今年度末、人事異動にあたっての基本方針を伺います。

北杜市景観条例、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱を順守することの事業者への徹底指導のためにも組織体制の充実が欠かせません。また北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画(平成28年2月策定)によると、上下水道関係の組織再編も提案されています。また平成28年度末には、多数の定年退職者が予定されているとのことです。

一方、合併12年目となり市民へのさらなる行政サービスの向上と迅速な対応などを図るためにも思い切った組織改革が求められてきます。こうした現状を踏まえて行政サービスの迅速な対応、組織のスリム化などを図るためにも現在の部長制から新たな課長制の充実と職員の待遇改善を併せて図るべく機構改革を求める声を聞きますが、お考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長(千野秀一君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市里山整備事業および地域林業振興への取り組みにおける、地元カラマツ材を公共事業

等への活用施策の構築についてであります。

市は従来から公共施設等への木材利用を推進しているところでありますが、価格や強度、また森林から原木等を搬出する経費、市内に製材業者がないことなどの課題があり、多くの利用には至っていない状況であります。

国では来年度の地方財政対策として、森林吸収源対策等の推進を重要項目として予算計上しており、その中に公共施設への木材利用があることから今後は施策の詳細を注視し、関係機関と情報を共有しながら対応してまいりたいと考えております。

次に公共施設等総合管理計画策定および公共施設老朽化問題への取り組みにおける、今後の施策への反映についてであります。

人口減少による税収減に加えて地方交付税の段階的縮減などから、厳しい財政状況が続くと予測される中、今後、市が所有する多様な公共施設等が老朽化してくること等から、多額の更新や改修費用が見込まれております。

また人口減少による施設規模の見直しなど、市民ニーズに適切に対応することが求められています。このことから公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、後世の負担とならないよう財政負担を軽減・平準化するとともに、地域社会の実情に合った将来のまちづくりに反映してまいりたいと考えております。

次に市役所職場環境および機構改革等における、本年度末の人事異動方針についてであります。

平成28年度は、昨年策定した北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく具体的施策を計画から実施する重要な年であり、認定こども園、病児・病後児保育園や子育て世代包括支援センター、就業促進住宅の整備など子育て支援・定住促進対策を進めてまいります。

また南アルプスユネスコエコパークの推進、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備、須玉小学校大規模改修、上下水道事業の法適用化対応、第2次北杜市総合計画の策定、市ホームページのリニューアル等にも迅速に対応する必要があることから、市役所全体の人員バランス等も考慮しながら適正な職員配置に努めることとしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えをいたします。

太陽光発電設備にかかる固定資産の課税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、課税対象設備の把握についてであります。

関東経済産業局へ照会を行い設置者の情報を活用しており、また農業委員会へ提出された転用に関する許可、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱による届出および林政課への伐採届などの資料をもとに航空写真による確認を行い、稼働の有無について担当職員が現地確認を行うなど把握に努めております。

次に用地・太陽光発電設備の償却資産の課税の実態についてであります。

平成25年度に土地について太陽光発電設備用地の評価を定め、平成26年度から土地および償却資産に対し併せて課税しております。

平成26年度は土地が247筆、28万1千平方メートルで460万円、償却資産が57件、3,100万円で合計3,560万円であります。平成27年度は土地が561筆、63万6千平方メートルで1,110万円、償却資産が277件、8,370万円で合計9,480万円であります。

次に未申告、滞納の実態と対応策についてであります。

償却資産の申告については地方税法で償却資産の所有者に毎年、申告義務を課しています。申告のあったものについては滞納はないものと考えております。しかし、新規設置したもので無届等により関係資料からも把握できないものについては不明でありますので、引き続き課税客体の把握に努めてまいります。

今後、申告が必要な所有者を把握した場合は電話や通知で申告を促し、それでも申告のない場合は税務署で所得税の申告状況等を確認し、必要に応じて税務署と連携し申告を督促してまいります。

次に市役所職場環境等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市役所保健室への相談件数および相談内容についてであります。

産業カウンセラーを設置した平成20年度以降の市役所保健室における相談延べ件数は平成20年度52件、21年度123件、22年度136件、23年度142件、24年度145件、25年度137件、26年度189件、27年度は昨年末までで125件であります。

相談内容としては異動に伴う人間関係や業務の悩みのほか、健康面や家族関係の悩み等の相談が寄せられております。また、最近の傾向としては嫌なことを家に持ち帰らないための相談や上司や同僚からの相談も増え、早期に対応できる相談体制の環境が整いつつあるように感じております。

次に、内規等による定年前の退職の実態についてであります。

定年前の職員の退職理由は、北杜市職員退職勧奨実施要綱に基づく勧奨退職や自己の都合による退職であります。合併以降の年度別退職者数は平成16年度は勧奨退職7名、自己都合退職7名の計14名であります。職種については行政職8名、保育職3名、保健師2名、病院職1名、行政職8名の職階は課長・課長補佐3名、副主幹4名、主査1名であります。

次に平成17年度は勧奨退職18名、自己都合退職14名の計32名であります。職種については行政職17名、保育職4名、病院職7名、教育職3名、技能職1名で行政職17名の職階は部長・支所長8名、課長・課長補佐5名、副主幹1名、主査1名、主任2名であります。

次に平成18年度は勧奨退職25名、自己都合退職16名、死亡退職1名の計42名であります。職種については行政職21名、保育職7名、病院職11名、教育職1名、技能職2名で行政職21名の職階は部長・支所長8名、課長・課長補佐10名、主幹1名、副主幹1名、主査1名であります。

次に平成19年度は勧奨退職28名、自己都合退職9名、死亡退職1名の計38名であります。職種については行政職21名、保育職2名、保健師1名、病院職10名、教育職2名、技能職2名で行政職21名の職階は部長・支所長9名、課長・課長補佐12名であります。

次に平成20年度は勧奨退職31名、自己都合退職16名の計47名であります。職種については行政職28名、保育職4名、病院職10名、教育職2名、技能職3名で行政職28名の職階は部長・支所長17名、課長・課長補佐5名、主幹2名、副主幹1名、主任3名であります。

次に平成21年度は勸奨退職15名、自己都合退職6名、死亡退職2名の計23名であります。職種については行政職16名、保育職1名、病院職4名、教育職1名、技能職1名で行政職16名の職階は部長・支所長12名、課長・課長補佐2名、主幹1名、主任1名であります。

次に平成22年度は勸奨退職20名、自己都合退職9名の計29名であります。職種については行政職20名、保健師1名、病院職6名、技能職2名で行政職20名の職階は部長・支所長8名、課長・課長補佐8名、主幹1名、主査2名、主事1名であります。

次に平成23年度は勸奨退職11名、自己都合退職9名の計20名であります。職種については行政職8名、保育職2名、病院職6名、教育職1名、技能職3名で行政職8名の職階は部長・支所長1名、課長・課長補佐3名、主幹1名、副主幹2名、主任1名であります。

次に平成24年度は勸奨退職26名、自己都合退職13名の計39名であります。職種については行政職21名、保育職4名、保健師2名、病院職11名、教育職1名で行政職21名の職階は部長・支所長7名、課長・課長補佐10名、主幹3名、主査1名であります。

次に平成25年度は勸奨退職14名、自己都合退職16名の計30名であります。職種については行政職13名、保育職3名、保健師1名、病院職13名で行政職13名の職階は部長・支所長9名、課長・課長補佐3名、主査1名であります。

次に平成26年度は勸奨退職8名、自己都合退職11名、死亡退職3名の計22名であります。職種については行政職10名、保育職2名、保健師3名、病院職6名、技能職1名で行政職10名の職階は部長・支所長1名、課長・課長補佐7名、主幹1名、主査1名であります。

次に、年度別新規採用職員の実態についてであります。

新規採用の職員数は病院、学校を含め平成17年度20名、18年度8名、19年度14名、20年度21名、21年度22名、22年度18名、23年度17名、24年度22名、25年度33名、26年度24名、27年度30名であります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画策定および公共施設老朽化問題への取り組みにおける計画策定の進捗状況についてであります。

公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、計画策定の基礎資料となる公共施設にかかる個別計画の有無・各種資料・データ等の確認、北杜市公共施設マネジメント白書作成以降の大規模修繕・改修等の状況および劣化度等について庁内関係部署からヒアリングを行い、これらの内容について整理を終えたところであります。

また、現在はこれらの資料をもとに公共施設の最適配置に向けての基本方針を庁内で組織する行政改革推進本部で検討を行っております。

これらの方針は北杜市行政改革推進委員会等のご意見を伺いながら、公共施設等総合管理計画に反映することとし、来年度中の策定を目指しております。

次に、新たな行政事務に対応した機構改革についてであります。

本市の行政組織は職員数の減少や地方分権社会に対応するとともに、市民の負託に応える組織機構を整備するため、平成22年4月に抜本的な行政組織機構改革を行い現在に至っております。

ます。

機構改革は人口減少や高齢化などによる新たな行政ニーズ、多様化する行政課題を効率的かつ機能的に進める上で必要と考えており、また上下水道事業の地方公営企業法適用や子育て世代包括支援センターなど、担当部局のみでは対応しきれない状況もあることから今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。

また部長制から課長制への移行については、機構改革との関連や人事管理上の課題も踏まえる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設にかかる北杜市景観条例の一部改正と固定資産税の課税における改正条例、指導要綱、県のガイドラインの事業者への順守の今後の方策についてであります。

地上設置型太陽光発電施設の設置に関しては、景観条例の一部改正により景観計画区域内行為届出書の提出が義務となります。このことから引き続きパトロール実施による把握や情報収集に努め、また県とも連携を図り、防災、地域の合意形成などにも配慮なされるよう指導してまいります。

次に公共施設等総合管理計画策定および公共施設老朽化問題への取り組みにおける上下水道等インフラ施設の老朽化対策についてであります。

上下水道事業の施設規模は上水道事業では水源81カ所、配水池114カ所、管路は総延長で約1,038キロメートルに及んでいます。また下水道事業等では終末処理場39カ所、管渠延長が772キロメートルと多くの施設を有しております。

昨年度末における減価償却累計率は上水道施設が約50%、下水道施設が約35%と老朽化が進んでおり、大きな課題となっております。

このことから、上水道事業においては平成23年度から実施している簡易水道統合整備事業により老朽化が著しい水道管や漏水事故等が多発する管路を優先的に布設替えを行うなど、老朽化対策を進めているところであります。

また、下水道事業等においては昨年度策定した長寿命化基本計画に基づいて、供用開始が最も早かった高根町清里地区の下水処理について、老朽化対策と効率的な下水処理を実現するため、処理施設の統合も含めた整備事業に来年度から着手してまいります。

なお、施設の更新など老朽化対策には多額の費用が必要とされることから、事業経営への影響を軽減する取り組みとしてアセット・マネジメントなども取り入れ、上下水道事業の安定と持続可能な経営に努めながら、老朽化対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市里山整備事業および地域林業振興への取り組みについて、いくつかご質問をいただい

ております。

はじめに、北杜市里山整備事業の利用実態についてであります。

年度ごとの件数・面積および市の補助金額は平成23年度475件、156.3ヘクタール、1,542万円。平成24年度564件、186.1ヘクタール、2,369万7千円。平成25年度620件、206.3ヘクタール、2,736万9千円。平成26年度381件、208.9ヘクタール、2,156万5千円。平成27年度2月まで454件、122ヘクタール、2,267万3千円であります。

次に他用途への転用実態についてであります。

年度ごとの転用目的・件数・面積および市への補助金返還額は平成23年度伐採2件、0.4ヘクタール、2万1,151円。樹種転換1件、1.1ヘクタール、9万円。太陽光施設設置1件、0.03ヘクタール、2,380円。平成24年度伐採2件、1.1ヘクタール、8万7千円。宅地1件、0.06ヘクタール、2万1,249円。平成25年度土採取1件、0.9ヘクタール、22万9,010円。樹種転換1件、1.5ヘクタール、8万9,356円。太陽光施設設置1件、0.5ヘクタール、2万3,400円。平成26年度太陽光施設設置2件、1.3ヘクタール、55万710円。平成27年度2月まで太陽光施設設置3件、1.9ヘクタール、54万9,193円であります。

次に、県の林地開発許可により太陽光発電施設に転用した実態についてであります。

平成26年度の3件のみであり、補助対象面積は2.3ヘクタール、市への補助金返還額は22万3,256円であります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設にかかる北杜市景観条例の一部改正等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、パブリックコメントを生かした改正条例の改正点についてであります。

パブリックコメントでのご意見を踏まえ、本年2月10日開催の審議会においてご審議いただき景観形成基準（案）の「できるだけ」を「できる限り」に、「必要に応じて」と一部の「配慮する」を削除することとしました。

次に、改正条例施行前に設置された発電施設への適用についてであります。

北杜市景観条例の一部改正施行日以前に設置された事業用太陽光発電施設は、景観条例の対象になりません。したがって、施行日以前に設置されたものについては、従来どおり北杜市太陽光発電設備に関する指導要綱や山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおいて届出するよう指導してまいります。

次に改正条例の施行と指導要綱、県のガイドラインに基づく事業者への指導についてであります。

北杜市景観条例の改正については、3カ月の周知期間を経て7月1日に施行してまいりたいと考えております。また北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについては関係部署と連携し、引き続き事業者へ指導してまいりま

す。公共施設等総合管理計画および公共施設老朽化問題への取り組みにおける点検についてであります。市道の点検は職員によるパトロールの実施や市民からの情報提供を受け、随時行っているところであります。

市道で管理している橋梁は483橋で、うち17橋が中央自動車道に架かる跨道橋であり、平成19年度および20年度で遠方目視点検を、また平成26年度から近接目視点検を平成30年度までの5カ年の計画で実施しており、本年度までに跨道橋17橋を含む89橋の点検を実施したところであります。

またトンネルは5つを管理しているところであり、平成24年12月の笹子トンネルの天井板崩落事故後の平成25年1月に職員による緊急点検を実施するとともに、平成25年度には専門業者による点検を行いました。

一方、農道・農業用水路は受益者の管理であり、多面的機能支払交付金事業等を活用しながら受益者が点検を行うこととなっております。

また農道橋13カ所については、平成25年度に県の指導により点検を行ったところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問をいたします。

まず第1項目でございますけれども、まずまちづくり審議会において、議論の中で委員から規制に関わる数値化を求める意見が強く出されました。今回の一部改正条例を見ますとこうした多くの市民の声、意見を重く受け止めたとは私にはとても思えない改正条例となっております。何ゆえこうした多くの意見を取り入れられなかったのか、市長の見解を伺います。これが1点目です。

また太陽光発電施設が増えて固定資産、償却資産が増えたというようなことで税金が増えたというような流れがありましたけれども、一方ではこの土地を、要するに北杜市のこの地域を愛するがゆえに移住して骨を埋める覚悟でいるという方もいることは事実であります。突然、住まいの周辺が太陽光パネルに囲まれて市に問い合わせたら、その方は届出はされているけれども指導要綱にある事業者名や連絡先などもさっぱり分からず、表示板の設置などひとつひとつも指導要綱を順守されていないという事例が各地で見られるということであります。こうしたことから真剣に市は事業者を指導し、その後、確認しているのか大変疑問に思われる点であります。また太陽光パネル周辺に生活されている市民の皆さんが指導要綱を守るよう、事業者には指導を市へ要請しても一向に改善されていないという現実があります。こうしたことひとつひとつが積み重なって行政に対する不信感を招いております。このままの行政では困るという声を私は多く聞いております。こうした現実を見てどのようにご認識されているか、ご所見を伺います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まちづくり審議会においての委員の意見をどう組み入れたのか、あるいは市民の意向をどう汲み取ったのかということだと思います。

これにつきましては、再三の答弁で申し訳ありませんけれども市が責任を持てる範囲のものを形成基準に入れさせていただいたということだと思います。訴訟でありますとか、いろんなリスクを考えた場合にこういう形成基準しかないということで、ご了解をいただいたものというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

指導要綱が守られていないと、きちっと確認しているのかということの内容かとは思いますが、

まず繰り返しになりますが、事業者には届出の際にチェックシートなども窓口で職員が確認して事業者の責務として事業者に順守していただく内容を指導しております。それで当然、答弁の中でも申し上げましたが事業者の協力、これが必要と考えているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文議員。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどからも質問に出ていましたけど、国からの認定件数は4,650件、10月現在ですが、これまでの設置件数は1,091件というふうな国の発表がありますけども、こういう数字を見ますと、これだけの数字を見ても今の4倍の設置数がこの北杜市に設置される予定だということでありまして。私たちのまちは世界に誇れる田園風景、山岳風景などとの調和ある発展を今強く求められています。また八ヶ岳中信高原国定公園をユネスコの世界ジオパークの認定登録に向けての動きもあるわけでありまして。こうした、あと4倍もの設置数がこの北杜市に設置されればというようなことで、先日、市民の方からそんな北杜市はこうなれば、あと4倍の数が設置されれば、今度は北杜市は太陽光パネルのまち北杜市とでも付ければいいなんて、そんなことを私は聞いております。

先ほど部長が経済環境常任委員会の附帯決議を重く受け止めて、なんか施行日についても検討を内部でしているというようなことでもありますけれども、改正条例案は7月1日施行となっておりますけれども、議決をしましたら短縮して速やかに施行することを再度強く求めるものです。ご所見をお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

市内のあと3千件、経済産業省のデータがその件数という内容かと思えます。

これまでの議会の中でも分譲型の件について説明しております。市のほうで、環境課のほうで把握している中で分譲型に関してちょっと中身を詳細に調べてみたところ、1件当たり一番多いところで34件の分譲型があります。平均すると1件当たりが4件から5件というような内容で分譲型は先ほど来、説明しているとおり平成26年3月以降は経済産業省でこれは設備認定をしないと。それ以前までがそういう件数があったということでありまして、あと単純に現在、約1千数十件の稼働件数であります。あと3千件が何件なのかということはこの数字よりかは少なくなると考えております。それで経済産業省のほうに市としましても当然、議会からも国のほうへ意見書を出していただきました。市でも経済産業省のほうに問い合わせをしました。今後、経済産業省の情報はどんなふうな状況であるかということ問い合わせたところ、設備認定の情報提供であります。新エネルギー庁においては現在、提供のため法整備を進めているということだと。施行は29年4月1日を予定しており、現在、作業というのはその伝達の情報システムを今、構築しているところだということなので伺っております。

当然このような状況の中、市としましても今後、別にパネルでいっぱいになってうんぬんなんという市を私どもも考えておりません。市といたしましても、今あるこの現状の中で市の要綱とまた景観条例、ガイドライン、これにおいてこれらの課題について対応したいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

経済環境常任委員会で附帯決議をされております。28年の6月1日に施行しろということでありました。全会一致ということでわれわれも重く受け止めております。そういうことでこちら側で今、検討をさせていただいておりますのでご理解をいただきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは、第2項目めに移らせていただきます。

再質問でありますけれども、調査したところ県の林地開発許可において太陽光発電施設に転用した山林のうち高根町箕輪地内で建設中の個所も補助金をもらってしたということであります。この林地開発は昨年12月、県議会においても問題になったケースでありまして、補助金をもらって5年以内に山林以外に転用する場合は補助金の返還義務があるということで、県議会でも補助金を返して済む問題ではないという、そういう同様の事案が起きないように要請したと聞いております。これに対して県の森林整備課長は森林保全の事業目的を果たすため、今

後も転用がないよう指導していくと答えております。ここで市は、今後里山整備地域林業振興に対してどのような姿勢で取り組みをしていくお考えか、ご所見を伺います。

またもう1点、林地開発にかかる事例として大泉地内の大泉大湧水の上流域に無届で山林を伐採して1ヘクタールを超える山林に太陽光設置が計画されたと言いましたが、隣接する地区住民や水利権を持つ地元の団体から反対がありました。その後、この事業者は市に対してなんらかの相談、届出があったでしょうか伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。2点いただいたかと思えます。

1点目につきましては里山整備事業の補助金、5年以内の返還、里山整備事業において他用途に変更した場合の5年以内の補助金の返還というところのご質問だと思います。

里山整備事業におきましては国、県、それと市の要綱で行っていきまして、この要綱の中で5年以内に他の用途に転用する場合は返還ということがなされていますので、これをすぐにどうこうということは難しいことなのかなと考えております。たしかに補助金を活用して森林の植林をしたというところは残念なところでございますが、太陽光というところ、それから他の目的ということで所有者のいろんな考えもございます。これにつきましては今後、国・県とも十分協議を行ってまいりたいと考えております。

2点目につきましては、大泉の湧水地区への太陽光発電のその後と、届出ということでございますが、現時点まで届出のほうは出されておられません。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは第3項目であります。再質問をさせていただきます。

今後、公共施設のマネジメントはいわゆる造るから繕うというようなものへ転換が求められています。そうした観点から市は国や県へ積極的にインフラ整備の財政支援を要請したり、また国道141号線や20号線、県道各路線の改修や補修事業へのさらに整備要請に取り組むことが求められているのではないのでしょうか。今までにどのような取り組みをしてきたのか。またこれからの取り組みについても併せて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再質問にお答えしたいと思います。

取り組み内容はというふうなことだと思います。

道路等をはじめとしますインフラ整備にあたりましては、ご承知のとおり国・県の補助金等

を活用して取り組んでいるところであります。支援策につきましても、なるべく早く対応できるように日ごろから取り組んでいるというふうな状況であります。

また国道道の改修でありますけども、地域からの要望を国・県に上申すること、ほか市長会を通じまして要望等を行っているというふうな状況であります。

実施に当たりましては、地域の声を反映できるように事業主体とともに事業説明、あるいは用地交渉というふうなことに取り組んでおります。

今後も国・県と継続してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

北杜市の27年の国調人口によりますと、前回の22年の国調に比べて1,852人の減少となっていて、また国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと平成52年の推計人口は3万2,880人となり、今から25年後には1万2,236人も人口減少と予測されています。1年だと400人弱という人口が減少するというふうな事態であります。

例として、中央自動車道にかかる道路橋の安全対策ひとつとっても多くの財源が必要となるわけであります。また年々人口も減少する中で国も県も市も老朽化したインフラ整備が喫緊の課題であります。並行して超高齢化、少子化の進む中で介護、医療、教育、子育て支援等が課題となっております。行政はこうした現実を直視し、これからの公共施設の老朽化問題へ対応していかなければならないと考えるわけですがけれども改めてご所見をいただければと思います。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

超高齢化、少子化が進む中での公共施設の老朽化問題の対応というご質問でございます。

これにつきましては少子高齢化による人口減少につきましては、さまざまな面で影響を及ぼすものというふうに考えております。本市におきましては合併特例措置の終了によります交付税の段階的縮減もあり、財政の将来見通しにつきましては楽観できるものではないというふうに認識しております。またそういった中で今後老朽化が進む公共施設におきましては現在、準備を進めております公共施設等総合管理計画の策定におきまして、公共施設の最適配置に向けた方針を示し、実効性のある計画としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第4項目めの再質問をさせていただきます。

嘱託職員である産業カウンセラーの、先ほど答弁の中でも保健室での相談業務があり、多くの職員が相談に訪れているという実態がよく分かったわけでありますけれども、そこで保健室

への相談件数の推移を、先ほどのデータを見ますと27年度まで、今日までの中で特に平成26年度が例年に比べて約1.4倍と特に多かったことが分かるわけであります。また休職・傷病休暇数をちょっと調べてみましたら26年が非常に多いということを聞いております。こうしたことから、なんか26年は市役所の組織の中に、何か職員が具合が悪くなるような点があったのではないかと、そんなことがこのデータから見えてくるわけですが、ご所見を伺います。

また新採用で数年以内で退職するというふうなケースもあるわけですが、合併以降、こうしたケースはあったのでしょうか。

また退職者と先ほどのデータで新採用と出ておりますけれども、退職に見合ったデータが採用がされているんですけれども、今後の定員管理と言うんですか、また類似団体との比較はどうなるのか、ご所見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再質問、3点ほどいただきました。

先ほどの相談件数の中で、26年度が保健室の相談件数が特に多いと。その理由ということでございますけれども、1つ目として考えられることは平成26年度の年度自体、気候面でだいぶ寒暖の差が激しかった年だったと記憶しております。特に夏場、夏季については猛暑ということでそれに伴って体調を崩してメンタル面で不調に陥った職員がいたということで、この点で相談者が前年より多くなっているというように考えています。

また年度途中の退職者が何人かいたということもございますけれども、これはそのようなことの影響もありまして、一時的に業務量が増えるなどの理由で体調を崩したということで相談に訪れる者も多かったということもございます。

それから2点目の職員の中で、数年で退職したという事例もあるということもございますけれども、ほとんどはそういう事例はございませんで、あるとすれば寿退社といいますが、ご結婚をされて退職されるという職員もおりました。

それから他の自治体との比較でございますけれども、当然、北杜市については県内最大の面積を有する地域でございますので、そのへんが北杜市の地域特性であろうかと思っております。それに伴って人口の減少、少子高齢化も踏まえて当然、業務量も増加するわけでございますけれども、それに見合ったこれからは職員の人事管理、健康管理、メンタル面を含めて人事面での当然、相談件数も増えるかと思っておりますけれども、そのへんも考慮しながらこれからは職場環境の充実に努めてまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほど言いましたように今年は合併して12年目というようなことでありますけれども、12年も経てば組織の中にもいろいろ歪みも生まれてくるわけでありまして、そこで思い切っ

た改革が求められているわけですがけれども、本庁とか総合支所の関連なども含めて総合的に機構改革を求める、そんな市民の声も出てきています。今後どのような組織改革、機構改革に向けて取り組んでいくのか、取り組みについてご所見を伺います。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

今後の組織機構についての考えということでございますけれど、これにつきましては議員の質問にもございますように、例えば部長制を廃止して課長制ということも考えられますけど、そういったときに課長制にすれば当然、機動力等も上がって組織が早くなるというメリットもあります。ただし大きくなり過ぎて組織の統一が取れないというデメリットもありますので、今後はある程度、規模が大きい中では部長制も必要かなというふうに考えておりました、今後も機構改革等の関連、また人事関連の問題等も踏まえまして今後、関係部署等で調整していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

関連質問はありませんか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

よろしく願います。地上設置型太陽光施設の固定資産税の課税についてということで、ちょっと1つ伺いたいことがございます。

ご答弁の中に今まで届出が義務付けられていなかったわけですから、届出がされたもの、分かったものには課税をしていくというご答弁があったと思います。当然、もし今回の景観条例の一部改正が通ったときは、こういうことがなくなるという認識でよろしいのでしょうか。

それとこれから通産省のほうに届けられたものがフィードバックされてくるという、現在の状態はちょっと消極的な形でしか、その固定資産税、課税ができないという感じなのかなという印象なんですけど、今後そういったことが、調査が行き届けばきっちりとした課税ができるのかと、そういうことを確認したくて伺います。お願いします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

小野光一議員の関連質問でございます。

これから太陽光施設について、しっかりした課税ができるかというご質問だと思います。

当然、先ほども説明の中でも申し上げたと思いますが、償却資産の課税客体をこれから十分に把握する中で、当然課税しなければならないものは当然しっかり調査し、かつ申告していないものについては、先ほども言いましたけども税務署等々と協議をする中でしっかり課税をしていきたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ほかに。

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民の声の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時5分といたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時05分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

次に市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

3項目について、市民フォーラムの代表質問をいたします。

最初は予算編成方針についてです。

平成28年度一般会計当初予算は325億8千万円強、対前年度当初比11%増と合併直後の暫定予算を除いて過去最大規模になりました。大幅増の理由を伺います。

地方交付税の縮減、市町村合併による行政の効率化等を考えれば北杜市財政健全化計画で示されたように予算規模は縮小の方向に動くべきですが、今回、財政健全化計画に反して予算規模を大幅に拡大したことについての市の見解と財政の長期的な見通しを伺いたいと思います。

国勢調査の結果が予算編成に及ぼした影響はどのようなものでしょうか。

北杜市は合併後一貫して財政健全化を政策の最優先事項に位置づけ、その具体策として市債償還額以内に市債発行額を抑える発行抑制と市債繰上償還を2本柱とする財政健全化策を貫いてきました。しかし平成28年度末の市債残高は平成27年度末より増える見込みです。市は市債残高削減を柱とするこれまでの財政健全化方針を転換するのでしょうか。また繰上償還と市債残高についての将来的な見通しもご答弁願いたいと思います。

市税収入の増額を見込んでいますが、その根拠はなんのでしょうか。固定資産税については事業用太陽光発電設備によるものと固定資産家屋全棟調査結果を受けた課税家屋の拡大によるものについて、それぞれのおおよその税額も伺いたいと思います。また入湯税については税額算定における利用客数の見込みもお願いいたします。

2項目めは、太陽光発電施設と市の景観行政についてです。

景観行政団体として、市は市内の太陽光発電施設の現状をどう見ているのでしょうか。市内の過大な太陽光発電施設が存在が観光業や不動産業に悪影響を与えていると思いますが、見解をお聞かせください。

市は太陽光発電施設は工作物ではないから始まり、景観法に該当する設備ではない等の間違った前提の答弁を繰り返し、2年もの月日を費やしました。この2年間で何が起こったでしょうか。市内に太陽光パネルが爆発的に増え、生活環境を脅かされた住民が裁判を起し、大滝湧水への計画が大問題になっています。県内他自治体の多くは景観条例に太陽光発電施設をすでに位置づけました。景観行政団体としては大変対応が遅く鈍かったと思います。また昨年9月議会でも景観条例に位置づけることは考えていない。まちづくり審議会への諮問も別案件と答えていましたが、まちづくり審議会の審議で太陽光発電施設が景観計画に位置づけられることになりました。これまでの対応の誤りや経緯をどのように説明するのでしょうか。

市は今回の景観計画の見直しに至った経緯について、山梨県において各市町村の景観条例を位置づけた太陽光発電施設の適正導入ガイドラインが平成27年11月4日に策定されたため、北杜市景観計画との整合性を図るため北杜市景観計画の対象に事業用太陽光発電施設を届出対象行為に加えるものになりますと説明しています。ガイドラインは景観条例の上位法ではありませんが、整合性を図るとはどういう意味でしょうか。

市は景観計画の見直しにあたって、景観行政団体としての自らの姿勢や市内外から寄せられた1万筆以上の署名にまったく言及していませんが、これらのことをどのように考えているのでしょうか。

市は景観形成基準に太陽光発電設備の高さやセットバックの具体的数値を入れる場合には根拠が必要、不当な制限をするなど法にもある。制限によって事業者に訴えられることも考えられると説明しています。しかし国交省は不当な制限とは工作物の機能を発揮できない形態を定めることにより、結果的に工作物の建設ができなくなるなどの過度の制限としています。パブリックコメントで多くの人が求めた高さ1.5メートル以下、セットバック5メートル以上は太陽光発電施設が建設できなくなるような過度の制限に当たるのでしょうか、見解を伺いたいと思います。

太陽光発電施設を位置づける北杜市景観条例の一部改正が施行された場合、未届や虚偽の届出については全件告発し、刑事事件として罰則が適用されるようにすべきと考えます。見解を伺います。

太陽光発電施設用地の課税について、北杜市では太陽光発電施設用地の評価は設置する付近の宅地1平方メートル当たりの評価額の30%として算出しています。30%とした根拠はなんのでしょうか。また他市と比較してこの割合は高いのでしょうか、低いのでしょうか。

今回のパブリックコメントには、北杜市の景観に魅かれて移住してきた人のコメントが多数ありました。市は定住促進計画、総合戦略を策定し移住者を積極的に呼び込もうとしていますが、移住者のコメントをどのように受け止め、定住促進や人口増加のための施策に生かしていくのでしょうか。

景観は多くの人が共有するものとして、そのあり方については地域の合意が重要です。届出がされたときに市が近隣住民に速やかに伝えることを考えているのでしょうか。

今後のまちづくり審議会の開催も含め、北杜市の景観行政をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

3項目めは地域福祉についてです。

ゆうゆうふれあい計画の中の地域包括ケアシステムと地域福祉計画の地域福祉のネットワークの関係はどのように考えられているのでしょうか。また地域包括ケアシステムでの行政区の役割はどのようなものなのでしょうか。

公民館カフェの位置づけと支援をどのようにお考えでしょうか。はつらつシルバーとの関係も伺いたいと思います。

アンケートによれば介護予防事業は認知も参加意向も低く、参加するために必要な条件は身近な地域で行われることに回答が集中していました。現在の介護予防事業の改善策をどのように考えておられるのでしょうか。例えば温泉施設を利用した介護予防事業を実施してはいかがでしょうか。

認知症、引きこもり、虐待、介護者、例えば介護離職や男性介護者の問題等、それぞれの現状について市はどのような認識をお持ちでしょうか。平成28年度に策定される第3次北杜市地域福祉計画には、これらの課題が盛り込まれるのでしょうか。課題解決の方向性も併せて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

予算編成方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成28年度当初予算が前年度に比べて増額となった理由についてであります。

来年度当初予算の規模が本年度より大きくなった理由としては高齢化等による社会保障、福祉関係費の義務的経費などの継続的な増加に加え、昨年度から平成29年度までの継続事業として実施している小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業において、駅舎工事など最も事業費が大きくなる年度であり、本年度より9億円の増額となっていること、老朽化により緊急に校舎の全面的な改修が必要となった須玉小学校の大規模改修事業の建設工事費などとして約10億円を計上していること、本市の最重要課題である人口減少、少子化対策に全力を挙げて取り組むため北杜市総合戦略および八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策を重点的に実施することなどが主な要因であります。

またこれまで財政健全化を一丁目一番地として位置づけ、市民の皆さまの多大なご理解とご協力をいただき中、実質公債費比率が11%、将来負担比率も26.9%と県内13市の中でも上位に位置するまでに財政状況が大幅に改善されてきたことが、このような大きな規模の予算を可能にしたものであります。

次に、予算規模を拡大した市の見解と財政の長期的見通しについてであります。

来年度の当初予算については大規模事業が重なったことなど、主に臨時的な要因によって規模が大きくなっているものの国等の財源や有利な起債を最大限に活用し、市政各般にわたる重要課題に対応するとともに18億6千万円にのぼる市債の繰上償還を行いながらも、一般財源で本年度に比べ3億1千万円以上を節減するなど、交付税の段階的縮減に対応する予算としたところであり、今後も行財政改革に取り組むことにより、引き続き持続可能な財政運営を行うことができるとの見通しを持っております。

次に、地域福祉における温泉施設を利用した介護予防事業などの改善策についてであります。高齢者が社会参加することが介護予防につながることから、定期的集える居場所があることが大変重要だと考えており、第4次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定に当たって行った市民アンケートにおいても、歩いていける身近な場所にあることが理想との結果でありました。そのために運営の主体が介護予防サポートリーダーなどボランティアが主体になって運営していただくことを広めております。

今後、高齢者等の増加が見込まれる中、「気にかける」「声をかける」「異変に気付く」などお互いに関心を持ち住民同士で支え合う活動ができるよう、意識の醸成と仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

予算編成方針における市税収入の増額を見込んだ根拠についてであります。

来年度当初予算については景気の動向、税制改正および本年度の決算見込み額を重視して計上しております。

市税収入増の主な要因として、法人市民税は日銀甲府支店が発表した山梨県金融経済概観により県内景気は横ばいで推移とのことからわずかな増加としております。

固定資産税は、償却資産が太陽光発電設備を含めた新規の設備投資が既存の資産の減価を上回ること、また新築家屋および家屋全棟調査による課税家屋の増加によるものであります。

軽自動車税は課税台数の増加と税率の改正による増額であり、これらトータルで1億2千万円余りの増額を見込んでおります。

また固定資産税の主なものとして、事業用太陽光発電設備の償却資産分については昨年に比べ約6,900万円増の1億円余り、固定資産家屋全棟調査による増額は約2,700万円を見込んでおります。入湯税については、昨年より1万8千人増の65万人の利用客数を見込んでおります。

次に太陽光発電施設と市の景観行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに太陽光発電施設用地について、宅地の評価額の30%とした根拠についてであります。

太陽光発電施設用地に関する評価方法が国の固定資産評価基準に定められていないことから山梨県不動産鑑定協同組合に意見書を求めたところ、評価については宅地比準方式で宅地の評価額に対する割合は30%との意見書をいただき、適用している宅地比準表との整合性や他市の状況等を検討し、平成25年度に決定いたしました。

また他市との比較ですが本市と同様に宅地比準30%課税は1市であり、他市は同一市内においても都市計画区域の指定など地域ごとの実情により10%から80%の課税を行っております。

次に、移住者からのコメントの定住促進への活用についてであります。

本市に移住定住を希望されている方の多くの方々は、気象条件や豊かな水資源があることなどに魅力を感じ、また子育て世代は子育て支援策の充実度に関心があります。

今後も各種相談会や市ホームページ等を通じて、本市を希望される方々が求めている情報の提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

予算編成方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国勢調査結果が予算編成に及ぼした影響についてであります。

来年度の地方交付税については、県から提示された試算額に本年度実績などを勘案して見込んだ結果、本年度を4.5%下回る額としております。

県では試算に当たり、普通交付税の算定基礎として今回から平成27年国勢調査の速報値の人口を用いていることから、前回国勢調査からの1,800人余りの人口減少が交付税試算額のマイナス要因の1つとなっております。

次に、市の財政健全化方針の転換の有無および繰上償還と市債残高の将来的な見通しについてであります。

来年度末の市債残高見込みが本年度末見込みを上回る要因は、来年度の当初予算に臨時財政対策債を発行限度額どおり約10億円計上する一方、本年度の当初予算にも同様に計上していた約10億円については2月補正で全額減額したことから、結果として臨時財政対策債の残高が増加するためであります。

一方、臨時財政対策債を除く市債の発行については、第3次行財政改革アクションプランに基づき、当該年度の元金償還額の範囲内に抑制して市債の残高を増加させない財政健全化の方針を堅持しているところであります。

今後ともこの方針に基づき市債発行を抑制するとともに市債の繰上償還についても、引き続き減債基金の活用などにより可能な限り継続していくことにより、将来的に市債残高を削減していくことは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ゆうゆうふれあい計画の中の地域包括ケアシステムと地域福祉計画の地域福祉ネットワークの関係についてであります。

地域包括ケアシステムは高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるために医療・看護・介護・リハビリテーション・保健・予防・住まい・生活支援・福祉サービスが包括的に確保される体制の構築に向けて、より一層の連携と地域づくりに重点が置かれた取り組みであります。

一方、地域福祉ネットワークは地域の中で高齢者や障害者、児童などの各分野と地域で活躍するさまざまな市民が横断的につながり、助け合い支え合う関係づくり、体制づくりを行う取

り組みになります。

そのために地域包括ケアでは地域ケア推進会議を、地域福祉ネットワークでは事業所や関係機関を構成員とする個別の支援会議において情報共有、連携強化の場として話し合うことで地域福祉を推進しているところであります。

次に地域包括ケアシステムでの行政区の役割についてであります。市民一人ひとりが持っている力を発揮し、地域のつながりや住民の力を生かすことが大切であり、地域ぐるみの取り組みを行っていく単位として行政区は活動しやすい組織だと考えております。

行政区における地域の人材は豊富だと考えており、高齢者が身近な場所で気軽に立ち寄れる場や通いの場を設け、家事や買い物などの生活への援助ができる仕組みをつくり上げていける圏域だと考えております。

次に公民館カフェの位置づけと支援、はつらつシルバー事業との関係についてであります。

公民館カフェは平成25年から介護予防サポートリーダーを養成し、そのサポートリーダーが中心となり、地区の身近な公民館を活用して月1回定期的に高齢者に貯金体操の普及を目的に高齢者の健康づくりを現在21カ所で開催しており、サポートリーダーにおいてはボランティアであります。自身の生きがいでもあり、役割をもって活動されております。

はつらつシルバー事業は保健福祉推進員が各地区の区長、班長、食生活改善推進員との協力のもと、65歳以上の方を対象に地区の公民館などを利用して随時、高齢者や地域の人との交流の場を目指し開催しております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域福祉における第3次北杜市地域福祉計画の策定についてであります。

平成24年度から平成28年度までの第2次北杜市地域福祉計画においては「地域福祉意識が浸透し地域福祉活動が活発なまち」、「誰もが安心して生活できるまち」を推進してまいりました。

高齢化や家庭環境、地域社会の状況の変化により認知症や介護者、引きこもり、虐待、生活困窮等の問題が新たな課題となっていることから、来年度策定する第3次地域福祉計画においては第2次計画を評価・検証するとともに市民アンケートを通じ市民ニーズを把握し、地域に必要な福祉施策について、北杜市地域福祉計画策定委員会でご審議をいただき策定してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設と市の景観行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の太陽光発電施設の状況と観光業や不動産業への影響についてであります。太陽光発電施設は、地球温暖化対策としてCO₂削減に資するクリーンエネルギーであり、

東日本大震災の教訓から災害に強いまちづくりを目指すため、再生可能エネルギーの活用は必要であることから、観光業や不動産業には影響はないものと考えております。

次に太陽光発電施設の景観計画への位置づけに対する対応や経緯の説明についてであります。

地上設置型太陽光発電設備については、建築基準法第2条第1号に規定する建築物や建築基準法施行令第138条第1項に規定する工作物に該当しておりません。

一方、景観法は工作物の形態意匠や色彩を定めるものであり、太陽光発電設備は形態意匠と色彩は限られるため、北杜市景観条例の工作物に位置づけることは適当ではないと判断したところであります。

しかしながら、山梨県が昨年11月に策定した太陽光発電施設の適正導入ガイドラインでは太陽光発電事業者に対して防災や景観、地域の合意形成に配慮しつつ適正な導入を図ることとし、その主な関連法令に市町村の景観条例が位置づけられたことから北杜市景観条例に加えることとしたところであります。

次に、県のガイドラインとの整合性についてであります。

山梨県において太陽光発電設備の適正導入ガイドラインが策定され、各市町村の景観条例が主な関係法令として位置づけられたことから県との整合性を図ることとしたところであります。

次に景観計画の見直しにあたって、景観行政団体としての姿勢や市内外からの署名についてであります。

地上設置型太陽光発電施設を加える景観計画の見直しについては、北杜市まちづくり審議会でのご審議やパブリックコメントにおいてさまざまなご意見をいただきましたので、これらを踏まえて景観計画の見直しを行ったところであります。

次に数値による制限についてであります。

数値化については建築基準法等による基準となるべきものがないため、昨年12月に議員発議により地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書が全会一致で採択されたものと承知しております。

法的な根拠がない中で高さ等を規定することで、事業を制限することは財産権の侵害など多くの課題があるものと考えております。

次に未届や虚偽の届出に対する罰則の適用と届出に伴う近隣住民への周知についてであります。

景観条例に定める他の届出を要する行為と同様に対応してまいります。

次に、今後のまちづくり審議会の開催も含めた景観行政の進展についてであります。

北杜市まちづくり審議会は必要に応じて開催し、さまざまなご意見をいただく中で景観に関する事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、まず予算編成方針についての再質問を行います。

2番目の項目で質問しました予算規模縮小の方向に動くのかということですが、ご答弁では臨時的に28年度は大きくなったということと、国のいろいろな交付税とかそういうも

のがあるからということで、なかなかはっきりとは予算規模を今後縮小していくというご答弁はなかったかと思うんですけども、そこについて長期的な見通しでいま一度ご答弁願いたいと思います。

また4番の市債残高の削減についてですけども、この間、一貫して市長は市債残高を減らし、基金を積み立てという預貯金の関係で、こうやって総額を増やしてということをおっしゃってきた中で、今回やはり27年度末に比べて28年度末の市債残高が数字として大きくなるということについては、やはり市民の方が見たときにも明らかに今まで流れと違うというふうに見えると思うのですが、そこをいま一度ご答弁願えたらと思います。お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

まず第1点目でございますけれど、平成28年度の予算規模の大きな要因等々、今後の見通しということでございますけれど、適正な予算規模というものにつきましては以前は当然、その数字的な大きさと、大きい小さいという判断をしておりましたけれど、第3次の行財政アクションプランを作成するに当たりまして、歳出の規模というものは数字でなくて実質単年度収支によるものだということで、そういったことに焦点を当てまして、その単年度収支の減額とか交付税の特例措置終了の影響額というものを比較する中で、今後持続可能な財政運営ができるか否かということで推計しておりますので、単純に数字の大小として捉えておりません。

第2点目でございます。28年度の市債残高が大きいという理由でございますけれど、これにつきましては全会計におきましては臨時財政対策債を含めると当然、27年度より28年度は約1億円、上回っております。ただしアクションプラン等を比較する場合には臨時財政対策債を除くということになっておりまして、実質的な数値といたしましては平成27年度は617億円、平成28年度は615億円ということで2億円の削減というふうになっておりますので、アクションプランの目標値も達成しておりますし、今後の市債残高の減少というものにも当然影響しているものと思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは2項目めの太陽光発電施設と市の景観行政について再質問を行いたいと思います。

この質問の根底にあるものは、市がどのような姿勢で景観行政に臨むのかということをお願いしたいということと、市民または議会に対してきちんと説明責任を果たすべきだという思いを持って全体の構成をつくりました。

例えば最初の質問で、観光業や不動産業にまったく影響を与えていないというご発言でしたが、実際にこちらの北杜市に移住してきた方たちがこんなパネルが目の前に迫るところで暮らしたくはなかった。そういうことが、自分の都会にいるお友だちとかそういう人に伝われば、こちらに来る人は減りますよね。当然その土地の価値が下がるということにもなりますし、観光客の人があのパネルを見たときに、例えばこの気持ちのいい中でお散歩をし

ていた、パネルばかりだということに対して、また次に来ようという気持ちが失せるということは当然考えられることです。そういうことを敏感に感じた上で観光業とか、そういうこれからの組み立てをしていかないと、その北杜市としての将来、いろんなことはないんじゃないかと。もっと外から来た人がどう見るか。その土地の、せっかく移住してきた人がどのように見ているかということは、もう少し感じなければいけないんじゃないかと思います。まずはそこをご答弁願いたい。

それから2番目は、特に説明責任をしっかりとということで言いました。実際に今も景観条例に当たる工作物ではない。そういうことをおっしゃいながら実際には景観条例に位置づけたわけですね。県のガイドラインができたから、整合性が取れたからやるんだ、まったく市独自の、本来やるべきということで考えられていないように思います。景観条例というものがもともと最初から工作物かどうかということで2年間、ほぼ2年間争ってきたわけですけども、こんな中でこの説明がまったく責任を果たしていない。それからまちづくり審議会の開催に至って、これがなっただことの経緯についてもまったく説明がなされていないと思いますので、その経緯とかそういうことをもう少し話していただきたいと思います。

実際に他の自治体は景観条例を位置づけているわけですし、自らの姿勢がないということが一番の景観行政団体で問題であると思うんです。例えば前のどなたかの代表質問のお答えの中で認定をされても10キロワット未満とか、それから20%未満でなければ変更はできないという、買い取り価格が変わってしまうからそれは市としてはやりにくいんだということをおっしゃいましたけども、そのように言うか、または10%未満ならできるというふうに考えて、ここに住んでいる人や景観を大事にして、この行政をやるんだとやってやるのはまったく違うと思います。

例えば1千平方メートルぐらいの土地でしたら、大体100キロワットですから10キロワットを減らしてもらおう。10キロワット近く減らしてもらおう。そうすると、かなりの例えばセットバックなり、そういうことができるはずなんです。たしかに事業の買い取り価格を、何年前に有利な買い取り価格を変更するということは事業者にとっても大変、受け入れがたいものだと思います。しかし、この北杜市で設置をする以上は北杜市の思いとか、北杜市民の思いに従って、ある程度のセットバックに応じるということは当然、業者だってやるべきだし、やってもらえるんじゃないか、それこそが市の姿勢を示す大事なことだと思いますので、そこについて10キロワット未満、もしくは20%未満の変更であればできるということも含めて部長にご答弁願いたいと思います。

それとまた景観形成基準の数値化に、これはもちろん10%以上になってしまえばなかなか受け入れがたいということがありますが、それは除いて例えば景観形成基準の数値化に対する根拠に、上位法が必要かどうかということで実際には経済環境常任委員会でもかなりやりとりさせていただきましたが、上位法は必ずしも必要はないはずですよ。そういう結論になりましたよね。そこも含めてその上位法が必要か、どう考えているか、根拠をどのように考えているか、この場でご答弁願いたいと思います。

それから条例の効果についても全体、ほかの方の質問で、ただその意匠とかそういうのが変更できるだけだということをおっしゃいましたが、これは景観法に基づいて、刑事告発をすることによって、その罰金、無届や虚偽の届出については罰則規定が設けられるわけですよ。そういう法律がある中でそういうことができる、それをやるぞという姿勢を示すことによって

届出というものはやはり出さなければいけない。これはまずいぞと、市はこれだけ本気でやっているぞみたいなことが、そういうことも含めてやはり業者にしっかりと出させる、市の姿勢を示すということが大事かと思えますけども、その点についてもご答弁願いたいと思います。

また最後になりますけど、まちづくり審議会の開催についてはあまりはっきりしたご答弁はいただけなかったと思いますが、この一部改正の検証等、大変大事な案件、これからも見守っていかねばいけないことがたくさんあると思います。この太陽光発電に限らず、景観を大事にする市として、まちづくり審議会でいろんなことが話し合われることは大事だと思いますので、ぜひ必ず今後も定期的にとか、この検証を行っていくということを明確にさせていただければと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに観光業や不動産業の悪影響について、もう一度答弁をお願いしたいということでもあります。

議員もご存じのとおり太陽光発電施設を抑止すると。止めるという法律が存在いたしません。そんなことでわれわれとしましては、こういうことになったというふうなことだと思います。いずれにしても止めることができないと。観光に影響があるんじゃないかということについては、先ほど申しましたようにガイドライン、あるいは形成基準で見えないように修景してくださいという項目を入れさせていただいております。これについては、そういうことで指導をしていくということだと思います。

それと2番目の説明責任が果たされていないと。これについてはガイドラインの整合性で景観条例に入れるのはいかがなものかというお話だと思いますけれども、根本のお話といたしまして平成26年6月、県からの通知は前にご披露したと思います。その内容は景観条例を改正する、または要綱を設置してくださいということでありました。またはという文書ですから、指導要綱にいたしましても景観条例でも同等だというわれわれは解釈をして、26年9月1日に要綱、すなわち今言ったように早くできる要綱を策定させていただいたと。その折にもご説明を申し上げたと思えますけども、景観条例を変更するには太陽光発電だけではないと。ビニールハウス、あるいは今、農業法人がやっているドームハウス、そういうものも工作物に入れるのか、入れないのか、そういう論議が必要だということで要綱を26年9月1日に制定をさせていただいたということだと思います。

続きまして1千平方メートルの土地に対してというようなお話がありましたので答弁させていただきますけども、例えば1千平方メートルの土地に5メートル、5メートル、セットバックをしたということになりますと、1千平方メートルですから40メートルの25メートルという土地だったとしますと30メートルの15メートルという有効の面積になります。30メートルの15メートルということになると450平方メートルということで、今言ったように1千平方メートルに対して450平方メートルしか使えないと。これについては55%の、今言ったように土地が使えないと。こういうものがわれわれとしては過度の制限ではないかという解釈をさせていただいているということでもあります。

次の質問ですけれども、景観形成基準に数値が入らないのかということでもあります。これについては数値が入っているものもございます。それについては山梨県の景観条例、前にありました景観条例の13メートルでありますとか、清里地区の5メートルの建築物のセットバック、そういうものの数字は入っております。入ることは可能だと思います。しかしながら、先ほどの説明と同じように過度の制限をすることはできないと。ですから一律のセットバックをするというのは非常に問題があるのではないかという解釈であります。

続きまして、条例の効果ということで罰金刑はということでもあります。

これにつきましても告発ですとかいろんな問題がありまして、検察で取り上げてくれるかどうかという問題等々もございます。これにつきましては関係機関と協議をさせていただいて、告発できるものについては告発をさせていただきたいと。

なお、まちづくり審議会でもそういう場合には今言ったように指導する、あるいはいろんなことを審議させていただいて、可能であればしたいというふうに考えております。

最後にまちづくり審議会の開催ということでもありますけれども、まちづくり審議会から答申がまいっております。それには3つの条件が付いておりますけれども、景観計画については今後関係法令等が成熟していく中で、住民から要望や現状を鑑み改正が必要と認める際は速やかに改正に向け検討していただきたいということでもありますので、いろんな法整備がされたのちには速やかにまちづくり審議会を開催し、景観形成基準に数値が入るものであれば入る、そういうことをご審議いただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それではこの項目について再々質問をいたします。

1番目の観光業や不動産業に悪影響を与えているのではないかという、今のご答弁では抑制する法律はない。そういうことで、ある程度規制することができないんだということと現状をどう見ているかということとはまったく違う話になるはずで。そういう抑制をする法律がないから、現状甘んじて、しょうがないから、これはこのままこんなものだろう、不動産や観光業にも悪影響を与えていないだろうと。そういう考えはおかしいと思いますよ。やはり規制する法律はない。ただ、この北杜市にとっては今の現状はこう思う。だからこういう観光業や移住者のためにもよくない。だから私たちはできることをやるという、そういうことを表すことが必要なのではないですか。まったくそういうのが感じられませんし、それともう一つ、一番問題だと思いましたが、ここにも書きましたけれども、市民の皆さんが例えば署名とか、それからいろんな直談判に行かれています。そういう声というものにまったく耳を傾けていないというか、重要視されていないことです。どうもそういうこともあって、なかなか景観条例に位置づけられなかったということだけでも、この間、どれだけの方が太陽光を位置づけてくれ、景観条例に位置づけてくれということで部長のところへ訪ねましたか。そういうことを、市民の声を聞いて景観条例に位置づけるということだって、市としてしなければいけないことだと思いますので、そういうことを重く受け止めていただきたいのと、それとやはりまちづくり審議会のこと、今、部長のご答弁の中にも住民からの要望にも応えると書いてありま

すから、住民からの要望があれば速やかにやっていただけるといようなご答弁をいただければと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

1番の項で観光業や不動産の影響を全然考えていないというふうなお話でありました。

再三の答弁で申し訳ありませんけれども、いずれにいたしましても市といたしましては修景をする。見えないようにする。そういうことで今後、設置をしていただくと。事業者の責務としてやっていただくということだと思います。

続きまして市民の署名をどう生かすかということと、先ほどのまちづくり審議会をということであります。

先ほどの再三の答弁で申し訳ありませんけれども、やはり数値については何らかの数値が必要だと。それについてはいろんなことがありますけども、裁判の判例でありますとか、いろんなことがあると思います。そういうことが起きれば、すぐにまちづくり審議会を開催して検討はさせていただきたいということだと思います。

住民の要望に対して、まちづくり審議会はということであります。

これにつきましても数値が大事だと。例えば、今言ったようにどうしても住民の方があの太陽光施設はどうも景観条例にも指導要綱にも合致しないんだというふうなお話があれば、今言ったようにまちづくり審議会の委員さんにお諮りをして、現地を確認したいということはやぶさかではないというふうに考えております。

いずれにいたしましても数値あるいはそういうもの、先ほど言いましたけども判決の判例とかいろいろなものが、数値目標ありますけども、そういうものが出ましたらすぐにまちづくり審議会は開催したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは3項目めの再質問をいたします。

公民館カフェなんですけれども、はつらつシルバーが保健福祉推進委員を中心にやっている。それと公民館カフェがとても分けにくいというか、そういうところもあるように思うんですけども、それぞれの関係というか、どのように考えられているか、もう一度ご答弁をいただきたいのと、それから介護予防事業についてはとても人気がないようなこと、アンケートの結果ではあれですが、例えば温泉を使って、午前中入浴してお昼を食べて午後体操してみたいな、そういう事業が考えられないかどうかということと、福祉計画の中で認知症や引きこもり、これらのことを地域の中でどのように市と協力してやっていくのかをいま一度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

私のほう2点だと思います。公民館カフェとはつらつシルバーとの関係が分かりづらいというようなことでございます。

はつらつシルバーにつきましては、一般介護予防事業の中に位置づけられておまして、介護予防の普及啓発をする事業というふうに位置づけられております。したがって、保健福祉推進委員さんを中心に普及啓発を行っていただいております。

公民館カフェにつきましては、一般介護予防事業の中の介護予防活動支援事業というものに位置づけられておまして、サポートリーダーさんを中心に運動などを中心とした介護予防事業ですね、活動を行ってもらっているという、すみ分け、啓発と活動と。はつらつシルバーのほうも少ないところでも年1回、多いところでは年6回とかというようにやっている中で、中身的には啓発からいろいろな事業をやってくれているところもありますので、その点ではカフェと同じような内容になっているというようなところもございますけども、とりあえず基本的な分け方はそういうことになってございます。

次に2点目の介護予防事業で、温泉施設の利用をしてみたらどうかということの中でございますけども、先ほどもアンケートの回答の中で参加しない人が多いんですけども、その理由として身近な地域で行われること、また参加したことが実感できること、一緒に参加できる仲間がいることというふうなことが参加の条件にあげられております。身近な地域で仲間がいて気軽に参加できるという介護予防事業としましては、公民館カフェは地区単位で行っておりますので最も適しているというふうに考えております。現在は21カ所でございますけども、今後市内全域にこれらを展開していけるような、まずそちらのほうを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

地域福祉計画の中で、認知症などの問題を市民とどのように進めていくかというご質問だと思います。

地域福祉は、住み慣れた地域でみんなが安心して暮らせるよう地域住民や福祉関係者がお互いに協力して、地域の福祉課題の解決に向けて取り組むというような考えでございます。

最近では認知症や引きこもりや虐待、また高齢者や障害者の権利問題など新たな社会的課題の対応が急速に求められてきております。このような地域の共通課題の解決には、地域での支え合いの取り組みが大切であるというふうに考えております。本市におきましてはこれらの多様な福祉ニーズを捉え、来年度中に第3次地域福祉計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

地域福祉を進めるに当たっては、特に大切なことは自分たちの地域は自分たちの手で住みやすくしていこうという市民の主体的な活動が必要でございます。行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠であることから地域で活動する行政区や民生委員、児童委員、社会福祉協議会、福祉関係者など地域福祉を担うそれぞれが相互に連携した役割を果たし

ながら推進していくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ありませんか。

（ な し ）

関連質問はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

関連質問をさせていただきます。

まず太陽光関係のことですけれども、先ほどの部長の答弁を聞いていまして行政としての責任感がまったく感じられないんですね。止める法律がないからこうなっただとおっしゃいました。それから罰則のところでも検察が取り上げてくれるかどうか分からないというようなことをおっしゃったんです。だけどやるのは市なんです。行政なんですよ。修景にしてもそうです。業者の責任でやってもらう。それは当たり前なんだけど、それをやらせるのは行政ですよ。北杜市の、この景観とか景色とかというのを私が守るといふ、そういう責任感が今の答弁からまったく感じられない。僕はそういうふうには受け止めたんですけども間違いですか。その1点だけ伺います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の関連質問にお答えをしたいと思っております。

まったく行政が責任を感じていないということでもありますけれども、言わせていただきますと12月の議会で意見書を提出していただきました。それについては関係法令がないんだということでもあります。われわれは過度の数値設定は難しいだろうと。答えになっているかどうか分かりませんが、まちづくり審議会の委員さんもし数値を設定して、例えば裁判になったと。裁判にわれわれが負けてお金を払ったと、それでもいいのではないかと。その損失と観光業、あるいは不動産業、それがプラスになればそれでいいのではないかと委員さんもしました。しかし今、申し上げたようなことが行政として果たしてできるのかと。今言ったように裁判になって負けるということが分かっているながらその数値目標を入れたり、あるいは過度の指導をしたりということができるとかということでもあります。ですからガイドラインにも入っておりますし、指導要綱にもありますけれども、事業者の責任において事業者が自らやってくださいというしか今はないというのが状況だということだと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

理解はしないんですけど、次にいきます。

地域福祉について1点聞かせていただきたいんですが、この中で介護離職と男性介護の問題

というのがあって、先だって介護支援課のほうで男性介護者の集まり、僕もちょっとお願いをして参加させてもらったんですけども、実は僕、勉強会の仲間にも1人、いつも遅れてくる人がいて話を聞いてみたらご両親を1人で看ているということが分かって非常に身の詰まされる思いをしたんですけども、ぜひ男性介護、それから介護離職の問題というのをこれから積極的に取り組んでいただきたい。予備軍がたぶんいっぱいいるんだろうと思うんです。そのことだけ、ぜひ今後のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

介護離職についてでございます。

たしかに最近では核家族化が進んできておりますので、昔でしたら奥さんが看たり、嫁さんが看たりというふうな介護の担い手というのは女性だったんですけども、最近は男性も介護に従事しなければならないというようなことが増えてきております、たしかに。その中で介護離職の問題につきましては、企業側の問題もございますけども、うちのほうとしましてはなるべく介護者に負担がかからないようなサービスの提供の仕方ですね、いつどういうようにしたらよろしいのかというような相談には、十分答えていきたいというふう考えております。ということによろしいでしょうか。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を終わります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時15分。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時15分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党代表質問をいたします。最後ですので、しっかり聞いていただきたいと思います。

大きく3点について質問します。

はじめに情報システム強靱化向上事業、情報セキュリティ強化への取り組みについて、いくつか質問します。

マイナンバーを管理する自治体へのサイバー攻撃対策の一環として、政府は全国の市町村のインターネット接続を都道府県単位で集約するよう要請し、市町村ごとにばらつきのあるサイバー攻撃の監視水準を底上げし、迅速な対処を求めています。市町村によっては情報セキュリ

ティの専門知識を持つ職員や専門家を確保できず、他の市町村ともあまり情報交換をしないためサイバー攻撃を受けた場合、迅速な対応や被害拡大防止が難しいケースが多い。

マイナンバー制度は今年1月から個人番号カードの交付や利用が開始され、平成29年7月からは国と地方自治体間での情報連携が始まります。この制度が本格運用することにより、各種申請にかかる手続きや添付書類の簡素化が図られることや行政機関相互の連携が行われ、より正確な情報を得ることが可能となり、よりきめ細やかな新しい社会保障制度ができるなどメリットがあることは承知しています。併せて行政のあらゆる業務にインターネット環境が欠くことのできないことも事実であります。

しかしながら一方では、昨年の日本年金機構における個人情報流出問題や国の機関や地方自治体を狙ったサイバー攻撃はあとを絶たず、行政の業務に欠くことのできないインターネット環境は常に外的な脅威に晒されています。国では日本年金機構における事案を受け、自治体情報セキュリティ対策検討チームを創設し、昨年11月には新たな情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けてと題した報告がありました。この報告について情報システム強靱化向上事業、特に情報セキュリティ強化への取り組みについて以下、質問します。

1. マイナンバー利用にかかる情報システム管理についての取り組みは、
 2. 来年7月からは国と地方自治体間での情報連携が始まるが、情報収集のインターネット閲覧等にかかる情報セキュリティ対策は、
 3. 昨年の11月に新聞報道がありましたインターネット接続に関して、都道府県と市町村が協力して高度なサイバー対策を講ずる情報セキュリティクラウドの進捗は、
- 次に子ども・子育て支援について、いくつか質問します。

子ども・子育てを巡るさまざまな課題を解決するために、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。本市においては保育料第2子以降無料化や病児・病後児保育園の開設や本年4月からは認定こども園の開設など子育て支援を重点的に取り組んでいます。

平成27年5月、国は利用者支援事業ガイドラインを作成し県、市町村へ通達しました。本事業は子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の1類型として創設され、市町村の責務の1つとして子どもおよび、その保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき多様な施設、または事業者から良質かつ適切な教育および保育、その他、子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することが掲げられています。

この事業は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するという大きな目標のもと、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する内容となっている。またこのような機能を果たすためには、日常的に地域のさまざまな関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく必要がある。こうした機能を持つ本事業は市町村が上記の責務を果たし、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結びつける上で重要な事業であります。

保護者は保育をはじめ、さまざまな子育て支援に関する情報の入手や相談する場を望んでいます。本市のこの事業の取り組みについて以下、質問いたします。

1. 市の取り組み状況は、
2. 保健・医療・福祉など関係機関との連携が必要と考えるが見解は、

次に市内中小企業者等の育成支援策について、いくつか質問します。

世界経済の失速感がみられる中、本市の中小企業等の運営も大変な舵取りが求められておりますが、昨年のノーベル賞受賞者、梶田先生をリーダーとする重力波測定装置に関わる等、新たな技術革新に取り組む市内企業もあり、大変期待をしまいいりたいと考えています。

市内の事業所数を見ると平成23年の2,390事業所から平成27年の2,388事業所とほぼ横ばい状態で推移しています。県内有数の観光地であることを背景に飲食、宿泊業、卸売、小売業の事業所数が増加傾向に、また優良な農業地帯として市が進める新規就農促進や集落営農組織の構築などの施策展開により、農林事業者数が平成18年度調査から2.5倍と大幅に増加に転じております。また高齢化の進展に伴い医療、福祉関連の事業者数も1.3倍と増加しています。

商工会調査では2,388事業所のうち90%に当たる2,150事業所が小規模事業所となっている。商工会では地域の小規模事業所から経営相談を巡回、窓口、合わせて年間1万1千件の対応を行っているが、より一層の地域事業者のニーズに合った支援強化を図るため、支援ニーズアンケート調査を行い、これまで重点的に取り組んできました。税務、金融、労働の項目については高い評価があるものの、経営についての取り組みは活用度、満足が低い状況であり、売上、利益向上など一層の経営支援の強化を望む声があります。

また同調査で併せて行った事業後継者の項目では後継者あり26%、後継者なし51%との結果になっており、経営改善改革による事業を永続的に継続できる事業者の増加対策や事業所継承に向けた経営支援の対応強化が必要となっています。

事業者からの経営課題についてのヒアリングでは製造業では需要の停滞、製品単価の値下げ、原材料・人件費の増加。建設業では官公・民間需要の停滞、請負単価の低下、材料・人件費の増加。小売業では大型店等との競争激化、購買力の流出、消費者ニーズの多様化などで売上・利益の確保について課題を抱える声が多くなっています。支援ニーズアンケートの結果から見ると地方の小規模事業者の経営状況は、いまだ回復の兆しが見えないと同時に早急な経営改善、改革の必要性を感じている事業者が多い。

市の総合計画に示される産業振興方針として、産業を興し富める杜づくりがあるが地域経済の活力を創出していくには個々の企業力向上に向けた取り組みが必要不可欠であり、企業の改善、改革活動なくしては個々の企業の成長も地域経済の活性化も成し遂げられない。この企業改善改革活動を展開するには目まぐるしく移り変わる経済、景気動向や市場環境変化への対応も求められる。このことから環境変化に順応した企業づくりの支援を強化し、これまで勘や経験を中心とした経営から現況分析を行い、先行きの方針や経営計画としてまとめ、その計画に基づいた経営への転換が求められております。

今後、小規模事業者への経営支援強化を展開するには事業者を取り巻く経済状況や業種別の経営実態について幅広く調査・分析するとともに、その結果を踏まえた対策、施策の展開を講じることとするとともに分かりやすく情報を開設し、小規模事業者の経営に生かせる情報としてタイムリーに提供していくことが必要となります。

市内の中小企業者の中には経営の安定化を図るために国の補助制度のものづくり、商業、サービス、革新補助金、小規模事業者持続化補助金を活用して商品開発や新規顧客の開拓に努力されている中小企業者もいると聞いております。

市内の中小企業者を育成支援するため、国等の支援策と併せて市としてどのような支援を考

えているか、以下質問いたします。

- 1．市内の中小企業者が国等の補助制度を利用しようとするとき、その相談窓口はどこになるのか。
- 2．市内で新たに事業を始めようとする創業希望者が市内の空き店舗等を利用して創業しようとするときに支援策はあるのか。
- 3．人口減少が進行する中、市内の中小企業においても人材確保が課題になっていると考えるが、技術者などの人材確保に対する支援策はあるか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の公明党の代表質問にお答えします。

情報システム強靱化向上事業への取り組みにおける、マイナンバー利用にかかる情報システム管理についてであります。

昨年の日本年金機構などにおける個人情報流出事案は、多くの住民情報を扱う地方自治体にとって重大な警鐘となりました。国ではこのような事案を受け、自治体情報セキュリティ対策を抜本的に強化するため、自治体情報システム強靱化向上モデルを示し、その取り組みに対し財政面で支援する事業であります自治体情報システム強靱化向上事業が昨年12月に創設されたところであります。

本市においては従前より住民基本台帳や地方税、社会保障等のマイナンバーを利用する業務系システムについては外部との通信ができないようになっており、インターネットを介してのサイバー攻撃を受けることはありませんが、自治体情報システム強靱化向上モデルを踏まえ、パソコン端末の接続許可認証の複数化など、ハード面での対応を進めてまいります。

そのほか、情報システム運用の指針となるセキュリティポリシーの見直しや情報セキュリティを脅かす事案発生時の即応体制整備などのソフト面を来年度末までに完了し、ハード・ソフト両面にわたってのセキュリティ対策を講じ、行政情報をさまざまな脅威から守り安全・安心な情報システムの管理を図っていくことといたします。

次に子ども・子育て支援における利用者支援事業の取り組み状況についてであります。

子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業は子どもとその保護者、また妊娠している方がその家庭に必要な教育や保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に受けられるよう身近な場所で情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等ができる環境づくりを目指すものであります。

本市では子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業のうち本年度から母子保健型を実施し、保健師、助産師等による専門性を生かした相談支援を実施しているところであります。

さらに来年度からは基本型にも取り組み、母親が子どもの年齢に合わせた子育て支援事業を円滑に利用できるようコンシェルジュを設置し、情報提供の拡大を図るとともに悩みを抱えた母親の必要な相談が受けられるよう、家庭児童相談員も増員してまいります。

母子保健型と基本型を合わせて行うことにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相

談支援体制を整え、北杜市版ネウボラの構築を目指してまいります。

来年度は市保健センターの大規模改修工事を予定していることから、子育て世代包括支援センターの機能を一時的に長坂保育園秋田分園に移し運営を行ってまいります。平成29年度は子育て世代包括支援センターにおいて相談業務、子育て支援、母子保健が一体となった運営を行ってまいりたいと考えております。

次に市内中小企業者等の育成支援策における、創業希望者への支援についてであります。

市内の地域資源や地域特性などを活用して新たに市内で創業する方を支援するため、来年度予算に北杜市創業促進支援事業を計画しております。

この事業は市内の空き店舗等を利用して創業する場合には店舗の改装費や賃借料、機械器具購入費など創業開始までに必要な初期投資費用の一部を補助するとともに借入に対する利子補給と信用保証料の補助を行い、創業者を支援するものであります。

この事業の活用により、新規創業のきっかけが地域経済の活性化と新たな雇用の創出につながるものと期待しており、新規創業希望者を積極的に支援してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

情報システム強靱化向上事業への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報収集のインターネット閲覧等にかかる情報セキュリティ対策についてであります。

現在、本市の庁内ネットワークは外部からの不審メール等によるコンピューターウィルスの侵入等を防ぐシステム等を導入しセキュリティの確保に努めているところでありますが、庁内で利用している財務会計システム等の内部情報系システムは、インターネットの閲覧や外部とのメール通信システムと同じネットワークであるため、巧妙なサイバー攻撃を受けた場合にシステムに障害が生じる恐れがあります。

このため自治体情報システム強靱化向上モデルを踏まえ、内部情報系システムとインターネットの閲覧等、外部との通信ができないよう分離対策を講じ、より高いセキュリティ対策を図ってまいります。

次に、情報セキュリティクラウドの進捗についてであります。

情報セキュリティクラウドは、県や市町村のインターネットやメールなど外部との通信接続を県単位で集約し、専門的な運用監視体制のもとサイバー攻撃などの監視水準を高めるとともに障害発生時には迅速に対処するものであります。

現在、県と市町村等の公共団体で構成する行政手続きの電子化業務の協議組織である山梨県電子化業務運営協議会でワーキンググループを立ち上げ、高度なセキュリティを維持するための専門的な運用監視体制の構築や経費等の協議を始めることとしております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

子ども・子育て支援における関係機関との連携についてであります。

虐待等の早期発見や相談したくても相談できない方を必要な相談に結びつけるには、さまざまな機関との情報交換、連携が必要となります。

利用者を待つのではなく基本型のコンシェルジュと保健師、助産師、母子相談員等が連携し、つどいの広場や保育園、学校、放課後児童クラブ等に出向き、情報収集を行うとともに保健所、助産所、産科・小児科等の医療機関、児童相談所、女性相談所のほか警察署との連絡・調整、連携を図り、相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

市内中小企業者等の育成支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中小企業者が国等の補助制度を利用する際の相談窓口についてであります。

新たな事業展開や商品開発を行う際に国の補助制度を利用しようとする中小企業者からは、北杜市商工会と市で相談を受け付けております。その相談内容によって商工会を経由して申請するもの、市を経由して申請するものなど補助制度ごとに受付窓口が異なりますが、商工会と市が連携して対応しているところでありますので、どちらの窓口でも同様にワンストップで相談対応ができる体制となっております。

次に、技術者などの人材確保に対する支援策についてであります。

市では市内企業における技術者等を含めた人材不足を解消するため、北杜市商工会、北杜市企業交流会、北杜市農業企業コンソーシアムと連携して市内企業に限定した就職ガイダンスを開催するとともにUターン、Iターン就職者の増加を図るため、就職関連ホームページの充実を図り、市内企業情報と求人情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

また、東京などで行う移住セミナーにおいて市内企業と協働し、就職に特化したセミナーを計画するなど、市内企業の求める人材が確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再質問をさせていただきます。

最初に情報システムの関係について、いくつか質問したいと思います。

このマイナンバー利用等にかかる情報セキュリティの強化については、国のモデル等を踏まえてハード・ソフトの両面から万全を期すという答弁でありました。しかしながら民間企業へのサイバー攻撃等に晒されているのは事実でありまして、2015年だけでもこれは日本の国内外からの数だと思んですが、2015年、545億1千万件、こういう膨大な天文学的な

数字のサイバー攻撃がなされているわけですね。こういう報道に接しますと攻撃等を受けない対策を講ずると、その対策を破るような攻撃が出てきます。イタチゴッコという思いもあるんですが、こういう攻撃等を防御するのみではこの先、不安でもあります。この見解についてお伺いしたいのが1つ。

もう1つはこの事業は自治体情報システム強靱化向上事業で、財政面からの支援があるとの答弁でありましたが、今後も継続して支援があるのか。それとも継続支援がなければ今後システムの保守など、継続的な経費は市単独経費となるのかお伺いします。

もう1つ、セキュリティポリシーの見直し等を行い、ソフト面からも対応するという答弁でありましたが、セキュリティを脅かすようなことが発生した場合、職員の対応策等の研修会等を行っているのかどうか、ここも併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。3点いただいております。

まず第1点目でございます。サイバー攻撃等への対応についてというご質問でございます。

これにつきましては、対策を講ずればまたその対策を破るようなことが起こるということで互いに同じようなことを繰り返す、議員おっしゃるとおりイタチゴッコということがあります。そのため攻撃を受けないようなセキュリティの強化策を講ずることはもちろんでありますけれど、もし仮に攻撃を受けた場合でも被害を最小限に抑えるという対応が必要でございますので、そのへんを重要なものと捉えまして、その対策についても検討しております。

2点目でございます。このシステム構築についての今後の財政面での支援というご質問でございます。

これにつきましては、この事業が昨年の12月に国の平成27年度補正予算の事業ということで創設されました事業のため、その財源措置といたしましては国庫補助金、またその補助金の残額については補正予算債が充てられるということになっております。またこの国庫補助について継続的に措置されるかどうかということについては、まだ今のところそういった情報はありません。ただし平成28年度の地財対策におきましては、所要の経費が計上されているということは承知しております。

ただ、しかしシステムの保守料などのランニングコスト、これにつきましては市単の経費ということになります。

3点目でございます。職員対応等の研修の予定というご質問でございます。

これにつきましては、情報セキュリティにかかる研修会につきましては、その対策を総合的かつ計画的に推進するために部局長をもって組織する委員会というものと、あと課長で組織して専門的事項を調査・研究する専門部会というものがあまして、その両方で行っております。また新規の採用職員、ならびに課長に新たに昇任するそういった職員については自治体情報セキュリティ緊急強化対策というものを踏まえまして、そういった方たちを対象に職員への研修会、ならびに訓練等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは2項目めの子育て支援の関係ですが、先ほど市長のほうから北杜市版ネウボラの構築を目指すということでご答弁をいただきましたが、いずれにしても秋田分園でとりあえずは運営を行って、29年度においては子育て世代包括支援センターで行うということですが、庁内でも健康増進課とか子育て支援課とかといろいろ課がまたがっておりますけれども、このへんの考え方について、窓口をどうされるのかが1点お伺いしたいと思います。

それと病児・病後児保育が今年の1月から始まりましたが、利用料の件ですけれども、市内の方が2千円、1日。市外の方は3千円ということ聞いてはいるわけですけれども、子育て支援という観点からすると中学校3年生まで無料にしたり、医療費の。そういうことも含めて考えますと、これ2千円はちょっと高いような気がします。このへんのことも併せてできたらなんとか、半分とは言いませんが、そういう見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

1点目の子育て世代包括支援センター、それぞれの課にわたっているので窓口をどうするかというご質問でございます。

せっかく北杜市版ネウボラを保健センターで行うにあたりまして、健康増進課、また子育て支援課という関係部署に分かれてしまっておりますので、来年度、保健センターを改築して、今度そこで本格的に子育て世代包括支援センターを行いますので、その際には健康増進課の保健師も含めて、子育て支援課の職員を含めてそちらのほうで新たな組織として運営していくようなことを現在のところ考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

病児・病後児保育の利用料についてというご質問でございます。

病児・病後児保育の利用料については、韮崎市の施設との総合利用を図るため韮崎市と同額の市内の子どもは2千円、市外の子どもは3千円としたところでございます。小尾議員が言われるように市民も高いというふうに感じられている方もおられ、また2月29日に行った子ども・子育て会議においても少し高いのではないかというご意見をいただいたところでございます。病児・病後児保育の運営につきましては国・県からの補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金の対象経費の要件も緩和されておまして、また総合戦略で進める働きながら子育てを行う世帯への経済的支援の充実の面からも減免措置について検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

最後に中小企業の支援についてお伺いします。

2つあるんですが、その前に先ほども申しましたが事業継承について、51%の中小企業者の方が後継ぎがないとこういうことでありますので、県でも事業引継支援センターという、これは45都道府県に設置されて山梨県にも設置されていると思うんですが、こういうものも利用していただきたいということを指摘だけしておきます。

質問は近年、中小企業小規模事業者対策において国の補助制度を活用した北杜市内の事例があるかどうかお聞きしたいと思います。

もう1つは企業が連携して新たな分野などの事業展開の可能性も考えられるが、事業を連携し拡大していくことにこういう支援策があるかどうかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

最初に中小企業、それと小規模事業者対策において国の補助制度の活用事例はあるかという質問でございますが、中小企業者が新しい商品の開発など事業革新に向けた取り組みを行う際に利用できる補助制度といたしまして、国のものづくり商業サービス革新補助金がございます。活用事例としましては平成26年度の1件、平成27年度1件、いずれも北杜市商工会を通して製造業者が新たな商品の開発事業で活用しております。

2点目の企業が事業を連携して拡大していくことの支援策はあるのかというご質問でございますが、小規模事業者が販路拡大に取り組む際に利用できる補助制度として小規模事業者持続化補助金がございます。平成26年度20件、平成27年度は65件の活用実績があり、製造業のほかサービス業、飲食業、宿泊業などの事業者が新たな商品づくりや新規顧客の獲得に向けたサービスの開発、宣伝活動など販路を開拓する取り組みを商工会を通して活用しております。また地域資源を活用して新たな事業化に取り組む際に利用できる地域経済循環創造事業交付金につきましては、平成27年度の1件の実績がございまして、地域資源を活用したレストラン事業など地域経済の好循環を図る取り組みで活用しております。

次に企業が連携して新たな分野などへ事業展開する取り組みに対する取り組みというご質問でございますが、複数の中小企業が共同でものづくりに取り組む際の補助制度としまして、ものづくり商業サービス新展開支援補助金がございます。また大学等と連携して行う革新的な開発事業に取り組む際の補助制度として戦略的基盤技術高度化連携支援事業などの制度があり、中小企業者を支援するための国の制度はいくつかございます。これらの補助制度を活用するためには北杜市商工会をはじめ山梨県、山梨産業支援機構などの関係機関と連携した支援が必要となりますので、市内の中小企業者の新たな事業展開を促進するため市といたしましてもサポート体制を強化し、中小企業者を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番議員（小尾直知君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月17日、午前10時に開きます。全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時53分

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成28年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成28年 3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 中村隆一君

北杜クラブ 中嶋 新君

日程第2 一般質問

9番 中山宏樹君

4番 福井俊克君

16番 保坂多枝子君

8番 岡野 淳君

11番 清水 進君

2番 小野光一君

2. 出席議員（20人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原 堅志
8番 岡野 淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水 進
12番 野中真理子	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（42人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	地域課長	仲嶋敏光
管財課長	中山晃彦	市民課長	谷戸松美
健康増進課長	浅川辰江	福祉課長	平島長生
子育て支援課長	小澤章夫	環境課長	早川昌三
農政課長	小澤隆二	林政課長	手塚清作
観光・商工課長	清水博樹	食と農の杜づくり課長	伴野法子
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	学校給食課長	宮川雅人

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
”	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

本日は2会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

白倉市長に4項目、質問します。

質問の第1は公務労働のあり方についてです。

安倍内閣は女性の活躍、一億総活躍社会を掲げ女性や高齢者を活かし、世界で一番企業が活動しやすい国にと労働法制の規制をさらに緩和させようとしています。労働者派遣法は、いつまでもどこでも派遣労働者を使い続けられるように改悪され、今や非正規雇用労働者は4割を超えました。雇用不安、長時間・過密労働などで心身の健康を損なう人があとを絶ちません。今、求められているのは正規雇用が当たり前の働き方と労働時間の短縮、生活できる賃金です。

以下、何点かお伺いします。

月80時間の残業・過労死の限界を超えた長時間過密労働のために精神疾患での休職者が増えていると聞かすが、その実態について把握しているか。市の職員、また教職員について。

労働安全衛生委員会は設置されているか。またその役割として過重労働対策、メンタルヘルス対策、ストレスチェックはしているか。市職員、また教職員について。

正規の保育士と同様に仕事をしているが基礎給与が低い。子どもにとってよりよい保育をするためにも仕事に見合った給与にすべきであることから臨時保育士の待遇改善を求めます。

この4月から実施が予定されている教員に対する人事評価制度はどんな内容か。

教職員みんなが協力して子どもを育てる学校現場に人事評価制度はふさわしくないものと思います。県に中止を要請できないか伺います。

質問の第2は貧困対策についてです。

（1）子育て支援について。

アベノミクスのもとで深刻になっているのが貧困と格差の拡大です。日本の相対的貧困率は全世帯で16.1%、子どもがいる世帯で16.3%、2012年調査です。日本は6人に1人が貧困ラインを下回る社会になっています。貧困は特別な人の問題ではない。多くの国民にとっ

て貧困がすぐ身近にある、他人事でない状況が生まれてきています。とりわけ女性と子どもの貧困は深刻です。ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%(2012年)と経済協力開発機構(OECD)加盟34カ国で最悪です。日本は世界有数の貧困大国です。以下、何点が質問します。

県が保育料第2子まで無料にしたことから、県から北杜市に2,250万円余入ると言われているが、このお金を使ってさらなる子育て支援策を考えているか。

貧困状態にある子どもは毎日の朝食の欠食率が高い。しっかり食べられるのは学校給食だけだという子どもが増えているといわれている。そこで子育て支援のために小中学生の給食費の補助を求めます。

就学援助率は、山梨県は全国より低い状況にあります。山梨県は10.14%、全国は15.68%。援助が必要な児童生徒の保護者に対して、漏れなく就学援助が実施されるよう周知する必要があると思うが、どうなのか。生活保護基準の引き下げの影響はあるのか伺います。就学援助を受けている人数、1人当たりの援助額を小中学生別に。援助の内容についてもお聞きしたい。小・中学への入学準備のために2月・3月の支給はできないか。またメガネ、制服、カバンなどを就学援助を拡充して必需品に加えられないか、お伺いします。

返済の必要のない給付奨学金を生活保護世帯から始められないか。高校生の中途退学者が多いと聞いていますので、返済のない給付奨学金を出してもらえないか。

(2) 高齢者支援について。

日本の高齢者の9割が下流化すると警鐘を鳴らす藤田孝典著「下流老人」、一億総老後崩壊の衝撃が話題です。普通の生活をしている人が貧困に陥るケースが増えています。下流老人とは生活保護基準相当で暮らす、またはその恐れのある高齢者のことです。生活保護基準がそれ以下の高齢者は全国で約340万人、65歳以上の貧困率は22%。4人ないし5人に1人は貧困です。さらに単身の場合、男性は38%、女性は52%が貧困です。このうち生活保護を受けている人は全国で約100万人にすぎません。下流老人の特徴は収入がない。十分な貯蓄がない。頼れる人がいないこと。多くは低年金・無年金です。慎ましく暮らしていても医療費負担や親の介護で貯蓄がなくなった、非正規労働や病気で自立できない子どもがいる、離婚による資産分与や収入低下などをきっかけに下流化します。能力不足や怠惰が原因ではなく、国や社会システムが生み出しているのです。そこで2点お伺いします。

北杜市のあんきじゃんネットワークの実績を伺います。

ひとり暮らしの世帯数はどのくらいか、どんな対応をしているか伺います。

質問の第3は、3つの市民要求についてです。

(1) 今年1月から中学3年生まで医療費が窓口無料になり、子育て中の親や家族、医療機関から大変喜ばれています。子どもの医療費無料化は少子化、貧困と格差拡大の打開策につながります。そこで高校3年生まで医療費無料を求めます。本市で試算をして、その実施に踏み切れないか伺います。

(2) 消えた白線(道路標識)の復活を求めます。

(3) ゴミ袋を現在の半分のものを作ってくれないか。半分のものは使い勝手がいいので、ぜひ作ってくださいとこういう要望が寄せられています。

質問の第4は安保法制(戦争法)・環太平洋連携協定(TPP)についてです。

(1) 安保法制(戦争法)について。

日本国憲法に真っ向から背く安保法制(戦争法)が昨年7月19日に強行成立してから5カ月となった2月19日、日本共産党など野党5党首は国会内で会談し安保法制(戦争法)の廃止や国政選挙で最大限の協力を行うことなどで合意しました。

安倍首相は積極的平和主義を掲げてPKOで南スーダンへの派遣での武器使用の緩和、武器輸出など戦争できる国への道を歩んでいます。私は今、日本は戦争か平和かの岐路に立っていると思います。市長の見解を伺います。

(2) 環太平洋連携協定(TPP)について。

自民党は2014年12月の総選挙でTPP断固反対と公約し、国会では米や牛肉など重要5品目を交渉から除外、段階的関税撤廃も認めないと決議しました。

これらの選挙公約や国会決議に反し、アメリカに譲歩したのが今回のTPP大筋合意です。TPPは農業、医療、保険、食品安全、知的財産権など国民の暮らしに重大な影響を及ぼします。しかし大筋合意でTPP交渉が決着したわけではありません。今後、批准のために国会の承認が必要です。

北杜市の農業・畜産業にどんな影響があると考えていますか。また米について影響を試算した結果を伺います。

TPPによって日本の食糧自給率は40%から13%に落ち込む恐れがあり、食料の安全保障もおぼつかなくなります。このように厳しい環境の中で農業後継者の育成・遊休農地の活用等、本市の農業施策を伺います。

以上で終わります。

○議長(千野秀一君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公務労働のあり方における臨時保育士についてであります。

臨時保育士の業務には、保育士の資格を必要とすることから北杜市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則における短大卒相当職の初任給の給与に準じ、時給額を算定しているところであります。

本年度は賞与の見直しを行ったところでありますが、毎年度、正規職員の給与改定に伴い時給額の見直しを行っている状況にあります。しかし国においても子育て支援施策に力を入れる中、全国的に保育士が不足し確保が難しいことから、来年度からは複数年勤務をいただいた臨時保育士については嘱託職員として月給制での任用に切り替え、感染症まん延防止休暇や忌引きについては正職員に準じるなど、処遇改善を行ってまいりたいと考えております。

また土曜保育にかかる処遇については代休を原則で対応してまいりますが、代替保育士が確保できない場合には、時間外勤務手当で対応してまいります。

次に貧困対策について、第2子以降保育料無料化についてであります。

県では多子世帯への経済的支援を目的に、平成28年度から年収約640万円未満の世帯において、第2子以降が3歳になるまでの間、保育料を無料としたところであります。

本市では特色ある子育て支援策として平成21年度から所得制限や年齢制限を設けず、保育

園、幼稚園および認定こども園に通う第2子以降の園児を対象に保育料を無料としたところがあります。

今回の県における制度創設は、すでに本市が実施している取り組みを財政的に後押しいただけるものであると考えておりますので制度の拡大等については現在のところ考えておりません。次に安保法制についてであります。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国家の安全、国民の生命・財産を守るため、現実に起こり得るすべての事態への対応を考慮する必要があることから、国において安保関連法の成立と集団的自衛権の行使容認の閣議決定がなされたものと理解しております。

しかし、いまだに安保法制を不安視する国民がいることも事実でありますので、今後も国会や各政党、国民の間で幅広く議論されることを期待いたします。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公務労働のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教職員の長時間労働等による精神疾患での休職の実態把握についてであります。

文部科学省では昨年、公立小中学校の教職員の勤務時間、各業務への負担感等について、全国調査を公表し1日の勤務時間の平均は小学校教員で11時間35分、中学校教員で12時間6分という結果となりました。

市立小中学校の教職員については現在休職中の教職員もおりますが、それらの要因については生徒指導、保護者対応、人間関係等のさまざまなものがあり休職に至っている状況であります。

次に、労働安全衛生委員会の設置およびメンタルヘルス対策についてであります。

子どもの豊かな学びを保障するためにも、教職員が健康で生き生きと働き続ける環境の整備は不可欠であります。

労働安全衛生法の改正に伴い、昨年12月からストレスチェックが50人未満の事業所においても努力義務とされました。こうしたことから、教育委員会では学校に設置している労働安全衛生委員会からの報告を受け、来年度から教職員に対してストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の予防を図り働きやすい職場環境の実現を目指していきたいと考えております。

次に、教職員に対する人事評価と県に対して中止の要請についてであります。

人事評価制度については地方公務員法の規定により実施するものであり、教職員の主体的な取り組みを促すとともに教育活動を的確に評価し、評価結果を教職員に戻すことにより教職員の職務能力の向上や学校組織の活性化を図ることとされております。こうしたことから、県に対して中止の要請は考えておりません。

次に貧困対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学生の給食費補助についてであります。

市では本年度も物価の上昇などに対応して安定した給食を提供できるよう、子育て支援および地産地消推進として約3,400万円を給食食材購入に充てることにより、1食当たり小学生36円、中学生54円の補助を行っています。

このことにより本市の給食費は合併以降、徴収単価を1食、小学校240円、中学校280円に据え置くことで保護者の経済的負担の軽減を図っております。

また経済的に困窮している家庭には、給食費も援助対象になる就学援助制度の周知を図っておりますが、さらに小中学校と連携を密にしながら児童生徒の支援に努めてまいります。

次に、就学援助の周知と充実についてであります。

教育委員会では学校を通じてすべての保護者宛てに就学援助の案内を通知し、制度の利用を希望する保護者へ申請書を配布しております。

生活保護基準の引き下げの影響については、前年度または当該年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けた保護者に対しては、就学援助費の支給対象者として認定していることなどから直接的な影響はないものと考えております。

本年度においては現在小学校158人、中学校120人が認定されており、1人当たりの援助額については小学校で約6万4千円、中学校で約9万6千円となっております。

助成内容については、国の特別支援教育就学奨励費負担金等および要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に沿って学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などの助成を行っております。

入学準備時期の支給については、支給年度の課税状況等が認定要件になっていることなどから難しいものと考えております。

メガネなどについては就学時のみならず、日常生活においても必要なものであると考えられるため対象外であると考えております。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公務労働のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の長時間労働等による精神疾患での休職の実態把握についてであります。

長時間・過密労働による精神疾患の休職者は現在存在していないと考えておりますが、業務への適性、対応力等への個人差や個別病的要因等から精神的な負担を感じ1カ月以上休職している職員は今年1月現在で2人となっております。

次に、労働安全衛生委員会の設置およびメンタルヘルス対策についてであります。

本市では労働安全衛生法に基づき、職員の安全および健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、北杜市職場安全衛生委員会を平成16年に設置しております。職場安全衛生委員会では市職員の健康教育、健康相談など職員の健康保持・増進を計画的に講ずるよう努めており、職場巡回による過重労働の防止をはじめ全職員を対象としたストレスチェックでは、労働安全衛生法改正による昨年12月からの義務付けに先立ち、平成21年度から実施し、精神的に悩む職員の早期把握と的確な対応に努めてまいりました。このほか、心理学講座や全職員を対象としたメンタルヘルスセミナー、階層別研修などを年間通して開催しメンタルヘルス対策を講じております。

今後も引き続き、職員の心の健康づくりのさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

貧困対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、給付制の奨学金についてであります。

生活保護世帯の就学について、中学生までは教育扶助費の支給があり、高校生からは生業扶助費の対象となります。通学にかかる費用や教材費も給付されており、高等学校への進学や通学が可能です。また低所得世帯においては、国の奨学のための給付金が受けられます。

次に、あんきじゃんネットワーク事業についてであります。

あんきじゃんネットワーク事業は、平成24年9月から市内の事業者で住民に接する機会が多い新聞事業者、宅配事業者、金融機関等、現在21の事業所と協定を結び、家庭での異変を察知した場合に市へ通報していただく見守り体制として機能しています。

あんきじゃん通報を受けた件数は平成25年度は6件、平成26年度は1件、平成27年度は3件でありました。

次に、ひとり暮らしの高齢者世帯数と対応についてであります

平成27年4月現在で、ひとり暮らしの高齢者世帯数は3,237世帯であります。ひとり暮らしの高齢者への対応については、生活に困っている場合は福祉課の福祉相談窓口で受けております。また、地域からの情報に基づき保健師等が訪問して状況を把握しております。

なお、身近な存在としての民生委員に高齢世帯への訪問や見守り活動を行っていただいております。

次に3つの市民要求における医療費無料についてであります。

子ども医療費の無料化において、本年1月から拡大した中学生においては1学年約700万円、3学年で約2,100万円を見込んでいます。高校生においては体の成長により中学生よりも病院等にかかる回数が少なくなることから、医療費も中学生より少ないものと思われま

す。一方で、義務教育が終了する15歳以降は進学や就職など個々の生活も変わってくる状況となり、本制度の目的である子育て世帯への経済的支援の観点からも平等な子育て支援とならないものと考えことから、現時点での高校3年生までの拡大については考えておりません。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

3つの市民要求における半分の大きさのゴミ袋の作製についてであります。

現在、北杜市のゴミ袋については合併時に1枚当たり15円と定めて可燃・不燃・資源物の3種類を取り扱っておりますが、半分の大きさのゴミ袋は1枚当たりの製作コストが現行サイズと比較すると割高になってしまいます。

また、峡北広域環境衛生センターを利用している韮崎市や甲斐市での利用状況や市民ニーズなどを参考にしつつ、必要に応じて検討いたしますが現時点での予定はございません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

T P Pについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の農業・畜産への影響と米への影響の試算結果についてであります。

T P Pについては、畜産を含め農業関係では国の関連対策により、引き続き生産量や農家所得が確保されるとの政府の試算も公表されていることから、北杜市についても大きな影響はないと想定されていますが、県やJ A等関係機関と連携しT P Pの動向を注視してまいります。

次に米についての影響の試算であります。政府と同様の手法を用い試算をしたところ、北杜市についても現状では影響の見込みがないとの結果でありました。

次に、農業後継者の育成・遊休農地の活用等の市の農業施策についてであります。

農業後継者の育成については、多様な担い手を確保し農業後継者として育成することが重要だと考えております。市としては、規模拡大を図る認定農業者への支援や集落営農組織の育成を行い、また国の事業等を有効活用しながら新規就農者の定着を図るとともに企業による農業参入を促進することにより、少子・高齢化による担い手不足を起因とする耕作放棄地になりそうな農地を有効活用してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

3つの市民要求における道路の白線についてであります。

市道の白線等維持補修は職員によるパトロールのほか、地域からの要望や情報提供などにより、担当者が現地を確認し随時施工しているところであります。

本年度も地域の活性化事業を活用した維持補修工事で外側線約2.3キロメートル、センターライン約4キロメートルなどの補修を行い、来年度以降も利用者の安全確保のため、継続して実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

最初の貧困対策のところですね、子育て支援ということできさき答弁がありましたけれども、この小学校に入学する児童、中学に入学する児童というんですか、この人たちにあらかじめ民生委員などを通じてその家庭の状況が分かるわけですから、入学準備金として3月には前もってお金を支給して入学の準備に当たるようにと、こういうことはぜひ実行していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

入学する子どもたちに準備金として支給ができないかというふうなことだと思います。

これにつきましては先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか所得の確認というふうな部分で、年度が変わってから確認をした上で支給をするというふうな仕組みでございます。そうしたことから現時点では、なかなか難しいというふうに言わざるを得ないというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

次に公務労働のあり方ということで、地方公務員法に基づいて今年から実施をするということですが、この人事評価を通じて、これが賃金に影響するとういうふうになってきますと、学校の現場というのは子どもを育てるということで教職員のチームワークが非常に大切な職場です。そういう中で賃金に差がつくようなことが実際に行われると職場環境が非常に悪くなってぎくしゃくして子どもを育てる環境になくなってしまおうと、こういう心配があるわけですが、その点については教育委員会はどう考えているのかお伺いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中村隆一議員の再々質問にお答えいたします。

公務員法が改正をされまして、教職員を含む公務員に関して来年度から正式な人事評価が開始されるというふうなことでございます。その中で教職員につきましては最終的に一次、二次評価、最終評価をした上でどんな形でその給与に反映されるかといった部分に関しては、やはり最終的には県費負担教員ということで、県が確認をするというふうな状況になっておりますので、そちらに関しての市の見解というのは避けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○21番議員（中村隆一君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

会派を代表しまして、北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

ここ1週間、先週、先々週、雪が降ったり氷点下になったりと、また今日は本当に春が近いような、本当に暖かいよい日になりました。そこで北杜市議会、会派の代表質問は私がラストですので、ゆっくりとしっかりと市長の市政について質したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

今般は大項目で5項目の質問をいたします。

最初に新年度の市政方針について。2項目めが市の特性を生かす産業振興策について。3項目めが地域活性化につなげる移住定住策について。また4項目めに児童福祉の取り組みについて。最後に5項目め、教育環境整備の取り組みについて伺いいたします。

それでは、最初の新年度の市政方針について伺います。

北杜市人口ビジョンには平成32年までの5年間は現行の人口を維持するとあり、出生率を改善し子育て世代の転入者を1,800人増やす計画としております。市総合計画も最終年度を迎え、現在策定中の第2次総合計画を柱に地域創生を支える総合戦略や八ヶ岳定住自立圏事業など新規事業を効果的に展開して、何よりも必要な若者が魅力を感じる地域として定住人口を維持すると宣言しています。このことに期待しまして3項目、9点について以下伺います。

1項目め、第1次総合計画の評価と課題は。

地域委員会の評価と今後のあり方について伺います。

現在の総合支所の体制と本庁舎の検討について伺います。

それから2項目め、新年度の市政方針と主なる事業は。

総合戦略事業等、重点の施策はなんでしょうか。

当面の政策課題と中長期的な市政への方針はを伺います。

観光地域づくりブランド確立支援事業、これは大きな今後もポイントになるかと思えます。市の経済の。その点について伺います。

南アルプスユネスコエコパーク推進事業、これも重ねて大きなポイントだと思います。について伺いします。

やっぱり602キロ平方メートルの北杜市にとっては、なかなか公共交通の充実といいたいでしょうか、経営が難しいと思えますけども、としてこの2次交通の整備と観光周遊バス整備事業について伺います。

3項目めです。職員体制の強化は。

複線型の人事コースの活用は。伺います。

としまして現在、観光圏を中心に観光課の仕事も多岐にわたり、またボリュームが増えていっていると思えます。以前には観光課は単独であったとお聞きしていますが、現在、観光・商工課という形の中で、この観光課の単独の設置と職員体制の強化について伺います。それから大きく第2項目めですけども、市の特性を生かす産業振興策について伺います。

北杜市の大半は森林と農地であります。県下でも米の生産量が多い本市は、しかし現在の米の消費低迷や外食等の食生活の変化により米価は下落し続けてきました。兼業農家など家族営農を引き継ぐこと自体に困難が生じています。また後継者を育成する施策も行ってありますが、まったく新しい新規就農者の確保や経営規模の拡大や集団営農組織の育成が重要かつ急務であります。また市の特色でもある自然環境を観光資源として活用し、観光客や交流人口を増やす政策がさらに重要であり、これをもって地域の活性化につなげる施策に何より期待するものであります。そこで2項目、9点について伺います。

1項目めとしまして、継続可能な農業政策の取り組みは。

農業経営の改善と小規模経営のあり方は。これは、小規模は兼業の家族営農、旧態の形、そういった今後のあり方です。

としまして17社プラス3社、20社と聞いておりますが企業型農業法人の市政に与えるメリットについてお聞きいたします。

としまして、それら進出法人への市民の就業の状況を。就業といいましても中には社員、また臨時職員、パート等、分かりましたら具体的にお伺いいたします。

としまして、農業部門の地域おこし協力隊の活動と年々の成果は。平成21年度より総務省等で創生、設置されましたこの地域おこし協力隊の交付金で充当できまして、市のほうの負担はないと考えていますけども、そういった協力隊の活動の成果をお聞きいたします。

2項目めとしまして、地域が輝く観光地づくりの取り組みについてお伺いいたします。

としまして、観光振興に資する新規事業の展開は。具体的にお示ください。

としましてインバウンド、訪日観光客向けの英語対応や通信環境の整備についてお伺いします。

としまして、日本文化を体験型プログラムとして活用する考えについてお伺いします。

現在、各所あります北杜市内の道の駅の直売所運営とそこにおける情報発信の強化策について伺います。

としまして、ここにも観光部門の地域おこし協力隊、6名でしたか、何名かいらっしゃいますけども、その今までの活動と成果についてお伺いいたします。

これで大きい2項目めです。

大きく3項目めですけども、地域活性化につなげる移住定住策について伺います。

本市の人口ビジョンでは特例の交付税の減額がピークになる最終年度以降、32年までの5年短期的目標値を現状維持4万7千人として子育て世代への支援を強化し、転入の人口を増加させる施策をさらに重点施策として展開する、そういった政策戦略です。もちろん移住先として人気の高い本市は、移住者と地域住民が有効な関係を築く意識を共有できることが重要だと考えます。日本各地で臨んでいるであろう、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりには、この本市、特に1人当たりの行政コストの比率が高いと思われる本市にとっては政策の優先順位をつけ施策を効果的に行うことが重要とされています。そこで数値目標を確実に達成し、さらに活力ある地域を維持するために以下伺います。大きく2項目です。

1つ目が移住定住の成果の取り組みはということで、平成27年度の移住定住の実績と流出人口は。

空き家の調査結果と利活用施策は。昨年の6月ですか、その調査の結果ですね。

移住希望者の行政や地域への意見や要望はありますか。

地域の移住者に対する受け入れの態勢は。

移住定住アドバイザーと移住相談員を設置しているとお聞きしております。その活動についてお伺いいたします。

大きく2項目めです。移住定住促進政策について伺います。

としまして、賃貸や古民家の移住体験のできる制度の創設は。

相談窓口業務と空き家対策の職員体制の強化策は。

やまなし暮らし支援センターとの連携と強化策は。

以上です。

次に大きい第4の項目ですけども、児童福祉の取り組みについて伺います。

同じく北杜市の子育て支援策は、第2子以降の保育料無料化や子育て支援住宅の整備など全国的にも自治体トップとして先進的な政策に取り組んでいます。国の一億総活躍社会の構築にはさらに女性の社会進出、就業の障壁をなくす政策、今後もますます女性進出、規制緩和や、また所得の安定など強力で推進されることと思います。またそれが期待されます。そこで本市の児童福祉に関する政策は多義にわたります。そこで以下2項目、6点について伺います。

1項目め、子育て世代の支援策について。

としまして、子育て世代マイホーム補助金の活用状況は。

子育て応援企業等支援事業の展開と今後も期待する成果は。

定住促進住宅、現在3棟の計画があると思います。この子育て支援住宅の整備の今後も含めた取り組みについてお伺いいたします。

大きく2項目めは、保育園の運営についてお伺いします。

まず 小淵沢地区の保育園施設整備の今後のあり方と計画は。

認定保育園、今般整備するという認定保育園の整備とこれに関わる保育士の確保策をお伺いいたします。

としまして県の第2子以降保育料無料化になっておりますが、その内容とわが市における対応をお聞きいたします。

最後になりますけども、大きく第5項目めです。教育環境整備の取り組みについて教育委員会にお伺いいたします。これは3項目、8点についてお伺いいたします。

市内8つの中学校を一定数以上の生徒数を確保する各2校ごと統合する案を提示して、関係者の意見を聴取しておられます。また高根地区では統合小学校の整備事業、新たに須玉小学校は大規模な改修工事も計画されております。市の教育行政の大きな転換期でもあります。児童生徒の学習環境の整備と充実は急務でもあります。そこで市民や関係者の理解や協力が欠かせません。そこで3項目、8点について以下伺います。

最初に1として、中学校の統合事業について伺います。

今般の聴取で、地域の具体的な意見と課題について伺います。

選定によりましようけども、校舎の選定基準と選定の時期について伺います。これはケース・バイ・ケースですけども、片方に決まっているという案内と、両方可能性があるというような中でお聞きします。

番目としまして通学バス、また通学補助の基準と対応は。私、つつい通学補助と基準とお聞きしますけども、過去の長坂小学校の統合、要するに小学校は4キロ以上の部分については親、燃料費とかいろんな手立てができる。中学校は6キロ以上の距離においてというよ

うなことがありますけども、この基準というよりは今後統合される小学校、また遠方から来る中学生について、市民の中、保護者の中には多少歩かせないと原っぱ教育という足腰の強い子どもにならないというような意見もございますし、中学校にはもちろんそれぞれバス停がありますからね、それが一定の基準の停留所といえますか、そういう形になるかと思えますけど、そういったことについて具体的にお伺いいたします。

大きく2項目め、小学校整備事業について。

高根地区統合小学校整備事業の詳細とスケジュールは。

通学バス、通学補助の基準と対応は。

今般の須玉小学校大規模改修事業の詳細とスケジュールは。これは過日、全員協議会で議会のほうには具体的に示されているわけですが、その中でまた質問、再質問等がありましたらよろしくお伺いしたいと思えます。

大きな3番目、「おはよう！！朝ごはんコンテスト」について。

としまして、毎年入賞作品を食育推進の一環として普及、また拡大する施策は。入賞者の表彰も私も立ち会っていますけども、そういった今後、普及、拡大する施策はどのように考えておりますか。

としまして、この作品を給食の献立に役立てる取り組みはどのように行っているか、お聞きしたいと思います。

以上、大項目5項目について伺います。北杜クラブです。

以上、ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

新年度の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第1次総合計画における地域委員会の評価と今後のあり方についてであります。

第1次総合計画の評価については「市民アンケートや団体・企業等へのヒアリングにおいて一定の評価とともに次期計画においても継続する方向で進めてほしい」との意見を多くいただきました。

地域委員会は市民と行政が協働してよりよい地域づくりを行う上で非常に重要な役割を担っており、総合計画の策定に当たっても北杜市地域委員会設置条例において地域委員会の意見を聞くことが義務付けられております。

このようなことから「市民とともに」の理念に基づき、市民の意見を市政に反映しやすく

するという地域委員会としての存在意義は大きいといえます。

一方、評価では「地域委員会の活動がイベント主体となり、地域の意見を市長に提言するという本来の役割を果たせていない」との意見もいただいております。

このようなことから、次期総合計画の策定では総合計画審議会の委員として審議をお願いするとともに、地域委員会の意見が十分反映される計画にしていきたいと思いますと考えております。

次に、当面の政策課題と中長期的な市政方針についてであります。

人口減少、少子高齢化の進行は全国的な傾向と同様に本市においても顕著に表れ、その抑制と地域活力の維持が大きな課題となっております。その対策として昨年、北杜市総合戦略を策定し、新年度においても積極的にふるさと創生に向けた事業に取り組むこととしております。

また人口の定住を促進するためには、近隣市町村との連携により地域住民の暮らしやすさを確保する取り組みも重要であり、長野県富士見町、原村と連携している八ヶ岳定住自立圏事業についても積極的に進め、圏域全体の定住人口増加につなげることであります。

中長期的な市政方針については、人口減少による税収減や地方交付税の段階的縮減が見込まれる中、引き続き限られた財源でより効率的な市政運営を図らなければならないと考えております。

現在、第2次北杜市総合計画の策定を進めており、多くの市民、団体から市の将来像についてご意見をいただいております。

これらの意見を踏まえ、基本的には第1次総合計画の方針を継続し、人口減少、少子高齢化社会への対応力強化という視点を持って、8つの杜づくりをまちづくりの大きな柱として掲げ取り組んでまいりたいと考えております。

次に市の特性を生かす産業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業経営の改善と小規模経営のあり方についてであります。

北杜市は農業を基幹産業とし、個人経営の農家がそれぞれ農業経営を行ってまいりました。しかしながら少子・高齢化社会を迎え農業の担い手が不足する中、農業機械の更新や経営の効率化など個人経営も限界に近づきつつある状況と思われます。

市としては今後も小規模経営農家の支援を引き続き行うとともに、集落営農の組織化にも取り組んでまいりたいと考えております。

組織化により農業機械の共同化や農作業の効率化などコストダウンにもつながる大きな利点がありますので組織ぐるみ、地域ぐるみで農地を守っていける体制づくりを構築してまいります。

次に、企業型農業法人のメリットについてであります。

企業型農業法人については、昨年までに17の法人が参入しております。今年に入りまして新たに武川町山高地区、須玉町江草地区および高根町箕輪地区に3法人が参入を決定していただきました。

参入については地域の活性化や雇用の創出、耕作放棄地の解消や有効活用、北杜市の情報を外部に発信するなど市政へのメリットが多く若者世代の定住促進にもつながる動きであります。

また今後予定している地方創生加速化交付金、北の杜フードバレー構築プロジェクト事業においては、参入企業で構成される北杜市農業企業コンソーシアムを核として既存の集落営農組織や新規就農者などと連携し、新たな産業の創出など持続可能な地域農業の枠組みをつくることとしておりますので、さらに企業型農業参入を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化につなげる移住定住策における移住相談員等の活動についてであります。

ところでありがたいことに今年14日に総務省の情報サイト「全国移住ナビ」において家具職人として北杜市に移住された方の体験談が北杜市での取り組みと併せて評価されて、全国500件の中から総務大臣表彰を受けました。大変ありがたく今後も情報発信に努めてまいりたいと思います。

市役所地域課内の相談窓口は昨年4月の開設以来、400名を超える方々が相談に訪れております。昨年9月に委嘱した10名の移住定住相談員は、空き家バンク現地見学会や田舎体験ツアー等において、居住地域に特化した気候や風土等の相談に応じていただきました。また、東京有楽町等で開催している移住セミナーにも参加いただいたところであります。

今後も移住定住相談員と連携を密にとり、移住定住に向けて取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁をお願いします。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

教育環境整備の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校統合事業についてであります。

市立中学校の統合計画については、本年1月から3月にかけて北杜市立中学校統合計画案に対する小中学校PTA、区長会、地域委員会による町ごとの意見を伺い、これから分類・分析等を行っていく予定となっておりますが、その中の主な意見としましては「少子化により生徒数が減少する中で、学校統合はやむを得ない」「学校統合により遠距離通学となることからスクールバスなど通学手段の確保と支援をお願いしたい」などの意見が出ております。

一方、「統合により学校がなくなる地域は、人口減がさらに進み地域が衰退してしまうのではないか」「計画案は、地域性や立地条件などが考慮されていない」などの意見も出ております。

今後、定例教育委員会において8つの町から出された意見をもとに市全体の傾向や方向性等、さまざまな角度から検討を行い本計画案に合意が得られたと判断ができた場合、学校関係者、保護者、区長等で構成する（仮称）新しい学校づくり協議会を設置し、この会において校舎の選定、統合の時期、通学バスの運行、通学補助等の課題について協議していただくこととしております。

次に、小学校整備事業についてであります。

高根地区統合小学校整備事業については、平成31年4月の開校に向け本年度において基本設計を行い、高根地区新しい学校づくり会議から要望のありましたスクールバス乗降所等を整備するための用地確保を行っているところであります。

また、来年度から高根東小学校の校舎の改修や屋内プールの設計、スクールバス等による安全対策のための周辺整備を実施してまいります。

一方、来年度高根地区統合小学校の校名などを検討する委員会等を設置し、通学バス、通学補助、PTA組織運営、児童の交流事業等のソフト面での検討・協議を進めてまいります。

次に、須玉小学校大規模改修事業についてであります。

本年度において大規模改修の実施設計、仮設校舎の借り上げを行っているところであります。

校舎については昭和59年建築以来、改修を行っていないことから施設・設備の全面的な再整備により長寿命化と安全性を確保するとともに防災、ユニバーサルデザイン、防犯、衛生面等に重点を置いた改修工事を実施してまいります。

事業スケジュールについては仮設校舎を設置し、来年度の夏休みに引っ越しを行い、改修後の校舎への引っ越しは平成29年度の夏休みを予定しております。

工事期間中においても児童の安全と学習環境の維持を最優先に考え、事業を実施してまいります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

職員体制の強化における複線型人事コースの活用についてであります。

職員の人材育成の取り組みについては北杜市職員人材育成基本方針を定めており、この中で職員がやりがいを持って意欲的に仕事に取り組めるよう、職務段階の一定時期に職員の適性と意欲に応じスペシャリスト、ゼネラリストのコースを選択し、キャリア形成できる仕組みとして複線型人事コースの導入を位置づけております。

これに基づき職員に対し、自らがスペシャリストとして能力を発揮してみたい仕事や能力開発のためにやってみたい仕事など将来的な展望も含め、毎年職員から提出される「私の希望と意見」を参考として職員人事に反映しているところであります。

今後も市民の負託に応えるべく効率的な行政運営を推進するため、さらなる人材育成に積極的に取り組んでまいります。

次に地域活性化につなげる移住定住策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成27年度の移住実績と流出人口についてであります。

昨年4月から本年2月までの本市への転入者は約1,300人でありました。このうち、市の移住定住相談窓口およびやまなし暮らし支援センターの相談窓口を経由して転入された方の数はおおむね150人であります。

なお、本市から転出された方は同時期で約1,250人であります。

次に、空き家の調査結果と利活用についてであります。

市内の空き家については、昨年6月に行政区長を通じ350件を超える各地区の空き家に関する情報提供をいただきました。その情報を含め、昨年の13件を上回る23件が空き家バンクに登録されました。

しかし、移住者の受け皿は十分とは言えない状況でありますので、引き続き提供していただいた情報等をもとに登録可能物件の掘り起こしに努めてまいります。

また、空き家バンク登録にあたり残置する家財道具の処分や清掃費用等が課題となる事例が多いことから、来年度も空き家バンク清掃費等補助金を交付し所有者の負担軽減を図ることで登録物件を増やし、移住希望者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

次に、移住希望者の意見や要望についてであります。

市役所の移住相談窓口や首都圏等で開催している移住セミナー等で数多く寄せられる相談内容は、住まいに関する事と雇用に関する事とであります。次いで、気候や子育て・教育等に関する事とあります。その際には、インターネットや電子メール等を用いた迅速な情報提供

が求められていることから、今後も市ホームページや移住定住の専用サイトを活用し、生きた情報の提供に努めてまいります。また郵送での情報提供を求められている方も数多くおりますので、現在200名を超える方々に登録していただいている空き家バンク利用登録制度につきましても、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、地域の受け入れ態勢についてであります。

行政区の加入については転入時に市役所の各窓口で資料をもとにご案内しており、地域への受け入れについても区長会等を通じてお願いをしているところであります。移住を希望される方々も増えてきておりますので、引き続き身近なコミュニティの一員として、住みやすい地域が築いていけるよう加入促進および受け入れ態勢の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、移住体験制度の創設についてであります。

これまでに市の宿泊体験施設2カ所を活用し、1泊2日の田舎体験ツアーを3回開催し県内外から数多くの方々に足を運んでいただき、北杜の気候や魅力を体感していただきました。また来年度から須玉町の就業促進住宅を活用し、移住定住お試し住宅を開設することといたしました。本市が取り組む移住定住に関する施策等に参加していただくとともに、季節を問わず体験していただける機会を設けることで、本市の魅力を多くの方に伝えていければと考えております。

次に、職員体制の強化についてであります。

移住定住相談業務については、昨年4月に新設した総務部地域課ふるさと創生担当において空き家バンク対策等と併せて担当しております。

職員体制の強化については、昨年9月に10名の移住定住相談員を委嘱しておりますので地域の実情に応じた相談業務や空き家の発掘等については、市役所と相談員が連携を図る中で移住希望者の対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、やまなし暮らし支援センターとの連携についてであります。

本市は移住定住の希望先として人気が高く、東京有楽町のやまなし暮らし支援センターにも連日多くの方々が訪れ、きめ細やかな対応と効果的な情報提供が求められています。このことから、山梨県では同センターにおいて1週間単位で移住相談に集中的に対応する制度を設けております。この制度を北杜市相談ウィークとして積極的に活用することで、移住定住相談や情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

また国の移住・交流情報ガーデンや甲斐適生活応援隊相談会とも連携を図り、各種相談会等を通じて本市の魅力を伝えることとしております。

先ほど答弁の中で一部訂正がございました。空き家の調査結果等利活用についてというところで、その情報を含め昨年の13件を上回る23件と申し上げましたが、28件を23件と申し上げてしまいました。28件が正解でございますので、訂正させていただきます。失礼しました。

以上で答弁を終わります。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新年度の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合支所の体制と本庁舎の検討についてであります。

第1次総合計画では、行政推進体制の強化において適切な公共施設の配置と行政組織の合理化に基づき本庁舎、総合支所の検討や行政組織等の見直しを進めてきたところであります。このような中で、本庁舎については東日本大震災を契機に防災拠点としての機能が強く求められたため、プレハブ庁舎を建設し耐震化を図ったことから当面先送りすることとしております。

第1次総合計画の評価における意見では「旧町村体制が維持されている状況を変えていかなければ新しいものが生まれにくい」。また「総論賛成、各論反対となりがちで、本庁舎の問題はタブー視されているが、前向きに検討しなければならない時期がきていると思う」という意見などもありました。

これらの意見も踏まえ、第2次総合計画前期基本計画では総合支所の体制も含めた行政推進体制について検討していくこととしております。

次に総合戦略事業等、重点施策についてであります。

まず、来年度の当初予算における北杜市総合戦略に基づく主な事業としては、社員寮を建設する企業や就業者等の賃貸住宅などを建設する事業者への助成、市内に新たに創業する事業者への支援制度の創設、子育て世代マイホーム補助金、認定こども園や病児・病後児保育園の設置運営、白州町への就業促進住宅の整備、移住定住相談員の設置や都内への移住定住臨時相談所の開設、市ホームページリニューアルなどとなっております。

また、そのほかの重点施策としては、南アルプスユネスコエコパークの推進や質の高い文化芸術鑑賞の機会の提供などハケ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策や小淵沢駅舎改築・駅前広場整備、武川町への子育て支援住宅整備などの継続事業をはじめ須玉小学校大規模改修、高根統合小学校整備、上下水道事業の公営企業法適用化対応、介護保険法における地域支援事業の充実強化など、市政各般にわたる重要課題に対応する予算を計上しております。

次に、観光課の単独設置と職員体制の強化についてであります。

市ではさらなる行政改革を推進するため北杜市行財政改革大綱、北杜市定員適正化計画に基づき組織の再編やスリム化などを図るとともに限られた人員の中で効果を上げるため、組織・職員の体制の見直しを進めております。

観光に関わる業務については年間を通してイベント事業が多く、職員の相互協力による対応が必要なことから観光と商工を1つの課として組織しており、イベントなどではスピーディーな対応がとれているものと考えております。

しかしながら組織・職員の体制の見直しについては、効率性・機能性を重視するとともに新たな行政ニーズなどにも的確に対応することが求められることから、必要に応じ各部署からの事務分掌や事務量などのヒアリングを行い対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

児童福祉の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代マイホーム補助金の活用状況についてであります。

子育て世代の経済的支援と移住定住人口の増加を目的とした北杜市子育て世代マイホーム補

助金については昨年10月にスタートしてからこれまでに83件、補助金額1億1,300万円を超える計画書の提出をいただきました。

その内訳は新築家屋が64件、建売・中古住宅の購入が10件、リフォーム・増築が9件であり、移住を目的とした市外からの申請件数18件であります。

また住宅の建て替え等が34件、市営住宅やアパート等からマイホームを取得する予定の方は31件となり、市外への転出の抑制も図られたものと考えております。

次に、子育て応援企業等支援事業についてであります。

急速に進む少子化対策には子育て世代の地域への定着が必要であり、子育て世代に魅力あるまちづくりには、市内事業所との連携は必要であると考えております。

平成23年度から12件の認定を行ったところでありますが、社会情勢や周知不足等の影響から認定数については伸び悩んでいる状況にあります。

また、昨年10月に行われた北杜市事務事業外部評価においては、市の特性を生かした方法等の改善や事業のPRが必要であるなど、評価をいただいたところであります。

今後は北杜市子ども・子育て会議や北杜市商工会、北杜市企業交流会、北杜市農業企業コンソーシアム、母親グループなどの子育て世代からのご意見もお伺いする中で制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、小淵沢地区の保育園の施設整備についてであります。

北杜市立保育園の施設整備については児童の安全を確保し、円滑な保育園の運営を図るため現在、長寿命化、大規模改修、建て替え等の検討を進めているところであります。

整備に当たっては地域の皆さまや北杜市子ども・子育て会議のご意見をお伺いし、北杜市立保育園既存建物改修計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また小淵沢西保育園は昭和51年度に、小淵沢東保育園は昭和57年度に建設された施設であり、小淵沢東保育園についてはここ数年、園児数が減少していることから地域からの要望をいただきながら統合等も考慮し、対応してまいります。

次に、認定こども園の整備と保育士の確保についてであります。

認定こども園については施設面で大きな整備を行わず、既存する施設で運営を行ってまいりますが、各園には子育て支援センターを設置するとともに園庭の開放も行い、地域に開かれた保育園として運営を行ってまいります。

なお、来年度の入園申し込みにおいては、幼稚園部門には3園で19名の入園希望があり受け入れを行います。また、認定こども園には幼稚園部門を設置することから保育士のほか幼稚園教諭の資格を有した職員の配置が必要となりますが、現在、保育園で働く保育士の7割が資格を有しており、運営には支障がなく開園できるものと考えております。

次に、県の第2子以降保育料無料化についてであります。

県の補助制度では特に保育料が高い0歳から2歳までの負担軽減を図るため、年収約640万円未満の世帯において第2子以降が3歳になるまでの間、保育料を無料化したところあります。

保育料第2子以降無料化については、本市の特色ある子育て支援策として平成21年度から独自に実施している状況にあり、所得制限や年齢制限を設けず保育園、幼稚園および認定こども園に通う第2子以降の園児を対象に保育料を無料としているところであります。

県が創設する制度は、すでに本市が実施している取り組みを財政的に後押しいただけるもの

であると考えており、県から交付が見込まれる約2,200万円の補助金については、現行の保育料制度の財源に充ててまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新年度の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光地域ブランド確立支援事業についてであります。

市では平成22年度から国が進める観光圏事業に取り組み、「1,000mの天空リゾート 八ヶ岳 澄みきった自分に還る場所」をキャッチフレーズに滞在型のブランド観光地として八ヶ岳観光圏が全国13カ所の観光圏として認定され、事業を展開しているところであります。

八ヶ岳観光圏では一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントが民間事業者とともに観光地域ブランド確立支援事業において、モニタリングツアーなど観光ブランドの醸成に取り組んでおります。

今後は八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンの事業としても支援を行う中で、宿や食の認証制度の導入等、新たな事業に地域と一体となって取り組む計画であります。

市としては、八ヶ岳ツーリズムマネジメントの運営支援や農業と観光が連携した滞在プログラムの開発などを行い、市全域への誘客や観光振興を図ってまいります。

次に、南アルプスユネスコエコパーク推進事業についてであります。

市では南アルプスのユネスコエコパークへの登録を受け、甲斐駒ヶ岳を中心とした世界に誇れる貴重な資源を再発見・再認識し、自然と文化のつながりを市民共有の財産として位置づけ魅力ある地域づくりを進めることとしております。

来年度は八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンの事業として、地域連絡会が甲斐駒ヶ岳登山道や尾白川の清掃活動および外来種の調査除去作業、カジカの生息調査を実施し自然環境の保護とPRを図ってまいります。

また地域にある伝統文化や伝統芸能等を映像による記録保存を行い、人と自然と文化が共生する地域づくりを推進してまいります。

また甲斐駒ヶ岳が開山200周年を迎えることから、これを記念して市内外の多くの方に甲斐駒ヶ岳とこのエリアに訪れていただくため、南アルプスやユネスコエコパークを含めたPRやシンポジウム等の事業を計画しています。

また安全・安心で快適な施設利用が図られるよう、尾白川渓谷駐車場やトイレの整備を計画しており、環境整備の推進を行ってまいります。

次に2次交通の整備と観光周遊バス整備事業についてであります。

2次交通の整備と観光周遊バス整備については、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンの事業としてバス等の2次交通の整備や支援によりエリア内の交通網を充実させ、住民や観光客等の利便性の向上を図ることとしております。

観光を中心としたエリア内の交通網の整備については費用対効果等の課題もありますので、当面は八ヶ岳ツーリズムマネジメントが行う清里ピクニックバスの車両整備や観光地を巡るツアーバスの実証運行について支援を行ってまいります。

次に市の特性を生かした産業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、進出法人への市民の就業状況であります。

操業を開始している16社の参入法人に対し聞き取りを行ったところ、雇用数が445人であり、そのうち北杜市民は249人です。

次に農業部門の地域おこし協力隊の活動と成果についてであります。

農業地域おこし協力隊については営農組織、NPO法人、農産物加工組織など13組織を研修受け入れ機関として認定しており、現在8名が活動しております。

活動については支援機関に従事することにより農業技術を習得し、地域へ定住できるよう支援するとともに隊員が地域の共同活動や行事に積極的に参加するよう支援機関に要請しています。これまでに22名を委嘱し、そのうち13世帯39人が市内へ定住したところであります。

次に、観光振興に資する新規事業の展開についてであります。

市では来年度に行う新たな事業として総合戦略で取り組む外国人誘客のため韓国ソウル市、抱川市と連携した観光誘客事業、八ヶ岳定住自立圏事業で取り組む2次交通の整備支援事業を計画しております。

また南アルプスユネスコエコパークの推進やPR、甲斐駒ヶ岳開山200周年記念事業、尾白川渓谷駐車場、公衆トイレの整備事業を計画しているところであります。さらに特色ある観光地域づくりを行うための健康と温泉フォーラム開催事業などの新規事業の実施を計画しております。

次に、訪日観光客向けの英語対応や通信環境の整備についてであります。

訪日観光客向けの英語対応の取り組みについては、北杜市観光協会と八ヶ岳観光圏のホームページ、市の総合パンフレット「ほくと物語」がすでに多言語化に対応済みであります。さらに外国語を話すことができない施設の環境整備を図るため、翻訳機能のある観光案内用情報ソフトを作成し配布を予定しております。

通信環境についてはWi-Fi機能が利用できる環境の充実を図り、現在、道の駅や観光案内所など市内128カ所において利用が可能となっております。

通信環境の整備については、さらに施設等へ呼びかけを行うなど整備推進を図ってまいります。

次に、日本文化の体験型プログラムとしての活用についてであります。

日本文化の体験型プログラムの実施は、外国人観光客の誘客には大変効果的であると考えております。このため八ヶ岳観光圏のインバウンド部会で、今後の外国人観光客向けのコンテンツとして日本固有の文化や習慣、食べ物の提供等をプログラムとして提供できるか検討も始めております。

市では八ヶ岳観光圏と連携し外国人誘客で成功している地域でのプログラム等の内容を参考に、この地域に合ったプログラムの構築や事業者の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅の直売所運営と情報発信の強化策についてであります。

市内3カ所の道の駅の農産物直売所は、各指定管理者に管理運営をお願いしております。各直売所には生産者組合があり、指定管理者と連携し先進地視察や農業技術等の研修会、対面販売などを行っております。

今後も北杜市の安全・安心な農産物等を安定的に提供することにより、さらなる直売所の運営の強化につなげてまいりたいと考えております。

また情報発信についてはイベント情報のチラシの配布、各道の駅ホームページの活用を積極的に行っておりますが、道の駅山梨県ブロック連絡会が開設したやまなし道の駅ツイッターの利用やWi-Fi環境の充実による情報発信の強化について指定管理者と協議してまいりたいと考えています。

次に、観光部門の地域おこし協力隊の活動と成果についてであります。

観光地域おこし協力隊は昨年度から事業を開始し、本年度は6名が八ヶ岳観光圏や北杜市観光協会、北杜市南アルプスコネスコエコパーク地域連絡会の支援をするとともに観光事業者や地域との活動を通じて外からの目線による意見、考えを提案し観光振興に資する取り組みを実施しております。

各隊員は支援先でホームページのグレードアップや新たなイベントの提案・誘致等、成果はそれぞれ出ており3年後の定住、定着に向け地域とのつながりを深めながら活動を行っております。

次に教育環境整備の取り組みにおける「おはよう！！朝ごはんコンテスト」についてであります。

コンテストは「おはよう朝ごはん宣言」を推進するため、北杜市産の食材を使用したレシピを募集し、北杜市食育推進計画の施策の1つとして市内の中学生を対象に実施しております。6回目の開催となった本年度は、過去最高の318点の応募がありました。

毎年、コンテストの様子を市ケーブルテレビで放映し、入賞作品については市広報紙でも市民の皆さんに広く紹介しております。

今後は地域の食育推進を行っている食生活改善推進員による活用、エコひいき登録店や道の駅等での活用など、さらなる普及拡大を図ってまいりたいと考えております。また、昨年度から入賞作品を学校給食の献立の一部に採用し、給食日より紹介を始めたところであります。

今後も教育委員会と連携し、このような取り組みを拡充してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

児童福祉の取り組みにおける子育て支援住宅の整備についてであります。

平成25年度から進めております子育て支援住宅は、ミキハウス子育て総研の子育てにやさしい住まいと環境の認定を受け、子育て世帯の居住に配慮した仕様としています。

須玉団地は現在18世帯70人が入居しており、入居者から好評をいただいているところであります。

大泉団地については建設工事が本年9月末に、また外構工事も11月末の完成を目指しており、来年1月の入居開始に向け本年6月から入居の募集を始めることとしております。

武川団地についても今月中に実施設計を完了し、本年9月に工事着手し、平成30年1月の入居に向けて準備を行っているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

最初に第1項目の新年度の市政方針についての中で、答弁の中にあっただと思いますけども、ホームページを更新する、特にどう言っているんですかね、ソーシャルネットワーク、SNS等、要するに情報を双方の受け取る側も市民も、また国民といいますか、相手に対しても双方で瞬時に対応ができることがこれからの体制づくりだというふうにお聞きしました。

その中でホームページを更新すると。形のみですね、要するに容量が大きくなるのか。要するに今までも、これは手前的ですけど議場の放送、俗にある各県内の市でもホームページの中に議会の情報がありまして、そこに動画の発信もできているような状況でございます。そのホームページのリニューアルという点について、そういったことは可能になるのか。また、要するに不法なアクセス等を防御するために強靱化計画等をなさるようですから、そういった点からも今、申し上げました市のホームページですから、議会のほうの情報ということで今後もしっかりと情報提供したいと議会側として、私ども考えるところですけども、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

現在、市のホームページはぐちゃぐちゃしているというか、見にくいというふうな声も伺っております。それから検索してもなかなか自分の思うところにたどり着かないというふうなご意見も伺っております。そんな中で今現在のものはもう5年を経過しておりますので、今の情報に、皆さんの要望に対応できるようなものになっていないのではないかというふうな反省点がございました。

そんな中でまず1点は今、皆さんが検索する場合にはスマホでほとんど検索されると思います。うちのホームページは、スマホでやった場合にはそのまま出てしまいますから非常に重いというか大きいんですね、字が見にくい。そんなことでワンソース・マルチデバイスという方法を取り入れまして、ワンソース・マルチデバイスと言うんですが、ホームページがつくっております。そのホームページを瞬時にスマホ対応になるような設定をしていこうと。見やすさを確保しようということ。それから入力する際にも、職員がやりますけども入力しやすい方法。それからあとツイッターやフェイスブック、こういったものにも対応できるようなものにしていこうというふうなことです。

今、議員がおっしゃいました動画発信ですけども、このへんの内容についてはもうちょっと今後詰めてまいります。いずれにしても見やすいものを、今風にマッチしたものというふう

に考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再々質問ということでお許してください。

詰めるということは、動画の配信も十分可能であるというふうに判断してよろしいですか。

○議長（千野秀一君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

情報の発信は可能でありますけれども、ただ中身的なものはもうちょっと詰めたいというところ です。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続いて大きい2の市の特性を生かす産業振興策について、お伺いいたします。

先ほども農業部門の地域おこし協力隊、8名がいらっしゃると。平成21年度よりスタートしていると。こちらのほうに22名ですか、13世帯の39人が定住していただいているというふうにお聞きしました。これは私のちょっと聞き間違いではないと思いますけど、考え方はご家族がいてこの人数ということではよろしいですか。結局、地域おこし協力隊の方はご夫婦できている場合もあるでしょうし、これは一人ひとりが市の囑託というか、職員という立場で活動していると思いますけども。

それからこのあと交付金で対応できる、卒業してから3年以降と言っているんですかね、そういった本人の手当等々はあるのか、お聞きします。

あともう一つ。この地域おこしという観点から国では地域おこし企業人、要するに企業で割といろんな技術や知識を持っている方が率先して地方のほうにということで、導入するケースもあるようにお聞きしていますが、その点については本市、北杜市については検討してあるのか、またその点についてお聞きします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の再質問にお答えします。

先ほどの農業の地域おこし協力隊でございますけど、その中で農業の関係だと思っておりますけど、13世帯の39人というご答弁をさせていただいたんですけど、単身の方もいらっしゃいますし、世帯の方もいらっしゃいます。またこちらに地域おこしとして頑張っている中で、その後、結婚されたという方もいるということで、その中で13世帯、家族を構成している方がいらっしゃいますので39人が市内に定着をしたという内容でございます。

それと地域おこし協力隊の、その後の3年経過したあとの国の報奨金等があるかというようなご質問だと思いますが、3年を経過しますと本市に定住していただくということができるだ

けしているわけでございます。これにつきましても最終的に3年過ぎたところで、最終的な国の報酬金等もございますから、定住する場合についてはそれらの交付金を活用してまいりたいというふうに考えております。

3番目ですけど地域おこし企業人事業ということで、専門の方というような捉え方だと思いますけど、本市におきましては農業、ならびに観光ということで、農業につきましては農業を受け入れていただく組織を認定して、そこで入っていただいています。

観光につきましては、専門ということの中での採用がなかなか難しいこともございますので、一般の採用で、3年の中で観光の業務を支援していただきながらその後、定住していただくということで、現在その企業人の事業ということは本市では行っておりません。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では続きまして3項目めですけども、地域活性化につなげる移住定住策について再質問いたします。

やはり先ほども少し話に出たんですけども、私のほうから。空き家の情報が350件あがってきたと。もちろんその中で空き家バンクを利用してお貸ししてもいいというのが28件であると。昨年度より掘り起こしができていますよという答弁だと思いますし、これからその350件が特定空き家ではない、要するにもう手がつけられない危険物以外のものとの仕分けは難しいとは思いますが、今後の課題だとは思いますが、さらにやはり私の個人的に集落でも、ここ5年10年で2件、3件、5件というような、これ正直あります。そういったところの掘り起こしをすればニーズ、要するに使いたいという方は以前にもお聞きしましたが大変多うございますよね。そういったことでお聞きしたとおり、その仲立ちをしたり、契約をしたりという、その業者、民間の資格がある方が間に入って手続きをしていただくことになろうかと思っておりますけども、そういった点からさらに確定したというか、掘り起こした空き家をバンクに登録していただけるような方法を、先ほどはどのような方法で、さらに掘り起こす手法ですけども、考えていらっしゃるかお聞きします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の再質問でございます。

空き家の掘り起こしとニーズを生かした空き家バンク等の登録というご意見だと思います。

空き家の登録につきましては、空き家バンク清掃費の補助金を年間30件ほど見込んでおります。当然、登録数につきましてもその同等数以上を今のところ見込みたいと考えております。このようなことで貴重な資源といえますか、そういったものを大事に活用しながら移住者のニーズにこれからも積極的に応えていきたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

4番目の児童福祉の取り組みについてですけども、やはり非常に評判がよいようでミキハウスの子育ての住宅の認定を受けている定住促進住宅、子育て支援住宅の件ですけども、先ほど建設部長のほうから今、計画されているといいますか、着手している住宅についてはお聞きしました。また実に短期間、今はRCというか、建物自体も高度で実に工期が短く正確にできると理解していますけども、その先ですけどもいろんな会派の答弁の中にもありましたけど、今ある公共の住宅を少しずつ整理、基本的には古いものとか単独のものとかいろんなものを整理しながらまたこういった子育てに特化した住宅、また集合住宅等を計画していくと理解していますけども、武川が終わったというか、中間のところでも中長期的な計画の中で地域性もあって要望もあればそういったことを計画できるのか、少し先になりますけどご答弁願います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど今年度までということでご答弁をさせていただきました。29年度につきましては、ご承知のとおり白州の就業促進住宅をと。これも合併特例債を活用してやりたいということであり、議員の今の質問ですと30年、31年、32年にまだ合併特例債があるということですので今後の計画はあるかということでもありますけども、子育て支援住宅を建てるのには約5千平方メートルくらいのまとまった土地が必要だと。白州の就業促進については、芝生広場等を整備しませんので約2,500平方メートルぐらいということでもあります。そういうまとまった土地があればということでもあります。

いずれにしても32年度末で合併特例債がなくなるということですので、計画にするのであればそれまでに計画しなければならぬということ、あとは今言ったように、昨日の答弁ですけども木造戸建ての団地は随時整理していきたいと。それに続いて簡易平屋建ての住宅も潰すんですけども、あくまでも今言ったように簡易平屋、あるいは木造戸建てに入っている人たちの住居もしなければいけませんので、そこらへんの用地があるかどうかということを検討させていただいて、今後30年以降については検討させていただきたいということでもあります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

最後の5項目めの教育環境整備の取り組みについてですけども、1番の中学校統合事業についての中で、で校舎の選定基準と選定の時期ということでお聞きしました。たしかに今、それぞれの地区の意見をよく分析調査して、今後教育委員会中心といいますか、教育委員会で議

論をしていくということだと理解していますけども、非常に素人ながらに市民の話題として双方の学校を使う、適地といえますか、その点について市民とお話する機会があるとついついそういう話になります。例えば白州と小淵沢ですか、武川と長坂ですか、武川と長坂についてはというようなご意見もありますよね。それは武川に長坂の、下るといいますか校舎を考えても、だろろうかというようなこともあります。ですので逆に本当にこの小中学校適正配置というか適正規模、また配置の一番最初の前段で公的な文書が出たときは3エリアがいいというような話とか、武川・白州というエリアはその方々に私、二度、三度行きまして、これは特定の人ですけども、話を聞けばどうしてもやはりそのエリアで学校というものが、中学校というものが必要と言いますか、あって然るべきではないかというようなご意見も多々聞くわけですけども、まずはその点が先と、あとは学校を選ぶ場合の、これは新しい学校の協議会等を非常にもちろん教育委員会のほうからデータなり根拠を示してそういった形になるかと思えますけども、そういった点についても合意ができたところからか、この28年度のところで相談をしながら、地域とどのように進めていくのか再度お聞きします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再質問にお答えしたいと思います。

校舎の選定も含めて地域としての合意というふうなところになると思えますけども、先ほどの答弁の中でも1月から3月までの間に各町をまわらせていただいているというふうな状況があります。その中でまだ、例えば統合自体が決まったということは一切ございません。まだまだ議論を尽くさなければならぬ時期もあるのかなというふうに思います。その中でもやはり今、議員がおっしゃったように意見の中では賛成は例えばするという場合でも自分のところの町を使ってほしいというふうな、また賛成の意見、反対としても例えば組み合わせ以外の選択肢を与えてほしい。さらには大きくもっと、エリアを捉えてほしいというようなさまざまな意見をいただいているというふうな状況であります。

そうしたことから、各町、やっと今終わったところというふうなことで、例えば賛成の中でも条件付き、反対であってもやはり統合に向けては条件としては基本的には賛成の部分というものもありますので、そのさまざまな意見の中をどのような形で今後取りまとめていくかということはまだまだ課題が大きいところだと考えております。その上で教育委員会としては、いただいた意見を来年度以降になりますけども、4月になりますけども4月以降、まずは各町から出たその生の意見というふうな形で提示をさせていただいて、その上で今言ったようなさまざまな形で分析をさせていただく。それをもとに仮に例えば2校、4校の中でどこかの組み合わせが仮に進められるというふうな状況があれば、はじめてそこでまた改めて地域の中で議論をしていただくという形で慎重に進めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再々質問ということの中で今、教育関係ですけども「おはよう！！朝ごはんコンテスト」と

ということの中で、先ほど答弁でももちろんせっかく入賞したり、非常にこれは「安心・安全 日本のお台所 北杜市」ということの中で市長がしっかりと位置づけていただいていると思いますし、これからもこの作品をSNS、どんな方法かいろいろあるかとは思いますが、例えば市外に出ても、そういう要請というか、特に都会のほうですけどもそういったものをPRする機会、もちろん姉妹都市でも結構ですし、現在もそういった形の中で交流というか情報交換はしているというような私も感覚がありますけども、そういった中で実によい作品でもありますし、私も参考にさせてもらっていますので、そういったちょっと具体的なこれからの普及といたしますか、利用の方法があればお聞きしたいと思います。何か、せっかくなので。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の再々質問にお答えします。

「おはよう！！朝ごはんコンテスト」の入賞作品等を市外にPRしていくというご質問だと思いますけど、先ほども答弁したとおり現在につきましては市のCATV、市の広報等を利用して作品等をPRしているわけですが、今、議員さんからもご指摘のありましたことにつきましては、これもひとつの、作品を応募するほうにとってもひとつの有効なことなのかなと考えますので、これにつきましてはまた検討しながらどこまで、市外等に対してPRできるかを十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○15番議員（中嶋新君）

以上で終わります。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩を取ります。

その場でしばらくお待ちください

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（千野秀一君）

再開をいたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は6人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、47分。次にほくと未来、26分。次に明政クラブ、10分。次に市民フォーラム、8分。次に日本共産党、15分。最後に市民の声、8分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしく願いをいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に北杜クラブ、9番、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

太陽光と林業振興について質問させていただきます。

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）で里山イニシアティブが合意されました。日本の里地里山のような持続可能な形で農林水産業が行われているランドスケープを維持回復することで、人と自然との共生を実現していこうとする国際的なプログラムです。

里山はもともと薪、堆肥、木材の生産に使われていた総称であります。日本をはじめとする多くのアジア諸国では長い歴史の中で、自然を壊さないで持続的に生活の糧を得る知恵や習慣を身に付けてきました。里山イニシアティブは単に昔の共生の姿を懐かしむのではなく、これまで地域社会が蓄積してきた自然と共生する知恵や習慣を、これから持続可能な社会づくりに生かしていこうという試みであります。

私の住む上笹尾は典型的な里地里山であります。太古の昔より大滝湧水を水神さまと崇め大滝神社をつくりまつってきました。大滝湧水の水は今でも飲料水であり、稲作の始まりとともに水田をつくれ、長坂町のほうまで下流域を潤してまいりました。松向地区、清春地区の人たちは機械のない江戸時代に随道を造り今日に至っております。

人間を含むすべての生き物はほかの多くの生き物と大気、水、土などで構成される環境の中で相互に関わりながら生きてきました。里地里山は最も身近な生態系であります。

笹尾村づくり協議会を始めたところ、手伝っていただきました東京農大の中村先生は里山の典型的な場所だということで里山イニシアティブの当時、特集を計画しておりましたNHK特集で取材先を探しておりましたディレクターを紹介され、一緒に見てまいりました。大滝湧水の前を走っているJRが映像的にふさわしくないということで取り上げてはもらえませんでしたけども、ここは素晴らしい場所だと言っていました。

このように地元の方は気が付きませんが、ほかから見ていただくと非常に大きい価値があるということでもあります。NHK特集の候補にあがったということだけで、光栄だと思っております。

本市の優れた自然環境と豊かな自然環境を生かした農業・観光を主な産業にしている本市において、その大規模な太陽光発電施設の立地については景観や環境、防災、農業への影響に関して十分検討した上で設置しなければなりません。また大規模な森林伐採を伴う計画に対しては景観や環境の問題だけでなく、豪雨による土石流、河川の氾濫等の発生が懸念されます。この全量買い取り制度の先進国ドイツでは森林伐採を伴う太陽光設置では、伐採面積の6倍もの面積に植樹を求めています。本市でも6倍は難しくてもせめて倍ぐらいの植樹を求めているのではないのでしょうか。今、里山が存亡の危機といっても過言ではないでしょう。

松くい虫による赤松の立ち枯れが非常に目立つようになってきました。地球温暖化のせいで

しょうか。標高800メートル以下ではもう止めることが難しいと思います。立ち枯れして1年以上過ぎてくると倒木の危険性が非常に高くなります。

赤松は樹高20メートルのところに枝葉が出ておりまして、立ち枯れすると根が支えられなくなり、ちょっとした強風や大雪で簡単に倒れてしまいます。昨年の中央道では倒木による死亡事故も起きてしまいました。被害者の補償を考えると億という金額になるかもしれません。今後、市道・県道においても同様な事故が起こらないという補償は何もありません。また隣接した住宅や太陽光へ倒れた場合の補償も地主に責任がきてしまいます。私のところの財産区でも2年ほど前に赤松が倒れて別荘の一部を壊してしまい、100万円余の補償をしたことがあります。これでは地主も山が財産どころか負の遺産となってしまうため、利益の見込める太陽光発電設置へと向かってしまいます。

また今年1月30日に松本市で雨氷という現象が見られました。道路に倒木して温泉旅館のお客様が100人ほど一時孤立になったことでニュースになりましたけども、実際の被害は数万本という大変大きなものです。雨氷とは上空のほうが暖かくて、雲から出るときは雨で地上のほうで低い氷点下でありますから、過冷却状態の雨が衝撃で凍ってしまうという現象です。木の枝にぶつかると瞬間凍ってしまって、つらら状態となります。1本の木で1トンにもなるということもあるようで、これではかなりの木が倒木になってしまいます。標高1千メートル近くで見られる現象とのことですので、これが北杜市内で起きますとぞっとする、大変な被害が出ます。山の中に別荘などの建物がありますと赤松などの高木は20メートルありますので半径20メートルの木を伐採しなくてはなりません。この費用を誰がみるんでしょうか。地主ですか。これでは北杜の山は木がみんななくなってしまいます。それでいいんでしょうか。市民全体で本市の山林のあり方を考える必要があると思います。これは非常に緊急事態です。

以上、これらを踏まえて以下質問いたします。

太陽光設置で植林が少なくなっているように思いますけども、過去5年の太陽光設置面積と植林面積の推移を教えてください。

山梨県の太陽光発電の適正導入ガイドラインで、本市は太陽光設置の立地を避けるべきエリアが点でしかありませんけども、面とする考えはありませんか。

県のガイドラインの立地を避けるべきエリアと立地に慎重なエリアをどう指導するのでしょうか。

伐採届が出た時点で造林計画の確認および無記載の場合など、たくさん植林してもらえようような指導はどうしていますでしょうか。

森林の重要性はみんなが認識しているところでありますけども、前文で申し上げたように地主は負担を感じています。林業が儲かる仕組みがないと太陽光発電に向かってしまいます。儲かるにはどうしたらよいでしょうか。

松くい虫被害の赤松の伐倒に対して補助があるのでしょうか。被害木はもう価値がなくなり、チップぐらいにしかありません。しかもかなり進むとチップ屋さんでも断れてしまいます。あとは薪ですけども、赤松は高温になりますのでストーブを傷めるということで向きませんし、煙突に煤が溜まりやすいということで薪も難しい。また赤松からコナラ、ヒノキなどに植え替える樹種転換事業が有効と思いますが、周知はどうなっているのでしょうか。

別荘など建物や太陽光発電の設置をするとき、いきなり伐採されてしまいます。隣地地主は何にも知らないでいるということもあり得ます。これで倒れたから補償しろではおかしい

と思いますが、隣地地主の承諾が必要と考えますが対策はあるでしょうか。

道路や河川の支障木除去に補助する考えはありますか。

植樹祭をするのが少ないように感じます。現状では森林組合がほとんど植えていますが、大勢の人が植えることに意義があり、里山に対する意識も高まると思います。一般の人が参加できる植樹祭を増やす考えはありますか。特に小学生は植樹するのが大変重要だと思います。彼らが成長したとき、ここは自分たちが植えた森だ、こんなに大きくなったんだと地域への愛着、ふるさとを思う心を持ってもらえると思います。市内の小学生に植樹祭を体験する機会をつくってもらえないでしょうか。全員に体験してほしいと思いますので、授業の中に入れる考えはありますか。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えします。

太陽光発電と林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、林業が儲かる仕組みづくりについてであります。

林業については、木材における需要の低迷・安定供給と輸入材との価格差および搬出に経費が掛かること、市内に製材業者がないことから利益を生み出す仕組みづくりは困難な状況にあると考えております。

しかしながら2020年開催の東京オリンピックの新国立競技場「杜のスタジアム」をテーマに建設される予定であり、木材の需要も大きく見込まれております。

また新建材CLTの開発によりカラマツ材等の需要も期待されており、企業からも問い合わせがありますので、森林所有者、特に財産区や森林組合等との情報交換を密にして木材の利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、松くい虫被害木の伐倒補助と樹種転換事業の周知についてであります。

松くい虫被害防除事業は、被害拡大を防止する目的で県と市で実施している事業であります。所有者による伐倒処理に対しての補助はありません。

樹種転換事業の周知は昨年の市広報紙6月号にも掲載し、啓発しているところであります。また市の調査で被害が出ている森林所有者に樹種転換事業を説明するとともに、問い合わせに対し本事業を紹介し実施していただけるよう指導しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電と林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに県のガイドラインで本市の立地を避けるべきエリアは点であるが、面とする考えについてであります。

県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインでは、他の市町村においてそれぞれの景観条例

に基づく景観形成区域を掲載しておりますが、本市では立地を避けるべきエリアは特に重要な地域・地点として自然公園法の特別地域および普通地域、自然環境保全地区および自然記念物、保安林および文化財指定エリアとして法令等により制限された区域としたところであります。

一方、法令等による制限を受けない地域については、財産権等の課題もあることから慎重に対応する必要があると考えております。

次に県ガイドラインで立地を避けるべきエリアと慎重なエリアをどう指導するかについてであります。

県のガイドラインに示されている立地を避けるべきエリアは自然公園地域および文化財指定区域などを設けており、また立地に慎重な検討が必要なエリアは重要な観光施設等に近接するエリアを設けており、市においても県ガイドラインに沿った指導を行っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電と林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、過去5年間の伐採後の太陽光設置面積と植林面積の推移についてであります。

伐採後の太陽光設置面積については平成23年度3.2ヘクタール、平成24年度5.4ヘクタール、平成25年度22.6ヘクタール、平成26年度24ヘクタール、平成27年度2月まで32.1ヘクタールであります。

里山整備事業における植林面積は平成23年度21.8ヘクタール、平成24年度35.1ヘクタール、平成25年度53.6ヘクタール、平成26年度39.5ヘクタール、平成27年度2月まで21.8ヘクタールであります。

次に、伐採届提出時の造林計画の確認等についてであります。

伐採届の正式名称は伐採および伐採後の造林の届出書であり、その中の造林計画において確認しております。また植林する本数は、国の植林基準に適合するよう指導しております。

次に、隣地地主への承諾についてであります。

被害木の伐倒については原則として所有者地内で処理を行っておりますが、隣接地に倒木等の恐れがある場合は必要に応じて隣接地主の理解を得るよう指導しているところであります。

次に、道路や河川の支障木除去の補助についてであります。

市では、支障木除去については北杜市道路危険木緊急点検マニュアルに基づいて、倒木を発見した場合、枯れ木を発見した場合、市による緊急伐採、倒木撤去での対応をしているところであります。通行や通学等の安全を確保するため特に緊急性があり、所有者での対応が極めて困難と判断される場合に限り市で実施しているもので、市民等が行う道路や河川の支障木除去の補助制度はありません。

次に一般の人が参加できる植樹祭についてであります。

植樹祭については、山梨県および中北林務環境事務所管内で植樹祭を実施するとともに市では9月に音事協の森記念植樹祭を開催しておりますので、一般の方の参加を呼びかけ、周知を図りながら植樹祭を充実してまいりたいと考えております。

また北の杜づくり講座においては、本年度からグループによる実践的な森林整備活動を3回

実施しております。来年度は植樹作業も取り入れながら多くの参加者を募り、植樹等の森林整備を推進してまいります。

次に、市内小学生への植樹祭の体験や授業での取り組みについてであります。

市では例年、明野森林環境教育の森において明野小学校の5・6年生による下草刈・植林等を実施するとともに本年度は植林を通して子どもたちの感受性を育むため、長坂町の森林公園において、長坂小学校の5・6年生を対象とした植林作業の体験事業を実施しております。

また他の小学校でも保護者とともに学校林の手入れや植林等を実施しておりますので、引き続き森林に接する機会を多く計画してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは再質問させていただきます。

課がいくつか飛んでおりますので、課ごとにちょっとまとめてみました。

山梨県ガイドラインで韮崎市は立地を避けるべきエリアがかなりの面積になっております。本市では点しかないわけですが、韮崎市にできて本市にできない理由は为什么呢。

それから先ほど財産権とかというお答えをいただきましたけども、財産権は持っている人は財産が上がるんですけども、まわりの持っている方の財産は下がるんです。ですからあまり適当な答えではないかと思えます。それから先ほど答弁で法令等に制限を受けない地域と言われましたけども、韮崎も同じことではないでしょうか。

次に林政課のほうですが、林業はやはり儲からないというようですね。27年度は植林面積より太陽光面積のほうが多いということでありまして、赤松を切って太陽光という流れになってきているのかなと思います。マイナス金利がある中、利益が見込まれる太陽光はますます増えていくのではないのでしょうか。赤松の樹種転換事業を大いにしてもらって、地主が制度を利用していただくよう、もっともっと周知をしていかなければならないと思います。植林時に5%

の負担、また下刈りも補助が出ますが全額とはいきません。地主の意識は負担があると、なかなかそちらへはいきません。地主に負担がかからないようにできないか、ここの答弁もお願いいたします。

山梨県の森林環境税を使った里山再生・広葉樹の里づくり事業は、地主に負担がかからないようになっていると聞いております。これもあまり知られていないように思いますが、周知のほうはいかがなっていますでしょうか。前文で言いましたけども、伐採を伴う太陽光設置の場合、ドイツのように植樹を求めるようなことはどうでしょうか。面積を求めるのが難しいのであれば里山整備協力金などのように、お金でもらうことも可能ではないでしょうか。

長くい虫被害木伐倒には補助がないようですけども、地主としては深刻な問題であります。昨年の中央道の交通事故のようなことが今後も起こらないということはありません。人的被害だけでなく、物的被害が大変多いと思います。今後バタバタ倒れた赤松、このまま放置することは大変なことだと思いますけども、いかがお考えでしょうか。

またある日、いきなり隣の土地の木が切られ、そこに別荘や建物、太陽光などができてしまいます。隣地地主は全然、気が付かない場合があります。そして木が倒れたから補償しろでは、これではあまりにも理不尽。山を持っていたばかりに巨額な負債を抱えてしまうということも考えられます。隣地地主は計画自体すら知らされていないわけですから、知らず必要があると思いますけども、いかがお考えでしょうか。

次に道路河川課ですが政府は2020年には自動運転の車を走らせるよう、ただいま計画しているようであります。老人や運転のできない人には朗報ですけども、この自動運転は障害があると止まってしまいます。道路に出た木、枝を障害物と認識して止まるようです。これでは自動運転車は使えません。2020年までですから、まだ対策を考えるには時間があります。

お隣の富士見町では行政区からの要請があれば、重機と作業員を派遣するという政策をしているようでありますけども、本市で導入する考えはございますか。

次に教育委員会ですが、小学生が植樹するのは大変意義深いと感じます。自分が植えた木が成長するのを見るのは非常に大切であります。それが地域を愛することにつながり、ふるさとを愛することになります。やがて大人になったとき北杜市に帰ってくると思います。先ほどの答弁の中で授業の中に組み込むということがあまり語られていないようでしたけども、授業でないとすべての子どもが体験することにはなりません。ですから授業のカリキュラムが非常に厳しいことは承知しておりますけども、それ以上に北杜の子どもたちに何を学んでほしいか、ふるさとを愛する心を学んでほしいと思います。これは原っぱ教育のそのものではないでしょうか。北杜市すべての小学生に広げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。何点かあります。

まず葦崎市の事例かと思われれます。先日、相吉議員にもご説明いたしました。葦崎市においても景観計画の変更をしておりますが、その概要は景観計画の届出対象行為に追加すること、また届出の対象規模を500平方メートル、または1千平方メートルとゾーンによって設定すること。また太陽光発電施設等に関する景観形成基準を新設すること等であります。県ガイド

ラインに指定されたエリアにつきましても、周囲の景観に違和感を与えないよう特に配慮すること、眺望場所からできるだけ避けて設置し、やむを得ず視認できる場所に設置する場所は周辺景観と調和する位置、形態意匠、色彩等について特に配慮すること等としており、設置自体を禁止できるものではない条例内容であると考えております。

2点目であります、財産権の件であります。財産権につきましてもは年々、地価が下落傾向にある中、まず太陽光パネルにより地価が下がっているということは市としても確認はしておりません。地価についてはまさに財産権の行使による処分としてどのような意図、目的でなされるのかによって変動はあり得るものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の再質問にお答えします。

何点がいただいたと思うんですけど、最初に樹種転換の周知についてというご質問でございますが、先ほども答弁で述べましたとおり周知のほうはしているわけでございますが、今日の松くい状況を考えてみるとひどいということもありますので、CATV、広報等で積極的に今後行ってまいりたいと考えます。

それから2点目の里山整備の事業の地主の負担だというご質問でございますが、北杜市におきましては県内で唯一、里山整備事業で国・県の補助金に上乗せをして実施をしております。受益者が限定される場合は負担金があるものと考えます。

その次に広葉樹里づくり事業の周知はというご質問でございますが、県の環境税で始めた事業でございます。まだ市内に周知というところも十分でないところも十分存じております。このへんにつきましては松くいということもありますので、今後、県とも連携する中で十分に周知、また市独自としても周知のほうを強く行ってまいりたいと考えております。

次に松くいの補助はないけど市としてはどう考えるのかというご質問でございますが、北杜市では800メートル以上の先端地域を中心に松くい虫防除事業を行っております。松くい虫は原則として所有者の管理責任でありますので、今後も樹種転換事業等を活用するよう広報紙等で周知してまいります。

次に隣接地主の承諾についてというご質問でございますが、伐採届出は隣地地主の承諾は必要としないため、一般的に地域でのトラブルがないよう伐採届出時にお願いをしているところ

であります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをしたいと思います。

富士見町で行っている重機の貸し出しというふうな予定はないかということだと思います。

まだ予算ですとか、そういう詳細をまだ確認をさせていただいておりません。共生自立圏で富士見町とも連携をしていますので、担当者からいろんなことをお聞きした上で行政区に貸し出せというお話ですけれども、貸し出すのがいいのか、あるいはまとめて市のほうで行政区からの伐採する木の承諾をいただいて短期間で切るのがいいのかということは、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

植樹の体験を小学校の授業に取り入れられないかということだと思います。

各学校では授業において森林の機能や役割などについて、すでに学習は行っているというところがございます。植樹などの実体験になりますけれども、やはり子どもたちにとって貴重な体験とは考えているところがございますが、授業として取り組むにはその場所へ行くための安全のための準備、それから往復にかかる移動時間等々を考えますと、やはり授業以外にかかる時間や負担が大きいということが言えると思います。そうしたことから年間の行事の一環としてそうした体験を学校の中にも取り組むような形で、今現在も多くの小学校で植樹とは別にさまざまな学校林の手入れですとか学校で山に対する授業を取り組んでおりますので、そうした中でまた植樹等も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは何点か、再々質問をさせていただきます。

韮崎市の立地を避けるべきエリアというのが非常に大きくて山岳森林ゾーン、高原樹園ゾー

ン、これらがほとんど立地を避けるべきエリアとなっております。先ほどの答弁で禁止するものではないという答弁ではありましたけども、これはやはり市の姿勢を示すということもあるのかなと思います。やはり北杜市みたいに点だけでは、ではどこでもいいんだらうということになってしまいます。その点どうお考えか、ご答弁をお願いします。

ここに眺望を重視するエリア、観光資源となる丘陵エリアでありますとか、登山者が多く重要な観光拠点となるエリアでございます。これは北杜市もそのまま当てはまります。でありますから北杜市も立地を避けるべきエリアをやはり面としなければいけないように感じます。

以上、お願いします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

市では市の立地を避けるべきエリアは国立公園、国定公園内、また自然環境保全条例による自然環境保全地区および国指定文化財および保安林指定地を指定したもので、すべての地域は政令等により明確にエリアを指定している個所であります。したがって、今の説明が市の立地を避けるべきエリアということであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

内田議員。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいまの質疑を聞いておりますと通告外に当たる、議題外に当たるものについての発言が多々あるように思いますけども、これらについては会議規則に則りまして、きちっとした対応を議長にお願いしたいと思っております。

○議長（千野秀一君）

承知いたしました。

以上で質問を打ち切ります・・・。

秋山議員。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほどの件については内田議員からそのような指摘があるわけですから、暫時休憩をして精査するべきだと私は思いますが、よろしくご配慮をお願いします。

○議長（千野秀一君）

では暫時休憩といたします。

では暫時休憩の間に議運を開きます。議運のメンバーの皆さんは大至急、議運の部屋に移動してください。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

先ほどの再質問の中で、大滝湧水に関する質問は通告外でありました。これに関する質問および答弁は削除をお願いしたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。今後こんなことがないように十分気を付けてまいりたいと思います。

○議長（千野秀一君）

今、中山議員から発言がありました。そのように処置をいたします。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

私のほうからは、主要道路網の整備状況について質問をいたします。

平成16年に誕生した北杜市は人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、早いもので12年目を迎えております。特に主要道路網の整備にあたっては、合併当時から山梨県への期待が厚く平成17年3月に策定された新北杜市建設計画では、北杜市は県内最大の面積を有する地域であることから利便性の高い道路網の整備実現に向けた支援を行うとし、主要県道の整備を行い、公共施設へのアクセス機能やすべての産業基盤と生活圏域を結ぶ道路の整備を山梨県事業として北杜市と連携しながら行うとしております。つきましては、それらの整備状況について防災面を含めて、次の4点についてお伺いいたします。

まず1点目につきましては、県道横手・日野春停車場線の駒城橋の架け替えについてであります。この橋の架け替えにつきましては、平成18年のころより市から県へ要望をはじめ、さらに平成25年7月には市長が中心となり、地元区長と私ども地元市議会議員が県に対して要望活動を行ったところでもあります。平成27年、昨年3月定例会において私からの質問に

対して市長から武川地区は昭和34年災害をはじめ、多くの災害の歴史があり治水に対する関心が高い地域であり、県もこのような状況を鑑み防災面での視点に立った検討も必要との判断から現在、橋梁の補修、補強による拡幅計画ではなく治水対策として併せて橋梁の架け替えについて検討を行っていくと前向きなご答弁をいただいたところではありますが、それから1年が計画し、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目につきましては、県道横手・日野春停車場線の国道141号線から和田トンネルまでの通称、鯨バイパスについてであります。この件につきましても先のご答弁をいただいた中で、県では事業化に向けて事務を進めていくこととなっておりますが、市としてもこの道路は武川・白州地区と須玉インターチェンジを結び、また同地区と須玉・明野地区を連携する重要な路線であるため、一日も早くバイパスが整備されるよう県に積極的に働きかけてまいりますと前向きなご答弁をいただいたところでもございます。その後の進捗状況につきまして、お伺いをしたいと思います。

3点目につきましては県道駒ヶ岳公園線の白州中学校東側のバイパスと、ならびに県道駒ヶ岳公園線の県道横手日野春停車場線交差点部分までの未改良区間についてであります。この道路は国道20号線のいわゆる花水坂がスタック車両で通行止めになった際の重要な迂回路であることから、早期の改良工事が求められております。今後の計画について併せてお願いします。

それから4点目です。県道北杜八ヶ岳公園線の通称、乙坂についてであります。乙坂につきましては国道141号、西川橋西詰より北の杜聖苑入口までの間、狭小で曲がりくねった道路でありました。現在、進められている乙坂の橋梁は早急な開通が望まれる区間でありますので今後の整備状況についてお伺いをいたします。

以上4点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

県道の改良計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駒城橋の架け替えについてであります。

武川地区の治水事業に対する思いは深く、福井議員とまったく同じ思いであります。県道横手日野春停車場線駒城橋は橋脚が多く、また橋の断面も小さく河川の流れを妨げやすい構造のため過去に何度となく水位が上昇し、濁流が橋を乗り越え流木が堆積したことや右岸が決壊の危機にあったこともあり、大きな災害を経験した白州・武川地区の住民の皆さまの安全・安心な暮らしのためには治水上、早急の対応が必要と考えております。

治水事業は、この地域の最大の課題であったことから市としても国・県に強く要望をしてきたところであり、県では昨年からの治水対策と併せて駒城橋の架け替えの検討を進めており、現在、河川砂防の条件整理、線形、道路構造等の検討作業を行っております。これらの検討結果に基づき地元との合意形成に向けた取り組みを進めていくとのことであり、市でも積極的に連携し一日も早い完成に向けて取り組んでまいります。

次に県道日野春停車場線、鯨バイパスについてであります。

県道日野春停車場線は国道20号と国道141号を結ぶ重要な路線でありますが、須玉町若

神子の薬師堂橋付近の幅員が狭く、大型車同士のすれ違いも困難な状況にあり、朝夕の通勤時間帯には渋滞が発生するなど、車や歩行者の通行に支障が生じている状況であります。このことから交通の円滑化や通行の安全確保を図るため、新たに須玉町若神子鯨地内に道路を整備することとし、昨年9月の県土整備部事業評価会議において来年度からの事業実施が決定したところであります。

整備内容については道路改良830メートルで幅員5.5メートルの車道を整備するものであり、平成33年度の完成を目指すと考えております。

来年度は詳細設計および用地測量を予定しているとのことであり、市としても地元の皆さまと連携して早期の完成を県に要望してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

県道の改良計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道駒ヶ岳公園線についてであります。

本路線の白州中学校東側交差点はT字路になっており、直進の市道を優先道路と勘違いし交差点で一旦停止することなく進入する車両があるなど危険な状況であり、通学路でもあることから学校や地域から早期の整備を望まれている個所であります。

このため県では新たな道路改良計画に取り組んでおりましたが、詳細設計および用地買収が完了したことから、来年度からの工事着手に向けて準備を進めているところであります。

また、横手地内も道路幅員が狭く危険な状況であることから、拡幅計画を進めているところであり、地元と協議しながら詳細設計に着手したところであります。

次に、県道北杜八ヶ岳公園線についてであります。

本路線は市の北部地域と須玉町の国道141号を結ぶ重要な路線であり、特に乙坂のヘアピンカーブは冬季には凍結し危険な状況であることから、平成16年度から本格的に整備が進められ、来年度中の供用開始を予定しているとのことであり、

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それぞれ前向きに対応していただきまして誠にありがとうございます。一日も早く早急な完成を期していただきたいなど、このように思っております。県に対して強く要望をしていただきたいと思ひますし、また県道の改修につきましては合併当時以来、これらの路線以外に数多くの整備区間等の必要性を感じる場所が多くあります。したがって、これらのものについても市のほうとしても状況を精査した中で県のほうに併せて協議し、それから整備の推進を図られるよう力を入れていただきたいなど、このように思ひます。再度質問をいたします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、いろんな要望が寄せられております。そのほかにも茅野・北杜・韮崎線でありますとか、いろんな情報がきております。そういうことで県に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○4番議員（福井俊克君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

2点について質問いたします。

まずはじめに、スペシャルオリンピックスについてお伺いいたします。

私たちの一生には限りがあります。その限られた時間の中でどのような人生が送れるのかということが大切です。心身ともに健康であることは幸せの1つの要因ですが、何らかの障害を持ち苦しむこともあります。しかし障害はその人が持つ個性であり、その個性を特性として伸ばすことによって思いもよらぬ成果を見出すことが多々あります。

オリンピックが3つあることをご存じでしょうか。2020年に東京でオリンピックが、またそのあとパラリンピックが開催されますが、あと1つはやはり4年に一度、開催される知的障がいのある方たちのスペシャルオリンピックスです。このスペシャルオリンピックスは知的障がいがある方たちに日常のスポーツと競技会を提供する団体であり、スポーツをとおして自立や社会参加をしていくことを促進し、生活の質を豊かにしていくことを目的としています。

私は16年ほど前、当時熱心に活動をしていた元総理の細川護熙様の奥様、細川佳代子さんにお目にかかる機会がございまして、初めてこのことを知りました。ユニス・ケネディ・シュライバーさんにより設立されたこの活動は現在、マラソンランナーだった有森裕子氏が理事長を務めておられます。

山梨では2006年にスペシャルオリンピックス日本山梨が設立され、スケート、フィギュア・スピードとともにスケート競技としてございます。ほかにはスキー、スノーボード、ボーリング、水泳、フロアホッケーなどが行われ、馬術競技のプログラムも検討されているところでございます。

この2月27日の山梨日日新聞でも紹介されましたが、2月12日から14日にかけて新潟県で国内大会が行われ、初出場でありながら北杜市在住の中学2年生がアルペンスキー中級で金メダルに輝きました。もし彼が高校生であったなら来年オーストリアで行われる世界大会に

出場できる腕前です。今回は4競技、16人が出場した山梨県出身のアスリートではスケート、フロアホッケーで銀メダルを獲っています。しかし、まだまだこの活動を知っている人は少なく、参加してくれるアスリートやアスリートをサポートしてくれるボランティア、運営費も不足している状況です。心からスポーツを楽しみ、生き生きと活動しているこのスペシャルオリンピックスがアスリートと共に発信したメッセージは障害の有無にかかわらず、お互いの違いを理解し認め合うことで共に生き共に育つ、こうした社会を実現する一助となるはずであります。市の福祉政策としても有効な手立てであると考え、以下伺います。

1点目、市ではこの活動に対して今までどのように捉え、どのような支援をしていますか。

次に競技内容、実施日、実施時間、場所等の広報をしていく考えはありますか。

3点目、今後、障害者福祉として参加者を増やす等、何らかの支援は考えられますか。

次に窓口届出用紙にアイデアを。

市の業務として住民票・戸籍等、各種さまざまな届出がありますが届出用紙が形式化しているように思います。記載事項が正確に記されていること、記載漏れがないことなど諸々の注意事項や要点があると思いますが、事務的で味気ないような気がすることもあります。例えば婚姻届ですが、他の市ではご当地婚姻届のような結婚に対する夢や希望が膨らむような取り組みをしているところもあります。窓口提出用のものと個人の保存用のものも用意されています。中には写真を入れられる書式になっているものやかわいらしいイラストが入っているものがあります。お役所というところと何か固いイメージがあり、市民には馴染みにくい雰囲気があります。窓口の対応や職員の対応など人的な部分と通知の仕方や紙面の工夫などで、かなり感じが変わってくるものと思います。以上のことを踏まえまして市の見解を伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

スペシャルオリンピックスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スペシャルオリンピックスの捉え方と支援についてであります。

パラリンピックやスペシャルオリンピックス等、身体や知的に障害があってもスポーツを通じて活躍することや自分自身の可能性に目的を持って取り組む方々を応援することは大切なことであると考えております。

現在、市では具体的な支援は行っておりませんが、市民の方がスペシャルオリンピックス山梨の理事に就いていることやボランティアにより指導に当たっていることは承知しております。

次に、競技内容等の広報についてであります。

市内で競技が開催される場合や市民が出場する場合については、積極的に市広報紙等で周知してまいりたいと思います。

次に障害福祉としての支援についてであります。

県内においては障害者スポーツ大会が開催され、障害者の社会参加と成果の発表の場となっております。専門的な種目に取り組むためには、理解のある指導者や選手育成のための場づくり、スペシャルオリンピックスの存在の周知なども重要であると考えております。

障害のある方の意欲や能力はさまざまであるため、今後はそれぞれの個性を尊重し理解することで障害者のスポーツへの応援に努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

16番、保坂多枝子議員の窓口届出用紙等についてのご質問にお答えいたします。

市役所への届書の用紙は、各部署・各担当それぞれにおいて記入項目の簡素化や文字の大きさなど工夫をしているところであります。

戸籍の届書の様式については戸籍法施行規則により、サイズや記載する項目は定められておりますが、デザインそのものには規程がありません。

届書の用紙については各自治体の窓口でお渡ししておりますが、最近は全国の自治体や結婚情報誌等がデザインしたオリジナルの出生届や婚姻届の用紙がインターネットから手軽にダウンロードでき、届書として利用することも可能となっております。

本市においてもイラスト入りの用紙での婚姻届が出されるようになってまいりました。文書や窓口の対応については市民目線で分かりやすい文書に努めるとともに、今後も職員研修等を行い、窓口では親しみやすい雰囲気、また個人情報に配慮した対応を心掛けてまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

スペシャルオリンピックスについてですが、北杜市のアスリートが非常に頑張っています。フロアホッケーも須玉で練習をしているということがございまして、それから馬術競技は石黒選手も関わってくださるということで今、検討を始めています。ぜひ北杜市のほうでも何らかの支援、先ほど広報等をしていただけるようなお話でしたが、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

届出用紙について質問させていただきます。

この届出用紙は今、北杜市以外では甲府市、甲斐市、南アルプス市、笛吹市、山梨市、富士吉田市とかいろいろ、県内のほとんどの自治体で取り入れているような例がございまして、先ほども話をしましたように写真を入れるようなものもあります。ご本人は結婚式のウェルカムボードだとか、それから記念写真の中にその届を入れるなんていうことで非常に好評を得ています。また隣の市の韮崎市なんですけど、婚活誌のゼクシィと連携しておりましてその用紙をダウンロードしていく。そうするとその用紙が取れるというふうになっているんですけど、その間にはアンケート、例えば年代だとか男性、女性だとか居住地をどうするというふうなアンケートを取りながら、そのダウンロードにたどり着くというふうな方法があります。ちょっとした動向だとか様子というのが分かるような仕組みになっていまして、なんかとてもうまいやり方ではないかなというふうに思います。

婚姻届の色が今、茶色なんです、私はよくテレビで見ていると変な話なんですけども、離婚届がグリーンというのは頭にあったんですが、婚姻届が茶色の枠でなんか寂しい感じがちょっとしました。なんかそんな楽しいイラスト入りのものができたら、とってもいいなと思います。

○議長（千野秀一君）

残り時間ありません。

○16番議員（保坂多枝子君）

用紙だけではなくて、北杜市に居住したくなるような工夫を望みますがお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

スペシャルオリンピックスについて、保坂多枝子議員からの再質問でございます。

スポーツを楽しむ機会が少なかった知的障がいのある方たちにスポーツを通じて社会参加を応援するスペシャルオリンピックスは障害があっても可能性が持ってチャレンジすること、また障害がある人への理解を深めていただくためにも意義ある大会だと思います。この大会があること、市内でも活躍している選手がおられることなどを知らない市民も多いと思いますので、今後積極的に周知を図るなどまた支援が何かお手伝いできるかどうか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

北杜市に行きたくなるような届出書にということでございます。

先ほど質問の中にもありました婚姻届は茶色で、離婚届はグリーンだとかというような色はすでに決まっております、間違わないようにということで色の区分けがございますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

よその市町村でやっている戸籍の届出書のデザインでございますけども、余白にちょっとしたデザインが入っているわけでございます。それ以外に先ほど言ったインターネットを見てもっとこれは使ってもいいなというようなものが、無料ではございませんけども有料であります。それぞれそれで婚姻してくれる方が増えるとかというようなことがあればいいと思うんですけども、そのようなことも考えられないので、市としましてはこれの導入は考えておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。残り時間21秒です。

○16番議員（保坂多枝子君）

ちょっと今、難しいのかなと思いましたが、なんか夢のあるものがほしいと思います。婚姻

届ばかりではなくて出生届なんかも扱っているところでありまして、転入届なんかもできたらいいなというふうに思います。見解を伺いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

すみません、先ほど申したとおり現段階ではそのようなことは検討しておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

よろしくお願いいたします。

今回は2つの市立病院について市長にお伺いします。

まず1番目ですけども、第2次北杜市立病院改革プランの進捗状況がどうなっているのか伺います。

2番目、塩川病院、甲陽病院の必要な医師数に対する実際の常勤医師数は現在どうなっているのでしょうか。また医師の招聘活動は具体的にどのように行っているのか伺います。

3番目、看護師の不足についてです。

長期にわたって慢性的になっている看護師が不足している要因は何なのか。

また看護師不足の具体的な解消策をどのように考えているのか伺います。

4番目、塩川病院の一般、療養、甲陽病院の一般、療養、感染症、それぞれのベッドの稼働状況はどうなっているのでしょうか。

5番目、2次救急医療機関としての機能は現在どうなっているのでしょうか伺います。

6番目、第1次改革プランの結果や現在の国の方針、慢性的な医療スタッフの不足等を踏まえて今後の市立病院の経営について、どのような分析をしているのか伺います。

7番目、今後の考え方について第2次改革プランの中で2市立病院の再編成は現段階ではない、また経営形態の見直しは必要性が生じた際に改革プランを修正しとありますが、改革プランを修正すべき必要性とは、具体的にどのような事態を想定しているのか伺います。

8番目、第2次改革プランは平成28年度、来年度までの3年間となっております。それ以降の計画、あるいは予定はどうなっているのか伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

市立病院改革プランの進捗と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次病院改革プランを修正すべき必要性についてであります。

国が示す公立病院改革プランガイドラインで、再編ネットワーク化・経営形態の見直しについては施設の 신설・建て替え等を行う予定のある場合、病床利用率が特に低水準である場合、県の医療構想等を踏まえ医療機能の見直し検討をすることが必要である場合を想定しておりますが、今後ますます高齢化が進み、かつ広大な面積に対し居住地が散在している本市の現状を踏まえると市立2病院は市民にとって必要不可欠であることから当面の間、経営形態の見直し等は考えておりません。

次に、平成29年度以降の病院改革プランの予定についてであります。

県では医療介護総合確保推進法に基づき、本年度中に山梨県地域医療構想を策定することとしており、市ではこの構想をもとに来年度中に市立病院の経営の黒字化・安定化を目指すための第3次北杜市立病院改革プランを策定することとしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

市立病院改革プランの進捗と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次北杜市立病院改革プランの進捗状況についてであります。

人口減少と少子高齢化が進む中、さらなる医療制度の改革や市の医療事業の動向・将来の経営状況の把握を行うため、平成26年度から平成28年度までの3カ年を計画期間とした第2次北杜市立病院改革プランを策定しました。

平成26年度の評価・点検の結果、塩川病院ではおおむね目標を達成することができましたが、甲陽病院では病床利用率などの数値目標をクリアすることができませんでした。しかしながら本年度は昨年度と比較し、常勤内科医師の確保および婦人科を開設したことにより入院患者数は99人、外来患者数についても2,150人と増加傾向にあり、第2次改革プランに基づき収入増加や人材確保を図りながら、経営の効率化に努めているところであります。

次に、必要な医師数に対する実際の医師数と医師の招聘活動についてであります。

医師法の規定に基づき算出した塩川病院の必要医師数は7.7人であり、常勤医師は7人です。甲陽病院の必要医師数は7.6人で常勤医師数は同じく7人であり、両病院とも基準を下回っており、非常勤医師にて不足分を補っているところであります。

なお、塩川病院では本年4月から新たに内科医師を採用し、常勤医師は8人になる予定であります。

甲陽病院では院長を中心に山梨大学医学部の各科医局へ定期的に訪問し、常勤医師派遣の要請を行っているところでありますが、臨床研修制度の開始等の影響により地方大学の医局員が減少したこともあり、いまだに必要な医師数の確保ができない状況であります。

また医師の求人情報を広く周知するため、全国自治体病院協議会・全国国民健康保険診療施設協議会の求人情報等のホームページの掲載および山梨県が実施している医師確保事業、ドクターバンクやまなしを利用する等、取り組んでおります。

次に、看護師不足の要因と解消策についてであります。

甲陽病院の看護職員は中途採用の者が大部分であり、新卒者は看護技術の習得等のため甲府

市周辺の高度医療を提供する病院へ就職を希望する傾向があり、応募がない状況であります。

また中途採用者についても、Uターンや都会からの移住者および育児環境が落ち着いた方等が中心であることや夜勤等勤務環境を考慮すると遠方からの通勤が困難という条件もあり、通勤圏内に絶対数が少ないことも影響していると思われまます。

看護師不足の具体的な解消策については広く潜在的な看護師に求人情報を周知するため、山梨県看護協会、ハローワーク、全国国民健康保険診療施設協議会および市など各ホームページおよび市広報紙に求人情報を掲載しております。

また市の看護奨学金制度や高校生の一泊看護師の受け入れ、さらに山梨県看護協会および県内看護学校を訪問しPR活動を行っております。

なお、塩川病院の看護師数については医療法の基準は満たしております。

次にベッドの稼働状況についてであります。

平成27年12月現在の病床利用率は塩川病院では一般病床88.6%、療養病床94.1%であり、甲陽病院では一般病床66.8%、療養病床84.5%、感染病床は利用がありませんでした。

次に2次救急医療機関としての機能についてであります。

2次救急医療機関として、休日午前8時から午後6時までおよび夜間の午後6時から翌日午前8時までを峡北広域管内では塩川病院、甲陽病院、韮崎市立病院、韮崎相互病院の4病院が輪番制で救急患者の受け入れ態勢をとっております。

2次救急医療機関は「症状が重い」「検査が必要」「緊急を要する」など患者さんの治療、検査、入院を必要とする場合に受け入れる機能を有しております。

次に、今後の市立病院の経営分析についてであります。

第1次病院改革プランの検証結果として病床利用率、平均在院日数、損益計算書、1日平均の患者数、1日1人当たりの診療収入、薬品の使用効率、100床当たりの職員数など多項目について全国平均と類似病院平均と比較分析を行い経常収支を黒字化するため、毎年度点検・評価を行ってまいりましたが、一部数値目標が達成できなかったため、第2次病院改革プランを策定し、引き続き経営改善に向け努めているところであります。

今後策定する第3次病院改革プランにおいては、収入増加対策、病床利用率の向上など将来の経営状況を見据えた経営分析を行いながら、改善に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず医師の招聘について、実はたぶん平成20年だと思んですけども、同じような質問をさせてもらったことがあります。そのときにその出身大学、医局が違うので難しいという答弁だったので実は大変心配しておりました。今日の答弁を伺うとかなり広くお医者さんの招聘に挑戦しているということなんだろうというふうに理解しましたので、その点、安心してはいけないんですけども、もっと広くやっていたらいいんだなということが分かりました。引き

続き、ある意味、恥も外聞もなくといいますか、徹底的に広く医師招聘の活動を続けていただけたらと思いますので、そこらへんを再度確認させていただきたいと思います。

一方、看護師さんですけれども、今のお話にもあったように高度医療を提供する病院のほうに行きたがる傾向がある。それからもう1つは、申し訳ない言い方ですけども、例えば甲陽病院のように端っこのほうにある病院だと、その周辺に通勤距離の短い人が、絶対数がないということになって構造的になかなか来てくれる人がいないという形になってしまっているのではないかなと思います。そういう中でいろいろ努力されているわけですけども、引き続き看護師不足もこれは早急に改善しないと第2次、あるいは第3次のプランを立てても同じことになってしまうのかなというふうに感じますので、そこもちょっとお考えをもう一度聞かせていただけないかなと思います。

それで看護師さん、例えば報酬を上げるとかそういうことはなかなか簡単にはできないんだらうなと思いますけれども、例えば今、北杜市は待機児童がないからいいんですけども、例えばお子さん持ちだったら保育所に優先的に入れられるようにするとかという、まわりの環境整備をすることができると思うんです。そういうような手立てが考えられないのかどうか、そこもちょっとまた聞かせていただきたいというふうに思います。

それから病床利用率ですけども、やはり塩川病院は比較的横一線ですときているようですけども、甲陽病院はこの5、6年の間でやっぱりかなり落ち込んでいるというふうに見えています。この落ち込みの理由がどういうことなのかというのをもし分かれば教えていただきたいなと思います。

ちなみに甲陽病院、19年度と25年度を比べると4分の3ぐらいになっているのではないかなと思います。そこをどういうふうに分析しているのかを教えてくださいということなんです。トータルの話ですけども、今まで申し上げましたようにお医者さんが不足する、看護師さんが不足する、それからもう1つは国からベッド数を減らせといわれている、そういうようなことを考えていくと、いわゆる病院経営を取り巻く環境というのが負のスパイラルになってしまっているのではないかなという気がします。そこらへんの見方をどういうふうにすればいいのか、どういうふうなところから手をつけていけば病院の経営が黒字になっていくのか、そこらへんをどういうふう考えているのかもちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。5点ほどもらったと思います。

まずはじめに、医師の招聘についてでございます。

答弁でも申しました、これまでは医大の医局があるからということでございましたけども、最近幅広く至るところの情報機関を通じて医師の募集を行っている。比較的、最近はその医局というものがだんだん壊れつつございますので、そういう意味で広く募集はかけております。これからもそのようにしていきたいと思っております。

また次に看護師不足でございます。

答弁で申しましたとおり、甲陽のほうは、塩川は比較的葦崎だとか甲府に近いですので通勤できる範囲ですけども、甲陽になりますとまた25分ぐらい遠いということで、中途での人材

が不足しているというのが現状で今、このような状態になっているところでございます。それにつきましても、さまざまな機関を通じながら募集活動は今後も続けていきたいというふうに考えております。

3番目の看護師の環境整備を行ったかどうかということでございます。

その点は前々から考えておりました、保育園のほうはちょっと保育園の課が違いますからあれですけども、看護師がそういう意味で遠くまで通わなければならないということで住まいがほしいとかというようなことがあれば、これは雇用促進住宅の何室かを優先的に抑えておいて貸し出しをするというようなことも考えたことはございます。要望がないからやっておりませんけども、そのような要望があればそれなりに対応していきたいと。保育園のほうもそれなりに担当課と協議しながら対応は行っていきたいと考えております。

それから4番目の病床利用率の落ち込みでございます。

病床利用率が落ち込んだのは甲陽病院、内科医師の先生が退職されたのを機に入院患者が診られないということで落ち込みました。それに伴って看護師も当時はいたんですけども、伴って看護師の数も減っていったという中で、現在、急には増えませんので、内科医師の先生は来ましたが入院患者を増やせるようなところについていないというのが現状でございます。

次に経営の負のスパイラルに陥っているのではないかとということでございます。

今まで申してきたとおり医師がいなくなって、看護師がいなくなってということで病床利用率が落ちたのを上げるためにはまた医師の確保、看護師の確保というのが必要になってきておりますので、そういう意味では辞めて病床率が落ちたことを契機に負のスパイラル的なところにはいっているのではないかとというふうに考えております。これにつきましては、今後3次病院改革プランを作成する上でも、県の構想計画の中に病床をどの程度減らせというようなものが出てくるのかも分かりませんが、そのへんも含めた中で3次計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

看護師さんがいない、お医者さんも辞めてしまった、それでベッドの稼働が落ちるといって今度は逆にそんなにベッドを使っていないんだったらもっと減らせみたいなお話になっては困りますので、なんとか立て直しを急がなくてはいけないなと思います。

その看護師さんなんですけど、塩川病院は基準を満たしていると。たしか10対1だというふうに計画ではなっていたと思うんですけど、甲陽はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

甲陽も10対1で計算したときに、人数的には10人から13人少ないということでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時15分。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時15分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

3月の新年度予算議会において、市民の暮らしを支え地域を元気にしていく市の施策等について伺います。

第1に酪農家、農家、中小商工業者が元気になる支援策を求めます。

第1は酪農家への支援について伺います。

近年、酪農家数は減少しています。円安による飼料の高騰などが経営を圧迫する一方、乳価は上がっても経費の増加に追いつかないのが現状です。

酪農家は一日も休むことができません。しかし中小農家は人を雇うことも経費の面で難しく、家族でほとんど休まず働いているのが現状です。このような厳しい環境の中、若者があとを継ごうと思っても困難があります。ある青年酪農家は昨年、休みが取れたのは6日だけ。子どもと泊りで出かけることはできない。大きくなりこの仕事を継いでくれとは言えない。このままでは酪農家はさらに減ってしまうと話しております。

抜本的解決には国の農業政策の転換が必要ですが、市としても県や関係機関と連携して飼料代の補助、酪農ヘルパー制度への補助など支援強化を求めます。

次に農業後継者の育成、米価に不足払い制度の導入について伺いをいたします。

日本の食糧自給率は40%で食料の安全確保もおぼつかない事態です。戦後日本の農業を中心に支えてきた世代の引退が加速し、農家や農業就業人口の減少に拍車がかかっています。農業就業者の超高齢化も進み、担い手の面からも農業と農村が崩壊しかねない事態です。わが国の食糧生産を誰が担うのか。国土や環境を誰が守るのか。農村地域に留まらず日本社会が真剣に向き合うべき待ったなしの課題です。国や自治体、関係団体が営農や暮らしの条件と根本的な改善と一体で農業・農村の現在と将来の担い手の確保・育成に特別な力を注ぐことが求められます。

1. 新規就農者を増やす特別な努力を求め伺います。

農業就農者が急速に減少する中、農家子弟や都市住民を含めて新規就農者を飛躍的に増加させる対策が必要です。

青年と60歳以上の定年退職者でも農業を続けたい人、やりたい人、みんな担い手として位置づけて支援が必要だと考えます。見解を伺います。

2. 農業や農村の担い手の確保に最も必要なことは安心して農業生産に取り組み、農村に暮らし続けられる条件です。その最大の柱の1つは、農産物の価格保証を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策をしっかりと行うことです。米価に不足払い制度の導入することを求めます。ここ10数年、生産者米価が一貫して下がり続け多くの農家が家族労働費どころか経営費も賄えない「米作って飯食えねえ」こうした状況が続いています。この事態を根本から改善し、基幹産業である米作経営を安定させることは農業再生の出発点となります。

米価に過去3年の生産コストの平均を基準として販売価格との差額を補てんする不足払い制度です。併せて水田が持つ国土・環境保全の役割を評価して当面10アール当たり1万円の所得補償する考えを伺います。

次に中小商工業者が元気になる支援を伺います。

消費税増税は営業破壊税の声は業者の4割強にものぼります。中小企業は企業の99%、全労働者の67%を占めている雇用の担い手です。この中小企業が元気になってこそ日本経済、地方経済再生の道も開かれます。大企業栄えれば中小企業もよくなる、こうしたアベノミクスの経済政策は破綻しております。消費税増税による物価高・金融緩和の円高は国民と中小商工業者に新たな困難をもたらしております。

1. 消費税8%増税の影響が市内中小商工業者の経営を圧迫しています。どのような実態・影響を受けているのか、調査しているのか伺います。

2項目めに太陽光パネルに関し、下黒沢地区市民から2回の要望の対応についてお伺いをいたします。

昨年までに設置された太陽光パネル発電所は、地元地区住民や自治会区への説明がされずに工事が始まっております。複数の太陽光パネル発電所により、この地区で起きていること。雨が降るとトイレが使えなくなる。水が排水されない。これは広く林が伐採されたこと、一部に盛り土がされていることにより発生をしています。周辺の温度が上がり息苦しいなど睡眠障害も生まれ病気になる方も出ております。家のすぐ脇がパネルで敷き詰められており、道路からの後退もなく植栽もない状況です。夏場は夜間においても室内気温が30度を下がらず脱水症や不眠となる、こうしたことが原因であります。これはこの地域に太陽光パネル発電所ができたことにより発生をしています。

昨年12月の答弁。因果関係は少ないと考える。この答弁は撤回すべきだと考えますが市の見解を伺います。

また同じ地区に新たに増設は、この水が排水しづらいこの土地では排水対策など根本的に解決しないと今以上の被害が予測されます。現状の排水柵の増設では解決していません。排水対策の根本的解決がされない限り、新たな増設は考えられないがはっきりと事業者はそのことを伝えていく考えはありますか、伺いをいたします。

また市民の戸別訪問による説明ではなく、地域全体の関係者を集めての説明会が大切です。地域の合意形成に対する事業者へ指導も併せて伺います。

3点目に国保税の引き下げ、多子減免制度創設することについて伺います。

2018年度から国保の都道府県化を進める法改正がされ、さまざまな不安や矛盾が噴き出しています。そうした事態への対応として保険者への財政支援＝公費拡充等による財政基盤の強化として、2015年度から低所得者対策の保険者支援制度の拡充を行いました。保険料の軽減世帯数に応じて財政支援を行う保険者支援制度の拡充が全国で1,700億円、追加され

ています。この増額分はいくらになりますか。昨年9月には未定と答弁されていますが、再度この金額について伺いをいたします。

併せて厚生労働省保険局、国民健康保険課の国民健康保険税の見直しについては以下のように述べております。これに伴って被保険者の保険料負担の軽減やその伸びが可能、そして被保険者1人当たり約5千円の財政改善効果とあります。この通達に沿った改善をすべきではありませんか、伺います。

そして次に国保世帯の中で1.18歳未満の子ども等を2人以上扶養する世帯に対して、2.世帯の前年の総所得が300万円以下の世帯、3.所得割増が賦課されている世帯については多子減免制度を創設し、国保税の引き下げを行うことを提案いたします。市民の健康と命を守る施策を推進する考えがあるか併せて伺います。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員のご質問にお答えします。

酪農家・中小商工業者が元気になる支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、酪農家への支援策についてであります。

酪農家が本来処理すべき糞尿を原材料とする堆肥の使用についての助成、また耕畜連携において耕種農家が酪農家に安価な飼料を提供するためのホールクロップサイレージ用の機械整備に助成するなどの支援を行っております。

T P P関連対策で畜産クラスター事業等を活用することにより酪農ヘルパー組合、飼料メーカーや県および市を構成員として飼料代の低減やヘルパー組合の有効活用、機械整備などが実施可能なことから必要があれば県等関係機関と連携し、畜産クラスター構築等に向け積極的に参加してまいります。

次に、消費税8%による市内中小商工業者の実態と影響についてであります。

消費税の引き上げによる影響の実態については、全国商工会連合会が実施した実態調査によると全国的に売上の減少や消費税の価格転嫁ができないなど、影響を受けているとのことでありました。

このことから中小商工業者の経営環境は厳しい状況が続いていると考えておりますので、市では商工会や金融機関など関係機関と連携し、専門家による相談会やセミナーなどを実施するとともに北杜市商工業振興支援事業費補助金により、販売促進や新たな販路を開拓する事業等を支援しており、引き続き中小商工業者の経営の安定が図られる取り組みを支援してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

11番、清水進議員のご質問にお答えします。

国保税の引き下げ、多子減免制度創設についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、保険者支援制度の増額分についてであります。

低所得者対策の強化のため、国保税の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者支援制度の国からの増額分は8,800万円を見込んでおります。

次に、厚生労働省の通知に沿った改善についてであります。

国においてはこの増額分は保険税の引き下げを示すものではなく、低所得者対策強化のため保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援を拡充するための財源に充てるものとしております。

次に、多子減免制度の創設による国保税引き下げについてであります。

現在、18歳以下の被保険者が2人以上の国保世帯は292世帯であり、このうち約82%の世帯が保険税の軽減措置が適用されております。

軽減判定所得の見直しが昨年度から3年連続で来年度も予定されておりますので、軽減対象者はさらに拡大されると思われま

す。本市の医療給付費は医療の高度化等に伴い年々増加し、特に本年度下半期の医療給付費は大幅に伸びている状況であります。一方、国保の被保険者数は年々減少しており、財政運営は大変厳しくなっておりますので、多子世帯を対象とした保険税減免制度の創設および国保税の引き下げは困難であると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

高根町下黒沢地区市民からの要望への対応についてであります。

12月議会での答弁ですが、本地区の状況等については従前から道路に雨水が集まる状態であったことから、近年、太陽光発電設備が設置されたこととの因果関係は少ないものと答弁したものであります。

排水対策に対する指導については、市では事業者に対し地域の状況等に応じた雨水排水対策を講じるよう指導したところであります。また、地域の合意形成に対する事業者への指導がありますが、本地域では先月17日に行政区長をはじめ関係者に対し、事業者による説明会が行われました。事業者には設置に当たり地域の方々が不安、懸念に思っている事項があれば対応するよう指導要綱により指導しております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

農家が元気になる支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業の担い手への支援についてであります。

新規就農希望者に対して認定就農者制度があります。これは18歳以上65歳未満の自立経営を行おうとする新規就農者が対象で、就農計画が認定されれば制度資金の活用や支援事業による機械整備などが可能となります。意欲ある新規就農者については積極的に制度を活用していただき、新たな担い手として支援してまいりたいと考えております。

次に、米価に対しての不足払い制度と水田への所得補償についてであります。

米価については国の経営所得安定対策の中で、販売収入と標準的収入額との差を補填するナラシ対策があります。これは当年産収入と標準収入額の90%まで補填する基金事業であるため、この制度に加入することが農家の経営に資するものと考えます。

また、所得補償については日本型直接支払制度があり、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、環境保全型農業直接支払事業を組み合わせることで活用することにより所得補償につながりますので事業の活用を農家等に周知してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○11番議員（清水進君）

それでは下黒沢地区の太陽光パネルに関して、まずお伺いをいたします。

この点では事業者への指導という点についてお伺いをいたします。

新たに設置を進めようとする事業者の社長さんは、市より地区合意に関して説明は個別に行っており、市役所の担当課より指導されている。法令違反していないから工事はすぐにでもやれる。説明は夜、訪ねていってでもやる。このように地区の方々に話をしています。担当する部署から説明は個別に行っており、このように指導がされていれば現行の要綱の精神からみても行政が取るべき姿勢ではなく、断じて許されない状況ではないでしょうか。もう一度、改めてどのように業者を指導しているのかお伺いをいたします。

そしてこの事業者、新しく事業をしようとする人はすでに市内の小淵沢町内で設置工事を行っております。この現場の確認、状況を市で確認されているのか、併せてこの点についてお伺いをいたします。

そしてそもそもこの地区の方々には昨年と今年と2回、この巨大ソーラーパネルの弊害から生活と健康を守ってほしいと。病気になる方もおります。この願いにどのように応えていくのか、この点について再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

まず事業者への指導ということですが、先ほど答弁の中でも申し上げました。先月の2月17日に行政区長をはじめ関係者に対し事業者による説明会が行われております。その際、繰り返しになりますが事業者には地元の方の不安視することについての指導等を行っております。

併せて2点目ですが小淵沢での事業箇所ということですが、この点についてはまた現段階でちょっと今、把握はしておりません。

それとトータル的なこの地区の見解ではありますが、先ほど病気のことを議員さん、質問の中で言われておりますが、これについては太陽光発電の設置により、この地区に住んでいる方が病気になっているということについては、市としてここで答弁することは避けることといたします。

そして地元のこの地区の方から直接、当初から聞いております。市のほうでも現場のほうには何回か行ってありますが、この地区の住民の方は20年前にこの土地に住んで、たしかに当時からこの排水はもう大雨が降るたびに水が敷地内に流入しています。ただ、私たちはこの地を業者から買って、もう高齢になっていますし、ほかへ移り住むこともできないので、なんとか市の方に頼ってこうやって電話をかけたところですよ、そういうふうに聞いております。市でも排水対策の根本的な解決につきましては、近隣住民がこの地区に住み始めたところからの悩みごとと聞いておりますので、先月25日には、数回現地のほうにはうかがっておりますが周辺を調査し、根本的な解決策を検討しております。

いずれにいたしましても地域の方々の不安は、まず排水対策と思われるので根本的な解決に向けて現在、事業者等も含め対応しているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

再度お伺いをいたしますが、今のこの地区では事業者の例えば表示、そのひとつとってもされていません。前回は植栽はしたというふうにお話がありましたけれど、本当に1メートルぐらいのフェンスに防霜シートを掛けてあるだけであります。本当に市民が安心して、その場所で暮らせる、そういった指導を市は責任を持つてするのかどうかということが問われているのではないのでしょうか。今、病気のことは別だというふうに言いましたけれど、実際にこの太陽光パネルが設置されて真横に出て、夜間、室温が上がってそして眠れない。そんな日々が続いて、そうした中で健康を害するという状況が生まれています。排水のことも今までは林があったわけですね。そこが伐採されて、パネルが敷き詰められて大雨が降ると一気に傾斜地、土地が低いところに流れ込むという状況であります。ですから以前のパネルがないときとあるときでは全然、今の形態は違います。ですのでパネルがなかったときと比べると本当にひどい状況、先ほど言ったみたいにトイレが使えない。夜間、眠れない。そうした事態になるわけでありませぬ。ですので先ほど業者のほうに、説明は個別に行って構わないんだというふうな指導を、社長さんははっきりと言ってこの近所を歩いているわけです。ですので、本当に個人個人がやはりまとまって対応するということでは、先ほど言った地区の区長さんも含めて何回か業者等、やはり住民が納得するまで話し合いを持たせる、そうしたことが、指導が必要ではないかと考えます。ですので困っている人たちを本当に救うということで、その気があるのかどうか、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水議員の再々質問にお答えいたします。

先月、2月17日に区長さんをはじめ地元の方への説明があったわけではありますが、まだその折にまだ納得のいかない部分、まだ不安な部分があるということであれば、また市としても事業者の説明会を投げかける、お話をすることも今後考えていきたいと思っております。

そして今、議員さんが再質問の中で言われましたが、病気のことは別だとは私は言っており

ません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

再々質問が終わりました。

○11番議員（清水進君）

次の項目を。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは、国保税の引き下げについてお伺いをいたします。

市の国保世帯の加入者の中で年間100万円以下の世帯の割合、この割合が分かれば教えていただきたい。そして今、高齢者の方で入院すると入院費以外に差額ベッド代や入院給食費など高額療養費制度の対象にならず、1カ月の入院で数十万円の費用がかかったと訴えを聞いています。高額な医療費の支払いで高齢者が破産する事態も生まれています。公的医療保険がいざというときの頼りにならず、逆に高すぎる患者負担や保険料負担が高齢者を追い詰める異常事態であります。こうしたときだからこそ、先ほどの国の支援制度を使って市民の生活を守る国保税の引き下げが必要だと思いますが、国ではその引き下げができると述べております。再度、市の見解をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

1番目の100万円以下の世帯についてということですが、それについては資料はございません。

2点目の、国からの支援制度を使って保険税を引き下げたらということでございます。

先ほども答弁いたしましたとおりでございます。支援制度で8,800万円が入ってきたわけでございますので、それが個人の被保険者の保険料の伸びを抑制したという効果がございませぬ。そこをそのお金を使って引き下げてしまったのでは、来年また引き上げなければならないというようなこととなりますので、そのへんはご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは最後に、農家支援についてお伺いをいたします。

将来にわたって、この北杜市の農村風景を継続していくためにはこの地域ならではのやはり農家支援が必要ではないかと思っております。今、TPPを前にして米の価格はどんどんと下がっている、そうした状況にあります。やはり地域を活性化していく農家の支援が必要だと考えます。

例えば合併前に武川町時代に大豆に対する価格保障を行っております。やはり転作絡みでしたけれど、こうした経験が北杜市内にもありました。ですので今、本当に農家の経営も厳しい状況にある、こうした中で農家への支援のことについて、そうした価格保障などこれから進むべき、取るべき対策があるかどうか併せて伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

北杜市の農家支援はというご質問だと思いますけど、昨日から答弁でも述べさせていただいているとおり、農家の環境というのは非常に厳しくなっていると思います。そのため市が何ができるか、国が何ができるかということを考えると市としてもやはり国の制度を使って農家を支援していくことが大切なのかなというふうに考えております。ただ、しかしながらやっぱり個人経営ですと限界があるということは私たちも非常に感じていまして、最近、集落営農組織等のグループをつくっていただいて、その中で生産コストを下げながら収益を上げていく。また農家不足で耕作放棄地にならないということで農地を利用していくということでございます。

また遊休農地を活用した中で企業的な参入法人も増えておりますので、その中でも雇用があるということがありますので、本日の答弁でも述べさせていただいたとおり小規模農家を支援しながらできるだけ集落というか、グループをつくっていただく農家を支援していくというように考えています。

それから先ほど質問の中に価格保障がということがございますけど、農業経営安定経営の中で価格、大豆、それから麦ということの価格保障は現在もしておりますのでご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

いいですか。

○11番議員（清水進君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで11番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に市民の声、2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

本日、最後になりました。よろしくどうぞお願いいたします。

本定例会では、景観条例の一部改正や地上設置型太陽光発電に関する質問が多く出されました。今、北杜市が抱えている問題がたくさん出たわけなんですけど、これは市民の太陽光発電に関する過去にない高い関心を示しているものと思いますし、この関心はむしろ今からもっとまだまだ高まってくると思います。そういった意味でも職員の方々の仕事ぶりにも高い関心を

持っていることとご承知いただき、以後もそういった観点で市の行政に当たられていただけたらと思います。できましたら今回の条例改正の施行日が少しでも繰り上げられれば、施行できればと願っております。

それでは質問をさせていただきたいと思います。

南アルプスユネスコエコパーク地域の環境整備はということで、第1番目に白州町と武川町にまたがる標高880メートルの中山の山頂付近には武川地区に昭和62年の武川村当時、史跡として文化財指定された中山砦があります。また徒歩数分で隣接する白州地域には白州町時代に建てられた展望台がございます。武川地区の砦は土塁に囲まれた廓や周囲を囲む空堀などが、そういった遺構がしっかりと現存しております。長年の放置で灌木などが生い茂りまして、戦国時代の史跡としての価値を大きく阻害しております。また白州地区の展望台は建設後の管理がその後行き届かず、各所に錆が発生しており維持管理が必要な状態となっております。

展望台の周辺は自生した松に囲まれております。そもそもその展望の価値が発揮されていません。それらの松は今現在、大概が松くい虫の被害によって朽ちておりまして、本当にドンと倒れているもの、それから立ち枯れて今にも倒れてきそうなものなどが相当ありまして、時折訪れるハイカーにとっては危険な状態となっております。

南アルプスエコパークを構成する文化・観光の重要な財産を堅持して、光を当てていく必要があると思いますが見解を伺います。

2番目としまして、名水百選尾白川は全国ミネラルウォーターの生産量25%の、北杜市を代表するシンボルであると思います。白州地域では環境保全基金を利用して毎年河川の立木や雑草を取り除き、親水のエリアを確保しています。

尾白川は昭和34年の水害で、有史以来から保ち地域に溶け込み利用されてきました自然の川が34年の7号台風で一気に失われてしまいました。原因は戦後の木材不足のため、もともと不安定であった山肌の木を大量に伐採し、それによって保水力を失った山が崩落・流失したことが原因でございます。そしてその当時の土木治水の考え方で堤防が築かれ、床固めをされました。それ以前の自然河川とは打って変わった姿になっています。白州に限らず多くの方々ももっとより自然に近い尾白川に再生されるならばと思っております。

北杜市でできることではないということは十分承知しているところですが、市においてはぜひ国に働きかけていただき、34年災以前の景観に近づけるべく運動を行ってほしいことを切望いたします。市のお考えを伺います。

次に新電力大手の撤退による北杜市は、

市は新電力の日本ロジテック協同組合と買電契約をしておりまして。この質問を出したあと、その日本ロジテックは倒産いたしまして数十億円の負債ということでございました。それに伴う北杜市の買い取り価格予算の変更などが発生すると思っておりますし、新たな切り替えが生じると思いますが市の今後の実情と見通しを伺いたいと思います。

以上です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（千野秀一君）

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

それでは答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員の、南アルプスユネスコエコパーク地域の環境整備についてのご質問にお答えします。

中山展望台は旧白州町で整備し、これまでに展望台や遊歩道の整備、樹木の伐採などを実施し、市民有志による草刈りも行っているところでもあります。しかしながら整備から長年が経過し、樹木の成長による眺望の悪化や展望台の老朽化も進んでおります。このため市では昨年、柳沢史跡保存会のご協力をいただき、展望台と中山砦、遊歩道の確認を行ったところではありますが、樹木の伐採については民地であることから所有者との協議が必要なこと、また遊歩道入口は道幅も狭く駐車スペースが必要な状況でありますので、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

2番、小野光一議員の新電力大手の撤退についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、第2次行政改革アクションプランで定められた施設等の経常経費の節減を図るため、平成24年12月から主に高圧で受電している公共施設70施設の電力を販売量国内5位の特定規模電気事業者であります日本ロジテック協同組合と平成31年3月31日を期限とする契約を締結し供給を受けております。

しかしながら、日本ロジテック協同組合は本年4月以降も継続して電力供給ができるよう小売電気事業者として登録申請を経済産業大臣に行っておりましたが、先月24日付けで登録申請を取り下げたことから3月末をもって電力供給事業から撤退をすることとなりました。

このようなことから本市としては自前の発電設備を持ち、安定的に電力供給ができ信頼性が高く、しかも安価で供給可能な事業者を早期に選定し、4月以降も安定的に電力供給が受けられるよう準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

2番、小野光一議員の南アルプスユネスコエコパーク地域の環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

尾白川の砂防事業について、国では尾白川流域は急勾配の河川であり、流域内に砂防設備が少ないため砂防事業で床固群を設置することで河床勾配の緩和、下流への土砂流出の抑制を図り、災害の防止に努めるとともに魅力ある水辺環境を創造し地域貢献のための積極的な整備を行うこととしております。

市内の直轄砂防事業では、これまでも尾白川下流砂防堰堤で堰堤の補強・耐震対策の際、水に親しめる修景をしたほか武川町地内の大武川床固群、石空川床固群で豊かな周辺環境を生かした整備が実施されており、地域づくりと一体となった施設づくりに取り組んでいただいております。

本年度も尾白川下流床固群の実施に向けた各種調査を行っており、今後、市等関係機関との

調整を行うこととされておりますので、地域の皆さまからの声を反映できるよう調査結果をみながら事業者である国と協議してまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

まず1つ目の中山の山頂の整備ですけれども、やはり観光のハイキングコースとしても絶好なルートでございます。ぜひ早く手をつけていただけたらありがたいなと思います。それからそのへんでいつごろになるのか、ちょっと伺いたいところです。

それから尾白川の景観とかについてでございますけれども、やはり大武川の今の施工の状態を見ると、なんか割と味気なく、さっと水が流れてしまうようなそんなような感じがしまして、水辺で遊べるようなムードのところはどこにもありません。ただ、尾白には今のあの川でも相当な人数の方が遊びに夏は来ます。数千人だと思います。延べで。万を超えるかもしれませんが、勘定をしたことがないので分かりません。ですが、やはり同じように計画をできるだけ早くしていただいて発表していただければ住民も期待感が持てるのではないかと思いますので、そのへんもよろしくお願ひしたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野光一議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁させていただいたとおり、南アルプスの地域連絡会と十分に協議を行って検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

2番、小野光一議員の再質問にお答えをしたいと思います。

流路溝についてということだと思います。

まず大武川の流路溝につきましては、昭和50年代に旧建設省が流路溝を整備するというところでつくば市に実験場を造って、ああいう形で水をスムーズに流すんだということで造られたものであります。これにつきましては、今言ったようにいろんな実験の結果、ああいうものになったということを思っております。

なお、大武川もそうでありますけれども親水護岸ということで階段状になっていて、そのまま護岸から普通に河川に下りられるというふうな場所も造っております。そういうものを現在の国土交通省の富士川砂防になりますけれども、要望をして水辺で遊べる環境ということではいろんな検討をして、いろんな提案をしてまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○2番議員（小野光一君）

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月18日、午前10時に開きます。全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時03分

平成 2 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

平成28年 3月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第23号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 日程第9 議案第24号 農地耕作条件改善事業（箕輪地区）土地改良事業計画について
- 日程第10 議案第25号 農地耕作条件改善事業（山高地区）土地改良事業計画について
- 日程第11 議案第26号 農地耕作条件改善事業（原長澤地区）土地改良事業計画について
- 日程第12 議案第27号 字の区域の変更（明野町浅尾）について
- 日程第13 議案第28号 字の区域の変更（白州町白須）について
- 日程第14 議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成28年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 平成28年度北杜市病院事業特別会計予算

- 日程第24 議案第39号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第25 議案第40号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第26 議案第41号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計予算
日程第27 議案第42号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第28 議案第43号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第29 議案第44号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第30 議案第45号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第31 議案第46号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第32 議案第47号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
日程第33 議案第48号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第34 議案第49号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第35 議案第50号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
日程第36 議案第12号 北杜市法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第37 議案第13号 北杜市行政不服審査会条例の制定について
日程第38 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第39 議案第22号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第40 議案第51号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第5号)
日程第41 議案第52号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第42 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第43 議員派遣の件
日程第44 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する案件として、議案2件が提出されました。

次に3月14日に経済環境常任委員会が所管事務調査を実施いたしましたので、報告をお願いいたします。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

経済環境常任委員会報告を行います。

平成28年3月14日

北杜市議会議長 千野秀一様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

委員会所管事務調査報告書

本委員会は所管事務について調査いたしましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

調査事項 丘の公園の森林伐採について

調査期間 平成28年3月14日（月）午前10時30分～午後12時05分

出席委員 委員長 中山宏樹 副委員長 小野光一

委員 加藤紀雄、野中真理子、坂本 静、中嶋 新、内田俊彦

調査内容

本委員会は所管事務の調査事項である丘の公園の森林伐採について現状を把握するため、担当部局である産業観光部林政課担当職員より現地において説明を受け、帰庁後、聞き取り調査を実施いたしました。

調査のまとめ

現地調査を実施し、帰庁後、担当課から聞き取り調査を行ったが県から提出された報告書のみでは今回の事件について詳細に把握できないことから、担当課には県に対して関係する資料等の提出を求めるとともに再度、詳細な事実関係の調査を行うよう要求し、調査を継続することとなった。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第35 議案第50号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算までの35件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第1号、議案第16号、議案第17号、議案第23号および議案第29号についての報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成28年3月18日

北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は2月26日の本会議において付託されました事件を3月7日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

議案第23号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件

議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算（所管分）

以上5件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「個別受信機があったときに比べ、大雨の際、防災無線が聞こえづらいが現在の対策は」との質疑に対し「地形等により聞こえづらい地域もあることから、担当者が現地に赴きスピーカーの調整を行っている。また防災情報については防災無線以外の手段も取り入れ、伝達手段の多様化について検討していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第23号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件についてであります。

「入札参加手続きは市町村総合事務組合で一括して受け付けるのか。また、申請書類の審査は、入札制度を熟知したプロフェッショナルが行うのか」との質疑に対し「審査内容を熟知し

た職員が審査業務を行うことになる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「過疎地域自立促進基金繰入金の使途の詳細は」との質疑に対し「過疎地域自立促進基金繰入金は過疎債を財源とした基金であり、本市の各年度の積み立ての上限額は約1億円。ソフト事業に充てることが可能であるため、来年度は白州小学校プール改修事業や尾白の森名水公園などの指定管理施設の維持補修・管理事業などハードの起債対象とならない事業の財源として」との答弁がありました。

また「市民バスの予算がマイナスとなった要因は」との質疑に対し「小型車両を3台導入したことにより、修繕料等が削減できたことが要因である」との答弁がありました。

また「自治体情報システム強靱化向上事業により、マイナンバーなどセキュリティは万全となるのか」との質疑に対し「他市における情報流出やサイバー攻撃に備える必要があり、セキュリティの向上のために予算化をした。サイバー攻撃については新たな手段により常に危険が発生する恐れがあるが、今後も最善を尽くしていきたい」との答弁がありました。

また「固定資産税収入の増加理由として、太陽光にかかる償却資産の増や雑種地となることによる増、全棟調査による家屋の増加があると思うがそれぞれどれくらい増加するのか」との質疑に対し「太陽光による償却資産は、平成27年度の増分5,200万円および平成28年度新規分として1,700万円の見込みである。雑種地分としては1,300万円の見込みで全棟調査による増は2,700万円と見込んでいる」との答弁がありました。

また「人事交流事業により国や韓国に職員を派遣しているが、交流終了後の人材活用の考え方は」との質疑に対し「国や抱川市へ派遣した職員については、関係する部署へ配置するようにしている。また交流してきた経験が大切であり、今後経験を生かして職務に従事してもらえよう配置を行っていきたい」との答弁がありました。

また「移住定住相談員の配置は。また、やまなし暮らし支援センターや移住交流ガーデンなどの連携はどのように行っていくのか」との質疑に対し「昨年10月に移住定住相談員を10名委嘱し、やまなし暮らし支援センターや移住交流ガーデンと連携して臨時相談所の開設を行っていく」との答弁がありました。

質疑終結後、「第1に消費税8%への増税は市民に負担増をもたらしており、国保税や介護保険料の減額や市民や業者の暮らし支援につながる住宅リフォーム事業の実施、子ども医療費窓口無料化を高校3年生まで拡充、子どもの貧困解消のため就学援助金給付の拡充など当初予算325億円の1%以内の財源で実施可能であること。第2に繰上償還の元金だけでも18億6,330万円が計上されており、これを市民の暮らしを支える財源に振り返るべきであること。第3にマイナンバー制度について予算計上しているが、この制度の一番の狙いは国民一人ひとりの収入と財産を丸裸にし、税・保険料の徴収強化、社会保障の給付制限を押し付けていくことであり、メリットがなく実施を中止しても住民生活になんら支障がないこと。第4に市民バス運行費が計上されているが、広い面積を持つ市内において、バス以外の公共交通だけでなくタクシー業者と連携し、デマンドタクシー制度の導入など地域の特性に応じた生活交通の維持確保のための対策が講じられていないことがある。これらの理由により市民の暮らしを支える事業の実施を求めることから反対する」。一方「まず平成28年度一般会計の予算案は総額325億8,340万円であり、須玉小学校の大規模改修に9億5,433万円、JR小淵沢

駅舎改築・駅前整備事業に14億3,015万円、子育て住宅整備事業に5億7,033万円、子育て世代マイホーム補助金1億1,100万円など大型事業が重なったことがあり、過去最大の予算となった。この予算は積極的に地方創生に取り組み、定住自立などの施策に取り組んだ結果である。また、市民バスの運行は市民の生活の足として通学、買い物、通院、駅への接続など欠かすことのできない交通手段となっている。加えて、自由乗降の実施や一部路線の延長など利用者の利便性を高めるための見直しを行っている。さらに一部のエリアで車両の小型化を行い、新たな路線の再編を行うなど利用者の利便性はさらに高まり、利用者の増加が期待されるものである。超高齢社会を迎え運転免許返納者も増えることから、高齢者運転免許証自主返納支援制度を創設し、高齢者に市民バスの利用を促す取り組みもはじめており、この制度は多くの高齢者が利用するなど市民の足として市民バスに寄せる期待は大きいものがある。これらのことから市民バスは市民にとって欠かすことのできない公共交通である。マイナンバー社会保障・税番号制度においては住民票を有するすべての方に、1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国・地方公共団体等の複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用されるものである。複数の機関で横断的に1つの番号を利用するマイナンバー制度の導入により、公平・公正な社会の実現のため、所得やほかの行政サービスの需給状況が把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正受給の防止などに役立つ。また国民の利便性の向上のため年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減るなど行政手続きが簡素化され、さらには行政事務が効率化されることで事務がより正確で迅速になる。これらの理由により賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについて、議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についての2件は質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第18号から議案第20号、議案第29号から議案第33号、議案第38号から議案第40号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

平成28年3月18日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は2月26日の本会議において付託されました事件を3月8日に議員協

議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について

議案第20号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第30号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第31号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成28年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第33号 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第38号 平成28年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第39号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第40号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上11件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第20号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

「助成対象者は何名いるのか。また、国からのペナルティはいくらあったのか」との質疑に対し「0歳から6歳までが13人、7歳から12歳までが22人、13歳から15歳までが9人、対象者は合計44人となる。また、国保会計へのペナルティはおおよそ20万円くらいである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「保健センターの改修事業が予定されているが、改修中に実施される検診などはどうするのか」との質疑に対し「保健センターの改修は6月から実施するが、総合検診は保健センターで実施し、乳幼児の検診については長坂保育園秋田分園で実施する。また出会いサポートセンターについては長坂支所で実施する」との答弁がありました。

また「保育所費の新たな事業は何が予定されているのか」との質疑に対し「認定こども園3園の子どもたちへの給食費や小泉に開設する子育て支援センターの運営のための経費、全園統一して音楽教育を進めるためにマーチング備品の購入費である」との答弁がありました。

また「浅川伯教の業績をまとめた論文集を刊行する予定となっているが、韓国語版も作成するのか。また、浅川兄弟の功績を韓国の方にもっと周知すべきと考えるが今後の予定は」との質疑に対し「伯教の論文集は日本語版を500部作成する予定であるが、韓国語版は予定していない。また偲ぶ会と協力して、今後も浅川兄弟の功績を日韓ともに周知していく」との答弁がありました。

また「甲陵中・高等学校のグラウンドに夜間照明施設を設置する予定はあるのか」との質疑に対し「夜間照明について要望はないが、他の部活動のこともあるので検討していく」との答弁がありました。

また「小中学校のスクールバスの経費が増えているが要因は」との質疑に対し「スクールバスの経費が増えた要因は4月から市民バスの利用からスクールバス利用へ移行するため、長坂小学校に1台、泉小学校に1台、長坂中学校に2台、泉中学校に1台導入することによる」との答弁がありました。

また「保健体育総務費が減少した理由は」との質疑に対し「大泉体育館・格技場等の管理を指定管理者に委任したことから嘱託職員の報酬が減額となったためである」との答弁がありました。

また「図書館に防犯カメラを設置する理由は、また、設置を予定する図書館はどこになるのか」との質疑に対し「ここ数年市内においても不審者情報があり、公共施設へ防犯カメラを設置するようにとの要望があったことから、市内で一番利用者が多い金田一春彦記念図書館と高根図書館に設置することにした」との答弁がありました。

質疑終結後、「中学校3年生まで医療費を無料にできたこと、重度心身障害児の窓口無料化に取り組んだことは評価できるが、小中学校就学援助金の対象にメガネ、制服、カバンまで拡充しておらず、また入学前2月3月に支給することができないこと。また、広島平和使節団の予算が計上されていないことから反対する。」一方、「交付税が縮減されていく中で総合戦略にしっかり取り組み努力が見られること、一度廃止された重度心身障害者医療費助成をペナルティもありながら復活したこと、また就学支援についても制度に則り適正に支援をしていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第30号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「国保税の徴収率見込みは、徴収率向上に向けた対策は」との質疑に対し「国保税の徴収率は現年度分を94.63%、滞納繰越分については23.49%と見込んでいる。徴収率の向上については、コンビニ収納などを実施することにより着実に伸びてきている」との答弁がありました。

また「1人当たりの国保税調定額は、県内の他市町村と比較してどのようになっているのか」との質疑に対し「県内13市の中では一番低い」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第31号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算であります。

「特別徴収と普通徴収の対象者数は」との質疑に対し「特別徴収は6,500人ほど、普通徴収は1,870人ほど予測している。保険料算定において特別徴収の対象者の割合を78%、普通徴収を22%と見込んでいる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第32号 平成28年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「認知症総合支援事業は医療機関とどのように連携する予定なのか。また、委託先の病院はどこになるのか」との質疑に対し「認知症の対策については、認知症を多くの方に理解してもらい、予防することが重要である。認知症になった方にとっては、早期に治療して進行を抑えることが重要であり、認知症患者とその家族のサポート支援が大切である。また、認知症に気づかない方が多いことから早く気づいてもらい早く手立てをするため、市内に専門の医療機関がないため、早期診断・早期治療につなげるための体制づくりに力を入れていく。認知症初期集中支援チームについては、市立病院に委託する予定である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 33 号 平成 28 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算であります。

「毎年予算額が減少しているがその理由は」との質疑に対し「少しずつではあるが、要介護支援者を介護予防サービスの利用から総合相談事業に移行していることが要因である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 18 号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について、議案第 38 号 平成 28 年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第 39 号 平成 28 年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第 40 号 平成 28 年度北杜市白州診療所特別会計予算の 5 件は質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第 21 号、議案第 24 号から議案第 29 号まで、議案第 34 号から議案第 37 号まで、議案第 41 号から議案第 50 号までについて報告を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

平成 28 年 3 月 18 日

北杜市議会議長 千野秀一様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は 2 月 26 日の本会議において付託されました事件を 3 月 9 日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第 21 号 北杜市景観条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 農地耕作条件改善事業（箕輪地区）土地改良事業計画について

議案第 25 号 農地耕作条件改善事業（山高地区）土地改良事業計画について

議案第 26 号 農地耕作条件改善事業（原長澤地区）土地改良事業計画について

議案第 27 号 字の区域の変更（明野町浅尾）について

議案第 28 号 字の区域の変更（白州町白須）について

議案第 29 号 平成 28 年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第 34 号 平成 28 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 28 年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 28 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 28 年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
議案第 41 号 平成 28 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
議案第 42 号 平成 28 年度北杜市明野財産区特別会計予算
議案第 43 号 平成 28 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
議案第 44 号 平成 28 年度北杜市高根財産区特別会計予算
議案第 45 号 平成 28 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
議案第 46 号 平成 28 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
議案第 47 号 平成 28 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
議案第 48 号 平成 28 年度北杜市白州財産区特別会計予算
議案第 49 号 平成 28 年度北杜市武川財産区特別会計予算
議案第 50 号 平成 28 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
以上 21 件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第 21 号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についてであります。

「まちづくり審議会からの答申やパブリックコメントが多数寄せられたが、高さ等について数値化することについて条例にどう反映していくのか」との質疑に対し「高さ等の数値を設定するためには、根拠となる上位法がなく困難である。太陽光設置に対しては、事業者と地域住民との合意が重要となる。例えば清里地域の建築物の高さ制限については、土地所有者と地域住民が合意するまで 2 年近くを費やし、互いに納得して高さを決めたことからすれば、今後、事業者と市民の話し合いの中で数値化できることもある。また、上位法の整備や判例など国等の動向に注視して改正できるようであれば速やかに改正を行う」との答弁がありました。

また「太陽光設置事業者は、経済産業省に事業規模の認定を受けて事業を実施しようとしており、条例で高さ等の制限を設けることにより、当初の事業規模計画を変更することを強いられ、再度、経済産業省に事業の認定をとることになる。売電単価が下落している状況においては、当初予定していた事業収益が得られず損益を与えてしまうことになり、現行の法例では条例等に数値を表記することは困難ではないのか」との質疑に対し「経済産業省が既に行った認定に対して、景観法などで規定がない中において条例等で制約することは難しい」との答弁がありました。

また「今回の条例改正により届出が義務化され、違反した場合には告発することが可能となり、30 万円以下の罰金が科せられる。加えて氏名等の公表により社会的なペナルティを科すこともできるが、市としては厳正に対処していくのか。また、届出を義務化することによって地域住民への説明等の指導が可能となり、住民と業者の話し合いに関与できることになるが積極的に対応する考えは」との質疑に対して「届出が出されない場合には、法律に従い事務を進め、告発については関係機関と協議して対処していく。また、事業者に対し十分に指導できる態勢を整える必要があることから、対応する職員数の増員や組織の一元化についても検討し対応していく」との答弁がありました。

質疑終結後、委員より施行期日を 1 カ月間短縮し平成 28 年 6 月 1 日とすること。景観計画および指導要綱のさらなる検討を行うこと。適正導入に向けて国ならびに関係機関に建築基準法等関連法の整備を求めること。総合的な見地から必要に応じて事業者、地元住民、地権者と

の協議調整を図ることを求める議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての附帯決議(案)が提出され、別紙の附帯決議を附することを決議し、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算(所管分)であります。

「北部ふるさと公苑の予算の今後の考え方は、また、市内のし尿の処理を北部ふるさと公苑に一元化していくのか」との質疑に対し「これまで北部ふるさと公苑の修繕については、必要に応じて大規模なものも含め修繕してきたが、精密機能検査の結果を受けて、北部ふるさと公苑での一元化も含めた検討を行いつつ、緊急を要する修繕から計画的に実施する予定である」との答弁がありました。

また「災害に強い安全・安心のまちづくりとはどのような事業か。また、クリーンエネルギー清里太陽光発電の運営の事業の内容は」との質疑に対し「再生可能エネルギービジョンに基づき須玉保育園太陽光発電設備工事や停電の際に避難所の明かりを確保するため、太陽光発電による街路灯を設置する。クリーンエネルギー清里太陽光発電の運営費の内容は、県有地の借地料や動植物相調査を実施する」との答弁がありました。

また「観光協会は一般社団法人として自立に向けて歩み出しており、観光協会のみならず観光業者が利益を生むよう自主的に事業展開していくべきである。そのためには今後、観光協会が北杜市の観光を担えるよう、また観光協会が生き生きと活動できるよう市が指導・支援をしていくべきではないか」との質疑に対し「市から人件費を補助していることもあり、北杜市の観光業務を担えるよう土日の観光案内にも対応してもらいながら、自立に向けて積極的に指導していく」との答弁がありました。

また「高齢化により農業の担い手不足を農業生産法人が補っているが、その支援策は」との質疑に対し「市の補助としては、農業振興推進事業や産地づくり対策市単事業があり、県としては水田農業支援事業山梨農村総合支援事業、国においては経営安定所得対策、T P Pに絡んで産地パワーアップ事業があり、それぞれ機械の購入や修繕、転作奨励や産地としての強化を図ることができる支援策がある」との答弁がありました。

また「松くい虫防除対策として、標高800メートル以上の重点地区はどこになるのか」との質疑に対し「松くい虫の防除対策として標高の高いところで食い止めるため、標高800メートル以上のすべての地区を事業の対象としている」との答弁がありました。

また「空き店舗の活用策は」との質疑に対し「北杜市創業促進支援事業にて、地域の要望等を確認しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第34号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

「昨年と比べ加入金が減る理由は」との質疑に対し「平成25年度は306件の加入があり、平成26年度は217件であった。このことから減少することを見込んだ」との答弁がありました。

また「人口減少等により水道使用料が減少することが予想でき、それらも影響して繰入金が増加しているが、公営企業会計への移行を踏まえ今後の経営の方針は」との質疑に対し「人口減少等や節水などにより使用料は減少傾向にあり、それらも影響し繰入金は増加傾向にある。今年度も一般会計からの繰り入れのほか基金繰入を約1億円予算計上しているが、基金も現在おおよそ3億円ほどであり、基金繰入金に頼ることは困難な状況である。平成29年度に水道

料金が統一されたあとには、市民の皆さまにもご理解を求めた上で水道料金の値上げについても検討していく必要がある」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 農地耕作条件改善事業(箕輪地区)土地改良事業計画について、議案第25号 農地耕作条件改善事業(山高地区)土地改良事業計画について、議案第26号 農地耕作条件改善事業(原長澤地区)土地改良事業計画について、議案第27号 字の区域の変更(明野町浅尾)について、議案第28号 字の区域の変更(白州町白須)について、議案第35号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算、議案第41号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第42号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第43号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第44号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第45号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第46号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第47号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第48号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第49号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第50号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の18件については質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(千野秀一君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員(保坂多枝子君)

ただいまの委員長報告によりますと議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての附帯決議案は、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定されましたとあります。この件は大変重要な案件でありまして、必要なことであるかとも思います。この決議された件に対しまして、その後、委員長はどのように対応され、また処理されたのか伺います。

○議長(千野秀一君)

委員長、中山宏樹君。

○経済環境常任委員長(中山宏樹君)

ただいまの保坂議員さんのご質問にお答えいたします。

附帯決議を議長のほうへ提出いたしまして、そこから執行のほうへいっているものと確認しております。

○議長(千野秀一君)

内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

私は当委員会の委員でございます。委員会の質疑におきましては、委員会の委員長に対しての質疑に対しましては説明員、もしくは委員が代われるということとなっております。代わり

まして私のほうからこの委員会の質疑の内容、またその後のことについての、附帯決議がいかなるものかということについてご説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（千野秀一君）

許可します。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての附帯決議でございます。これにつきましては、先ほど保坂議員から指摘がありましたとおり非常に市民、また住民、またわれわれ議員の注目をする議案でございました。それに当たりまして、当委員会は慎重審議をしたわけでございますが、これにつきましてはこのまま採決をして可とするということもありますが、当委員会として、これについては私が暫時休憩中に附帯決議を提出したものでございますが、これを委員会に諮りまして結果が出たわけでございます。

附帯決議は皆さまご承知のとおり紳士協定的なものもでございますが、委員会としてのこれは附帯決議を決議して条例案を可決したということでございますから、それを委員長が今、報告しているということだと思います。附帯決議を報告した。それによって、執行側がこれについて対応するどうすることについては、やはりこれは執行側の考えとして今後、われわれは見守っていかなければならないという状況でありますから、これは当委員会の附帯決議をこの本会議場でされたということ報告することをもって、当委員会の報告とするということが妥当な対応だというふうに思いますので、この附帯決議の中の案件は皆さま方、お手元に配布してございますからご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これから、承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第16号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第16号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第17号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第19号 北杜市立診療所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第20号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、市長から事件訂正請求書が提出されました。

お諮りいたします。

事件訂正請求書についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、事件訂正請求書についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（千野秀一君）

再開いたします。

追加日程第1 事件訂正請求書についてを議題といたします。

市長に説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例につきましては、施行日を平成28年7月1日としておりましたが、平成28年3月9日に行われた経済環境常任委員会での審議および同委員会の附帯決議を熟慮した結果、当該条例の施行日を平成28年6月1日に訂正したため、議案訂正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

今の件につきまして、議会運営委員会を開催したいと思いますけども、お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

続けていきたいと思えます。

お諮りいたします。

議案第21号……。

○7番議員（原堅志君）

動議。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

この件につきまして、議会運営委員会を開催することをお諮りお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

議長として必要ないと認めます。

進めます。

お諮りいたします。

○7番議員（原堅志君）

賛成者がいるんですよ、議長。

○議長（千野秀一君）

今の内容について、もう一度説明をお願いします。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

この件につきまして、担当課から議会運営委員会で説明を受けて、この審議に入りたいと思えますので、ぜひお計らいのほどよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

議案の訂正でありますから、議事を続けます。

お諮りいたします。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

動議としてお願いします。暫時休憩をお願いします。

○議長（千野秀一君）

どういふ必要がありますか。

○7番議員（原堅志君）

訂正は分かりますけども、議会運営委員会に対して、この件について議長のほうからも、これは訂正ですので変わりませんけども、議会運営上、今後のこともありますので、ぜひその件につきまして、議会運営委員会の委員長として議会運営委員会を開催したいということの動議です。

○議長（千野秀一君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいま市長より事件訂正請求書が出まして、これについては追加日程として事件訂正請求書ということで議長が追加日程に諮られました。その諮られた中で、この本会議の中に提出がされているわけですから、議会運営委員会を諮らずにしても議長はそれを諮問せず、本会議において議員にお諮りをしてこれを決定したわけですから、議会運営委員会を改めて開くということは当然、一事不再議からみてもこれはあり得ないことであります。議会運営委員長がそのようなことを言われるのは甚だ遺憾でありますし、もう少し見識ある発言をしていただきたいと思ひます。議長よりその旨をお伝えいただいて、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

議長として議運を開く必要はないと認めます。

したがいまして、会議を続けます。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

議長、暫時休憩をお願いします。

○議長（千野秀一君）

どういふ理由でしょうか。

・・・内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

暫時休憩の動議に対しまして、議事進行の動議を提出いたします。口頭にて提出いたします。

○議長（千野秀一君）

（「賛成。」の声）

議事進行いたします。

お諮りいたします。

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての議案訂正を承認することにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

異議がありますので、起立採決いたします。

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての議案訂正を承認することに

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例についての議案訂正を承認することに決定いたしました。

なお、訂正後の議案書につきましては本会議閉会後に議員控室に措置いたします。

議案第21号 北杜市景観条例の一部を改正する条例については、先ほど議案の訂正が承認されました。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第21号は、会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

したがって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

原堅志君。討論ですか。

○7番議員(原堅志君)

違います。間違えました。

○議長(千野秀一君)

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第21号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村事務組合同規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 農地耕作条件改善事業（箕輪地区）土地改良事業計画について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第25号 農地耕作条件改善事業（山高地区）土地改良事業計画について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 農地耕作条件改善事業（原長澤地区）土地改良事業計画について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第27号 字の区域の変更（明野町浅尾）について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第28号 字の区域の変更(白州町白須)について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

清水進君。

○11番議員(清水進君)

議案第29号 北杜市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

総務省の家計調査で、2人以上世帯のうち勤労世帯の実質可処分所得が30年前以下の水準に落ち込んでいることが明らかになりました。消費税率8%への引き上げで消費者物価指数が2015年に104.6まで跳ね上がり、物価上昇は過去最高の水準となりました。また日本商工会議所は主に個人事業主2千社を対象に行った消費税率8%に伴う価格転嫁の実態調査で売上高1千万円以下の事業者や小売業、飲食業等の半数がまったく転嫁できないと回答し、業者が消費税の納付について生命保険を解約して払った、自分の年金を充てたと述べております。

社会保障と年金の削減も深刻な影響を与えています。特に利用したい介護保険制度が軽度と判断されれば、今までのサービスが利用できず全額負担しなければならず、保険あって介護なしの実態が生まれています。医療費の支払いができない、破たんする高齢者も生まれています。

こうした市民の暮らしの実態から市の新年度予算では市民の暮らしを支え、福祉の充実により誰でも住んでよかったと思える施策を行っていくことが求められております。その点で私た

ちが要望してきた障害がある子どもの医療費窓口無料化が復活すること、そしてこの1月より中学3年生まで医療費の窓口無料化が拡充されたことは喜ばしいことだと考えております。

しかし反対の第1の理由は、国の消費税8%の増税は市民に負担増をもたらしています。市の施策により国保税や介護保険料の軽減、市民や業者の暮らしの支援につながる住宅リフォーム事業の実施、子どもの医療費、窓口無料化を高校3年生までの拡充、子どもの貧困解消のため就学援助金給付の拡充、子ども第1子保育料支援など当初予算325億円の1%以内の財源で実施可能と考えます。

第2に本年度の公債費のうち繰上償還に元金だけでも18億6,300万円が計上されています。市民の暮らしを支える財源に振り替えるべきではありませんか。

第3にいわゆるマイナンバー制度を実施していく予算が計上されています。この制度の一番の狙いは国民一人ひとりの収入と財産を丸裸にし、税・保険料の徴収強化、社会保障の給付制限を押し付けていくことが今後考えられています。市民にとってはほとんどメリットがありません。実施を中止しても市民生活になんら支障がありません。

第4に市民バス運行費が計上されています。しかしこの広い面積を持つ市内でバスの公共交通だけでなく、タクシー業者と連携しデマンドタクシー制度など導入を提案してきました。他自治体等は実施しています。高齢者が多く認知症による事故も今、増加しています。国土交通省では地域公共交通確保維持改善事業があり、地域の特性に応じた生活交通の維持確保で過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行も盛り込まれています。こうした対策が立てられておりません。早期に実施すべきではありませんか。

第5に峡北広域水道企業団に責任水量買い取りの予算計上がされています。100%、利用されていません。今後も人口が減少してきます。利用されていない水が増加してきます。利用していない分はダムを設置した山梨県に負担を求めべきだと考えます。今後、この制度を改革していくべきであります。こうした理由により前年度より予算金額規模は111.5%増となりましたが、市民の暮らしを支える事業実施を求め当予算案に反対をいたすものであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

ほかにありませんか。

賛成討論。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

まずもって平成28年度の一般会計予算案は、総額325億8,340万円で須玉小大規模改修事業に9億5,433万円。JR小淵沢駅舎駅前広場整備事業に14億3,015万円。子育て支援住宅整備事業に5億7,033万円。子育て世帯マイホーム補助金1億1,100万円など大型事業が重なったこともあり、過去最大の予算であります。

交付税の段階的縮減に対応し、さらなる歳入歳出の見直しを行うとともに財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、基金財源を活用して18億6千万円にのぼる市債の繰上償還を行う一方で北杜市総合計画および北杜市総合戦略定住自立支援、八ヶ岳観光圏などを着実に推進するため事業の選択と集中を図り、重点的かつ効率的な予算であると思えます。

市民バスの運行については市民の生活の足として通学、買い物、通院、駅への接続など欠か

せない交通手段となっております。また自由乗降の実施や一部路線の延長など利用者の利便性を高めるための見直しを行っております。さらに新年度からは一部エリアで車両を小型化し、新たな路線の再編を行うなど利用者の利便性はさらに高まり、利用者の増加が期待されるところであります。

超高齢社会を迎え運転免許証返納者も増えることから、高齢者運転免許証自主返納支援制度を創設し、高齢者に市民バスの利用を促す取り組みも始めており、この制度は多くの高齢者が利用するなど市民の足として市民バスに寄せる期待は大きいといえます。これらのことから市民バスは市民にとって欠かせない公共交通であります。

マイナンバー社会保障番号制度では、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国・地方公共団体等の複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

複数の機関で横断的に1つの番号を利用するマイナンバー制度の導入により、公平・公正な社会の実現のため所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正受給の防止に役立ちます。

また国民の利便性の向上のため、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減るなど行政手続きが簡素化されます。さらに行政事務が効率化されることで事務がより正確で迅速になります。

昨年10月から各戸へ通知カードの配達が始まり、今年1月からは個人番号カードの発行とマイナンバーの利用が市役所で始まりましたが、大きなトラブルもなく順調に業務が行われていると聞いております。

一部の国民の間には個人情報すべてが把握されたり、情報が芋づる式に流出してしまうという心配もあるようですが、行政機関が持っている個人の情報について社会保障、税、災害の分野に限定した上で活用することとしており、漏えいに関しても直接のやりとりはマイナンバーではなく、暗号化された符号が使われるなどセキュリティにも万全を期しております。

すでに自治体のみならず全国の事業所等でもマイナンバーの利用が始まっており、制度を後戻りさせることなど決してできるものではありません。

以上を申し上げて議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算案に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

反対の討論。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

平成28年度北杜市一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

本予算では、北杜市簡易水道特別会計に繰入金として7億6,876万9千円計上されております。この繰入金のほぼ半分に当たる3億6,290万8千円は基準外繰入であります。簡易水道事業には非常に多くの経費がかかることは十分承知をしております。しかし毎年、一般会計から当然のように繰入金が入るといっては水道法からみて健全とはいえないと思います。交付税が年々縮減され、高齢化によって医療費が膨らみ、人口減少による水道使用料が減少するなど歳入の厳しさは増す一方です。

その一方、目玉政策である少子化対策、子育て支援など人口維持のための予算はますます必

要になってきます。そのような状況の中、基準外繰入金をいかに減らすかという工夫はあって当然です。

市民の大切な足であるデマンドバスの運行をタクシー業界の経営を圧迫するという理由などで廃止するなど非常に重大な決断ができるのであれば、責任水量の買い取りを見直すなどそういった判断もできるはずです。

先ほどの経済環境常任委員会の委員長報告にもありましたように、今後水道料金の値上げについても検討していく必要があるというのも新しい提案の1つかもしれませんが、安易に市民に負担増を求めるだけで、繰入金を投入し続ける予算案に対しては賛成しかねます。

以上の理由で平成28年度北杜市一般会計予算に反対いたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

議案第29号 平成28年度北杜市一般会計について賛成の立場で討論をいたします。

まず各常任委員会での審査結果は常任委員長の報告のとおり、いずれも可決であります。このため委員会の結論を尊重すべきと思います。北杜市は合併から12年目を迎えております。白倉市政はその間、財政の健全化を第一に位置づけ、行政の課題に職員と一丸となって取り組んできた姿勢は、まさに北杜市が目指す人と自然と文化が躍動する環境創造都市の構築に大きな礎となっているものであります。その努力に敬意を表すところであり、新年度予算においてもその心意気が表れております。

平成28年度北杜市一般会計予算325億8,340万5千円は、対前年比で33億4,809万2千円の増、11.5%の増と合併以来、最大の予算でもあります。

歳入面においてみますと税収の確保に努め、第3次行財政改革アクションプランに基づき市債の抑制と税収面では景気動向から住民税の減額見込み、太陽光発電の増額に伴う固定資産税の増額、地方交付税については段階的縮減ならびに国勢調査の人口減による影響などの確な見込みが反映され、さらに減債基金からの市債繰上償還への充当を考慮もされており、将来を見据えた適切な歳入予算でもあります。

一方、歳出面においては公共事業の前年度予算範囲内、経常経費、行政経費においても厳しいシーリングを設定し総額の抑制を行っております。ともに財政の一層の健全化のために18億6千万円の繰上償還を計上し、平成28年度末の市債残高はピーク時から326億円削減し683億円程度に、さらには基金残高においては合併時から99億円の増加の149億円、市債と合わせた425億円の改善を見込んでおる予算であります。この予算においては交付税の段階的縮減への対応と歳入歳出の見直しなど、財政健全化の取り組みの強化と市債の繰上償還を行う一方で少子化対策、定住促進に傾注した施策と北杜市総合計画、北杜市総合戦略の着実な推進を図るため、積極的で果敢な取り組みを感じさせる予算でもあるものと私は高く評価をしております。

少子高齢化が進む中で北杜市の現状を的確に見つめ、将来の発展につながるものと確信をしております。

議案第29号 平成28年度北杜市一般会計予算についての賛成の討論といたします。

○議長(千野秀一君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結します。

これから、議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第29号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第30号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 平成28年度北杜市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 平成28年度北杜市居宅介護保険支援事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第34号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

岡野淳君。

○8番議員(岡野淳君)

平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの一般会計の討論のところで申したとおり、本会計には一般会計より7億6,876万9千円の繰入金が生計上されております。このうちの半分は基準外繰入金として3億6,290万8千円です。先ほど申し上げたとおり財政が逼迫し、これから人口減少を食い止めるための予算がますます必要になってくる中、本会計の特に基準外繰入をいかに減らしていくかという工夫が必要になってくるはずなんです。

ところが例えば最近の水道運営委員会を見ても、そういう議論がほとんどないというふうに思います。例えば引き合いに出しますと、繰入金の額が大きいという委員からの指摘があります。これはなんとかしろというふうな趣旨ではなくて、一定期間、繰入金をしてもらわないと困る、そういう約束がほしいんだと、こういう発言です。答弁については必要な分だけ、ある程度要求していかなくてはならない。あるいは公営企業化されます、将来、公営企業化されたときに市の一般財源から繰り入れは見込まれるのか、こういう委員の発言があります。そ

れに対して今の料金水準を維持するだけであれば繰り入れは避けられない。市の財政状況を考えた中で繰入金を減らすこと、独立採算による運営が求められている、こういう答弁もあるんですけども、全体にこの委員会の発言の趣旨が、はなからもう繰入金をあてにしている、そういう発言だと言わざるを得ません。こういう考え方では繰入金、特に繰入金をまったくゼロにしるなんていうことを言うつもりはありませんけども、せめて基準外を少しでも減らすという工夫はこの委員会の中でも議論があって然るべきだというふうに思います。

以上の理由でこの平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に反対するものであります。以上です。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

内田議員。

○20番議員（内田俊彦君）

平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億1,686万9千円になるわけでございます。先ほど岡野議員のほうからの反対討論によりますと繰出金、繰入金ということの中で討論があるわけでございますが、一般会計から簡易水道へ繰り入れがされ、そこから企業団へ責任水量の下に受水の料金が払われているわけでございます。そしてそれによって企業団は成り立っているわけでございますから、そこへとにかく責任水量制の分担分を支払わなければ企業団が潰れてしまうわけでありまして。そういったしますと当然、水道の、要するに水道水が確保できずに市民の皆さまに水道水が供給できなくなってしまうという現実があります。

市は市民の皆さんにできるだけ安価で安全な水を供給するために、財政も厳しいわけでありまして料金を上げずに今までやってきたわけでありまして。繰り出し・繰り入れを防ぐということになりますと、どうしても料金を上げなければならないわけでありまして、市は今、企業会計に移行し、経営の効率化を図りながらそれらを今、模索しながらどうしていくということを今、頑張っているわけでございます。

そういったしますと繰り入れ・繰り出しに対しましては、どうしてもこれは市民の皆さまに水道水を供給するという立場から致し方ないこととございます。

以上の理由によりまして、簡易水道事業特別会計につきまして賛成といたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第34号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたし

ました。

次に議案第35号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第38号 平成28年度北杜市病院事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第39号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第40号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第43号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第44号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第45号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第46号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第47号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第48号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第49号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第50号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第36 議案第12号 北杜市法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

日程第37 議案第13号 北杜市行政不服審査会条例の制定について

の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

それでは議案第12号 北杜市法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。趣旨でございます。

行政不服審査法第2章第3節に規定する審理手続きの業務を行う法務専門職員を任用するため北杜市法務専門職員の任用等に関する条例を制定するものであります。

制定の内容であります。

法第2章第3節に規定する審理手続きを行う高度な法律の知識を有する法務専門職員を任用するに当たり、身分、報酬等の支給、勤務時間、守秘義務および罰則等について必要な事項を規定するもの、また法務専門職員の報酬を規定するため、附則において北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

条例本文の2ページをご覧くださいと思います。

この条例は第1条から第7条、ならびに附則により構成されております。

第1条では趣旨を定めてございます。

第2条では任用を規定しております。

第3条では身分を定めており、法務専門職員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職とすることを規定しております。

第4条では法務専門職員報酬等の支給等についてを、第5条では職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とすることなど、守秘義務についてを規定しております。

第6条では委任について規定しています。

第7条では守秘義務の規定に違反して秘密をもらした者に対して罰則を規定しています。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することを規定しております。

また法務専門職員の報酬は、北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で規定することとし、法務専門職員の報酬日額を2万円とすることを規定しております。

続きまして議案第13号 北杜市行政不服審査会条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

趣旨でございます。行政不服審査法第81条第1項の規定により審査請求に係る事務を処理することを目的とする北杜市行政不服審査会を設置するため、北杜市行政不服審査会条例を制定するものであります。

制定の内容であります。北杜市行政不服審査会を設置するに当たり組織、委員、任期、会長、専門委員、会議、調査審議手続の非公開、罰則等について条例で規定するものであります。

条例本文の2ページをご覧くださいと思います。

この条例は第1条から第11条、ならびに附則により構成されております。

第1条では設置を定めてございます。

第2条では所掌事務について規定しており、審査会は法の規定により市長の諮問に応じ調査審議し、市長に答申することとしております。

第3条では審査会は委員5人以内をもって組織することを規定しています。

第4条では委員の委嘱、任期、解任、守秘義務、政治運動等の禁止、委員の報酬および費用弁償等を規定しています。

第5条では会長は互選によりこれを定めることとし、会長に事故がある場合の職務代理等について規定しております。

3ページでございます。

第6条では審査会に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる旨等を規定しています。

第7条では会議の招集、議長、議決の決定等について規定しています。

第8条では審議手続きを非公開とすることを、第9条では審査会の庶務は総務部総務課で処理することを、第10条では委任事項について規定しています。第11条では守秘義務の規定に違反して秘密を洩らした者に対する罰則を規定しています。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行することを規定しています。

また最初の審査会の会議の招集は、特例として市長が招集することを規定しています。

以上2案件につきましてよろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号および議案第13号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号および議案第13号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある方は議案番号、議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

これから議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第38 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤勝美君)

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

趣旨でございます。行政不服審査法が施行されることに伴い、関係条例の整備を行うため北杜市情報公開条例他7条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。関係する8条例について一括して改正を行うものであります。

それでは条例本文の2ページをご覧くださいと思います。

第1条では、北杜市情報公開条例の一部改正を規定しております。

開示請求にかかる審査請求の諮問については北杜市情報公開・個人情報保護審査会で実施していますが、引き続き北杜市情報公開個人情報保護審査会で実施すること等を規定するとともに法改正に伴う字句の改正であります。

2ページから3ページにかけて、第2条では北杜市行政手続条例の一部改正を規定しております。法改正に伴う字句の改正であります。

第3条では、北杜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正を規定しております。固定資産評価審査委員会の審査にかかる決定書の記載事項を追加する規定および審査委員会に提出された書類の交付手続き手数料等について規定したものであります。

4ページであります。

第4条関係では北杜市職員給与条例の一部改正を規定しております。法改正に伴う字句の改正であります。

第5条関係では北杜市手数料条例の一部改正を規定しております。審理員に対する書類の交付手数料、北杜市行政不服審査会に対する書類の交付手数料、地方自治法の規定により行政不服審査会の規定を準用する交付手数料、公職選挙法の規定により行政不服審査法を準用する交付手数料等について規定したものであります。

ページが飛びまして、11ページをお願いいたします。

第6条関係では、北杜市個人情報保護条例の一部改正を規定しております。

本条例第1条の北杜市情報公開条例の一部改正と同様に北杜市個人情報保護条例による開示請求にかかる審査請求の諮問については、北杜市情報公開個人情報保護審査会で引き続き実施することを規定するほか法改正に伴う字句の改正であります。

13ページをお願いいたします。

第7条関係では、北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を規定しております。法改正に伴う字句の改正であります。

第8条関係では、北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を規定しております。審査請求人、または実施機関が審査会に提出した資料について閲覧を求めることができる等を規定するほか字句の改正を行うものであります。

14ページですけども施行期日は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第39 議案第22号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第22号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、北杜市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定するものであります。

今回の策定に当たっては当該法の執行期限が5年間延長されたことから、新たな計画を策定するため当該法の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは計画の概要についてご説明いたします。

まず1ページから8ページにつきましては、市の概況および人口の推移などでございます。

9ページから13ページにつきましては、3地域の財政状況および公共施設の整備状況などでございます。

14ページから15ページにかけて地域の自立促進の基本方針を掲げております。

過疎地域においても将来にわたり安心して暮らし続けられるよう、地域の魅力を高め定住人口の維持を図りながら持続可能で活力ある過疎対策を推進することとしており、大きく3つの項目を掲げております。

1つ目が14ページ、下段の 個性的で魅力的な地域コミュニティの創造、2つ目が15ページ上段、 活力ある地域社会の創造、3つ目が 人口減にも耐えうる少子・高齢化社会の形成であります。

なお、計画期間につきましては法の定めにより平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としております。

16ページ以降が具体的に取り組む事業内容でありまして、8つの施策で取り組むこととしております。

20ページが産業の振興として農地基盤整備事業など、24ページが交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として道路交通網の整備など、次に30ページが生活環境の整備といたしまして簡易水道等のライフラインの整備、32ページが高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として介護福祉施設などの整備、次に34ページが医療の確保といたしまして医療機器などの整備、36ページが教育の振興といたしまして教育環境の整備など次に38ページが地域文化の振興等といたしまして地域文化の継承など、39ページが集落の整備といたしまして子育て支援住宅などの整備をそれぞれ取り組む事業内容として掲げております。

なお、40ページにおきましては過疎地域自立促進特別事業の円滑で効果的な運営を図るため過疎地域自立促進基金を設置することといたしまして、基金の対象となる事業は施設の維持補修、管理などのソフト事業でありまして41ページから44ページに掲載してございます。

以上が計画の概要説明であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第22号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第40 議案第51号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

追加提案をいたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第51号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に5億9,502万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324億2,871万1千円とするものであります。

国では、今国会において一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策や総合的なTPP関連政策大綱を踏まえた予算として総額3兆3,213億円の補正予算が成立いたしました。本市といたしましては地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて先駆性を高めレベルアップの加速化を図るために創生された地方創生加速化交付金を充当する事業や賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するための給付金の支給、TPP関連予算関連事業として実施する土地改良事業などについて、国費を有効に取り組みながら補正予算案を取りまとめました。緊急の対策でありますので本日、追加提案させていただいたところであります。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

次に内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第51号 平成27年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,502万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を324億2,871万1千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして2款総務費、1項総務管理費、個人番号制度事業1,390万3千円は個人番号カードの作成について国の追加方針が年度内での事業完了が困難な時期に出されたことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項自治体情報システム強靱化向上事業2,251万2千円は、国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業2億3,896万4千円は国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款2項児童福祉費、子ども子育て支援システム改修事業87万円は国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業3千万円は国の補正予算に伴って実施する北の杜フードバレー構築プロジェクト事業について、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に7款1項商工費、観光振興事業6,521万円は国の補正予算に伴って実施する世界に誇る水の山北杜ブランド推進事業および日本の顔となる観光地域づくりのためのハヶ岳DMO構築事業について年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に9款1項消防費、防災ラジオ導入事業277万8千円は防災ラジオにかかる仕様書の再検討と製造に不測の日数を要したことから年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、県営土地改良事業の2,253万5千円を3,715万円増額し5,968万5千円とするものは、国の補正予算に伴って実施するものおよび関係機関との調整に不測の日数を要した事業について、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を変更するものでございます。

次に5ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

まず追加といたしまして、国の補正予算に伴い実施する自治体情報システム強靱化向上事業の地方負担分に補正予算債として措置される一般補助施設整備等事業債を充当することとし、限度額を880万円とするものでございます。

変更といたしまして合併特例事業債を2,680万円増額し、限度額を20億660万円とし発行限度額の計を24億7,490万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

6款1項地方消費税交付金1億7,789万7千円の増額は、交付額の決定に伴うものでご

ざいます。

10款1項地方交付税1,986万4千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものでございます。

なお、特別交付税のことでちょっとご説明いたします。

特別交付税につきましては本日、総務大臣から閣議報告がなされ本市の配分額も判明いたしました。その結果、県内13市の総額が昨年度から約1億円、1.1%のマイナスとなる中、本市の配分額につきましては昨年から150万円、0.1%の増となる11億8,500万円余となり、県内で最大の配分額となっております。これはハケ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく事業の実施などの本市独自のプラス要因が影響しているものと考えられます。今回の配分額は2月補正後の特別交付税の予算額10億円を1億8,500万円余上回っておりますが、これは平成27年度の決算剰余金となるものであります。

次に12款分担金及び負担金、1項分担金720万円の増額は県営土地改良事業分担金でございます。

2項負担金455万1千円の増額は、観光振興事業に関する長野県富士見町と原村からの負担金でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金125万7千円の増額は子どものための教育保育給付費に対する保育所運営費負担金でございます。

2項国庫補助金3億4,702万9千円の増額は、国の補正予算に伴って交付される個人番号カード交付事業費補助金、地方創生加速化交付金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、臨時福祉給付金事業費補助金および子ども・子育て支援整備交付金でございます。

17款1項寄附金100万円の増額は個人からの寄附金でございます。

21款1項市債3,560万円の増額は、県営土地改良事業に充当する合併特例事業債および自治体情報システム強靱化向上事業に補正予算債として充当する一般補助施設整備等事業債でございます。

次に3ページをご覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費3,063万4千円の増額は個人番号カードの交付枚数の増加に対応する個人番号制度事業費およびセキュリティ対策を強化する自治体情報システム強靱化向上事業費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費2億3,896万4千円の増額は賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するための年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。

2項児童福祉費338万4千円の増額は、民間の保育所や幼稚園等への給付費に国の人事院勧告に伴う給与改善措置を反映する子どものための教育保育給付費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費6,550万円の増額は地方創生加速化交付金を充当する北の杜フードバレー構築プロジェクト事業費および県営土地改良事業費でございます。

7款1項商工費6,521万円の増額は、地方創生加速化交付金を充当する世界に誇る水の山北杜ブランド推進事業費および日本の顔となる観光地域づくりのためのハケ岳DMO構築事業費でございます。

13款諸支出金、2項基金費1億9,133万4千円の増額は繰上償還の財源とするための減債基金積立金および個人からの寄附金を市内の芸術文化活動の財源とするための芸術文化スポーツ振興基金積立金でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第51号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第41 議案第52号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第52号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

改正省令が平成28年2月5日に公布、4月1日から施行されることに伴い北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか1条例を改正する必要が生じたため、追加提案させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

次に内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

議案第52号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

趣旨でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例および北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に改正の内容でございますが、改正省令が平成28年4月1日に施行されることに伴い関係する2つの条例を改正するものです。

条例本文2ページをご覧ください。

第1条では北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を規定しております。

中段以降からになります。指定認知症対応型通所介護事業者はその事業の提供に当たっては運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催する規定、また運営推進会議の活動状況の報告、評価、要望、助言等に関する記録の作成および公表の規定、ならびに事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務の規定を新たに追加するとともに省令の改正に伴う所要の改正を行っております。

3ページをお願いします。

中段からになります。第2条では北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を規定しております。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者がその事業を提供するに当たっては、第1条と同様、運営推進会議の設置と記録の作成、公表およびサービスの提供に関する努力義務を新たに追加規定しております。

4ページは省令改正に伴う所要の改正になります。

5ページをお願いします。

経過措置になります。小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合は平成30年3月31日までの間、宿泊室を設けないことができることを規定しています。

施行期日は平成28年4月1日から施行するものです。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第52号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第42 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり落合孝一君、清水廣雄君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました2人を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（千野秀一君）

日程第４３ 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第１５７条の規定によりお手元に配布したとおり議員を派遣したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件につき、やむを得ず変更が生ずるときは議長に一任をお願いしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第４４ 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第１０８条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

２月２６日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成２８年第１回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後１２時２７分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三